資料２

成長戦略フォローアップ案

令和元年　６月 21 日

Ⅰ．Society 5.0 の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１．デジタル市場のルール整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）デジタル市場のルール整備
① デジタル・プラットフォーム企業への対応
② デジタル時代の規制見直し
ⅱ）データ流通の促進
① データ流通における基本的考え方の確立
② 流通・活用環境の整備
③ サイバーセキュリティの確保

２．フィンテック／金融分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し
ⅱ）キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速
ⅲ）FinTech の実用化等イノベーションの推進
ⅳ）金・商流連携等に向けたインフラの整備

３．モビリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）日本版 MaaS の推進
ⅱ）自動運転の社会実装に向けた取組の加速
ⅲ）陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革
① 空における次世代モビリティ・システムの構築
② 陸における様々なモビリティの推進・物流改革
③ 海における新たなシステムの開発
ⅳ）昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

４．コーポレート・ガバナンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）コーポレート・ガバナンス改革
ⅱ）建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上
ⅲ）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

５．スマート公共サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ｉ）個人、法人による手続の自動化
① 個人による手続の自動化
② 法人向けワンストップサービスの実現
③ 税・社会保険手続の電子化・自動化
④ 情報システム関係予算の一元的なプロジェクト管理の強化
⑤ マイナンバーカードの普及、利活用の推進等
ⅱ）行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
① デジタルファーストの実現
② 国の行政機関における先進技術の更なる活用
③ 地方の行政機関における先進技術の更なる活用
ⅲ）世界で一番企業が活動しやすい国の実現
① 裁判手続等の IT 化の推進
② 貿易手続・港湾物流等の改善
③ 不動産関連情報・サービスのデジタル化
④ 動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備

６．次世代インフラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決
① インフラの整備・維持管理
② 防災、災害対応
③ 交通の課題の解決
④ 物流の課題の解決
⑤ 都市の競争力の向上
ⅱ）PPP／PFI 手法の導入加速
① コンセッション重点分野の取組推進
② 成果連動型民間委託契約方式の普及促進

７．脱炭素社会の実現を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ｉ）イノベーションの推進
ⅱ）グリーンファイナンスの推進

ⅲ）ビジネス主導の国際展開、国際協力
ⅳ）エネルギー分野での取組
ⅴ）産業・運輸分野での取組
ⅵ）地域・くらし分野・その他環境保全での取組
①　地域循環共生圏の創造、ライフスタイルの転換
②　地域等における物質循環
③　福島新エネ社会構想の推進
④　気候変動への適応の推進

８．Society 5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築・・・・・・・53
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築
①　産学官を通じたオープン・イノベーションの推進
②　高等教育・研究改革
③　知的財産・標準化戦略
ⅱ）次世代産業システム
①　サプライチェーンにおけるデータ連携の促進
②　ロボット技術の社会実装等
③　宇宙ビジネスの拡大
④　航空機産業の拡大

９．Society 5.0 時代に向けた人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）大学等における人材育成
ⅱ）初等中等教育段階における人材育成
ⅲ）産業界における人材育成・活用

10．海外の成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）Society 5.0 の国際展開と SDGs 達成
①　民間企業による取組の支援
②　STI for SDGs の取組加速化
③　Society 5.0 の国際標準化
ⅱ）日本企業の国際展開支援

①　インフラシステム輸出の拡大
②　ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
③　中堅・中小企業の海外展開支援
ⅲ）日本の魅力をいかす施策
①　対内直接投資の促進
②　クールジャパン
③　2025 年日本国際博覧会の開催へ向けた準備

11．外国人材の活躍推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）高度外国人材の受入れ促進
①　外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組
②　ビジネス日本語等教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上
③　高度外国人材の受入れ円滑化に向けた入国・在留管理制度等の改善
ⅱ）在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化
①　在留資格手続の円滑化・迅速化
②　在留管理基盤の強化

Ⅱ．全世代型社会保障への改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
１．70 歳までの就業機会確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）70 歳までの就業機会確保
ⅱ）働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

２．中途採用・経験者採用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）中途採用・経験者採用の促進等
ⅱ）主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

３．多様で柔軟な働き方の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）多様で柔軟な働き方の拡大
①　副業・兼業の促進

② 雇用関係によらない働き方（フリーランス等）の環境整備
③ テレワークの推進
④ 治療と仕事の両立支援
ⅱ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援
① 長時間労働の是正を始めとした働く環境の整備
② 人材投資情報の「見える化」の推進
③ 最低賃金の引上げ
ⅲ）女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

４．疾病・介護の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）人生 100 年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進
① 疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化
② 予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化
③ 疾病の早期発見に向けた取組の強化
④ 保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進
⑤ データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進
⑥ 介護予防のインセンティブ措置の抜本的な強化等
⑦ 認知症の総合的な施策の強化

５．次世代ヘルスケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
① 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進
② ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進
③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化
ⅱ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等
① 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化
② 国際展開等

Ⅲ．人口減少下での地方施策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
１．地域のインフラ維持と競争政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策

①　乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）
②　地域銀行
③　特例の対象範囲の限定
④　その他

２．地方への人材供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・102
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策

３．人口急減地域の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・103
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策

４．国家戦略特区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）「スーパーシティ」構想の早期実現
ⅱ）更なる規制改革事項の追加
①　都市部での遠隔服薬指導の実施
②　過疎地等における遠隔服薬指導のバーチャル特区指定による横展開
③　オンライン診療に係る要件の見直しに向けた検討
④　デジタルマネーによる賃金支払（資金移動業者への支払）の解禁の早期実現
⑤　地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設
⑥　パーソナルモビリティ関連の規制の見直し
⑦　大型の無人航空機（ドローン）製造許可の緩和
⑧　新薬の共同研究開発における麻薬譲渡に関する許可発出手続の迅速化
⑨　外国医師による治験のための臨床教授実施要件の緩和
⑩　地方独立行政法人(試験研究機関型)の業務範囲への出資業務の追加
⑪　クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進
⑫　外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充
⑬　外国人ダイビングインストラクターの就労要件の緩和
⑭　医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱について

５．サンドボックス制度の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・109
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策

６．中小企業・小規模事業者の生産性向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援
①　普遍的な IT 導入のための支援
②　より実践的なデジタルサービスの普及・拡大
ⅱ）新陳代謝の促進
ⅲ）海外展開、適正取引等の促進
ⅳ）中小企業支援機関の機能強化
ⅴ）地域中核企業への支援

７．農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現・・・・・・・・117
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）農業改革の加速
①　生産現場の強化
②　バリューチェーンにおける改革の推進
③　スマート農業の推進
ⅱ）輸出の促進
ⅲ）林業改革
①　原木生産の集積・拡大
②　スマート林業等の推進（林業イノベーション）
③　木材の利用促進
ⅳ）水産業改革
①　水産政策改革の推進
②　スマート水産業の推進

８．観光・スポーツ・文化芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・125
（１）KPI の主な進捗状況
（２）新たに講ずべき具体的施策
ⅰ）観光立国の実現
①　外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備
②　地域の新しい観光コンテンツの開発
③　日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化
④　地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策
ⅱ）スポーツ産業の未来開拓

① スポーツの成長産業化の基盤形成
② スポーツを核とした地域活性化

ⅲ）文化芸術資源を活用した経済活性化

① 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済好循環の加速化
② 文化芸術資源を核とした地域活性化

法律名等につき、本文中では以下の略語等を用いることとする。

医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
海岸漂着物処理推進法	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）
会社法	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
改正農地中間管理事業法	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 12 号）による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）
割賦販売法	割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）
外弁法	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和 61 年法律第 66 号）
気候変動適応法	気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）
金融商品取引法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
建築基準法	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
高圧ガス保安法	高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）
国際観光振興法	外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)
産業競争力強化法	産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
次世代医療基盤法	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成 29 年法律第 28 号）
下請中小企業振興法	下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）
商業登記法	商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）
食品等流通法	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号）
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
生産性向上特別措置法	生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）

男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
地域公共交通活性化再生法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）
地域未来投資促進法	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）
中小企業等経営強化法	中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）
デジタル手続法	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）
電気通信事業法	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
道路運送法	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
道路法	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
特定複合観光施設区域整備法	特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）
都市農地貸借法	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）
農業競争力強化支援法	農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）
働き方改革法	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）
万博特措法	平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）
パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号）
貿易保険法施行令	貿易保険法施行令（昭和 28 年政令第 141 号）
民事訴訟法	民事訴訟法（平成８年法律第 109 号）
旅行業法	旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

Ⅰ．Society 5.0 の実現

１．デジタル市場のルール整備

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出

【参考値】

・未上場ベンチャー企業：２社（JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018（2019 年２月現在））

・上場ベンチャー企業：５社（内閣府調べ（2019 年４月現在））

《KPI》(新)2020 年度末までに全都道府県で 5G サービスを開始する。

《KPI》業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を 2020 年度までに 30 事業創出する。

⇒25 事例（2019 年３月）

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）デジタル市場のルール整備

インターネットにおける新しい石油、デジタル世界における新たな通貨とも呼ばれるデータに注目が集まっている。デジタル・プラットフォーム企業は、これを巧みに活用し、利用者や事業者に便利で有益なサービスや世界市場へのアクセスを提供する等、デジタル時代に欠かすことのできない存在となっている。

一方で、デジタル・プラットフォーム企業は独占化・寡占化が進みやすいという特徴を有しており、取引環境の透明化・公正性の確保に向け、公正かつ自由な競争を促進することが求められている。デジタル・プラットフォーム企業を巡る取引環境の整備については、国際的にも取組が進められているところであり、我が国としても、早急にその立ち位置を示しつつ、デジタル市場のルール整備を図るとともに、成長の原動力として次世代のデジタル・プラットフォーム企業を我が国から育てていく。また、その際には、これまでの旧態依然とした規制をデジタル時代に合わせた合理的なものとなるよう、見直しを進めていくことが重要となる。

①　デジタル・プラットフォーム企業への対応

・グローバルで変化の激しいデジタル市場における市場競争の評価等を行うため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成さ

れる、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織 （「デジタル市場競争本部」（仮称））を早期に創設する。同組織には、データポータビリティやAPI開放をはじめとするデータ利活用に係る多岐の課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、グローバルなデジタル・プラットフォーム企業がせめぎあうデジタル市場を俯瞰（ふかん）・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独占禁止法などの関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。

具体的には、所掌事務として、(a) デジタル市場における競争状況の評価、(b) 様々なプラットフォームビジネスについてのルール整備、独占禁止法、個人情報保護などの課題の調査・提言、(c) 中小企業・ベンチャーなどを含めたデジタル市場の活性化に向けた提言、(d) G7、G20 などの国際的枠組みにおけるデジタル市場の競争評価に関するルールづくりへの参画等とする。

専門組織は、法学、経済学、情報工学、システム論等の専門家を集め、事務局については、公正取引委員会事務総局、デジタル関係の政策を担当する経済産業省、総務省等の知見のある行政官を広く募る。

デジタル市場競争本部（仮称）は、IT総合戦略本部・サイバーセキュリティ戦略本部や各省庁との密接な連携の下、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。

・デジタル市場においては、企業の市場シェアが小さくても、データの集積により競争阻害が生じるおそれがあることを踏まえ、企業買収によるデータ集積に起因する競争阻害を防止するため、デジタル市場におけるデータ集積等を考慮した審査の諸点に係る企業結合審査上の考え方について整理を行い、当該審査基準を 2019 年中に改正するとともに、売上を基準とした届出基準の在り方についても 2019 年度内に検討する。

・デジタル・プラットフォーム企業は、中小企業・ベンチャー、フリーランス（ギグ・エコノミー）にとって、国際市場を含む市場へのアクセスの可能性を飛躍的に高める。他方、デジタル・プラットフォーム企業と利用者間の取引において、(a) 契約条件やルールの一方的押しつけ、(b) サービスの押しつけや過剰なコスト負担、(c) データへのアクセスの過度な制限などの問題が生じるおそれがある。

このため、デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性及び公正性確保のための法制並びにガイドラインの整備を図る。このため、2020 年の通常国会に法案（「デジタル・プラットフォーマー取引透明

化法」（仮称））の提出を図る。
一方で、ルール整備が第４次産業革命のデジタルイノベーションを阻害することのないよう、当初はcomply or explain（従うか、又は、従わない理由を説明する）といった自主性を尊重したルールを検討する。
具体的には、契約条件や取引拒絶事由の明確化・開示、ランキング（商品検索結果の表示順）の明示、デジタル・プラットフォーム企業が自身の商品・役務提供を優遇する場合の開示、最恵国待遇条項（取引先の中で最も有利な取引条件を求めること等）を求める際の開示、あるいは苦情処理システムの整備義務といった項目について検討を行う。

・個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講ずる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すこと等を検討し、2020年の通常国会に改正法案の提出を図る。
・デジタル・プラットフォーム企業からいつでもユーザーや利用事業者が移籍できるデータポータビリティや、オープンに接続されることが可能なAPI開放に向けた課題の整理を2019年度中に行う。加えて、医療、金融、クラウドといった個別分野については、上記の課題の整理も踏まえた上で、分野ごとの固有の問題にも十分留意しつつ、検討を進める。
・現行の独占禁止法の優越的地位の濫用規制をデジタル・プラットフォーム企業による対消費者取引に適用する際の考え方の整理を2019年夏までに行い、執行可能な体制を整備する。
・あわせて、デジタル資本主義時代に適切に対応し、国際協力の強化や公正透明な競争環境を実現するため、公正取引委員会の体制の整備・強化及び基盤整備を図る。
・また、デジタル・プラットフォーム企業と消費者との関係の透明性及び公正性を確保する観点から、消費者保護関係法令の適用の考え方の整理や利用規約の透明性・公正性の確保、海外事業者への域外適用その他の消費者保護に関する規律の在り方について、2019年度中に検討を開始し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。
・利用者情報の適切な取扱いを確保するため、国外のデジタル・プラットフォーム企業が我が国の利用者を対象に通信サービスを提供する場合における、電気通信事業法の通信の秘密の保護規定の適用等の在り方について、次期通常国会での法案提出も視野に、2019年中に整理

を行う。
・国外のデジタル・プラットフォーム企業が我が国の利用者を対象に旅行サービスを提供する場合に、海外事業者への旅行業法の域外適用の在り方について、消費者保護等の観点から 2019 年度中に整理し、実効性のある方策について結論を得る。

② デジタル時代の規制見直し

・「Society 5.0」の実現に向けて関係者間での認識共有や合意形成を加速するため、異なるシステム間の相互運用性や信頼性を確保し、データ連携形式等の標準を定めるための、産業界向けのリファレンスとなる「アーキテクチャ」について、その設計・検討等を行う体制を 2019 年度中に構築する。同体制を中核として SIP による各省横断的な取組や各省の取組と連携し、モビリティ、ドローン、プラント保安などの分野を対象に「アーキテクチャ」の設計を 2019 年度から開始する。
・データ連携によりサイバー空間とフィジカル空間が高度に融合する中、AI、IoT、ビッグデータ（常時監視データ）などのデジタル技術を活用することで、既存規制が担保している安全などの法益を損なうことなく、共同規制など多様な手法で企業の合理的対応を促進する規制改革について、未来投資会議や規制改革推進会議が連携しつつ、政府横断的な検討を開始する。この際、デジタル時代に適した規制を実現する観点から、「アーキテクチャ」を活用した検討を行い、与信等に関する消費者保護や安全確保などの分野において、2019 年度内にデジタル技術やデータを活用した規制の見直しを検討する。
・産業保安・製品安全に関する主要な法令手続のシステム化を進めるとともに、そのデータを活用しつつ、2020 年度から安全性向上に効果的な情報・取組の抽出・横展開や事故の未然防止等への AI 活用を実証し、データに基づく効率的な規制の実現に向けて検討を行う。

ⅱ）データ流通の促進

Society 5.0 が目指す、サイバー空間とフィジカル空間の高度な連携による更なる経済発展、社会課題の解決の実現に向けては、これまで以上にデータを活用した取組を推進する必要がある。そのため、早期に国際・国内でのデータ流通における基本的な考え方を確立し、安心・安全なデータ流通・利活用を促進する。

また、グローバルな競争に打ち勝つための企業のデジタルトランスフォーメーションの促進や 5G 時代における社会全体を支える世界最先端のインフラの確保を強力に進めていく必要がある。さらに、サイ

バー、フィジカルの両空間におけるセキュリティ水準の更なる向上を図り、安心・安全なデータ駆動型社会を実現する。

①　データ流通における基本的考え方の確立

ア）国際的なデータ流通

・プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す必要がある。そのため、「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT)」のコンセプトの下、G20 などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていく。
また、データの自由な流通を含む、WTO における電子商取引に関するルール交渉について、可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進める。

・日 EU 間の相互の個人データ移転枠組みや、APEC の越境プライバシールール（CBPR）を推進してきた立場から、国際的な個人情報の流通を安全かつ円滑なものとすべく、各国間の個人情報保護ルールの相互運用性を高めるため、国際会議や二国間の枠組みを活用して、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論を主導する。

イ）パーソナルデータの円滑な流通

・個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用の停止を企業等に対し求めることができる仕組みの導入を含む個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講ずる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すこと等を検討し、2020 年の通常国会に改正法案の提出を図る。＜再掲＞

・パーソナルデータの円滑な流通の実現に向け、データ流通市場における各プレーヤ（データ保有者・個人・データ活用者等）が実装すべき機能等のアーキテクチャを実証実験等を通じて取りまとめる。特に、パーソナルデータの第三者提供を行う「情報銀行」について、その多様化を見据えた認定ルールの見直しを 2019 年夏を目途に行い、これに基づく認定を加速させるとともに、情報銀行間の連携を実現するプラットフォームの構築やデータフォーマットの標準化等に関する検討を行い、2019 年度内に取りまとめる。

・通信と放送の更なる融合が進む中で、放送分野において、視聴履歴などの放送データを活用した新たなサービス・ビジネスの創出・展開を促進するため、放送データ活用の事例（プラクティス）の集積、第三

者提供等に関するルール整備を2020年度までに進める。

ウ）データ連携・流通による新たな事業創出

・リアルデータを活用した付加価値創出と社会課題解決を目指す「Connected Industries」の実現に向け、生産性向上特別措置法に基づく特定革新的データ産業活用の認定を進めながら協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、重点５分野（「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」及び「スマートライフ」）を中心に2020年度からの本格運用を見据え、2019年度から、データを共有するための標準やアーキテクチャ、プラットフォームの整備及び当該共用データを基にサービス創出を行うAIシステムの開発を支援する。

・Society 5.0時代における地域力の強化に向けて、健康づくり、教育、農業、防災などの生活に身近な分野において、地域課題の解決を目指す地方公共団体に対して、地域IoTの実装計画策定や導入効果が確立されたモデルの実装事業の支援、都市OSの構築等の関係府省庁と連携した分野横断的なデータ利活用型の街づくりの推進等を実施。2020年度末までに800の地方公共団体において、IoTを活用した取組を創出。

・高齢者・障害者のICT利活用を促進するため、ICT機器・サービスについて、障害当事者参加による開発を促進する障害関連データの共有プラットフォームの構築やアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示スキームの導入を早期に実現するとともに、併せてデジタル活用支援員について、支援員の活動の具体的な内容や支援員へのサポートの在り方（国、地方公共団体、NPO団体等の役割分担など）等の仕組みの整備に取り組む。

・データ社会の到来により増加した膨大な量の情報を効率的に活用するため、革新的AIチップに係るコンピューティング技術を2022年度目途で、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の技術開発を2027年度目途で確立するとともに、その社会実装に向けて、AIチップ上で動作するソフトウェア開発に係るコンテストの実施を通じた若手人材の育成や、次世代コンピューティング技術のユースケースの開拓に取り組む。

（シェアリングエコノミーの推進）

・シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図

る。
・シェアリングエコノミーの更なる安全性・信頼性の向上に向け、一定以上のスキルを習得したシェアワーカーを認証する仕組みについて、業界団体と連携して検討を行い、2019 年度中に制度の具体化を図り、2020 年度から実施する。
・改定したモデルガイドラインやシェアワーカーの認証制度、地域課題の解決に向けた地方公共団体等によるモデル的取組等も踏まえ、共助と価値共創を強みとした日本発のシェアリングエコノミーモデルを構築し、官民一体となった社会実装を推進する。また、ISO における国際的なルールづくりの場において我が国が主導し、市場創出を念頭に置きながら国際標準化を進める。

（オープンデータの普及・促進）

・民間ニーズに即したオープンデータ公開を加速するため、官民ラウンドテーブルにより「健康・医療・介護・子育て」や「教育」などの分野についてオープン化を重点的に進めるとともに、各府省庁の取組についてフォローアップを行い、具体的なデータの公開を促進する。さらに、各府省庁自らオープンデータ官民ラウンドテーブルの開催を主体的に行うことで、更なるデータ公開を促す。
・2020 年度までに地域課題解決や経済活性化等に資するよう地方公共団体のオープンデータ取組率 100%を達成するため、必要な知見・技術を習得できる研修を 2019 年度中に 40 回程度実施するとともに、推奨データセットの拡大を図っていく。
・オープンデータの一元的な提供により、データを活用した社会課題の解決等に資するため、2022 年度早期に政府のデータカタログサイト DATA.GO.JP と e-Gov（電子政府の総合窓口）との統合を実現する。

（コンテンツの円滑な流通）

・ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツの流通について 2019 年度に実証を行い、その結果を踏まえて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方の検討を行い、2020 年度中に取りまとめる。また、放送コンテンツのインターネット同時配信等の普及・展開を推進するため、音楽分野における権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した権利処理の円滑化・効率化のための仕組みを 2021 年度までに整備する。
・ローカル局を含む全国 50 以上の放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的にネットで配信し、さらにデータの活用等により個人の属性に応じたコンテンツを手軽に視聴できる環境や新たなサービスの創出等を可能とするコンテンツ・プラットフォーム

について、2021 年度までの実現を促す。

② 流通・活用環境の整備

ア）攻めのシステム改革

・企業における DX（デジタル・トランスフォーメーション）やデジタルガバナンスの状況を客観的に評価するための基準（「デジタルガバナンス・コード」）の策定や、当該評価結果に基づき格付を行う「DX 格付制度」創設等について、法律上の措置も含めて検討を行い、2019 年度中に結論を得て、順次制度化を図る。また、DX を円滑に進めるため IT ベンダー事業者とユーザー事業者の円滑な協力関係の下でシステム開発を進められるよう、両者間の望ましい契約の在り方を整理し契約モデルを 2019 年度中に策定する。

・社会インフラにおけるデータ利活用やレガシーシステムの刷新コストの低減、業務コスト効率化のため、組込みソフトウェア分野を含め、非競争領域における共通システム化を促進する。具体的には、上水道事業における業務管理やデータ流通のための共通プラットフォームについて、2019 年度中にシステム構築を行い、2020 年度から運用を行う。また、得られた成果について他の社会インフラへの展開を検討する。

イ）ネットワークの更なる強化と高度化の推進

・Society 5.0 の実現に向けて、セキュリティの確保に留意しつつ、通信事業者等による 5G 基地局や光ファイバーなどの情報通信インフラの全国的な整備に必要な支援を実施し、2024 年度末までの 5G 整備計画を加速するとともに、ケーブルテレビネットワークの光化を推進する。また、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、2020 年までの解消を目指すとともに、在来線については、2022 年度までに輸送量の 90%以上を占める路線区間のトンネルについて携帯電話を利用できる環境の整備を促進する方策について、民間事業者の経営状況等も踏まえて検討を行い、2019 年夏までに結論を得る。

・今後の電波利用ニーズの拡大への対応として、Beyond 5G の要素技術やその円滑かつ迅速な導入に必要となる実世界の電波伝搬を模擬的に再現する試験環境、HAPS（High-Altitude Platform Station）を用いた通信システム等に関する研究開発を推進するとともに、既存システムとのダイナミックな周波数共用を可能とするシステムの構築を 2020 年度末までに行う。

・自動車組立工場や立体自動倉庫などの製造現場における生産性向上を目的とした無線通信の円滑な導入を推進するため、工場内の無線通信

を最適制御する技術等を 2020 年度までに、工場内の無線通信を高信頼化する技術等を 2021 年までに確立するとともに、各技術の国際標準化を実現する。

ウ）新たな技術によるユースケースの確立

・5G に関し、2020 年度末までに全都道府県でサービスを開始するなど、全国展開を着実に推進するとともに、5G などの ICT による地域の課題解決に係る技術や制度の検証を行うための実証実験を、関係府省や地方公共団体、地域の住民・団体等と連携して、実施する。また、地域に密着した課題解決を行うローカル 5G に必要な制度整備を 2019 年秋から一部先行し、2020 年までに行う。

・通信技術との連携等による 4K・8K 放送の高度化や高度映像配信サービスの全国的な普及を図るため、2021 年度までに技術的課題の検証や技術仕様の策定等を行い、4K・8K の一層の普及と新サービス創出を図る。また、4K・8K を放送・映像配信に加えて、2021 年度までに 8K 技術を活用した内視鏡の遠隔医療での活用を可能とするシステムを開発するなど、医療をはじめとする幅広い分野で利用することで、産業横断的な基盤としての確立を図る。

エ）ICT を活用した災害対応

・トラヒックの混雑緩和と都市部での大規模災害発生時のリスク回避を図るため、関係事業者の協力を得て、トラヒックの実態を収集･把握し、客観的なデータを公開するとともに、電気通信事業者やコンテンツ事業者など、幅広い関係者による協議会を 2019 年内に設立し、地域 IX[1] や CDN[2]等の活用による地域分散型のネットワーク構成への移行を進める。

・2019 年度中に公的機関により多言語翻訳クラウドを活用可能とするため、多言語翻訳クラウドの導入に当たってのセキュリティ・プライバシーに関するガイドライン策定などの環境整備を行い、訪日外国人や新たな外国人材に対する避難情報等の多言語での効率的な提供を実現する。

・Ｌアラートによる災害関係情報の円滑な伝達や一層の利用拡大を図るため、2020 年度中に、Ｌアラートが配信する情報の確認・補正を行うための体制を構築し、Ｌアラート情報の迅速性・正確性の向上を進展させる。

---

[1] IX（Internet eXchange）：インターネットにおけるトラヒックの交換拠点

[2] CDN（Content Delivery Network）:ユーザーに効率よくコンテンツを配信するための分散型情報配信システム

③　サイバーセキュリティの確保

・2018 年以降３年間の基本計画である「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）を踏まえた、新たな年次計画に基づく取組を、サイバー攻撃に係る被害の実態も把握しつつ、着実に推進する。その上で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えたサイバーセキュリティの確保に向け、新たな技術の導入・活用等による政府機関等における予防・検知等の連携高度化や、従来の枠を超えた情報共有体制の構築、サプライチェーンリスクに対応するための技術検証体制の整備、研究・技術開発の推進、対処態勢の整備、経営層の意識改革、人材の確保・育成、脆弱（ぜいじゃく）な IoT 機器への積極的対策等を推進する。

・日本発のセキュリティ製品のマーケットインや日本における検証ビジネスの活性化に向け、セキュリティの製品の性能評価や信頼性評価、ホワイトハッカーによる実攻撃検証を包括的に行う枠組みである「Proven in Japan」の実現に向け、2019 年度から評価の仕組みの確立やガイドラインの整備、検証基盤の構築を進める。

・サプライチェーンリスクに対応するため、2022 年度までを目途に 5G を含むシステム等に組み込まれた不正な機能や 脆弱性（ぜいじゃくせい） を効率的に検出する技術開発・検証を進め、その成果を踏まえた対応策の重要インフラ事業者等への浸透を図るとともに、データの管理・処理を担う半導体を中心に、信頼が確保されたサプライチェーンから調達できる環境を整備する。

・Society 5.0 時代の社会全体のセキュリティ、信頼性確保に向け、個社ごとのセキュリティ対策ではなく、取引先等を含めたサプライチェーン全体として直面するリスク源や対応の方針等を整理した枠組である「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の実装・具体化を進めるため、スマートホーム分野をはじめとした、各産業分野の産業構造や商慣行などの特性を踏まえた産業分野別のガイドラインを、2019 年度から順次策定する。
また、分野横断的な対応が求められる、データや IoT 機器等のセキュリティ対策、ソフトウェアの管理策等について考え方を整理すべく、2019 年度検討を行い、2020 年度までにガイドライン等の整備を進める。

・2020 年度中を目途に中小企業が利用可能な簡易で安価なサイバーセキュリティ保険や付随サービス等が創出されることを目指し、2019 年度から全国各地域において中小企業のセキュリティに関する相談窓口

や相談後の対応等の支援を行う仕組みについて実証を行う。

・サイバー空間での自由で安心・安全なデータ流通を支える基盤として、データの改ざんや送信元のなりすまし等を防止する仕組み（トラストサービス）の在り方について、国際的な相互運用性の観点も踏まえ、2019 年中を目途に結論を得て、速やかに制度化を目指す。

２．フィンテック／金融分野

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年６月までに、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。

⇒2019 年３月時点において、全邦銀（除く外国銀行支店）138 行のうち、130 行がオープン API の導入を表明。130 行中 124 行が 2020 年６月までの導入を表明。

《KPI》2025 年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す。

⇒2018 年：24.1％

※分子は 2018 年のクレジットカード、デビットカード及び電子マネーによる決済額の合計。分母は 2018 年の民間最終消費支出（名目値、２次速報値）。

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

・現在の業態ごとの関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。特に、現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化・柔構造化を図り、これにより、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現するため、2020 年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

・また、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進め、2019 年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

・民間事業者による革新的な本人確認の実装支援や、クレジットカード事業者を含む他の特定事業者との間での本人確認の活用について検討し、本人確認の高度化・迅速化を推進する。

・暗号資産（仮想通貨）交換業者を巡る課題や暗号資産を用いた新たな取引の登場等に対応し、資金決済法や金融商品取引法等の一部改正法を着実に施行し、利用者保護を確保するとともに、ルールの明確化など必要な環境整備を推進する。

ⅱ）キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

・2019 年 10 月から実施するキャッシュレス・消費者還元事業において、

端末導入補助や手数料の引下げ措置などの支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出する。

・産官学の関係者が一堂に会するキャッシュレス推進協議会において、2019年３月に公表された統一QRコード決済のガイドラインに基づき、実用化に向けた事業者対応を図る。また、キャッシュレス・消費者還元事業も活用し、商店街や地域ごとに面的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援するなど、地域全体でのキャッシュレス決済を推進する。

iii）FinTechの実用化等イノベーションの推進

・オープンAPIを提供する銀行の数や銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等をフォローアップし必要に応じて公表するとともに、API を利活用したサービスの好事例の共有等を行う。また、API の接続条件については、民間企業間の契約であることを踏まえつつ、銀行及びFinTech企業の双方がWin-Winの関係になるよう促しつつ、API連携を推進する。

・銀行に加え、証券会社、保険会社などについてもFinTechを活かしやすい電子的な手段による情報提供・連携を推進することにより、国民がより合理的な選択の下で資産管理・運用などの経済活動や資産形成を行えるよう積極的に取り組む。

・金融分野におけるブロックチェーン技術の実用化に向けた取組の一環として、貿易金融における手続に関し、実証実験の結果を踏まえ、ブロックチェーン技術を活用した電子化に係る課題を整理するとともに、その解決方策を検討する。

・全国銀行協会の研究会にて、マネロン・テロ資金供与リスク管理システム等の共有化や顧客管理における公的機関の提供する情報の活用について検討を進めるなど、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組（RegTech 等）を推進する。また、市場における不公正取引が疑われる事案の抽出等のためにAIを活用する市場監視システムの整備を進める。

iv）金・商流連携等に向けたインフラの整備

・2020年までの送金電文の全面的XML化を着実に実現するため、全国銀行協会や商工会議所などの金融界・産業界、関係省庁が連携して、周

知活動や全銀EDIシステムの活用の好事例の共有などの取組を推進する。

・手形・小切手機能の電子化に関し、金融界・産業界・関係省庁が連携して、全面的な電子化を視野に入れつつ、５年間で全国手形交換枚数の約６割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として、多様な利用者に配慮しながら、社会全体として生産性が向上するよう取組を進める。

・税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。

－地方税の電子化の推進について、2019年10月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。

－税・公金収納・支払に関し、金融機関、関係府省庁、地方公共団体などの関係者が連携した税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会において、これまでに抽出したITによる利便性の向上・効率化に向けた課題の解決方策等について、2019年度中に、検討を進め、今後の道筋を得る。

・賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、2019年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、2019年度内に結論を得る。

３．モビリティ

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始

《KPI》2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開

《KPI》2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に搭載

⇒国内販売新車乗用車の装着率：77.8%（2017 年）

《KPI》2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の 20%に搭載、世界市場の３割獲得

⇒国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

世界市場獲得率の代替率：16.2%（2016 年）

《KPI》2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

⇒国内販売新車の装着率：68.7%（2017 年）

国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

（２）新たに講ずべき具体的施策

少子高齢化の中で、地方における移動手段の確保、都市部での渋滞削減は社会的課題であり、特に高齢者の移動手段の確保は喫緊の課題となっている。また、インバウンドによる個人観光客が増加する中、住民のみならず、観光客のスムーズな移動を確保していくことも課題である。人流のみならず、物流についてもドライバー不足という課題に直面している。

こうした中、世界では、データにより様々な交通機関を瞬時に結びつけるとともに限られた交通機関を最適に活用することが可能な、スマートフォンで簡単に手配・決済できる新たなモビリティサービス(MaaS:Mobility As A Service)が出現しつつある。これに進展著しい自動走行技術や多種多様な新たなモビリティが組み込まれて高度化することで、前述の社会課題を解決していくことが期待されている。こうした動きは、中期的には、都市空間の在り方をも変え、都市自体が高度にサービス化するスマートシティへとつながっていく。

我が国としては、こうした新たな移動サービスを通じた社会的課題の解決のため、必要な制度改革、データ連携の実現、自動運転も含めた様々なモビリティの実現等を推進する。

また、昨今の高齢者による交通事故を踏まえ、安全対策を推進する。

ｉ）日本版 MaaS の推進

・地域での高齢者等の移動を確保するため、いわゆる交通空白地域において、地域の合意の下、市町村等が運送主体となって道路運送法上認められている自家用有償旅客運送について、使いやすくする観点から、以下の見直しを図る。

－交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続を容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、2020 年の通常国会に提出を図る。

－インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことが出来ない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけではなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。

－現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。

－地域公共交通網形成計画(地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成)に自家用有償旅客運送の導入を位置付けた場合は、手続を簡素化する。

・限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を 2019 年度中に図る。

・柔軟な料金制度の実現に向け、タクシーの事前確定運賃を 2019 年度内に可能とする。加えて、潜在需要を掘り起こすサブスクリプション(定額制サービス)やダイナミックプライシング(料金変動制)に向け、定額タクシー運賃やタクシーの迎車料金について検討していく。

・地域交通について、多様な主体が連携・協働し、AI などの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、2020 年の通常国会を目指し、地域公共交通

活性化再生法などの見直しを検討する。

・地域の様々な交通機関をスマートフォン等で連携させ、効率よくスムーズな移動を実現する新たなモビリティサービスを実現するため、協調領域におけるオープン化すべきデータの整理やシステム連携可能な API 等に関し、官民の検討会において、2019 年度内にガイドラインを策定する。同時に、交通事業者や様々なサービス事業者とのデータ連携を容易にする共通データプラットフォームの実現に向けた検討を進める。

・公共交通分野におけるオープンデータ化を推進するため、屋内でのナビゲーション等への活用を視野に入れ、2019 年度中に、新たに民間事業者による主要駅での Wi-Fi アクセスポイントの位置情報等をオープンデータ化する取組の促進を図る。

・地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバス等を一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供する MaaS について、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型 MaaS の実現を図る。

・国土交通省・経済産業省が連携し、新たなモビリティサービスの導入に意欲的に取り組む地域に対する総合的な支援（スマートモビリティチャレンジ）を 2019 年度から開始する。国土交通省では、さらに、新型輸送サービスの導入を含む地域特性ごとのモデルづくりや障害となる課題を解決するためのルール整備などを行う。これらを通じ、新たなモビリティサービスについて全国的に取組を拡大する。

・2020 年度までに全ての都道府県で相互利用可能な交通系 IC カードの導入に取り組みつつ、クラウドや QR コードによる乗車確認など地方の交通事業者にとり低コストで導入可能なキャッシュレス化の取組を支援する。

・事業者による、様々な交通サービスを柔軟な料金で包括的に提供するなどの MaaS のサービスの取組について支援し、必要に応じて制度・運用の緩和、更には必要な環境整備のための新たな仕組み作りを視野に入れて取り組む。

・バスタ新宿や品川、神戸三宮等をはじめとする集約交通ターミナル「バスタプロジェクト」を全国で戦略的に展開する。その際、MaaS などの新たなモビリティサービスにも対応可能な施設とするとともに、整備・運営管理に関して民間の技術や活力を最大限に活用するための制度等について、有識者委員会で検討し 2019 年度中に取りまとめる。

・新たなモビリティの活用も含めて道路空間を車中心から人中心への空間へと再構築するため、2019 年度中に法令等の改正の必要性について検討するとともに、ロードマップを作成する。

ⅱ）自動運転の社会実装に向けた取組の加速

・2020 年度目途での無人自動運転移動サービスの実現に向け、2019 年度は国の公道実証実験を可能性が高い地域に重点化し、長期での実証を図るとともに、自動運転も組み込んだ地域交通再生の取組も支援する。
・自動運転の基盤となる高精度三次元地図について、高速道路の地図化の完了を受け、重点地域に絞り、一般道路での地図化を開始するとともに、北米との連携を図りつつ、国際標準化を進める。
・自動運転整備大綱に基づく制度整備を着実に推進するとともに、レベル 4 に向けた制度整備の検討を開始する。
・トラックの隊列走行について、後続車有人隊列走行の市場投入へ向けた開発、データ検証等を進めつつ、後続車無人隊列走行の実現に向け、2020 年度内に後続車無人隊列走行の高速道路上での実証を実施する。あわせて、高速道路でのトラック隊列走行の実現も見据え、新東名・新名神高速道路の 6 車線化により、三大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を更に向上させるとともに、休憩スペースや連結解除拠点の設置など、新東名を中心に高速道路インフラの活用策について検討する。
・自動車産業の国際競争力強化のため、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の場において、我が国の技術をベースとした自動運転技術の国際基準の策定に向け、日本が議論を主導する。
・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を最先端技術の発信の好機とすべく、信号情報や高速道路における分合流部支援情報を車両に送信する道路交通インフラの整備等を実施し、2019 年 10 月から、東京臨海地域において、民間事業者等による最先端の自動運転技術の実証を開始する。
・自動運転車のための専用の空間、道路に敷設する電磁誘導線などの路車連携技術など、自動運転に必要となるインフラについて、道路法上の位置付け、整備や管理の在り方などを検討し、2019 年度内に取りまとめる。
・航空需要の拡大や担い手不足に対応するため、2020 年までの省力化技術の実装に向け、空港の制限区域内において実証を始めている自動運転車両の対象を大幅に拡大するとともに、充電・位置推定等に

必要な設備の設置や、空港内における業務指針について必要な改定を行う。

・将来的な人材不足に対応し、特に経営の厳しい地方鉄道のコスト削減等を図るため、踏切があるなどの一般的な鉄道路線への自動運転や準天頂衛星を用いた精度の高い位置検知システムなどの生産性向上に資する新技術の導入に向けた検討を行い、2019 年度内に取りまとめる。

iii）陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

①　空における次世代モビリティ・システムの構築

・小型無人機（ドローン）について、2022 年度を目途に有人地帯での目視外飛行による荷物配送などのサービスを可能にするため、福島ロボットテストフィールドを活用した運航管理システムや衝突回避の技術開発等を進めるとともに、認証制度などの機体の安全性確保制度や、操縦者・運航管理者の技能確保制度、複数のドローンの運航管理制度、機体・所有者情報等の登録制度、被害者救済の在り方等を含む制度設計の基本方針を 2019 年度中に決定する。

・2021 年度を目途に、有人地帯での目視外飛行を可能とするための社会実装可能なドローン技術を確立する。さらに、上記制度設計の基本方針に基づき、2021 年度を目途に、必要な制度整備等を進める。また、新たなサービスの創出の促進や、各制度に係る手続等の簡素化に留意する。

・物流、農林水産業、インフラ維持管理や災害対応など様々な分野でのドローン活用を促進していくため、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において策定したロードマップの個別分野部分等に基づき、各分野の用途に対応した技術開発や実証実験、ガイドラインの策定・周知などの取組を進める。

・急峻（きゅうしゅん）な山間地に位置し高所作業が必要な砂防施設の維持管理や、土砂崩落などの災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向けて、実証実験を踏まえて点検要領の改定を行うことにより、2020 年度からの実装を目指す。

・ドローンの携帯電話の電波利用の拡大に向け、遅くとも 2020 年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とする。それまでの間も実用化試験局免許について、農業用ドローンをはじめとした低空飛行を行うドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築し、携帯電話事業者による手続も含め申請から許可までの期間を原則１か月

以内とする。
・特に農林水産分野においては、農薬散布や肥料散布、播種、受粉、収穫物運搬、センシング、農地・農業水利施設の保全・管理、鳥獣被害対策等にドローンを積極的に活用していくため、農業用ドローンの普及計画に基づき、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を通じ、目視外飛行の拡大に向けた取組を含む技術開発や実証を行いつつ、先進事例の普及やルールの見直しを進める。
・“空飛ぶクルマ”の実現に向けた「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、2023 年からの事業開始を目標として、それまでに必要な技術開発や機体の安全基準をはじめとする制度の整備を進める。

② 陸における様々なモビリティの推進・物流改革

・ラストワンマイルの交通を支える電動低速モビリティであるグリーンスローモビリティについて、地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、2020 年度までに 50 地域での実装を目指す。
・宅配等への活用が期待される自動走行ロボットの社会実装を目指し、2019 年度内に道路使用許可の申請に対する取扱いの基準を策定するなどして実証のための枠組みの構築を行い、自動走行ロボットの公道上での実証を実現する。加えて、本格的な社会実装に向け、2019 年度内に官民による協議会を立ち上げ、同協議会における議論も踏まえながら、ロードマップの策定及び社会受容性の向上のために必要な措置、必要なルールの在り方、求められる安全性等についての検討に着手する。
・一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる過疎地域について、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）に基づき、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれることがないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者などの関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、2019 年中に結論を得るとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
・物流事業者の人手不足に対して、個社の垣根を超えた共同物流を推進するため、伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会を 2019 年度中に立ち上げ、アクションプランを策定するとともに、サプライチェーン全体で物流･商流データの共有を行う実証実験を 2019 年中に開始する。
・2020 年度内に再配達率を 13％程度まで削減するため（2018 年度は

15%)、受取方法の更なる多様化に向け、利用者が指定する場所に配達する置き配について、課題整理や対応策を検討し、2019 年中に結論を得る。

・「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づき、物流の効率化等を図る「ホワイト物流」推進運動の展開や荷待時間削減・荷役効率化など、労働生産性の向上、取引環境の適正化等を強力に推進する。

③　海における新たなシステムの開発

・2025 年までの自動運航船の実用化に向け、2023 年度中の国際合意を目指し、技術開発（システムインテグレーション等）や内航での実証を進めつつ、2019 年度内に自動運航船の安全設計ガイドラインを世界に先駆けて策定するとともに、船舶や舶用品の設計や生産工程に係る情報の共有等によりサプライチェーンでの生産性向上を図るため、情報の種類、仕様案を 2019 年度内を目途に取りまとめる。

・深刻化するトラックドライバー不足に対応し、国内物流を補完するフェリー・RORO 船[3]の輸送力を強化するため、2030 年までに複合一貫輸送のスマート化の実現を目指し、ICT を活用したシャーシ等の共有・管理の高度化、料金収受のキャッシュレス化、自動離着岸装置や自動温度管理システムの導入などの総合的施策を 2019 年度中に取りまとめ、推進する。

ⅳ）昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

近年、高齢運転者による事故、子供が犠牲となる交通事故が相次いで発生していることを受け、高齢運転者による事故防止対策、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に強力に取り組むなど、交通事故のない社会を目指す。

・高齢者の安全運転を支える対策について、新たな技術の進展を意欲的に取り入れつつ、以下の施策を中心として強力に推進するとともに、前述の i)、ii）をはじめ、地域の公共交通ネットワークの維持・活性化の取組を進めることにより、高齢者の移動の足の確保に向けた施策を推進していく。

－2020 年１月に見込まれる衝突被害軽減ブレーキの国際基準の発効を受けて、衝突被害軽減ブレーキの国内基準を策定する。2019 年内を目途に、新車を対象とした衝突被害軽減ブレーキの義務付けにつ

---

[3] 貨物を積んだトラックやトレーラーが自走で乗降でき、シームレスに陸運に移行できる運航形態。RORO=Roll On/Roll Off

いて結論を得る。また、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等への性能認定制度の導入について、2019 年内を目途に結論を得る。

－安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて関係省庁が連携して検討を行い、2019 年度内に方向性を得る。

－既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進するとともに、その性能認定制度の創設と 2020 年度からの実施を検討する。

－新たな先進安全技術の開発を促進し、特に、自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)について、2019 年内に技術的要件などのガイドラインを策定する。

－運転適性相談について、専門職員の更なる配置や相談しやすい環境整備などにより、2019 年度内に充実強化する。

－高速道路における逆走対策については、2018 年度に民間企業から公募・選定した逆走対策に係る新技術等を積極的に展開する。

・次世代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で守るため、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に早急に取り組む。

－関係省庁連携の下、幼稚園、保育所等の「園児が集団で日常的に利用する道路」等の緊急点検を実施し、秋を目途に結果を集約する。

－緊急点検の結果を踏まえ、ゾーン 30 の整備等面的対策を含めた交通安全施設整備の強化とともに、歩行者と自動車・自転車の利用空間の分離、歩道の拡充、無電柱化、踏切対策、防護柵の設置等による安心安全な歩行空間の整備を進めるほか、ETC2.0 等のデータを活用しての生活道路のエリア内での効果的な速度抑制策や、交差点改良等の幹線道路対策による生活道路と幹線道路の機能分化等を推進する。

－スクールゾーン設定の促進、キッズゾーン（仮称）の設定や見守り活動などの対策を至急具体化する。

４．コーポレート・ガバナンス

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》大企業（TOPIX500）の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す

⇒日本（TOPIX500）：4.0％
米国（S&P500）：6.2％
欧州（BE500）：4.2％
※いずれも 2018 年４月から 2019 年３月までの期間における各企業の年次決算について 2019 年５月下旬時点で算出。

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）コーポレート・ガバナンス改革

2018 年６月のコーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、企業による資本コストを意識した経営、政策保有株式、取締役会の機能発揮などの課題への対応を更に促進していく観点から、投資家と企業の対話の質の向上等に向けた取組を進めていく。他方、日本企業の競争力、信頼性を一層グレードアップさせるために、グローバルスタンダードに沿って、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が求められている。このため、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議など関係省庁の有識者会議等において、中長期的な企業価値向上の実現に向けてコーポレート・ガバナンス改革を進展させるため、以下の取組を進める。

・上場子会社のガバナンスについてのルール整備を図り、親会社は事業ポートフォリオの再編のための上場子会社の意義について説明責任を果たすとともに、上場子会社側については、適切なガバナンスの在り方を特段に明確にし、実務への浸透を図る。

○上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。

【上場子会社側の対応】

－具体的には、上場子会社の一般株主保護及び独立した意思決定の確保のためには、独立社外取締役の役割が特に重要であること。

－上場子会社におけるガバナンスの実効性を確保するためには、支配株主からの独立性が重要であることから、独立社外取締役の独立性判断基準については、少なくとも支配株主出身者（10 年以内に支配株主に所属していた者）に該当するものは選任しないこと。

－上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高める（３分の１以上や過半数）ことを目指すこと。

－利益相反取引が発生する具体的な局面においては、例えば、独立社外取締役（又は独立社外監査役）のみ又は過半数を占める委員会において、一般株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、かつ、取締役会においても、その審議結果が尊重される仕組みをつくること。

－上場子会社において、一般株主の利益を確保するためにどのようなガバナンス体制を構築しているかについて、投資家等に対して情報開示を行うこと。

【親会社側の対応】

－親会社は、グループとしての企業価値の最大化の観点から上場子会社として維持することの合理的理由を示すとともに、支配株主として上場子会社の取締役の選解任権限について上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保できるよう行使し、その適切性について、情報開示を通じて、投資家等に対して説明責任を果たすこと。

○「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置などを講ずる。

・企業グループ全体の企業価値向上を図るため、グループ経営における事業ポートフォリオの最適化や実効的な子会社管理、子会社経営陣の指名・報酬決定などの在り方を示した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定し、その周知を進め、同指針に沿った実務の普及・浸透を図る。

・投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020 年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。

・我が国の資本市場の信頼性を高めるとともに、企業価値向上に資する M&A を促進するため、構造的な利益相反の問題が存在する MBO（経営者による企業買収）及び親会社による上場子会社の買収（完全子会社化）における一般株主利益を確保するための公正な手続の在り方を示した「公正な M&A の在り方に関する指針」を 2019 年夏頃に新たに策定し、その周知を進め、同指針に沿った実務の普及・浸透を図る。

・自社株対価の M&A の促進のため、改正産業競争力強化法（2018 年 7 月施行）で創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促すとともに、下記の会社法改正案や海外の制度整備の状況等も踏まえ、その

活用を促すための更なる制度的対応について検討を行う。
・法制審議会答申を踏まえ、社外取締役を置くことの義務付け、自社株対価 M&A の手法を拡充するための株式交付制度の創設、株主総会資料の電子提供制度の創設等を含む会社法改正案の早期成立を目指す。
・グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、株主総会当日の新たな電子的手段の活用の在り方について、2019 年秋頃を目途に取りまとめるとともに、年間を通じた対話の在り方について、諸外国の状況も踏まえて引き続き検討する。

ⅱ）建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

持続的な企業価値向上を図る観点から、企業を取り巻く経営環境やリスクについて、企業と監査人が相互に連携しつつ認識を深め、投資家による適切な判断を可能とする情報が提供される環境整備を図るため、関係省庁は以下の取組を進める。
・中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話が促進されるよう、経営者の考えが適切に反映された経営戦略やリスク情報などの記述情報の充実のための取組を継続的に行う。
・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（2018 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）における記載例等を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の取組・連携を支援する。
・関係機関等と連携し、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、会計監査の信頼性確保の観点から、監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に向けた施策を実効性あるものとするための取組を進めるとともに、海外の動向も含め監査市場の在り方について調査研究を行う。

ⅲ）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

人生 100 年時代を迎える中、国民が自らのライフプランに必要となる資産形成を実現しつつ、経済成長へとつなげていくためには、国民の金融リテラシーを向上させながら、その金融資産がリスク選好に応じてバランスの取れたポートフォリオに移行していくことが重要である。

そのため、資金の出し手である家計から金融・資本市場を経由して内外の資金需要者に至るインベストメントチェーンに関与する各主体が、より適正なリターンをもたらすことができるよう、その機能を

強化していくため、以下の取組を総合的に進めていく。

・国民一人一人が安定的な資産形成を実現するため、教育現場を含む関係者と連携しながら、金融リテラシー向上に向けた取組を進めるとともに、NISA 制度の普及及びその改善に向けた検討を行う。特につみたて NISA については、長期・積立・分散投資の定着及び投資経験を通じた金融リテラシー向上にも資することから、積極的に普及を推し進めていく。また、長期化する老後の所得確保に向けて、iDeCo（個人型確定拠出年金）などの私的年金の加入可能年齢等の引上げ等について、社会保障審議会での議論を踏まえ、制度の見直しを検討するとともに、私的年金制度の一層の普及を図る観点から、iDeCo の加入手続のオンライン化をはじめ、手続の簡素化に向けて検討を行う。NISA 制度や iDeCo などの私的年金制度を含む各種の老後の生活等に備える資産形成を支援する税制について、働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、包括的な見直しを進める。

・「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、投資信託等の販売会社における好事例や、顧客意識調査の分析結果及び各社が公表した共通 KPI を金融機関との対話において活用し、金融機関の取組の更なる改善を促進する。

・日本取引所グループと東京商品取引所との間で 2019 年３月に締結された基本合意を踏まえ、国際競争力の高い総合取引所が実現できるよう、必要な環境整備に積極的に取り組む。また、引き続き、電力先物市場の開設に向けて積極的に取り組む。

・国内外の多様な投資家が投資しやすい環境を整備するとともに、投資対象である上場会社自身の魅力の向上が図られていくことを推進するとの観点から、東京証券取引所の市場構造の在り方について、検討を進める。

・日本の金融市場の機能を強化する観点から、東京都とも連携しつつ、海外資産運用業者等向けの誘致活動、金融業の登録申請を支援するためのガイドブックの作成、金融業の拠点開設サポートデスクの活用を通じ、我が国への金融事業者の更なる集積を促進するとともに、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブも活用することで、金融業におけるイノベーションを促していく。

・ホスト国として、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局の円滑な運営及び加盟国拡大を支援する。

・成長力強化に向けた民間によるリスクマネー供給を促進するため、政府出資（産業投資）を活用して、日本政策投資銀行等の投資機能の更

なる活用を図る。あわせて、官民ファンドについては、効率的かつ効果的な活用を進めつつ、新経済・財政再生計画改革工程表 2018 に基づき、策定された改善目標・計画等による具体的な取組を着実に進める。

５．スマート公共サービス

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2020 年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025 年度までに３割削減することを目指す。

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る。

⇒2018 年 10 月公表時 25 位（前年比１位低下）

《KPI》2020 年３月までに重点分野※の行政手続コストを 20%以上削減する。

（※「行政手続部会とりまとめ」（平成 29 年３月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）に示された９の重点分野。事項によっては 2022 年３月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率 100%など、別途の数値目標を設定。）

（２）新たに講ずべき具体的施策

業務・組織ごとのレガシーシステムから、疎結合の設計思想でオープンなクラウド上の様々なサービスが API 経由でつながり、相互にデータ連携して処理され、かつ、それが AI により自動化される仕組みへとパラダイムが変わりつつある。また、行政のみが提供するのではなく、民間と協働し、クラウド上でアプリケーションを開発し、サービス提供を行うシビックテックの潮流が世界的にも起こってきている。

こうした中、行政におけるデジタルトランスフォーメーションとは、紙の手続を単に電子化するあるいは行政内でデータを共有するなどの効率化にとどまるものではない。利用者を起点として、行政と民間サービスが相互にデータ接続することにより、行政手続・民間取引がシームレスにつながり、煩わしいプロセスそのものが不要となり、データ連携による新たな質の高いサービスを生み出すデジタルトランスフォーメーションを官民が連携して進めていくことが必要である。

このような発想で、子育てや法人手続などの分野において、バックオフィスをはじめとした様々な分野でクラウド上に展開されている民間のデジタルサービスと連動した行政サービスの再設計に順次取り組むほか、これらの基盤として、国・地方公共団体での AI・RPA の活用やパブリッククラウド活用やデータ連携のための環境整備に取り組む。

ｉ）個人、法人による手続の自動化

①　個人による手続の自動化

・子育て世帯の負担軽減は我が国喫緊の問題であり、「子育て」については、手続に係る負担軽減や利便性の向上のため、例えば、予防接種や児童手当、保険、家事サービスなどの妊娠から就学前までの官民の様々なサービスが最適なタイミングで案内され、ボタン１つで申請できるサービスの実現に向け、2019 年度内に民間サービス・自治体システム・マイナポータルなどのシステム・情報連携のために必要となるサービス・アーキテクチャーの設計、個別行政手続の見直しを行い、ロードマップを策定する。これを踏まえ、具体的なサービス提供を 2020 年度に一部地方公共団体において開始し、2023 年度からの全国展開を目指す。

・また、このほか多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化の推進を図るため、

－「引越し」については、2019 年度中に地方公共団体等による導入を促進するためのガイドライン等を取りまとめるとともに、引越しポータルサイトからの手続申請（自治体手続についてはマイナポータルを経由）について順次サービスを開始し、2020 年度から多くの地方公共団体や民間企業での導入や民間手続の更なる拡大を図り、本格展開を進める。

－「死亡・相続」については、2019 年度中に地方公共団体において遺族が行う死亡関連手続の総合窓口を導入するためのガイドライン等を取りまとめ、地方公共団体でのサービス開始を図る。また、2019 年度から、遺族が行う行政手続の見直しや生前情報の電子的な継承の仕組みの検討に着手し、2021 年度以降、オンラインで必要な手続が完結する仕組みを実現する。

－「介護」については、要介護者本人や代理人による申請負担軽減を図るサービスを 2018 年度から開始したところであり、2019 年度以降、電子申請に係る自治体業務の効率化に関する取組等により、多くの地方公共団体での導入促進を図るとともに、地方公共団体に対する電子申請における申請様式の提示など、地方公共団体や事業者等の負担が軽減されるよう更なる取組について 2019 年度中に検討し、順次実施する。

－「自動車」については、2019 年５月に開始した軽自動車保有関係手続ワンストップの更なる拡大方策を 2019 年度中に取りまとめ、早期に実現するとともに、引越しワンストップサービス等との連携の在り方や IC カード化した自動車検査証の空き容量の民間活用について検討し、2019 年度中に一定の方向性を得る。

②　法人向けワンストップサービスの実現

・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、2021 年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。

－2020 年１月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、2021 年２月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした 24 時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。

－印鑑届出の任意化の実現に向けて、2019 年度中の商業登記法改正に取り組むとともに、将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化に向けた課題・方策を検討し、2019 年度内に結論を得る。

・法人の住所及び役員等の変更時の登記・社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化に向けたシステム対応として、マイナポータルの API を活用したワンストップ化を 2020 年度中に開始する。

・中小企業等の負荷軽減のため、以下の取組を行う。

－社会保険の採用･退職時等の手続について、マイナポータルの API との連携を早期に実現し、2020 年４月から法人共通認証基盤を利用した ID・パスワード方式の導入を目指す。

－法人共通認証基盤を活用した ID･パスワード方式による補助金申請システムについて、2019 年度中に主要な中小企業向け補助金での運用を開始し、各省庁・有志自治体の補助金について、2020 年 4 月からの導入を目指す。

・従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、マイナポータルの API を活用したオンライン・ワンストップ化を 2020 年 11 月頃から開始し、順次、対象手続を拡大する。また、社労士の電子署名等が必要な手続についても 2020 年度中にマイナポータルから行えるようにする。

③　税・社会保険手続の電子化・自動化

・年末調整・所得税の確定申告に関して、2020 年分から、マイナポータルを活用したデータ連携により、生命保険料控除証明書等の一括取得、各種申告書への入力・添付を自動化するとともに、保険会社

等が発行する当該証明書については、関連するシステム対応状況に応じて電子交付を原則とする。

・税・社会保険手続の自動化については、金融機関に係る法定調書の提出に関して、クラウドを活用した企業保有情報の新しい提出方法に係るシステムの利用を 2021 年度以降開始し、事業者の事務作業の負担を軽減する。また、国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、2022 年度以降の対象拡大に向けて検討し、2020 年度中に結論を得る。さらに、年金関係をはじめ、行政機関等から事業者への処分通知等について、電子化の課題や方策等を検討し、2021 年度以降の順次対応を目指すとともに、活用拡大を検討する。

・個人住民税の特別徴収税額通知書（納税義務者用）については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ながら進めることに留意しつつ、全ての市町村における電子的通知の実現に向けて検討し、早期に結論を得る。

・税・公金のキャッシュレス化等について、以下の取組を行う。

－地方税の電子化の推進について、2019 年 10 月から地方法人二税等を対象に地方税共通納税システムを運用開始するとともに、地方公共団体の理解を得ながら進めることに留意しつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大を含めた、システムの更なる活用に関して、2019 年度中にその課題、対応策等を検討し、実施に向けた道筋を得る。＜再掲＞

－税・公金収納・支払に関し、金融機関、関係府省庁、地方公共団体などの関係者が連携した税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会において、これまでに抽出した IT による利便性の向上・効率化に向けた課題の解決方策等について、2019 年度中に、検討を進め、今後の道筋を得る。＜再掲＞

・事業者における経理・税務手続を電子化・自動化し、そのバックオフィスの効率化等を実現するため、中小企業のオンラインバンキングの利用促進や電子的な請求書、領収書の普及に向けた電子帳簿等保存制度の改善等を含めて、オンラインでの請求・支払・領収、関連する書類等の電子保存及び電子申告・納税の更なる推進とともに、中小企業のスマート化を促進するための課題や方策を検討し、2019 年度中に結論を得る。

④　情報システム関係予算の一元的なプロジェクト管理の強化

・政府情報システムについて、内閣官房の下、サービス視点の業務改革

（BPR）を意識した年間を通じたプロジェクト管理を2019年度から一部開始し、順次拡大を図るとともに、クラウドサービス等を活用し、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の構築・利用を進めるため、2020年度からデジタルインフラの整備及び運用に係る予算の一括要求・一括計上を順次開始する。

・政府情報システムの調達において、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法を、2020年度から試行的に開始する。

⑤　マイナンバーカードの普及、利活用の推進等

・Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者 ID を格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

・また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時

における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021 年３月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022 年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による 2019 年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022 年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

・さらに、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した①「デジタル・ハローワーク・サービス」による教育訓練給付金の電子申請の推進、各種申請書類等の簡素化、②「デジタル・キャンパス構想」による大学におけるデジタル化の推進、マイナンバーカードの教員免許管理等への活用、③納税手続のデジタル化（年末調整・確定申告手続に必要となるデータの一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化等）の推進、④建設キャリアアップシステムとの連携等の施策を順次実現し、カードの利便性向上・活用シーンの拡大を推進する。

・できる限り多くの住民が安価にスマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、スマートフォンへの利用者証明用電子証明書の搭載を含め、2019 年度中を目途に市場動向や技術動向を踏まえた技術的課題等の検討を行い、その結果を踏まえ、速やかに必要な法制上・運用上の措置を講ずる。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。

ⅱ）行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

①　デジタルファーストの実現

・デジタルファーストの実現に向けて、規制改革や行政改革の観点からの見直しを行った上で、以下の取組を行う。

－デジタル手続法における情報システム整備計画（行政手続のオンライン化や添付書面等の省略の対象・実現時期を含む。）及び同法の政省令を年内に策定する。
－その際、行政サービスの 100%デジタル化に向けて、国及び地方公共団体に関する行政手続や民間手続における情報通信技術の活用に関する課題や推進策を検討し、行政手続の単位ごとに、利用者の負担軽減及び行政運営の効率化並びにオンライン利用率に関する目標等を設定する。
－また、2020 年度、決算書の添付不要化などを可能とする法人データ交換基盤の整備を進める。
－情報システムの整備に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」などの行政のデジタル化を推進するための基盤となるガイドライン群に則することとし、毎年度末までに、その状況を公表する。特に、民間事業者が提供するサービスを活用して、行政手続のしやすさを改善することを可能とする環境整備を行うこととし、そのために、システム連携やデータ連携を行う際には、「API 導入実践ガイドブック」等に準拠した API 導入を原則とする。
－保育園入所時の就労証明書については、競争率の高い大都市向けの様式の導入等により、普及目標 7 割（2020 年度入所分）を目指して標準様式の普及率を拡大するとともに、デジタルでの手続の完結を目指す。競争入札参加資格申請書については、2019 年度中に、総務省研究会の報告を踏まえた上で標準書式案を検討・作成するとともに、地方公共団体の電子申請システムへの反映に結び付ける。

② 国の行政機関における先進技術の更なる活用

・行政サービスの質の向上や業務の効率化に向け、国の行政機関において、国民・企業等に大きな影響を持つ分野を中心に、業務改革（BPR）を実施した上で、AI・RPA 等の活用により効果が見込まれる審査、調査、問合せ対応などの業務から優先的にその導入を推進する。
・2019 年中に「デジタル・ガバメント実行計画」を改定し、国の行政機関における BPR を踏まえた AI・RPA 等の活用推進に当たっての基本的な考え方を整理するとともに、優先的に取り組むべき業務を明確化する。また、同計画の改定を踏まえ、各府省において、「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」を改定し、優先的に取り組むべき業務の具体的な進め方を明確化する。

・各府省庁における業務改革、AI・RPA 等の活用を推進するため、人的資源支援の観点から制度整備を進めるとともに、好事例の蓄積・展開や導入・運用等に当たってのノウハウや課題等の整理を行う。
・2020 年秋に運用開始が予定されているクラウドサービスの安全性評価制度との整合を図るため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年６月７日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の見直しを 2019 年度内に行い、情報システムの導入に当たっては、パブリック・クラウドサービスの利用を第一候補として検討する、各府省におけるクラウド・バイ・デフォルト原則を明確化、確立する。
・官民双方が一層安全・安心にクラウドサービスを採用し、継続的に利用していくため、クラウドサービスの安全性評価制度について、2020 年秋の全政府機関等での利用開始に向け、2019 年度中に実証を行いつつ、評価基準や制度を確立する。

③　地方の行政機関における先進技術の更なる活用

・地方公共団体によるパブリッククラウドの安全な活用を推進するため、業務に応じた技術的要件を整理し速やかに周知する。また、国のクラウド・バイ・デフォルト原則やクラウドサービスの安全性評価制度の検討結果も踏まえつつ、必要に応じ当該要件について内容の追加等を行う。
・地方公共団体における業務の更なる効率化、システムや AI・RPA などの ICT の共同利用のため、住民記録システムなどの自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を 2019 年度から進めるとともに、AI の標準化や RPA 導入補助を強力に推進し、遅くとも 2020 年代に各行政分野において標準システムや AI・RPA 等のサービスの全国的な提供、地方公共団体における全ての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。
・地方公共団体、事業者、関係団体などの幅広い関係者の参画の下、2019 年度中に自治体業務システムのデータ連携標準を定める地域情報プラットフォーム標準仕様等について、基幹系業務システム間において連携すべきデータ項目の拡充など見直し方針を取りまとめ、2020 年度から当該方針に基づき抜本的な見直しを進める。
・データ活用の実効性を最大化し、地域課題解決への支援を行うため、2019 年度中に、「地域情報化アドバイザー」について、AI・RPA の専門家や地方人材を新規委嘱するなど質的・量的・地域的な拡大を図るとともに、「自治体 CIO 育成研修」について、AI や RPA を実践的に学習

できるよう見直す。

・地方公共団体が先端技術を用いた情報システム等について効果的かつ効率的に活用できるよう、地方公共団体のニーズを踏まえつつ、複数の地方公共団体と開発者との設計段階からの対話を通じて、共同利用を前提とした具体的なシステム等の提案を行う「自治体ピッチ」を2019年から実施する。

・ベンチャーやNPO等が開発した有用な行政・市民向けデジタルサービスやアプリケーション等を一か所に集約した「マーケットプレイス」について、2019年度から整備を開始し、2020年度以降、本格的な導入を進め、地方公共団体におけるベストプラクティスの効率的な横展開を可能にする。

iii）世界で一番企業が活動しやすい国の実現

①　裁判手続等のIT化の推進

・司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえながら、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT 化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う。

－現行法の下で、司法府には大規模庁をはじめとする全国の複数の裁判所でウェブ会議などの IT ツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用を速やかに開始するとともに、2020年度以降、新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待する。

－オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、2019 年度中に法制審議会に諮問を行い、2022 年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。裁判手続等のIT化により、特に IT に習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないよう、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討する。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し，行政府は必要な措置を講ずる。

－ITを用いた新たな運用・制度については、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、段階的に速やかに導入し、法改正を伴うものについては、2023年頃より順次導入する。新制度導入に向けたスケジュールについて2019年度中に検討を行う。

・紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決（ODR）など、IT・AI を活用した裁判外紛争解決手続などの民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本

方針について 2019 年度中に結論を得る。

② 貿易手続・港湾物流等の改善

・港湾に関する行政機関及び民間事業者間の手続や、港湾施設の状況等のあらゆる情報を電子化するため、「港湾関連データ連携基盤」を 2020 年までに構築し、電子情報の利活用を通じて港湾物流の生産性向上を図る。

③ 不動産関連情報・サービスのデジタル化

ア）登記時の添付書類（売主の印鑑証明書）の削減

・不動産登記手続において、2019 年度中に、異なる法務局間での法人の印鑑証明書の添付を不要とする。

イ）不動産取引におけるオンライン化の推進

・不動産取引のオンライン取引を推進するため、不動産取引の安全性確保を大前提としながら、売買における IT を活用した重要事項説明の導入や賃貸における重要事項説明書等の書面の電子化に係る検討を行い、2019 年度中に結論を得るなど、実証実験プロセスも取り入れつつ、新技術に対応した制度インフラ整備や情報の充実を柔軟に進める。

ウ）不動産関連情報のオープン化

・官民それぞれが有する情報の更なる活用を推進するため、取引価格や建物の利用現況、地域の安全・インフラの情報のオープン化に向けた検討を行い、2019 年度中に結論を得る。

エ）土地に関する情報基盤の実現

・土地に関する情報基盤の実現に向けて、不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等の連携高度化の検討を行い、2019 年度中に方向性について結論を得る。

④ 動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備

・企業や金融機関からのニーズを踏まえて、動産担保に関する法的枠組みや登記制度の整備について、将来的な法改正も視野に入れて検討することとし、実務におけるニーズ調査及び 2019 年３月に開始した法制上の課題に関する検討を継続し、2019 年度内に中間的な議論の整理を行う。

６．次世代インフラ

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年度までに建設現場の生産性の２割向上を目指す。

《KPI》国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020 年頃までには 20%、2030 年までには 100%とする。

《KPI》2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る。

⇒2018 年：３位（2012 年：４位）

《KPI》10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、７兆円を目標とする。

⇒2013 年度～2017 年度の事業規模

・PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円

・公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、産業のサプライチェーンが途切れることのないよう災害に強い強靭なインフラの整備を行う。また、AI、IoT、ロボット、ビッグデータ、自動運転などの第４次産業革命の新技術を活用して「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上、利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。

①　インフラの整備・維持管理

・建設プロセスに ICT の全面的な活用等を推進する i-Construction の貫徹に向け、全国 10 の i-Construction モデル事務所で測量・調査から維持管理まで３次元データや ICT 等の新技術を集中的に活用する。また、2019 年中に地盤改良工や付帯構造物設置工等へ ICT 導入を拡大し、工事の大部分で ICT を活用する「ICT-Full 活用工事」を全国 53 の i-Construction サポート事務所で実施するとともに、

地方公共団体や地域企業へ普及・拡大させる。

・測量・調査から設計、施工、維持管理に至る建設生産プロセス全体で得られた構造物データや地盤データ等を基盤地図情報上に集約・共有するインフラ・データプラットフォームと、交通・物流や気象・災害情報等の各データプラットフォームを連携させ、サイバー空間上でのシミュレーションを可能とする国土と交通に関する統合的なデータプラットフォームの 2022 年度までの構築に向けて、2019 年度中にロードマップを取りまとめる。

・BIM の取組を国・地方公共団体が発注する建築工事で横展開し、民間発注工事へ波及拡大させる。BIM による建築確認申請の普及に向けて、確認申請の大半を取り扱っている指定確認検査機関による確認申請の電子化対応の支援等を速やかに進めるとともに、特定行政庁である地方公共団体による電子化対応に向けた検討を進める。BIM 導入を戦略的に進めるため、国・地方公共団体、建設業者、設計者、建物所有者などの広範な関係者による協議の場を設置し、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を 2019 年度中に取りまとめる。

・タブレット等と連動し、点検・維持補修等のデータを一元管理して地方公共団体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化する ICT データベースシステムについて、地方財政措置も活用して全国での導入を進めるとともに、各インフラ所管省庁でデータ項目の標準化、クラウド化など共同利用のための環境整備を進める。

・メンテナンスサイクルを着実に進めるために、2019 年２月に改定した橋梁等の点検要領と既往の現場実証で確認された新技術を整理した性能カタログ等に基づき、点検業務受注者が提案したドローンなどの新技術の活用を発注者が承認する枠組み等により、橋梁点検等での新技術の現場実装を加速する。他のインフラ分野においても、同様に現場実証の成果を取り込んだ要領改定等を速やかに進める。

・あわせて、インフラ所管省庁が推奨する新技術を地方公共団体が導入する場合の地方財政措置を活用した取組や実装事例の横展開を進めるとともに、各インフラ所管省庁において要領を整備するなど、対象となるインフラ分野、新技術を充実させる。

・地下に埋設された管路などの下水道施設について、マンホールに設置したセンサーからの運転情報等のクラウドへの蓄積や、AI による異常箇所の検知や故障予測、遠隔操作を行う実証事業を 2019 年度から実施し、2021 年度までにガイドラインを策定する。

・技術系職員が不足する地方公共団体が、新技術導入やデータ活用を

含めてインフラ管理の即戦力となり得る人材を積極的に中途採用できる仕組みを検討して 2019 年度中に結論を得るとともに、点検を行う技術者の資格制度や新技術の認定制度について速やかに検討する。

・キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対して PPP/PFI の利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討するとともに、多年度かつ広域での一括契約といった仕組みを活用し、民間技術・ノウハウの導入を推進する。

② 防災、災害対応

・2018 年 7 月豪雨の経験を踏まえ、住民自らが命を守る行動を選択できるよう、低コストの危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを速やかに全国配備し、リアルタイムの水位や中継画像等を活用した事態の切迫を分かりやすく伝える情報コンテンツを充実させるとともに、SNS やスマートフォンアプリの活用など行政と各種メディアが連携した効果的な情報発信・伝達の取組を進める。

・危機管理型水位計を活用した詳細な洪水・高潮・高波予測情報の提供を 2020 年度までに実現する。また、人手不足や観測員の安全性が課題である流量観測についても革新的河川技術プロジェクトにより、2021 年度までに無人化・自動化するため、2019 年度は機器開発及び現場実証を実施する。

・台風の強大化に伴う浸水リスクの増大に対応するため、2019 年度から公表するメソアンサンブル気象予測と AI を活用し、複数の既設ダムの統合管理によりダムの洪水調節能力を最大限発揮させる技術を 2023 年度までに実装するため、2020 年度から試行ダムで予測降雨のダム操作への適用性の評価を開始する。

・急峻（きゅうしゅん）な山間地に位置し高所作業が必要な砂防施設の維持管理や、土砂崩落などの災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向けて、実証実験を踏まえて点検要領の改定を行うことにより、2020 年度からの実装を目指す。＜再掲＞

・5G を用いて被災地から離れた場所から建設機械を遠隔操作することで、土砂崩落などに対して早期の復旧が可能となるよう、2019 年度から実証実験を開始し、2020 年夏頃より 5G の通信カバーエリアで実装を目指す。

・戦略的イノベーション創造プログラムで開発したシステムを用いて、全国のため池のデータベース化、維持管理情報や水位計データを共有化し、自治体、ため池管理者へ危機管理情報を提供するための体

制を 2019 年度中に構築する。

③　交通の課題の解決

　オープンデータ化やスマートモビリティチャレンジの実施、新しいモビリティや自動運転技術の活用、必要な制度面での検討などによる日本版 MaaS を推進するほか、以下の取組を進める。

・ラストワンマイルの交通を支える電動低速モビリティであるグリーンスローモビリティについて、地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、2020 年度までに 50 地域での実装を目指す。＜再掲＞
・新たなモビリティの活用も含めて道路空間を車中心から人中心への空間へと再構築するため、2019 年度中に法令等の改正の必要性について検討するとともに、ロードマップを作成する。＜再掲＞
・ベビーカー使用者から課題とされている保育所や駅周辺等における歩道の段差を解消するため、センシング技術を活用して歩行空間データを効率的に収集する実証実験を 2019 年夏から開始し、2020 年度までにガイドラインを策定する。
・ETC2.0 から得られる車両の速度・経路などのデータと民間保有データを組み合わせた新たなサービスの創出を推進するため、2019 年度 20 件程度の実証実験の実施を目指す。
・高速道路でのトラック隊列走行の実現も見据え、新東名・新名神高速道路の 6 車線化により、三大都市圏をつなぐダブルネットワークの安定性・効率性を更に向上させるとともに、休憩スペースや連結解除拠点の設置など、新東名を中心に高速道路インフラの活用策について検討する。＜再掲＞
・道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏三環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路等について整備を推進する。中京圏において、名古屋第二環状自動車道の全線開通に合わせて、2020 年度中を目途に新たな料金体系を導入する。
・航空需要の拡大や担い手不足に対応するため、2020 年までの省力化技術の実装に向け、空港の制限区域内において実証をはじめている自動運転車両の対象を大幅に拡大するとともに、充電・位置推定等に必要な設備の設置や、空港内における業務指針について必要な改定を行う。＜再掲＞
・現下の低金利状況も活用し、高規格幹線道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、国際拠点空港、空港等とのアクセスとなる主要な都市鉄道ネットワーク、物流施設等の早期整備を

図る。そのための制度整備を必要とするものについては、2019 年度中を目途に検討する。

④　物流の課題の解決

・物流事業者の人手不足に対して、個社の垣根を超えた共同物流を推進するため、伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会を 2019 年度中に立ち上げ、アクションプランを策定するとともに、サプライチェーン全体で物流・商流データの共有を行う実証実験を 2019 年中に開始する。＜再掲＞
・2020 年度内に再配達率を 13%程度まで削減するため（2018 年度は 15%）、受取方法の更なる多様化に向け、利用者が指定する場所に配達する置き配について、課題整理や対応策を検討し、2019 年中に結論を得る。＜再掲＞
・現在は１か月程度要している特車通行許可の平均審査日数を、2020 年までに 10 日程度に短縮するため、センシング技術の活用等により道路構造の電子化を速やかに進めるとともに、重要物流道路のうち国際海上コンテナ車両（40ft 背高）について許可申請が不要となる区間の指定を 2019 年度中に実施する。
・地域の雇用と経済を支える海事産業の国際競争力強化のため、2025 年までの「自動運航船」の実現に向けて、自動運航船の安全設計ガイドラインを 2019 年度中に策定する。
・世界最高水準の生産性を有する AI ターミナルを実現するため、2019 年度から AI を活用したコンテナのダメージチェックの自働化や荷役機械の運転支援に関する実証事業に着手し、2022 年度までに所要のシステム構築を行う。
・2020 年度までに、国内２か所での LNG バンカリング拠点を形成するとともに、シンガポール等と連携しながらバンカリングに必要な安全基準等の国際標準化を目指す。

⑤　都市の競争力の向上

・サイバーとフィジカルを高度に融合した Society 5.0 の実現に向け、AI、IoT などの新技術やデータを活用したスマートシティをまちづくりの基本コンセプトとして位置付け、その取組を加速化する。2019 年度から、自治体、民間、大学等の連携による交通、防災、環境、観光等の分野横断的な取組を基盤整備、ノウハウ・人材面等で支援し、モデル事業の実施や、官民の連携プラットフォームの構築、ガイドラインの策定等により、スマートシティの成功モデルを創出

し横展開する。

・公共交通、ライフライン、教育、医療の不足・不便、観光資源の活用不足などの課題を有し、エリアが限定されている離島において、人流データの解析、ドローン物流、高精細画像伝送などの先進技術を導入するスマートアイランドの実現に向けて先駆的な取組を推進し、条件不利地域に共通の課題の解決策を得て、成果の横展開を目指す。

・コンパクト・プラス・ネットワークの取組を加速するため、立地適正化計画の居住誘導区域における生活利便施設の立地促進やハザードエリアへの住宅の立地抑制などの措置を検討し、2020 年中に所要の制度的措置を講ずる。

・新たなビジネスやイノベーションを喚起する出会い・交流を生む、居心地がよく歩きたくなる空間を創出するため、2020 年度までに、貴重な都市空間を修復・利活用する新たな仕組みの導入、エリア単位の官民協議会の制度化等を行うとともに、都市開発を集中的に促進する。

・緑や水を活かした都市空間の形成を図るグリーンインフラの取組を推進し、新たな投資と人材を呼び込むため、2019 年夏頃に官民連携プラットフォームを構築し、先導的なプロジェクトを支援するとともに、2019 年度中に土地利用方策について所要の改正措置を講ずる。

・ESG の視点も含め、適切な不動産投資を促進するため、不動産特定共同事業における一層のガバナンスの確保のための制度改正について検討し、2020 年度中に所要の制度的措置を講ずるとともに、2019 年夏頃までに賃貸住宅管理業をめぐる実態調査を行い、その適正化に向けた検討を進める。

・不動産情報の官民データ連携の在り方を検討し、2020 年度中に、既存住宅の取引量など不動産市場に関する指標を拡充するとともに、地方に関する地価情報等の発信強化により地方への投資を呼び込む。

・マンションストックやその敷地の有効活用のため、管理組合による適正な維持管理を促す仕組みや建替え・売却による更新を円滑化する仕組み等を検討し、方向性を 2019 年中に取りまとめ、所要の制度的措置を講ずる。

・所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和元年６月 14 日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）等に基づき、新しい法制度の円滑な施行を図るとともに、土地の適切な利用・管理の確保や地籍

調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について 2020 年までに必要な制度改正の実現を目指すなど、期限を区切って対策を推進する。あわせて、遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組を進めるほか、登記所備付地図の整備を推進するため、地籍調査を実施する地方公共団体等が筆界特定の申請をすることを新たに認めるなど、筆界特定制度の新たな活用策等についても検討を進める。

・都市の管理や産業活動において、気象データを用いた AI による分析を容易に行うことができるよう、気象現象や地球温暖化の予測などニーズの高い情報を 2019 年中にクラウドで提供するとともに、データの利活用に関して提言・助言等を行う専門技術者の育成や確保の仕組みについて、気象ビジネス推進コンソーシアムの活動を通じて検討を進め、2019 年度中に結論を得る。

ⅱ）PPP／PFI 手法の導入加速

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年６月 21 日民間資金等活用事業推進会議決定）のコンセッション重点分野である空港、上水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設、公営水力発電及び工業用水道について、数値目標達成に向けた取組を推進する。

行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式について、その活用と普及を促進する。

①　コンセッション重点分野の取組推進

・公共施設等運営権制度の絶え間ない改善のため、公共施設等運営権事業に参画した国内外の企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討するとともに、先進諸国での最新の取組状況（活用手法や活用分野等）を俯瞰（ふかん）的に整理し、世界のトレンドと日本における取組の差異を把握し、日本において今後必要な施策を整理する。

・これまでの国内での公共施設等運営権制度の活用実績や諸外国の事例整理を基に公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成し、活用する。

・関係省庁は、諸外国での公共施設等運営権に類似する権利を保有する主体への法人税等の非課税措置の事例調査を基に我が国への示唆を

整理する。これを踏まえて内閣府は民間事業者のニーズを 2019 年内に確認し、制度整備の必要性を判断する。

② 成果連動型民間委託契約方式の普及促進

・内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護及び再犯防止の３分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022 年度までの具体的なアクションプランを関係省庁と協力して 2019 年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点３分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果は更に重点３分野以外へ確実に横展開させる。

・アクションプランでは、先行事例に取り組んでいる自治体、民間事業者、評価専門家等の意見を踏まえた上で、成果指標、評価方法、支払条件等に関するガイドラインの整備手順、成果指標評価の前提となるエビデンス構築の進め方等について具体的に定める。

・内閣府は 2019 年度中に国内外での先進事例を調査・整理し、その成果を基に成果連動型民間委託契約方式を普及・啓発するポータルサイトを構築する。

・内閣府は自治体による更なる事例構築を分野横断的に後押しするため、成果連動型民間委託契約の導入を支援するための調査を行い、事例を蓄積する。

・厚生労働省は医療・健康、介護分野における交付金・補助金等の既存の制度枠組みにおいて成果連動型民間委託契約の導入の検討を進める。その際、複数年度にわたる委託契約の締結を促進するための方策についても検討する。

・内閣府は、成果連動型民間委託契約の補助の仕組みについて、2019 年度中に英米のアウトカムファンドなどの海外事例を調査した上で検討を行う。

７．脱炭素社会の実現を目指して

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年４月１日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。

⇒2015 年４月１日に電力広域的運営推進機関を設立。2016 年４月１日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を５～７割とすることを目指す。

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 36.7%（2017 年度）

《KPI》商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。

⇒103 か所が開所済み（2019 年 3 月末）

（２）新たに講ずべき具体的施策

G20 議長国である機会を捉えて策定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和元年６月 11 日閣議決定)」に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050 年までの 80%削減に大胆に取り組み、ビジネス主導で非連続なイノベーションを通じて環境と成長の好循環を実現し、世界において環境政策のパラダイム転換を起こし、国内外の取組を進めていく。その際、エネルギー・環境投資の拡大を図り、イノベーションの成果を活用して、エネルギー・環境施策や関連産業の高度化を推進する。

ｉ）イノベーションの推進

・水素製造コストを 2050 年までに現在の 10 分の 1 以下に抑えることや人工光合成など二酸化炭素の有効利用を図る CCU 技術の商用化に向けた具体的なロードマップ等を含む革新的環境イノベーション戦略を 2019 年中に策定する。

・世界の 叡智（えいち） を結集しクリーンエネルギー分野のイノベーション加速に向けて、ICEF（Innovation for Cool Earth Forum）と連携する形で、G20 メンバーの研究機関からリーダーを集める RD20(Research and Development 20 for clean energy technologies）を 2019 年秋、日本が主催する。

・水素社会実現に向け、水素・燃料電池戦略ロードマップ等に基づき、

2025年からの本格普及期に向けたコスト大幅削減のため、量産技術の確立、徹底的な規制改革を行う。

・いぶき２号により、人間活動による温室効果ガス排出量を特定し、世界各国の気候変動対策の透明性向上に貢献する。

・窒化ガリウム半導体を活用した研究開発で電力損失を徹底的に減らしたデータサーバー向け電源等を開発・実証し、情報通信分野の脱炭素化を図る。

・自動車の軽量化、建材の断熱性能の向上等に資するセルロースナノファイバーなどの新素材の研究開発・実証を進める。

・CO_2を資源と捉え、燃料や原料として活用することで、経済合理的に大気への排出を抑制していくことができるカーボンリサイクルについて、研究開発や国際連携を進める。

・デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントの普及を図るとともに、革新的エネルギーマネジメントシステムの確立（改革2020プロジェクト）として、バーチャルパワープラントの2021年度の事業化に向け、利用可能なエネルギーリソースの拡大、制御技術の高度化等に向けた実証、制度整備等を進める。

ⅱ）グリーンファイナンスの推進

・企業の情報開示と投資家・評価機関の手法の見える化を通じた建設的な対話を促すため、価値協創のための統合的開示・対話ガイダンスについて、国際的な発信等を通じて、国内外において更なる普及・浸透、活用促進を進める。

・SDGsを好機と捉え、積極的に経済合理性を見出そうとする企業の取組を後押しし、それが投資に結び付く流れを作る。このような観点も踏まえ、企業等の経営戦略へのSDGsの組込みを推進するとともに、SDGs経営に先進的に取り組む企業等の視座やメッセージをまとめたSDGs経営ガイドを、G20などの場も活用し、国内外に向けて発信・周知する。

・地域金融機関によるESGを考慮した事業性評価に基づく融資等の支援を通じてESG地域金融の普及拡大を図るとともに、ESG金融専門家の育成によるESG金融リテラシー向上や、ESG金融ハイレベル・パネルを通じ、金融機関等のESG金融へのモメンタム維持・醸成を図る。

・企業の気候変動関連のリスク・機会に関する情報開示や、事業会社と金融機関等の対話を促すため、金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の報告書に対応して、2019 年５月に立ち上げた TCFD コンソーシアムにおいて、金融機関向けのグリーン投資に関するガイダンスの策定及び TCFD ガイダンス（気候関連財務情報開示に関するガイダンス）の改訂を行い、また環境情報開示基盤については、2021 年度までの本格運用を目指す。さらに、TCFD 提言に沿ったシナリオ分析に対応する企業への支援を拡大するとともに、支援を通じて得られた知見も活用し、企業による脱炭素経営戦略の立案に役立つガイドを 2019 年度中に策定する。加えて、環境と成長の好循環をリードするため、2019 年秋に予定される TCFD サミットにおいて国際的な情報発信等を行う。
・企業行動や事業のシフトを ESG 金融を通じて促進するため、グリーンボンドの発行促進及びグリーンファイナンスポータルサイト（仮称）の開設を行う。また、投融資判断に環境要素を織り込むプロジェクトのスキームの構築・事業化への支援を推進する。

ⅲ）ビジネス主導の国際展開、国際協力

・我が国の強みである技術力を活かして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく。
・相手国との協働を通じて、相手国に適した脱炭素製品・サービス・技術の市場創出とイノベーション（コ・イノベーション）を起こし、地球規模の脱炭素社会の実現に貢献する。
・ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、ASEAN において各国が官民で協働していく枠組みの立ち上げを目指して日本が主導する。
・二国間クレジット制度（JCM）の経験を踏まえ、国際ルールづくりで主導権をとり、市場メカニズムを活用する適切な枠組みをつくっていく。
・国際海運の持続的発展と温室効果ガス排出ゼロの実現に向けたロードマップを 2019 年度中に策定し早期に取組に着手するとともに、省エネ船舶への代替等を促進する新たな国際制度を５年以内に構築する。

・代替フロンに代わる世界最先端のグリーン冷媒技術や、フロン類を確実に回収する仕組みを構築し、それらの国際展開を推進する。
・廃棄物処理・リサイクル・生活排水処理分野などの環境インフラ輸出を支援するとともに、受入国の制度構築と技術導入を支援する。

ⅳ）エネルギー分野での取組

・2019 年度からの卒 FIT 電源を含む非化石価値取引の育成・活性化、2021 年度までを目途に容量市場、需給調整市場の創設等、市場メカニズムを活用しつつ、エネルギー転換・脱炭素化に向けた技術開発や投資が行われる仕組みを設計・構築する。
・再生可能エネルギーの主力電源化を目指し、コスト競争力・産業競争力の強化と、自立化した電源として電力市場への統合を図るため、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討を進めるとともに、洋上風力発電に不可欠な基地港に関する新たな制度の創設などの投資環境整備、立地制約の克服に向けた技術開発及び安全指針の策定等を進める。再生可能エネルギー分野等で技術優位性を持つ本邦企業を支援すべく、革新的な技術開発を進める。また、系統制約の克服に向け、まずは既存系統の最大限の活用を図る。
・洋上風力発電や地熱発電など地域ごとの特色ある再生可能エネルギーの地域と共生する形での導入・自治体等と連携した真の地産地消などを通じて、地域の活性化やレジリエンスの強化を図る。
・大規模災害に対応した電力ネットワークの強靱化と再生可能エネルギーの更なる大量導入を両立させ、IoT、AI などの新技術にも対応するため、地域間連系線の増強や制度面も含めた電力ネットワーク改革を進め、必要な供給力・調整力の整備と合わせて電力投資の確保に向けた仕組みを整える。加えて、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化・低コスト化、次世代型の電力制御技術の開発・実証を進める。
・世界で水素利用に向けた動きを拡大・活性化するため、水素閣僚会議等の場を活用して水素の国際連携を強化する。
・複数事業者の連携や IoT、AI 等による設備の効率的運用の促進、業種別エネルギー消費原単位に関して国際水準等を踏まえた目標を設定しつつ、規制と支援策を連動させる制度の構築等を通じ、事業者の省エネルギーを進める。

・2030 年までに、自家消費型 ZEH 等の普及を進め、新築住宅・建築物の平均で ZEH・ZEB 相当となることを目指す。あわせて、コミュニティ内の連携等による新たな ZEH・ZEB モデルを検討する。
・原子力については、安全最優先の再稼働を進める。防災対策の充実化や自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努めつつ、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発、人材育成や国際連携を進める。また、高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉を活用するなど、将来に向けた研究開発を推進する。
・アジアを中心に柔軟かつ透明性の高い LNG 市場の実現・拡大を目指し、LNG 関連プロジェクトに対する金融支援の強化・利便性向上、制度・計画づくり及び人材育成等に取り組む。
・2027 年までに民間企業主導型の商業化に向けたプロジェクト開始を目指し、メタンハイドレート等に関する技術開発を推進する。
・電池材料等の製造に必要な鉱物資源やエネルギー資源の着実な安定供給確保のため、資源外交や権益確保等に向けた取組を強化する。
・新物理探査船の活用等による世界最先端の資源探査能力の獲得を目指すとともに、開発現場への IoT や AI の技術実装等を促進する。
・燃料供給インフラの強靭化と次世代化に向け、製油所等の競争力強化、グローバル燃料供給網構築のための海外展開、SS 等のデジタル化による生産性向上や新たな燃料供給体制構築等を推進する。

ⅴ）産業・運輸分野での取組

・中小企業を含めてパリ協定と整合する目標の設定等を促進し、脱炭素化を企業経営に取り込む取組を社会に浸透させる。
・製品等によるグローバル・バリューチェーンを通じた温室効果ガスの削減貢献量の見える化を通じ、我が国の低炭素製品等の国際的な評価向上や企業への投資呼び込みを実現する基盤を整備する。
・長期的な取組の一環として CO_2 フリー水素を活用したゼロカーボン・スチールの実現に挑戦するため、その最初のステップとなる COURSE50 プロジェクト等の研究開発を実施する。
・CCUS については、「エネルギー基本計画（平成 30 年７月３日閣議決定）」・「環境基本計画（平成 30 年４月 17 日閣議決定）」等も踏まえ、商用規模の実証や技術開発、炭素循環利用の事業等を進めるととも

に、早期の社会実装に向け取組を加速化する。
・微細藻類等による燃料製造技術実用化の研究開発や実証を進める。
・電動車活用社会推進協議会を 2019 年夏までに創設し、電動車とエネルギーシステムの融合の実証やインフラ整備を進め、電動車の蓄電・給電機能を活用した自動車・エネルギー融合社会の構築を目指す。
・運輸部門の省エネを推進するため、次世代自動車の普及、新たな燃費基準策定、商用車における電動車の活用、公共交通等と連携した新たなモビリティサービスの実証、より高効率な車載用蓄電池の開発・実用化を進める。

vi）地域・くらし分野・その他環境保全での取組

①　地域循環共生圏の創造、ライフスタイルの転換

・地域資源を持続可能な形で活用し自立･分散型の社会を形成しつつ、地域間で補完し支えあう地域循環共生圏を創造する取組を支援し、地域経済を活性化させるエネルギー・環境産業の育成や地域の再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーシステムの構築、SATOYAMA イニシアティブの推進を図るとともに国際展開を進める。
・IoT、AI、シェアリングやデジタル化等を活用する新たな事業形態や社会システムによるエネルギー利用の革新について、省エネ関連制度の見直しも視野に検討を進める。
・ナッジ・ブーストなどの行動インサイトと IoT、AI など先進技術の融合（BI-Tech）により、個人の価値観に即した働きかけを通じて環境配慮などの行動変容を促す製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図る。
・自家消費される再生可能エネルギーの CO_2 削減価値を取引できるプラットフォームを構築し、ブロックチェーン技術を用いて実証し、先進技術の実用化・ビジネス化を促進する。

②　地域等における物質循環

・「循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」に基づき、IoT、AI などのデジタル技術を活用した革新的な資源循環ビジネスの創生・普及、食品ロスの削減、未利用の循環資源の資源化実証・普及に取り組む。

・国際的に提唱されている循環経済（Circular Economy: CE）の概念を踏まえ、循環経済に係る野心的な目標を掲げる企業の取組等を促進するCircular Economy Challengeプロジェクトを推進する。
・AI・ロボット技術を活用した自動選別システムなどのリサイクル技術開発、回収ルートの拡充等メダル作成の成果の活用により、都市鉱山リサイクルシステムの高度化、普及促進を図る。
・広域化・共同化や下水熱の活用、単独浄化槽の転換や台帳システムの整備等を図り、汚水処理のリノベーションを推進する。
・2019年５月に策定された海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、プラスチック資源循環戦略及び「海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針（令和元年５月31日閣議決定）」を踏まえ、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や３Ｒ、海洋生分解性プラスチックなどの代替素材のイノベーション、途上国の能力強化、実態把握・科学的知見の集積等により新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指す。
・国立公園や世界自然遺産の観光促進と自然環境の保全の好循環の実現に向けて、デジタル技術等の活用を促進する。

③　福島新エネ社会構想の推進

・福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送電線の増強などの各種施策を進める。
・再生可能エネルギー由来のCO_2フリー水素の利用（改革2020プロジェクト）として、福島県内で再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用する。2020年７月からの実証運転開始に向け、実証設備の建設、試運転等を着実に進める。

④　気候変動への適応の推進

・気候変動適応法に基づく「気候変動適応計画（平成30年11月27日閣議決定）」の下、適応に係る情報基盤の充実を図り、関係者が一体となって、農林水産業や防災、熱中症対策等に関する適応策を推進し、適応の取組を契機として強靭な地域作りや適応ビジネスの展開につなげる。

８．Society 5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増とすることを目指す

⇒1,361 億円（2017 年度実績）

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を４％以上とする

⇒3.48％（2017 年度実績）

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出＜再掲＞

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする

⇒2017 年度実績は平均 14.1 月

《KPI》製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上

⇒2017 年：1.9％（2016 年：1.8％）

《KPI》2020 年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を 80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を 40%にする

⇒2018 年：それぞれ 58％、26％（2017 年：それぞれ 68％、22％）

《KPI》2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2017 年：製造分野約 9,000 億円、非製造分野約 1,800 億円
（2016 年：製造分野約 7,200 億円、非製造分野約 1,400 億円）

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

Society 5.0 によるパラダイムチェンジが急速に進む中、世界と戦えるイノベーションを生み出していくためには、大企業やスタートアップといった「産」、そして「学」、「官」等の力を総動員し、オープン・イノベーションに取り組む必要がある。我が国においては、大学改革が進む一方で産学官連携は小規模にとどまり、起業活動も他国と比べ低調である。また、大企業は既存事業の効率的運営に適した経営・組織形態をとっており、「自前主義」に陥り、機動性を失いがちとの課題を抱えている。

こうした中、イノベーションの源泉としての大学・国立研究開発機関（国研）について、将来像を見据えた課題設定段階から産業界とと

もにイノベーション創出に取り組むようにしていくとともに、産業の新陳代謝、構造変革を促進しSociety 5.0の実装を駆動するスタートアップについて、特にグローバルに活躍するものの創出・育成に向け官民一体で政策を総動員していく。また、会社本体から独立した「出島」形式での異質な組織形態・組織文化の導入や、新たなマネジメント手法による新規事業を既存事業とともに推進する「両利きの経営」など、大企業による新たな経営への挑戦を加速する。

①　産学官を通じたオープン・イノベーションの推進

ア）産学官融合に向けた取組

・大学・国研の研究成果の社会実装を促進するとともに、財源の多様化を一層進めるため、企業と大学・国研による大型共同研究開発を効果的に行う仕組みについて、2019年中に検討する。

・2019年度に設置した「大学支援フォーラムPEAKS」において、大学の経営課題や解決策等について大学関係者、産業界及び政府が具体的に議論し、イノベーション創出につながる好事例を共有、分析して横展開を進める。また、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議）の実効性を更に高める方策を2019年度中に検討する。

・官民が協調して有望なシーズ研究を発掘し、これに取り組む若手研究者を育成する新たな仕組みについて、2020年度目途で検討する。

・新たな産学融合モデルを創出する拠点整備や、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）が公設試験研究機関と連携し地域の具体的技術ニーズを踏まえた支援を行う体制の強化について、2020年度目途で検討する。

イ）グローバルに活躍するスタートアップの創出・育成

・スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。また、公共調達へのスタートアップの参加及び研究開発人材の流動化を促進する。また、ギャップファンドの活用を図る。

・J-Startupプログラムについて、大企業とのオープン・イノベーションを促進しつつ、地方の有望スタートアップや設立間もない時期から海外市場獲得を目指したスタートアップ（ボーン・グローバル）を発掘するため、2019年夏までに追加選定を実施する。選定企業に対しては、各省連携での海外展開の推進とともに、経営資源が限られるスタ

ートアップの広報支援など、集中支援を強化する。また、エコシステム形成に向け、2020 年度には、「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」として、国際的に評価の高いスタートアップ・カンファレンスや国内スタートアップ関連イベントを集中開催することを目指し、環境整備を行う。

・ベンチャー・キャピタル（VC）等のコミットを得て行う研究開発型スタートアップ支援に関し、認定 VC の見直しやこれまでの取組の費用対効果の検証等を通じ、支援分野やステージの重点化・強化等を行うとともに、国際的に活躍する見込みのある例えば AI などの先端技術領域において、社会課題解決や市場ゲームチェンジをもたらすスタートアップの効果的な支援を 2020 年度目途で検討する。また、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（JOIC）において、大学発ベンチャーに焦点を当てたピッチイベントの開催等、ベンチャーと大企業、大学等のオープン・イノベーション促進を強化する。

・中小企業・ベンチャー企業によるイノベーションを推進するべく、フィージビリティ調査から研究開発、事業化までを一貫して効率的に支援できるよう、中小企業技術革新制度（日本版 SBIR 制度）について、関係府省で現行制度の評価・検証を行い、2019 年中に本制度の見直しの方向性について結論を得て、その後速やかに必要な措置を講ずる。

ウ）大企業におけるイノベーションの促進

・イノベーション・マネジメント・システムの国際標準化の動き等も踏まえて、2019 年夏頃にイノベーション経営推進のための指針を策定する。この指針を踏まえて、大企業における情報開示を 慫慂（しょうよう） するとともに、経済団体や市場関係者と協力して、イノベーション経営に挑戦する大企業が資本市場等から評価されるための銘柄化等の枠組みを 2019 年度中に検討し、早期に具体化を図る。

・産業競争力強化法に基づく経営資源活用共同化調査を 2019 年度中に実施し、この調査結果を踏まえて、大企業において、「内発的動機付けを重要視するとともに、新奇な価値観こそ受容する」といった意識の下、スタートアップ企業に対して経営資源の活用を認めるなど、経営資源を組織や分野の枠を超えて組み合わせるための環境整備を行うこととし、企業の人事・知財・投資管理等の在り方を検討し、必要な方策を具体化する。

・大企業・大学等による共同研究などのオープン・イノベーション推進のための技術研究組合の活用に向け、2019 年秋頃までに、技術研究組合を活用して新会社設立を実現した事例や企業と大学の協働による成功事例等を収集するとともに、設立・活用に向けた要点をまとめた

ガイダンスを策定し、普及・広報する。
・民間金融機関等の投資を促進すべく、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）の投資業務によるリスクマネー供給においてファンド手法を活用する取組を 2019 年度から推進する。加えて、2020 年度から大企業とベンチャー企業等とのオープン・イノベーションへの投資を促進するため、成長段階ごとのボトルネックを踏まえた産業投資を活用した資金供給について検討する。

② 高等教育・研究改革

ア）大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化

・第４次産業革命により、付加価値の源泉は「知」にシフトする。「知」を生み出す人材と、「知」の交流を生み付加価値を創出する場が決定的に重要である。大学等の教育研究機関の機能を拡張し、付加価値を創出する場、組織として機能させる観点から、各施策に取り組む。
・2019 年度中に、大学経営環境の改善に向けた国立大学のガバナンスコードを策定し、国公私の枠組みを超えた大学等の連携や機能分担を促進する「大学等連携推進法人（仮称）」制度創設の検討を行う。
・国立大学の運営費交付金の毎年度の配分について、成果を中心とする実績状況に基づく配分の対象額及び変動幅を 2020 年度予算から順次拡大していくとともに、2019 年夏頃までに、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討し、検討結果を 2020 年度以降の適用に活用する。
・国立大学法人や国研について、無形の「知」の価値が正しく評価され、大型共同研究の促進や寄附の拡大など多様な資金の獲得など外部資金割合の増加による運営費交付金依存度の低減及び財政基盤の強化等に向けた必要な方策を検討する。あわせて、国立大学における余裕金の共同運用の仕組みの創設や留学生対象授業料等の規制緩和について検討する。

イ）研究力の向上

・研究「人材」、「資金」及び「環境」の改革を、産学官連携の下、大学改革と一体的に展開する、「研究力向上改革 2019」を実施する。
－産学連携での大学院教育の好事例の周知や国際的に卓越した博士人材育成教育を推進する。また、若手研究者が経済的不安なく研究に専念したり海外研さんを積む機会の拡充、研究者の世界水準の能力の組織的育成プログラム開発とともに、2020 年度以降適用に向けて、若手研究者の任期長期化やプロジェクトの専従義務緩和、直接経費から研究代表者の人件費等を支出可能とするための検討等の

研究費制度の見直しを行う。

－世界的拠点形成に向けた先進的取組の組織内外への横展開など大学等の国際化を進め、国際共同研究プログラムの拡充、国内向け研究費の国際共同研究への活用等を行う。また、世界的研究拠点の持続的発展に向けた国際・学際研究体制強化の検討を 2019 年度中に行う。

－科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業等で若手支援や新興・融合領域開拓に資する挑戦的な研究に重点化し強化するほか、国際化・ネットワーク化等による共同利用・共同研究体制の強化など、基盤的経費と競争的資金のデュアルサポートにより多様で挑戦的かつ卓越した研究を強化する。

－先端的な大型研究施設・設備や研究機器の戦略的活用、AI・ロボット技術の活用等によるスマートラボラトリ化、研究施設の戦略的リノベーション等を積極的に推進し、Society 5.0 時代にふさわしい研究環境を目指す「ラボ改革」を行う。

・我が国の研究力を総合的・抜本的に強化するため、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（仮称）を、2019 年内目途に策定する。

・クロスアポイントメント制度について、現場に即した活用を促進するため、手引や好事例の周知、多様なキャリアパスの奨励等を積極的に行う。また、研究者の流動性向上の他の方策と合わせ、クロスアポイントメント制度の在り方等について、2020 年度までに検討する。

・研究現場における多様性を確保し、イノベーションを活性化するため、産学連携の下でリーダーとなる女性研究者を育成し、社会での活躍を促進するための新たな取組を 2019 年度中に開始するとともに、海外事例の調査分析等を踏まえ、あるべき環境整備や支援方策を 2020 年度までに検討し、施策に反映する。

・競争的資金等の執行データが集約されている府省共通研究開発管理システム（e-Rad）において、公募プロセスの効率化と合わせ収集データの範囲を全ての公的研究資金へと拡大するなどの機能強化を図ることで、国の研究費と論文・特許などのアウトプットとの関連を見える化し、効果的な資金配分の在り方等の政策検討への活用を目指す。

ウ）戦略的な研究開発の推進

・Society 5.0 の実証の場としてのスマートシティ及びスーパーシティの実現に向け、2019 年度中に、分野・事業者横断のデータ連携等に資するアーキテクチャ構築に着手するとともに、各府省の既存事業の集中投資等も通じ、都市 OS、標準 API、データ構造等の検討、実証を行う。また、国際標準化等も見据え、G20 においてグローバルスマート

シティ連合を提唱し、スマートシティ間の相互学習、成功事例の共有や運用に資する共通認識の形成を図る。

・破壊的イノベーションの創出を目指し挑戦的研究開発を推進する。ムーンショット型研究開発制度に関し、関係府省一体となった推進体制の下、ムーンショット型研究開発制度を早期に開始する。

・「AI 戦略 2019」（令和元年６月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、人材育成や研究開発、社会実装に向けた取組等を推進する。

・「バイオ戦略 2019」（令和元年６月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に基づき、産業振興とデータ基盤の構築、国際拠点の形成、地域における実証・研究、バイオ製品の価値・安全性の見える化、科学的知見に基づく新たな機能性食品表示の実現、バイオベンチャーへの投資環境整備等を推進する。特に、個別化ヘルスケア基盤として重要な大規模統合コホート[4]・バイオバンクの構築を図る。健常人コホートについては東北メディカル・メガバンク計画などを着実に推進し、国際競争力を支える基盤として十分な規模等を検証しつつ、大規模ヒトデータ統合プラットフォームの構築を目指す。また、疾患コホートについては全ゲノム解析等も取り入れてその取組を加速強化し、健常人コホートとの比較解析等を行えるようにする。

・2019 年末に策定する「量子技術イノベーション戦略」の検討も踏まえつつ、量子に関する主要技術領域等におけるファンディングや国研などの研究機関の取組の重点化と強化、国際研究開発拠点の推進、理数系教育の充実を含む量子ネイティブ人材等の育成の推進を図る。

・スーパーコンピュータ「富岳」（ポスト「京」）からの早期の成果創出を実現するため、試行的利用を 2020 年度から開始するとともに、AI やデータ科学への活用を推進する。また、学術情報ネットワーク（SINET）の機動的な利用環境の構築や高性能計算環境によるデータ科学と計算科学の融合等により、SINET を活用した多様なリアルワールド・リアルタイムデータの収集・解析・提供を図るとともに、これを企業にも開放し、Society 5.0 を先取りする産学共同利用を加速度的に推進する。

・北極海航路の持続的利用への取組、北極域研究推進プロジェクト(ArCS)の後継プロジェクトに関する検討や北極域研究船に関する取組など地球規模課題に対処する研究開発、北極科学大臣会合の 2020 年日本開催などの国際協力を総合的に推進する。

---

[4] 一定の集団における、長期間にわたる健康・疾病状態の追跡研究

・次世代放射光施設について、財源負担も含めた官民地域パートナーシップにより推進する。
・産学官連携による革新的材料開発の高度化や効率化に向け、研究環境のスマート化や最先端研究インフラの整備・共用を 2020 年度から本格的に推進する。
・IoT などの業種横断的な分野も含め、研究開発の初期段階から標準化活動を一体的に実施すべく、産総研における標準専門家による研究者向け支援の充実や研究領域に係る外部からの標準化相談の受付機能の強化等を 2020 年度目途で検討する。また、関係省庁と連携し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が作成した「標準化マネジメントガイドライン」などの標準化活動の具体的手法や事例を国研間で共有する。

③　知的財産・標準化戦略

・知的財産推進計画に基づき、価値デザイン社会の実現に向けた施策を推進する。
・経営をデザインすることや社会的にインパクトのあるオープン・イノベーションを加速するため、「経営デザインシート」の活用の促進や、経営者や個人に求められる心構えを明らかにした診断項目リストの活用の促進に取り組む。
・初等中等教育において、児童・生徒の創造性を育む知財創造教育を推進するため、今年度から、高等学校を新たに対象として、教材等の収集や作成を開始し、それら教材を活用した実証授業等を全国で行う。
・地域のブランド力を強化する商標権の活用を進めるため、2019 年度から、地域団体商標の活用や中小企業等への取組を強化するとともに、出願増に伴い長期化傾向にある商標審査期間の短縮のための措置を講ずる。
・知的財産権が「侵害し得、侵害され損」とならないよう、知財訴訟制度の機能強化に向けた具体策を検討する。
・増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入について、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性を検討し、早急に結論を得る。
・海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジアなどの海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施する。
・インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など、総合的な対策を講ずる。

・自動運転関連技術、シェアリング、スマートシティ、データ取引市場、AI 及び IoT などの各分野に加え、Society 5.0 のコンセプトを具現化したデータのアーキテクチャなどに関し、国際標準団体への積極的な提案を行うなど国際標準化を進める。

ii）次世代産業システム

① サプライチェーンにおけるデータ連携の促進

・製造現場から生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業の垣根を越えてデータを流通させる仕組みを国内の団体や企業が協調して海外とも連携しながら 2019 年度までに構築する。
・我が国の「すりあわせ」をサプライチェーン全体で高度化するため、自動車の設計･開発のデジタル化による開発効率向上に向けて 2018 年度までに構築した燃費、熱、運動性能等のモデルに加え、2019 年度中に EV 関連のバーチャルシミュレーションモデル構築を目指す。

② ロボット技術の社会実装等

・サービス分野でのロボット開発・導入をユーザー視点で実施していくため、例えば、施設管理や介護、飲食などの分野別に、ロボットのユーザーとメーカー等が集まる議論の場を設け、ロボットを導入するに当たっての現場での課題について検討を行い、業務プロセス、データ連携、通信等の標準化や新たなビジネスモデルの在り方について 2019 年度内に取りまとめる。
・ロボット開発者やロボットシステムインテグレータを広く育成するため、工業高校・高等専門学校におけるロボット利活用の教育プログラムの導入に向け、教材の開発や産業界と連携した講師の派遣、現場実習などの取組を進めるための産学連携の体制を 2020 年夏までに構築する。
・ロボットシステムインテグレータの技能を評価する国家資格（技能検定制度）の在り方について、2019 年度内に検討を行い、結論を得る。さらに、社会的関心を高め、若年者のロボットシステムインテグレータ等への入職を促進するため、技能五輪全国大会に「産業用ロボット」を用いる競技職種を導入することについて、2019 年度内に検討し、結論を得る。
・世界のロボット技術が結集し、社会実装と研究開発を促進するアワード型の競技等を行う「World Robot Summit」の 2020 年の本大会（愛知県国際展示場、福島ロボットテストフィールドで開催）に向けて、2019 年夏目途に競技ルールを公表し、競技参加者募集等を開始する。

また、福島ロボットテストフィールドを一つの拠点とする福島イノベーションコースト構想を基軸とし、進出企業と地元企業が連携して産業集積を図り、自立的・持続的な産業発展を実現するための環境整備を推進していく。

・専門家の育成・派遣を通じて IoT・ロボット導入を促進する「スマートものづくり応援隊」に加え、自動運転技術や電動化等新技術への対応等を支援する「サプライヤー応援隊」を整備し、これらを合わせた中小製造業の支援拠点を 2019 年度中に全国 40 か所程度に拡大する。

③　宇宙ビジネスの拡大

・準天頂衛星システム「みちびき」における、2023 年度目途の７機体制の確立及び機能・性能の向上と、これに対応した地上設備の開発・整備等について、効率化を図りつつ、着実に行う。また、実証事業や対応受信機の普及に向けた支援等を通じた様々な分野での利用拡大や海外展開も視野に入れた取組を行うとともに、Ｇ空間情報センターを中核とし、Ｇ空間情報を使った高度な技術の社会実装を進めるＧ空間プロジェクトの推進を図る。さらに、高精度に位置特定できる共通基盤を 2020 年度から順次社会実装するため、電子基準点等による測位と整合した３次元地図の仕様を同年度中に明確化する。

・H3 ロケットの試験機２機の 2020・2021 年度打上げ、先進光学・レーダ衛星の 2020 年度打上げを着実に行う。情報収集衛星の機数増及び機能保証強化、技術試験衛星の開発等を行う。

・衛星データを地方公共団体のデータ等とも連携させ一元的に提供する Tellus の本格的開発・改良を行うとともに、ビジネスコンテスト S-Booster のアジア地域への拡大等、様々な分野で衛星データ利活用を図る。

・宇宙ベンチャーに関し、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）等のリスクマネー供給拡大や海外からの投資の充実を図るとともに、専門人材プラットフォームの本格運用を 2019 年度開始する。

・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）と民間の協業による事業創出を促進するほか、競争力のある小型衛星・小型ロケットの部品・コンポーネントについて、国内民間ロケットの活用等による軌道上実証支援を 2020 年度目途で開始する。

・スペースデブリ低減に関し、民間活力も活用して研究開発を迅速に進め、2019 年５月に取りまとめた「スペースデブリに関する今後の取組について」（令和元年５月 31 日スペースデブリに関する関係府省等タスクフォース大臣申合せ）に基づき、時間軸を含めた具体的取組を

検討するとともに、国際枠組みに関する議論に参加する。
・国際宇宙探査について、民間事業者とも連携し、我が国が強みを有する技術を活かす観点から、米国が構想する月近傍の活動拠点 Gateway への参画に関する方針を検討し、2019 年内に決定する。また、月、火星等の宇宙探査のプロジェクトを着実に推進する。

④　航空機産業の拡大

・世界で増大する航空機需要を取り込むため、DBJ 等を通じたリスクマネー供給を拡大するとともに、電動化・複合材・自動化等の最先端の技術を活用した次世代機の開発を促すための研究開発支援を行う。
・スペースジェットを含む今後の完成機事業については、安全性審査を適確に行いつつ、スペースジェットの就航時期までに、開発完了後の販売支援体制や量産機の安全運航維持の体制を整備する。
・国際競争力のある航空機部品企業、クラスターを育成する観点から、生産性の向上に資する設備投資等の促進や、全国航空機クラスターネットワークを通じた事業拡大に向けた連携や新規参入を促進する。
・成長著しいアジアでの航空機サプライチェーンを強化するため、国内外の展示会や商談会などの機会を活用し、日本とアジアの関係者の官民双方で協業を促進する。

９．Society 5.0 時代に向けた人材育成

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%とする。
⇒2017 年度：38.3%
《KPI》学習者用コンピュータを 2020 年度までに３クラスに１クラス分程度整備する。
⇒2017 年度：児童生徒 5.6 人に１台
《KPI》新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。
⇒新たに試験を整備（2019 年度開始）
《KPI》第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする。
⇒2019 年４月：54 講座
《KPI》大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。
⇒2016 年度：約 50 万人

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）大学等における人材育成

・データ・AI により付加価値を創出する上では、各分野の専門性とデータサイエンスや AI のリテラシーの両方を備え、データの意味がわかり、これを活用できる人材が求められる。このため、大学において、数理・データサイエンス・AI の初級レベルの標準カリキュラムと教材を 2019 年度中に開発し、全国の大学及び高等専門学校に展開するとともに、文理を問わず自らの専門分野への数理・データサイエンス・AI を応用する基礎力を習得させるため、応用基礎レベルの標準カリキュラム・教材の開発を 2020 年度までに行う。加えて、カリキュラムに数理・データサイエンス・AI 教育を導入する大学を積極的・重点的に支援する。また、博士人材等に対し、産業界や海外の大学等と連携した高度なデータサイエンスなどのスキルを習得させる研修プログラムを開発し、2019 年度中に全国ネットワークを構築して展開する。

・大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度の構築に向けて、認定基準や産業界で採用・処遇等に活用する方策などについて検討し、2020 年度中に認定を開始する。

・学部・研究科などの枠を超えて教育課程を設定できる学位プログラム制度について積極的な活用を促すとともに、当該制度等を活用して全

学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム（「レイトスペシャライゼーションプログラム」等）を複数構築することで、大学教育における文理を横断したリベラルアーツ教育の幅広い実現を図る。また、世界を牽引するようなトップ人材を育成するため、飛び入学等を通じて早い段階から集中的に育成する「出る杭」を引き出すプログラムを構築する。

・2019 年中を目途に教学マネジメントに係る指針を作成し、当該指針等を通じて大学等の学修成果の見える化を進めるとともに、学修成果や履歴等を企業等の採用活動や更なる学びに活用する方策について 2019 年度中に事例を創出し、当該取組を全国の大学に展開する。

・Society 5.0 時代に必要な思考力・判断力・表現力などの学力を評価する大学入学共通テストを 2020 年度から着実に実施できるよう準備を進める。また、当該テストにおいて「情報Ⅰ」を 2024 年度から出題することについて CBT 活用を含めた検討を行うとともに、学部分野等を問わず入試で採用する大学を抜本的に拡大させるための支援を行う。

・大学・専修学校等において数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの開発を進めるとともに、MOOCS や放送大学の活用を拡充する。また、大学における実務家教員を育成するために 2019 年度から研修プログラムの開発・全国展開を行うとともに、実務家教員のマッチングを行う人材紹介の仕組みを構築するほか、リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトを構築する。

ⅱ）初等中等教育段階における人材育成

・全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、５年以内のできるだけ早期に、全ての小学校・中学校・高等学校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講ずる。小学校、中学校、高等学校等における必要な ICT 環境について、最終的に、児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するため、目標の設定とロードマップ策定を 2019 年度中に行う。あわせて、BYOD（Bring Your Own Device）等の活用について検討を行い、具体的な活用方法等を示す。また、ICT 環境について、速やかにかつできる限り費用を低減して調達できるようにするため、ICT 機器等の標準仕様書例を 2019 年夏までに示すとともに、クラウド利活用等に向け、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを 2019 年夏までに行う。

・学校ではクラウド活用を前提とすることとし、効率的・効果的なクラウド導入の方策について周知するとともに、コスト等の面から学校が導入しやすいよう、その接続方法について、公衆網を介したパブリッククラウドや「SINET」などの多様な選択肢をモデル化して例示する。また、初等中等教育における大学等の教育資源の活用や大学等の教育・学術研究における活用等も含めて、希望する全ての自治体や学校が「SINET」を利用できるように準備を進め、2020 年度中に試験的な実施を行う。
・デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討を行い、必要な措置を講ずる。
・2020 年度からの小学校のプログラミング教育の導入に向けて、全ての教師がプログラミング教育を実施できるよう、体験や研修などの機会を設けるとともに、ポータルサイトによる指導事例などの情報提供を充実する。また、中学校及び高等学校の教員研修に資する教材等の開発を 2019 年度中に行うとともに、教師の養成・研修・免許の在り方等の検討状況を踏まえつつ、高等学校において 2024 年度までに社会の多様な人材も含め ICT に精通した人材を 1 校 1 名以上登用することを目指す。
・大学等における数理・データサイエンス教育との接続を念頭に、高等学校段階で確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を得るための教材を作成し、2020 年度から大学進学希望者等を中心に指導を行う。
・学びの生産性及び質を向上させるため、AI による効果的な学習等を実現する EdTech の開発や学習ログ等を蓄積した学びのポートフォリオが児童生徒の学びや教師の指導に活用されるよう、収集するデータの標準化や利活用に関する実践を進め、好事例を創出・収集し、全国への展開を図る。また、EdTech をはじめとする先端技術や ICT を教師が使いこなすことができるよう、先端技術の活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、「教育の情報化に関する手引」（仮称）の作成や指導事例の普及・展開等を通じて研修の充実を図る。
・遠隔教育について、学校等が接続先のマッチング、指導面・技術面のアドバイスを得られるよう、2019 年度中に協力意向を有する様々な関係団体を取りまとめて、提示を開始するとともに、中学校における弾力的実施等も含めた事例の創出・展開を進め、2023 年度までに希望する全ての学校で遠隔教育を実施することができる環境を実現する。

・各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育について、2020年度までに産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランの提示と全国の学校への展開を行うとともに、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを2020年度までに構築する。

iii）産業界における人材育成・活用

・データサイエンス・AIを応用して中小企業の経営課題等を発見し解決するために、企業等が行う課題解決型学習を中心とした実践的な学びの場を提供するAI Quest（課題解決型AI人材育成）について、2019年度から実証を行い、成果を国内外へ展開するとともに、AI Questを行う企業等に対する認定制度について検討し、2020年度から実施する。
・「未踏IT人材発掘・育成事業」において、高度な数学的才能を有する人材を発掘し、AI技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する新たな仕組みについて2019年度から検討を開始し、2020年度以降実施する。
・「異能vation」プログラムを見直し、破壊的イノベーションを創出するための課題を発掘し、挑戦を支援するとともに、これまでの取組の成果も含めての国際的な発信や展開の支援及び企業とのマッチング等のビジネス化に向けた支援を新たに行う。
・子供、社会人、障害者、高齢者等がプログラミングなどのICTスキルをお互いに学び合い、地域での活躍につなげる場となる「地域ICTクラブ」について、運営等に関するガイドラインを策定し、全国へ展開する。
・サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチング促進のため職務・役割と技能・資格等のひも付け、共通言語化等を行うとともに、情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開を図る。また、沖縄など地域において自律的にセキュリティ人材を育成する拠点の構築や、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施に取り組む。

10. 海外の成長市場の取り込み

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》速やかに RCEP 交渉妥結を目指し、これを通じて FTA 比率が 70%を超える。

⇒2018 年度末時点：51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2018 年貿易額ベース）

※経済連携交渉の実施状況を踏まえ、従来の KPI を見直した。

※現在交渉中の RCEP が署名に至った場合の FTA 比率は 78.7%（2018 年貿易額ベース）

《KPI》2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する。

⇒2018 年末時点：30.7 兆円

《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比２倍を目指す。

⇒2016 年度：20.6 兆円（2010 年度：12.8 兆円）

《KPI》2020 年に約 30 兆円（2010 年：約 10 兆円）のインフラシステムの受注を実現する。

⇒2017 年：約 23 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む

《KPI》2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。

⇒2017 年度：444.5 億円

（２）新たに講ずべき具体的施策

日本経済の持続的成長のためには、広く国際市場にも目を向け、世界の需要を我が国の地域に取り込むとともに、中小企業を含む日本企業の更なる海外展開を促す必要がある。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた世界的な動きは、新たな事業機会をもたらす。Society 5.0 を国際的に展開し、「日本の SDGs モデル」を、我が国における G20 や第７回アフリカ開発会議（TICAD７）の開催、SDGs 首脳会合といった機会を活用して、アフリカ及び東南アジアを重点地域として、国際社会に共有・展開する。

また、世界において貿易を巡る対立が見られる中、経済連携交渉等に取り組むことにより、ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築を推進し、世界経済の持続的な成長につなげる。

ｉ）Society 5.0 の国際展開と SDGs 達成

①　民間企業による取組の支援

・民間主導により、Society 5.0 を海外においても実現するため、一般社団法人世界経済フォーラム第４次産業革命日本センターのネットワークを活用して、先進的な取組に積極的な多様な主体を巻き込む形で、ヘルスケア、スマートシティ及びモビリティのプログラムを強力に推進することとし、各省庁の施策によりこれを支援していく。

②　STI for SDGs の取組加速化

・「SDGs のための科学技術イノベーション（STI for SDGs)」を推進するため、我が国が提案した「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」を G20 で策定し、各国のロードマップの策定を支援する。

・2019 年度中に、課題解決に資するシーズとニーズのマッチング・事業創造を図るためのプラットフォームの在り方の調査等及びプロトタイプの試行運用等を行う。さらに、G20 や TICAD などの国際会議での発信等を通じて国内外の多様なアクターの連携・協働を促し、気候変動や海洋プラスチックごみ対策を含め SDGs 達成に向けたイノベーションの創出を促進する。

③　Society 5.0 の国際標準化＜再掲＞

・自動運転関連技術、シェアリング、スマートシティ、データ取引市場、AI 及び IoT などの各分野に加え、Society 5.0 のコンセプトを具現化したデータのアーキテクチャ等に関し、国際標準団体への積極的な提案を行うなど国際標準化を進める。

ⅱ）日本企業の国際展開支援

①　インフラシステム輸出の拡大

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版)」（令和元年６月３日経協インフラ戦略会議決定）の重点施策を官民一体で推進する。

ア）「質の高いインフラ」の推進

・G20 の質の高いインフラ投資に関する原則や APEC のガイドブック等に則り、「開放性」、「透明性」、「経済性」、「借入国の債務持続可能性」等が確保されるように、インフラ整備を国際的に主導し、持続的な経済社会発展に貢献する。

・IoT・AI など高度な新技術を活用した課題解決力や高品質の物流サービスの構築等により、SDGs 達成に貢献するなど、我が国のプレゼンスを高めていく。あわせて、我が国が優位性を有する分野の海外展開を

促進するため、相手国における規制等の整備、我が国発の国際標準の普及、分野別タスクフォース等を通じた関係省庁・機関間の連携強化により、スマートシティなど横断的なパッケージ案件等の形成を推進する。

イ）官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組

・「自由で開かれたインド太平洋」等の外交政策とも整合的な形で、関係国との連携を通じて、事業リスクの低減、アフリカや島嶼（しょ）国等も含む市場へのアクセス強化を図り、ビジネス機会の拡大を推進する。また、価格競争力向上のための現地・第三国を含めた部材・人材等の活用を進めるとともに、輸出基盤強化のための国内関連産業の構造改革に向けた検討を進める。

・機関投資家の資金の一層の活用やアフリカ市場の開拓といった課題に対応すべく、関係機関と連携した新たな貿易保険スキームを構築する。

・我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実を図る。

・単なる機器の売り切りではなく、ユーティリティ企業を含め、本邦企業による経営及び O&M 参画を通じた継続的関与を促進するため、公的支援の充実を図る。

・洋上風力発電などの再エネ分野等で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援し、本邦企業によるイノベーションと新規事業投資を促進する。

・人材育成、法制度整備などのソフトインフラ支援を着実に実施する。

② ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築

ア）経済連携交渉

・我が国は、自由貿易の旗手として、質の高い EPA の締結、拡大を通じて、包括的で、バランスの取れた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。

・現在交渉中の RCEP の早期署名・発効を目指すとともに、日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、2018 年に発効した TPP11 協定の参加国・地域の拡大や新たな国や地域との EPA の締結を含めた経済連携の強化について議論を進めていく。

・これまでに締結した EPA について、今日の経済情勢に即した、一層質の高いものとするべく、見直し協議に取り組んでいく。

・中小企業も含めより多くの事業者にEPAを有効に活用してもらうべく、情報提供を含む支援を強化し、その利用の一層の促進にも取り組んでいく。

イ）投資関連協定

・現在交渉中の協定を含めると合計 94 の国・地域をカバーする見込みであるところ、交渉中の投資関連協定については早期妥結を目指す。加えて、2020年までに投資関連協定について、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指し、産業界の要望などを踏まえながら新規交渉国を選定し、早期交渉開始を目指す。

ウ）租税条約

・我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める。

③　中堅・中小企業の海外展開支援

ア）販路開拓支援・人材・金融面の支援

・日 EU・EPA や TPP11 の協定発効を好機と捉え、「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、EU等の海外市場等に詳しい専門家を国内外に配置し、計画策定から商談成立までの伴走型支援等を強化する。その際、地域未来牽引企業をはじめとした波及効果が高く意欲のある企業を重点的に支援する。

・世界で急速に拡大する EC の活用を推進するため、プラットフォーマーとのマッチングを進めるとともに、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本製品を販売支援する取組について、これまでのアジアに加えて米国や欧州、中東等にも拡大して実施する。

・中堅・中小企業が自律的に輸出できるような販路・物流・ブランディング・手続等へのサポートをワンストップで提供する取組を推進すべく、その方策を2019年度中に検討する。

・現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズ情報を収集し、当該ニーズに合致し得る国内企業とマッチングする仕組みを構築し、現地目線での商品・サービス開発や販路開拓支援を国内外で強化する。また、日本食と食文化・関連製品を一体とした海外への販路開拓の取組を推進する。

・国内外で企業の即戦力となるグローバル人材の育成・確保を強化する。

イ）海外進出支援

・現地法人設立や現地規格・規制対応、現地代理店・販売先確保など、

海外進出及び進出後の事業拡大における課題を重点的に支援する。また、TICAD７も踏まえ、独立行政法人国際協力機構（JICA）と JETRO が密接に連携し、ODA も活用しつつ、アフリカをはじめとする海外への展開を強化する。
・貿易保険法施行令を改正して NEXI による民間投資保険の再保険引受けを可能とすることで中堅・中小企業の海外展開を促進する。
・国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。
・在外教育施設における日本語指導や特別支援教育体制の充実、帰国時の学校での受入れの円滑化など教育機能の強化を図る。

iii）日本の魅力を活かす施策

①　対内直接投資の促進

・「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」（令和元年４月 16 日対日直接投資推進会議決定）に基づき、外国企業誘致戦略が明確化した地方公共団体が行う誘致活動に対する支援の充実、JETRO による支援体制の強化及びインバウンド観光需要の取り込みや農林水産品の輸出促進との連携強化を図る。また、地域への誘致成功事例の発信による外国企業との協業・連携機運の醸成や我が国のビジネス環境の更なる改善に向けた取組を進める。
・JETRO の海外主要拠点において、海外のイノベーション・エコシステム等との緊密なネットワークを形成すること等を通じ、イノベーション創出に資する外国企業を積極的に誘致する。
・2018 年度に開始した Regional Business Conference について、2019 年度においても外国企業誘致に積極的な地域で開催するとともに、2020 年度の Japan Business Conference 開催に向けて、実施体制構築等の準備を進める。

②　クールジャパン

・「知的財産推進計画 2019」（令和元年６月 21 日知的財産戦略本部決定）に基づき、これまでの取組の効果検証等も踏まえ、進化したクールジャパン戦略を 2019 年夏頃までに策定する。新戦略に基づき、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金や JETRO の活用、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による発信、クールジャパン機構の資金供給等をはじめとする関係施策を実施する。その際、インバウンドとアウトバウンドの好循環創出も考慮しつつ、マーケットインの考えで、国別・属性別の嗜好分析、分野横断的な取組・ストーリー作り、インフルエン

サー活用、展示会等イベント活用等を進める。

・様々な関係者の連携促進のため、クールジャパン官民連携プラットフォーム等を活用して基盤を強化する。その一環として、デジタル技術を活用して、日本好きの外国人へ継続的に働きかけ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や「日本博」を契機に、日本ファンの拡大・長期滞在の促進等を図る。

・専門人材・高度デザイン人材・高度経営人材の育成や外国人材の受入れに向けた制度整備・地方文化発信も含めた相互交流事業、海外における日本語の普及、地域プロデュース人材が活躍できる基盤作り等を推進する。

・情報通信技術の発達に伴い拡大する海外市場への進出を見据え、海外市場において競争力のある日本の映像コンテンツについて、デジタル技術の導入等により制作現場の生産性向上を促進し、更なる競争力強化を図るとともに、国際見本市の開催や放送コンテンツの海外展開支援等を通じ、コンテンツ関連産業及び地域産業の海外販路開拓や、地域へのインバウンド拡大につなげる。

・新たな成長領域として注目される e スポーツについて、健全な発展に必要な適切な環境整備として、社会における認知度向上のための取組や、競技大会のガバナンスなど関連する実態調査に 2019 年度中に取り組む。

・2019 年度中に、全国ロケーションデータベースの更新やエリアマネージャーの試験的設置を通じて関係者間の許認可情報の共有を進めるとともに、外国映像作品の誘致に関する実証調査等を行うことにより、国内外の映像作品の撮影環境の改善を進める。また、若手映画作家等の育成や映画製作支援、国際交流等を通じて、世界に評価される新たな日本映画の創出に寄与するほか、国際共同製作の促進や、映画祭における海外への発信・人材交流によって、日本映画等への関心の掘り起こし等を行う。

・国・地域の特性や嗜好（しこう）を踏まえた効果的な普及促進、ブランド力の向上、輸出環境の整備、酒類以外の分野との連携等を行い、日本産酒類の一層の輸出拡大やインバウンドの促進を図る。

③　2025 年日本国際博覧会の開催へ向けた準備

・万博特措法に基づき、2025 年日本国際博覧会の準備及び運営を担う博覧会協会を指定するとともに、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置を講ずる。

・博覧会国際事務局（BIE）による我が国の開催計画（登録申請書）承認後、できるだけ多くの国の参加を得るべく、2020 年ドバイ万博の機会

等を活用して、参加招請活動を行う。また、本万博のテーマに関連する国際会議等において、本万博の魅力・情報を世界に発信する。

11. 外国人材の活躍推進

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。

⇒ポイント制の導入（2012 年５月）から 2018 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 15,386 人

《KPI》 2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）

⇒我が国の大学･大学院など高等教育機関における外国人留学生数は 208,901 人（2018 年５月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生 90,079 人を加えると 298,980 人（2018 年５月時点）

（２）新たに講ずべき具体的施策

国際的な人材獲得競争が激化する中、高度な知識・技能を有する外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等がより魅力的となり、かつ、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍できるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年６月 18 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）も踏まえつつ、政府横断的に以下の取組を重点的に進めていく。

ｉ）高度外国人材の受入促進

① 外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

・「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を JETRO に設置したことを受け、関係省庁が保有する出入国管理制度などの関連施策情報、関係省庁等が実施する高度外国人材に関するセミナーなどの各種就職促進施策等とともに、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある企業情報を常時アップデートされた最新の形で提供する。

・プラットフォームの下で、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供することで、留学生を含む高度外国人材の採用を促していく。

・留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験 N1 相当以

上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進する。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇等のベストプラクティスを構築し横展開する。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底していく。

②　ビジネス日本語など教育プログラムの充実及び日本語教育の質の向上

・大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを文部科学省が認定した上で留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等を行う。
・優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチングなど、総合的な受入モデルを構築する専修学校における取組を支援し、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。
・外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育などの包括的な支援を進める。また、就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組を行うとともに、外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できる ICT 教材の利用を推進する。

③　高度外国人材の受入円滑化に向けた入国・在留管理制度等の改善

・外国人起業家の管理・支援等を含む「外国人起業活動促進事業」の利用普及に向け、ベストプラクティスの共有等を通じて地方公共団体向けの広報を強化する。
・留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、「外国人起業活動促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、2019 年度中に結論を得る。
・AI、IoT、クラウド技術など第４次産業革命を進める上で必要となる革新技術分野における優秀な人材の円滑な受入れに向けて現行制度・運

用の見直し等を含め検討を進め、2019 年度中に結論を得る。

ⅱ）在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

①　在留資格手続の円滑化・迅速化

・外国人を適正に雇用し、かつ外国人雇用状況届出等を履行しているなど一定の要件を満たす所属機関等を対象に、外国人本人に代わって行うオンラインでの在留関係諸申請の受付を 2019 年 7 月に開始する。今後、更なる利便性向上のため、オンラインで申請可能な手続の対象を拡大していく。

②　在留管理基盤の強化

・外国人の受入状況に係る情報を継続的に把握し、外国人受入機関単位で情報を管理・把握することを可能とするための情報基盤の整備を推進するとともに、在留管理の電子化を進める。

Ⅱ．全世代型社会保障への改革

１．70 歳までの就業機会確保

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2025 年：65 歳～69 歳の就業率　51.6% ⇒2018 年：46.6%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）70 歳までの就業機会確保

・人生 100 年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要。このため、65 歳まで継続雇用することとしている現行制度を見直し、70 歳まで就業機会を確保できるようにする。

・65 歳から 70 歳までの就業機会の確保については､65 歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、採り得る選択肢を広げる必要がある。このため、多様な選択肢を法制度上整え、当該企業としてはそのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

・法制度上整える選択肢のイメージは、「定年廃止」、「70 歳までの定年延長」及び「継続雇用制度導入（子会社・関連会社での継続雇用を含む)」といった 65 歳までの制度における選択肢に加え､「他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現」、「個人とのフリーランス契約への資金提供」、「個人の起業支援」及び「個人の社会貢献活動参加への資金提供」が想定し得る。企業はこれらの選択肢の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢の具体的な検討に当たっては、各選択肢における企業が負う責務の程度など、企業の関与の具体的な在り方について、今後慎重に検討する。

・また､70 歳までの就業機会の確保を円滑に進めるため、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。第一段階の法制については、以下の方向で検討する。

ア）法制度上、上記のような選択肢を明示した上で、70 歳までの就業機会確保の努力規定とする。

イ）必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

その上で、第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、多様な選択肢のいずれかについて、現行法のような企業名公表による担保

（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

・なお、混乱が生じないよう、65 歳までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。こうした仕組みの実現に向けて、労働政策審議会の審議を経て、2020 年の通常国会において、第一段階の法案の提出を図る。

・働く意欲がある高齢者が、その能力を十分に発揮し、働く人の個々の事情に応じて活躍できるよう、地方公共団体を中心とした就労促進の取組と地域の企業との連携の推進、シルバー人材センターの機能強化、企業のニーズと高齢者の経験・就業意欲を踏まえたマッチング機能の強化を検討する。

・高齢期を見据えたキャリアプランの再設計や、労働者が企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入等を支援する拠点を整備し、全国でサービスを提供することを通じたキャリア形成支援を行うとともに、高齢者を含めたリカレント教育を推進する。また、70 歳までの就業機会確保措置を講ずる企業や高年齢労働者の労働災害防止などの高齢者の安全・健康確保等に取り組む企業への支援、高齢者のモチベーションや納得性に配慮した能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。さらに、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

ⅱ）働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

・2019 年の公的年金の財政検証結果を基に、「人生 100 年時代」を展望し、より多くの人が多様な形態で長く働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤を充実できるよう、2020 年の通常国会への法案提出を念頭に、公的年金・私的年金両面にわたる制度改革を進める。

・長期化する高齢期の経済基盤を就労期間を延伸することで充実することが可能となるよう、繰下げ制度（現在、１年繰下げで、年間 8.4%増額、５年繰下げで、年間 42%増額）の柔軟化等による、高齢期の就労と年金受給開始時期の選択肢の拡大を図る。また、公平性に留意しつつ、マクロ経済スライド調整が進む将来の受給世代ができるだけ長く働き年金水準を確保することを阻害しないよう、将来的な制度の廃

止も展望しつつ在職中の賃金と年金の調整（在職老齢年金制度）等の見直しを行う。これらについては、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

・短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、勤労者皆社会保険制度の実現を目指して、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

・高齢期の長期化と就労の拡大・多様化等を踏まえた私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等について、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

２．中途採用・経験者採用の促進

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年：転職入職率　9.0% ⇒2017 年：8.6%

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅰ）中途採用・経験者採用の促進等

・人生 100 年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用[5]の拡大を図る必要がある。

このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

・中途採用・経験者採用に積極的に取り組む上場企業を中心としたリーディング企業やベンチャー・中小企業等を集めた中途採用・経験者採用協議会で提起された好事例について、その横展開を図ること等により、雇用慣行の変革に向けた運動を展開する。また、好事例の周知等を通じて、各企業に対して、評価・報酬制度の見直しを促す。この際、経営改革力に限界のある中小企業に対しては、中途採用等支援助成金等を活用し、これらの見直しのための支援を行う。

・学生の学修環境の確保を前提に、就職・採用活動の実態等も踏まえ、例えば長期インターンシップの方向性等を中心に今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用の在り方について、2019 年度中に検討を開始する。

ⅱ）主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

・2020 年からの稼働を目指す職業情報提供サイト「日本版 O-NET」（仮称）や、2022 年以降の稼働を目指す「職業能力診断ツール」について、両者の連携を図るほか、ハローワークインターネットサービスや職場情報総合サイトなど、既存のシステムとの連携も視野に入れて開発・運用を進めることで、求職者や企業の人事担当者等が、円滑に職業情報の把握や求人情報の検索等を行える有機的なシステム構築を目指

---

[5] 中途採用については、積極的な取組を行っている企業の間では「キャリア採用」と呼んでいる事例も見られる。

す。
・中小企業における HR テクノロジーの導入支援や活用事例の周知を行い、同テクノロジーの導入・活用による中小企業における多様な人材の活躍や生産性向上を支援する。
・解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。

３．多様で柔軟な働き方の拡大

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度比で３倍
⇒2018 年：19.1％（2012 年：11.5％）
《KPI》2020 年：上場企業役員に占める女性の割合　10%
⇒2018 年：4.1％
《KPI》2020 年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合　15%
⇒2018 年：11.2％
《KPI》2020 年：第１子出産前後の女性の継続就業率　55%
⇒2015 年：53.1％

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）多様で柔軟な働き方の拡大

①　副業・兼業の促進

・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る。ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、検討会における健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、2019 年中に結論を得る。その上で労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。
・副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。
・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業などの人材支援機関が連携する場を設けること等を通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、2019 年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。
・国家公務員の兼業について、公益的活動等を行うための兼業を希望する者が円滑に制度を利用できるよう、明確化した兼業許可基準の更なる周知を図る。

②　雇用関係によらない働き方（フリーランス等）の環境整備

契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、報酬額の適正化など、フリーランスなどの雇用関係によらない働き方

における諸課題について、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討を進めるに当たり、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、2019 年の夏までに一定の取りまとめを行うとともに、特に優先すべき検討課題については、スピード感を持った検討を進める。

③　テレワークの推進

・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を行う。
・女性、障害者、高齢者など多様な人材活用に資する効果的なテレワークの先進モデルの整理・普及を図るとともに、特に中小企業の課題解決等を担う立場である社会保険労務士や IT コーディネータなどの専門家にテレワーク普及の担い手になってもらうこと等により、地域や企業の実情に応じたテレワークを推進する。

④　治療と仕事の両立支援

・主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する両立支援コーディネーターの育成・配置を進めるとともに、2019 年３月に改訂した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知を進めることにより、企業・医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図る。
・都道府県労働局、労使、自治体、地域の医療機関等で構成される地域両立支援推進チームの取組等を通じて、がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等を進める。

ⅱ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

①　長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

・2019 年４月から大企業に対して適用された罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める。あわせて、2020 年４月からの中小企業への適用、2024 年４月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。
・適正な工期の確保や施工時期の平準化、技術者の配置要件の合理化等

を図るとともに、建設キャリアアップシステムを活用した技能者や専門工事企業の能力評価制度を通じて処遇改善を図ることで、建設業の働き方改革を推進する。

・2020 年度以降の「同一労働同一賃金」（パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法）の円滑な施行に向け、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行うほか、事業主向けの「取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等の周知に努める。

・労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新たに設けられることやセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が図られたことを踏まえ、措置の適切・有効な実施を図るための指針を整備するとともに、中小企業等が適切に措置を講ずることができるよう必要な支援を行う。

・取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為について、相談対応などの望ましい取組を明確化し、関係省庁と連携して周知啓発を図る。

②　人材投資情報の「見える化」の推進

・機関投資家などのステークホルダーと関係省庁が連携して、官民一体で、企業価値向上に向けた人的資本の非財務情報の活用の在り方を検討する。

・2018 年のコーポレートガバナンス・コード改訂により、人材投資をはじめ経営資源の配分等に関する説明について定められたことを受け、今後、その実施状況についてフォローアップする。

・あわせて、人材投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表を行い、企業における開示の充実を促進する。

③　最低賃金の引上げ

・経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

・最低賃金については、この３年、年率３％程度を目途として引き上げ

られてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析[6]をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

iii）女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

・女性活躍推進法の改正により、一般事業主行動計画の策定義務対象拡大や情報公表の強化が図られることを踏まえ、その円滑な施行に向けて、中小企業をはじめとする全国の企業が着実に女性活躍の取組を行うよう、都道府県労働局と地方公共団体の連携を推進しながら、改正の内容の周知徹底や企業向け相談窓口の整備、一般事業主行動計画の効率的な策定・公表方法の検討を行う。あわせて、地域の多様な主体の女性活躍の取組を更に強力に支援・推進する。

・女性活躍やダイバーシティ経営推進の観点から、上場企業の女性役員及びESG投資における女性活躍情報の活用の状況の公表を進めるとともに、企業の女性活躍の要素を投資判断に考慮するジェンダー投資を推進する。また、女性役員人材の育成に向け、新たな地域における展開を含め、地方、大学等との共催等により女性役員育成研修を実施するとともに、修了者人材バンクの充実・強化を行う。

・企業と投資家等との積極的な対話を促す情報開示等を求める「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」の普及や、「なでしこ銘柄」等の選定基準の見直し等を通じ、企業におけるダイバーシティ経営を推進する。

・人生 100 年時代において、多様な選択ができる社会を構築するため、地方創生推進交付金を活用し新規就業支援を図る「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援等を通じ、子育て中や子育てが一段落した世代の女性を含む、多様な女性の労働市場への再参入を推進する。また、女性が生涯にわたり健康に生活できるよう、女性特有のがん検診受診のための支援を行う。

・保育の受け皿整備について、2019 年４月の待機児童の状況を踏まえ、地方公共団体の整備計画の検証とその結果に応じた受け皿整備に対し、引き続き支援を行う。また、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を着実に進める。さらに、

---

6 業種別業態別、地域別の実態分析を含む。

地域の多様なニーズに対応した子育て支援を実施するため、地域子育て支援拠点の設置の更なる促進や多機能化を進める。

・女性が出産後もキャリアを継続することができるよう、男性の育児・家事への参加を促し、育児・家事の負担が女性に偏っている現状の是正を図る。具体的には、育児休業を希望していても申請できない男性が多くいること等を踏まえ、制度的な改善策を含めて検討し、男性の育児休業取得を一層強力に促進する。

４．疾病・介護の予防

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2040 年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75 歳以上とすることを目指す

⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

（２）新たに講ずべき具体的施策

人生 100 年時代の安心の基盤は「健康」であり、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくため、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に、予防・健康づくりの取組を大胆に強化する。

ｉ）人生 100 年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

①　疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化

・国民健康保険の保険者に対する保険者努力支援制度について、疾病予防や健康づくりの取組が促進されるよう、財源を含めた予算措置を検討し、2020 年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。あわせて、各評価指標について、成果指標の導入拡大を進め、先進・優良事例の横展開や個人の行動変容につながる取組が強化され、民間サービスの活用等が推進されるよう見直し、配分のメリハリを強化する。

・健康保険組合の予防・健康事業の取組状況に応じて、後期高齢者支援金を加減算する制度について、2020 年度までに最大±10%となるよう強化するとともに、保健事業の効果やインセンティブ措置の影響分析等を行い、2021 年度に、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行う。

・その際、保険者が糖尿病性腎症の重症化リスクのある者に対し、医師と連携して、保健師等によって濃密に介入するなどの先進・優良事例の横展開や、歯科健診・がん検診等の受診率の向上等が進むよう留意する。

・個人の自発的な予防・健康づくりの取組を推進するため、ヘルスケアポイントなど個人のインセンティブ付与につながる保険者の取組を支援し、先進・優良事例の横展開を図る。

・医療保険や介護保険のインセンティブ措置の指標の見直しに際しては、エビデンスに基づき予防・健康事業の効果検証を行い、徹底した PDCA サイクルを通じ、効果的な事業を展開する。

②　予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化

・生活習慣病の発症や重症化のリスクのある者に対し、医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と適切な運動等のプログラムを一体的に提供できる新たな仕組みを検討し、2019 年度を目途に結論を得る。また、医療機関が運動処方箋を出しやすいよう、運動施設における標準的なプログラムを、2019 年度中に作成する。あわせて、運動施設において安全かつ効果的に楽しく運動・スポーツを実践できる仕組みの実証を行うとともに、好事例の普及を図る。

・健康無関心層も含めた予防・健康づくりを推進していくため、ナッジ理論等を活用し、2019 年度中に、特定健診などの各種健診の通知について、全体・平均値との比較や将来予測（AI やビッグデータ等も活用）等といった通知情報を充実するとともに、先進・優良事例の横展開を図る。

・東京で 2020 年に開催される栄養サミットを機に、健康無関心層も含め自然に健康になれる食環境づくりを推進する。民間の様々な主体と連携し、健康な食生活の推進に向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、健康無関心層への効果的な情報提供など総合的な施策について検討を進め、直ちに実施できるものから順次取り組む。

・野菜摂取量増加に向けた取組など、地域の多様な主体が連携し、日常の中での健康な食事・運動・社会参加を促す取組や、個々の住まいや地域の共食の場における適切な栄養管理に基づく配食サービスについて、先行事例分析やモデル実証事業等を通じて 2019 年度から推進する。

・妊娠中や子供の頃からの健康づくりを支援するため、妊産婦への適切な栄養指導に資するよう最新の知見も取り入れた食生活指針の改定を 2020 年度中に行うとともに、子供時代からの健やかな生活習慣形成に資する研究の推進などの取組を順次行う。

③　疾病の早期発見に向けた取組の強化

・がんの早期発見・早期治療の仕組みを確立し、５年生存率の劇的な改善を達成するため、難治性がん等について、リキッドバイオプシー等の血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進する。また、ナッジ理論等を活用した検診受診率の向上に向けた取組、受診率や有効性の向上のためのリスクに応じた検診の在り方について、2019年度中に検討し、結論を得る。

・全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在 10 歳刻みで行われている歯科健診の機会を拡大し、歯科の保健

指導を充実することについて、検証の結果を踏まえ、2020 年度までに検討に着手し、速やかに結論を得る。あわせて、歯科健診の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき、必要な受診を促す実効的な取組や、全身疾患の治療が必要な可能性がある場合の医科歯科連携を推進する。

・個人が自らの健康状態を把握し、疾病を早期発見するため、医療用検査薬から一般用検査薬への迅速な転用に向けた手続の改善を図る。このため、既に実施された事例を参考としながら、行政と関係業界が協働して審査や申請の質の向上等の課題解決を図るための協働計画を 2019 年度中に策定し、検討を進める。あわせて、一般用医薬品等の普及等によりセルフメディケーションの推進を図る。

④　保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進

・企業・保険者連携での予防・健康づくり「コラボヘルス」の取組を深化させる。加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況を見える化し、経営者に通知する健康スコアリングレポートについて、健保組合や事業主への働きかけを強化するため、評価指標に経年変化を加えるなど、通知内容の充実や通知方法の工夫を行う。同様の取組を、2020 年度からは全保険者種別で実施するとともに、2021 年度からは、健保組合、国家公務員共済組合について事業主単位で実施する。

・健康経営の生産性への影響に関する各種の研究等を踏まえつつ、健康経営の取組と成果が資本市場から適切に評価されるよう、環境を整備する。健康投資の投資額を見える化すべく、「企業の『健康管理会計』に関するガイドライン（仮称）」を、2019 年度中に策定し、企業が健康投資を更に進める上で必要なインセンティブ措置の検討も始める。また、健康経営に係る情報開示等に関して、「企業の『健康経営』ガイドブック」を 2019 年度中に改訂し、その普及を図る。さらに、市場が比較可能な情報開示の在り方について、検討を進める。

・ESG や SDGｓにおける健康経営の重要性に関して、グローバルな場への発信を、引き続き、官民で展開・強化する。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020 マイベストプログラム」の普及を図る。

⑤　データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進

・保険者や地方公共団体等の予防健康事業における活用につなげるため、

データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証を行う。

・その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定め、その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進する。

・「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（平成 30 年４月 12 日経済産業省策定）の業界団体、仲介者への普及や、業界自主ガイドラインの策定支援を通じ、一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが仲介者から選択され、利用者が安心してサービスを利用できる環境整備を図る。あわせて、複数の企業間の協働や、業界横断的なイノベーションの基礎インフラとして、民間主導によるヘルスケアデータの標準化やヘルスケアサービスの品質確保に向けた取組の支援策について、2019 年度中に検討に着手する。

⑥　介護予防のインセンティブ措置の抜本的な強化等

・介護保険の保険者や都道府県に対する介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）について、地方公共団体による先進的な介護予防の取組が横展開され、健康寿命の地域間格差の縮小にも資するよう、財源を含めた予算措置を検討し、2020 年度にインセンティブ措置の抜本的な強化を図る。

・あわせて、各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行い、介護予防や認知症予防につながる可能性のある高齢者の身近な「通いの場」を拡充するとともに、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から介護予防と保健事業との一体的実施を推進する。その際、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用する。また、「介護助手」など介護施設における高齢者就労・ボランティアを推進するとともに、個人へのインセンティブとして、ポイントの活用等を図る。

・75 歳以上の高齢者に対する保健事業について、フレイル対策を含めきめ細やかな支援を充実させる。このため、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用する。また、市町村による介護予防と保健事業の一体的実施の全国展開に向け、国の特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援する。

・利用者の平均的な日常生活動作の維持又は改善に対する介護報酬加算について、自立支援や重度化防止等の観点から、2020 年度までにエビデンスに基づく効果検証を行い、次期介護報酬改定で必要な対応を行う。

⑦　認知症の総合的な施策の強化

・「共生」と「予防」を柱とした総合的な認知症施策を、認知症施策推進大綱（令和元年６月 18 日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、推進する。「通いの場」の活用などの先進・優良事例について、2020 年度までに事例集や実践に向けたガイドラインを作成し、全国の地方公共団体へ横展開する。あわせて、認知症の予防法の確立に向け、研究開発を強化する。データ収集に 2019 年度から着手し、データ利活用の枠組みを 2021 年度までに構築するとともに、認知症分野における官民連携のプラットフォームを活用し、評価指標・手法の確立を目指しつつ、予防やケア等の社会実装を促進する。

５．次世代ヘルスケア

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》（新）2040 年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す

（２）新たに講ずべき具体的施策

次世代ヘルスケアシステムの構築に向けて、データや ICT などの技術革新を積極的に導入、費用対効果の高い形でフル活用しつつ、健康・予防、治療、ケア等に関する個々の施策を、国民の健康維持・増進や、医療・介護の質・生産性の向上、さらにはこれらと表裏一体である現場の働き方改革にもつながるよう、スピード感を持って「全体最適」な形で推進する。

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

①　健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

ア）オンライン資格確認等

・医療保険の被保険者番号を個人単位化するとともに、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の 2020 年度からの本格運用に向けて、必要なシステム整備を着実に進める。新設される医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。

・また、医療等分野における識別子（ID）については、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みの検討を進め、必要な法的手当を行い、2021 年度からの運用開始を目指す。

イ）医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

・患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みについては、2021 年 10 月以降稼働させることを目指す。さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの保健医療情報ネットワークに関する実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担の在り方等の検討を進め、2020 年夏までに、その実現のための工程表を策定する。なお、介護情報との連携についても、引き続き検討する。

・医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテ

の標準化を進める。
・電子処方箋について、実証を踏まえ、より円滑な運用を可能とするため、2019 年度中にガイドラインを改定する。

ウ）介護分野における多職種の介護情報の連携・活用

・介護職員の負担軽減を図り、質の高いサービスを提供するため、介護分野における ICT 化について、2019 年度から地域医療介護総合確保基金を活用した支援を行う。また、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進すべく、生産性向上ガイドラインを活用し、介護現場への実効的な普及を図る。さらに、ICT を活用した医療・介護連携の標準仕様の作成について、2019 年度中に検討し、結論を得る。

エ）PHR の推進

・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR(Personal Health Record)を推進する。マイナポータルを通じた個人へのデータ提供について、2020 年度から特定健診データの提供を開始するとともに、2021 年 10 月請求分から、薬剤情報のデータの提供を開始することを目指す。
・乳幼児期・学童期の健診・予防接種などの健康情報を一元的に活用し、必要に応じて受診につなげたり、医療の現場での正確なコミュニケーションに役立てたりできる仕組みの構築に向け、検討を進める。乳幼児健診については、2020 年度からマイナポータルを通じたデータ提供を開始するため、地方公共団体の健診データの電子化・標準化への支援を行う。また、学校健診についても、健診データの電子化を促進するとともに、政府全体の PHR 推進に係る議論と連携して今後の必要な工程を検討し、2020 年夏までに結論を得る。
・PHR の更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化などの事項について、有識者による検討会で議論を進め、2020 年夏までに一定の結論を得る。
・PHR サービスモデル等の実証の成果を踏まえ、API 公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、同サービスの普及展開を図る。

オ）健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用

・レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や介護保険総合データベース（介護 DB）の連結解析を 2020 年度から本格稼働し、行政・保険者・研究者・民間事業者など幅広い主体の利活用を可能とする。2019 年度以降、関係する他の公的データベースとの連結の必要性についても検討し、法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析を実現する。
・次世代医療基盤法の下、同法の基本方針に基づき、広報・啓発による

国民の理解増進を行うとともに、幅広い主体による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する仕組みを稼働させる。

・公的研究事業において得られたデータや成果等について、IoT 等活用行動変容研究事業等を例に、研究終了後、民間事業者等が活用可能とするために必要な要件を整理し、データの管理主体を移行する際の契約のひな型を 2019 年度中に作成するとともに、その他の諸課題について検討を進める。

② ICT、ロボット、AI 等の医療・介護現場での技術活用の促進

ア）オンライン医療の推進

・診療から服薬指導に至る一連の医療プロセスを、一貫してオンラインで広く受けられるよう、オンライン服薬指導等について盛り込んだ医薬品医療機器等法の一部改正法案について、国会での早期成立を図る。法案成立後、提供体制等のルールについて速やかに検討を行うとともに、上記の状況を踏まえ、オンライン服薬指導に関する診療報酬上の評価を検討する。

・オンライン診療の適切な推進に向けて、関係学会や事業者等とも協力しながら、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、その結果等に基づき、オンライン診療の適切な実施に向けたガイドラインを定期的に見直す。

・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

・オンライン診療を含む遠隔医療に関し、ICT の進展を踏まえた技術的な検証と新たなモデル構築に向けた実証を実施し、安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図る。

イ）科学的介護の実現

・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの運用を、2020 年度に本格的に開始する。当該データベースの分析結果を、次期以降の介護報酬改定の議論に活用し、効果が裏付けられた介護サービスについて評価を進める。また、取得したデータについては、介護事業所に提供し、ケアの質の向上等へ活用を進める。

ウ）ロボット・センサー等の開発・導入

・2040 年を展望した中長期ビジョンである「未来イノベーション WG」の

取りまとめを踏まえた医療福祉分野における取組を検討し、2019 年度中に具体化する。ムーンショット型研究開発、先端技術の速やかな社会実装に向けた新たな評価モデルの開発、技術インテリジェンス機能の強化等、政府一丸でロボット・AI 等の溶け込んだ社会システムの実現を目指す。また、国民が自分の健康状態を自ら把握できる社会の実現に向け、機器やサービスに関して、評価手法の開発を推進する。

・ロボット・センサー等の効果検証に関するルールを次期介護報酬改定までに整理する。事業者による継続的な効果検証とイノベーションの循環を促す環境を整備し、得られたエビデンスを次期及びそれ以降の介護報酬改定等での評価につなげる。

・ロボット・センサーについて、重点分野に基づき、利用者を含め介護現場と開発者等をつなげる取組や、介護現場でのモニター調査等により、現場ニーズを捉えた開発支援を行うとともに、介護ロボットを活用した介護技術の開発や介護ロボットの普及啓発を行い、介護現場への導入・活用支援を着実に進める。あわせて、障害福祉分野についても同様の取組を進める。

エ）AI 等の技術活用

・重点６領域を中心としつつ、医療従事者の負担軽減や、的確な診断・治療支援による医療の質の向上等を図るため、健康・医療・介護・福祉領域における AI の開発や現場での利活用を促進する。あわせて、AI 開発に必要な質の高いデータ収集を推進する。さらに、AI 開発において特定された課題の解消に向けた具体的な対応を 2019 年度中に開始するとともに、アジア等、海外の医療機関と提携し、本邦で開発された AI 技術の海外展開を目指す。また、我が国の医療機器産業の活性化に向けて、ICT を活用した医療機器の特性に応じた承認審査体制等を早急に整備する。

オ）ゲノム医療の推進

・がん・難病等のゲノム医療を推進する。がんについては、その克服を目指した全ゲノム医療の実現に向け、質の高い全ゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センターに集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬などの革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備し、個別化医療を推進する。難病等については、より早期の診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制の整備や、遺伝子治療を含む全ゲノム情報等を活用した治療法の開発を推進する。このため、10 万人の全ゲノム検査を実施し今後 100 万人の検査を目指す英国等を参考にしつつ、これまでの取組と課題を整理した上で、数値目標や人材育成・体制整

備を含めた具体的な実行計画を、2019 年中を目途に策定する。また、ゲノム医療の推進に当たっては、国民がゲノム・遺伝子情報により不利益を被ることのない社会を作るため、必要な施策を進める。

・ヒト受精胚等に対するゲノム編集技術等の利用について、基礎研究を促進するため、倫理面にも配慮した指針を策定するとともに、これらの臨床応用については、科学技術の進展にも配慮しながら、その法的規制の在り方を含めた制度的枠組みの検討を進める。

③　医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

ア）書類削減、業務効率化、シニア層の活用

・労働時間短縮をはじめ医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底を図るとともに、タスクシフティング等の推進や、業務効率化に資する ICT 等の活用方策について検討し、効果的な事業を展開することで、医療機関のマネジメント改革を図る。また、緊急時の相談ダイヤルの周知や、医療機関を検索できる医療情報ネットの抜本的な見直しを行い、国民の医療のかかり方に関する行動変容を促す。

・人手不足の中で、介護現場のサービスの質の維持・向上を実現するための方向性を整理した「介護現場革新プラン」を踏まえ、2019 年度、介護施設における①業務フローの分析・仕分け、②高齢者の介護助手等としての活躍推進、③ロボット・センサー、ICT 等の活用等による、パイロット事業を実施し、介護現場の業務効率化モデルを構築する。また、2019 年度以降、集めたノウハウを生産性向上に係るガイドラインに反映し、好事例の横展開を強力に進める。

・文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020 年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2019 年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。医療分野や福祉分野についても、各分野の特性を踏まえ、文書量の削減、標準化などの取組を順次進める。

・高齢者の活躍や介護予防を促進するとともに、介護人材の裾野を広げる観点から、地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図るなど、介護人材確保に総合的に取り組む。

イ）医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・地域医療連携推進法人制度について、地域医療構想の達成に向けた更なる効果的な活用に資するよう、医療連携推進業務の在り方や参加法人間の資金融通等の制度面・運用面の課題を把握し、改善に向けた検

討を行い、必要な措置を講ずる。
・医療法人の合併等が円滑に進むよう、必要な経営資金の融資制度の創設を 2019 年度中に検討する。あわせて、医療法人の合併・事業承継の好事例等を収集し、周知を行う。
・地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウについて、地域金融機関への移転を積極的に図る。あわせて、これらの支援・再生時における福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を、推進する。
・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019 年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、2019 年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

ⅱ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

①　日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

・2019 年度中に改定する「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）等の下、健康長寿社会の形成に向け、健康寿命延伸に資するよう予防にも着目しつつ、再生・細胞医療、遺伝子治療、ゲノム・データ基盤等の医療技術・手法の研究開発を、疾患横断的に、かつ統一的なエビデンスに基づき推進するとともに、新産業創出に取り組む。
・予防から QOL 向上まで様々なニーズを踏まえた医療機器・ヘルスケアサービス等の開発を行うため、ベンチャー支援等を強化し、新規参入の促進策を 2019 年度中に検討する。さらに、Healthcare Innovation Hub（InnoHub）によるベンチャー企業と関係機関とのネットワーク支援を開始する。

②　国際展開等

・アジア健康構想の下、同地域の自律的な産業振興と裾野の広いヘルスケア実現に貢献するため、我が国のヘルスケア関連産業の国際展開を推進する。特に、我が国企業が関わる形でのアジアにおける医薬品・医療機器産業の振興と、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年 6 月 20 日健康・医療戦略推進本部決定）に基づくアジアの医薬品・医療機器等の規制調和等を、両輪として推進する。
・アフリカにおいて、公的セクターの取組が民間事業を創出・育成し、民間セクターの活性化が公的セクターを支えるという好循環の形成を通じ、裾野の広いヘルスケアを実現するため、「アフリカ健康構想に

向けた基本方針」（令和元年６月 20 日健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、TICAD７等で発信しつつ、我が国のヘルスケア関連産業のアフリカへの展開を推進する。

・メディカル・エクセレンス・ジャパン（MEJ）や JETRO 等を中核とした医療の国際展開、ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ（JIH）等による医療インバウンド及び「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に則った医療提供を一体的に推進することで、我が国の医療の国際的対応能力を向上させる。

・国際的に脅威となる感染症対策について、長崎大学を中核とした研究拠点の形成や感染症流行地における研究基盤の整備による人材育成を含めた研究能力・機能の強化、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・治療体制の強化、感染症指定医療機関の拡充等を推進する。

・G20 大阪サミット、保健大臣会合、財務大臣・保健大臣合同セッション、TICAD７等を通じて、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進や国際的な感染症危機対応における日本の国際的地位を高め、二国間支援、世界保健機関（WHO）、グローバル・ファンドや Gavi ワクチンアライアンスなどの国際保健機関、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、CEPI 等への支援を行うとともに、AMR 対策を推進する。加えて、国際感染症等対応人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

Ⅲ．人口減少下での地方施策の強化

１．地域のインフラ維持と競争政策

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す

⇒2017 年：0.18%(2016 年：-0.23%)

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2016 年度：954,546 社（2015 年度：923,037 社）

（２）新たに講ずべき具体的施策

①　乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

典型的な例として、街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関が乗り入れ、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、その収入の調整を行い、低需要地区をはじめバスネットワークを維持することができれば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。

乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。具体的には、(a) バス事業者等の間で運賃プールなど共同経営等を認めることにより、低需要地区をはじめバスネットワークを維持すること、(b) このため、低需要地区をはじめバスネットワークのサービス維持を共同経営等の認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、(c) 関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な

運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定することにより、多様な地域の実情に応じて、地域住民の利便性が確保される制度とする。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合などとする。

② 地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限定して、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。

すなわち、

(a) 経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。

(b) 申請案件が以下のｉ）～ⅳ）について主に金融庁、ｖ）について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。

ｉ）人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・

手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。

ⅱ）申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等を賄えないこと。

ⅲ）経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。

ⅳ）上記ⅲ）の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。

ⅴ）経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。

(c) 金融庁は、ⅰ）～ⅳ）の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、ⅴ）の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。

(d) 認可後に、上記ⅰ）～ⅴ）の要件に適合するものでなくなったと認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

③　特例の対象範囲の限定

本施策の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記２分野に限定する。本施策については、10 年間の時限措置とする。

また、2020 年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

④　その他

金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革などの他の政策手段についても併せて検討する。

今後、県域を越えた地域金融の金融行政の在り方については、将来的に、独占禁止法との関係も含めて、検討を行うこととする。

２．地方への人材供給

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞
《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生 100 年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後更に活発化していく。これら２つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の１つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

３．人口急減地域の活性化

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞ 《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

人口急減地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。

４．国家戦略特区

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る＜再掲＞

⇒2018 年 10 月公表時 39 位（前年比５位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る（2012 年４位）＜再掲＞

⇒2018 年 10 月公表時３位（前年維持）

（２）新たに講ずべき具体的施策

国家戦略特区制度については、遠隔服薬指導のより柔軟な実施や外国人起業家の円滑なスタートアップ等に向けて必要な制度改革等に取り組むなど、引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現や、地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設等を図る[7]。

ⅰ）「スーパーシティ」構想の早期実現

・国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society 5.0 に向けた技術的基盤を早急に整備する。

ⅱ）更なる規制改革事項の追加

（遠隔服薬指導の実証的実施の拡大）

①　都市部での遠隔服薬指導の実施

・遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病など、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、か

[7] 「スーパーシティ」構想の実現や、自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用など、高度で革新的な近未来技術に関する実証実験を迅速・円滑に実施する地域限定型のサンドボックス制度の創設等を内容とする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を令和元年６月７日に閣議決定し、国会に提出したところである。

かりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。

② 過疎地等における遠隔服薬指導のバーチャル特区指定による横展開

・過疎地等での従来の遠隔服薬指導について、養父、愛知、福岡の３区域以外にも実施のニーズが見込まれることを踏まえ、特定のテーマについて複数の地域を一度に区域指定するバーチャル特区制度を活用し、早期の横展開について、上記都市部での遠隔服薬指導と同じタイミングでの実現を目指す。

（「いつでもどこでもケア」実現のための制度整備）

③ オンライン診療に係る要件の見直しに向けた検討

・次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

（資金の流動性の活性化）

④ デジタルマネーによる賃金支払（資金移動業者への支払）の解禁の早期実現

・賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。＜再掲＞

（自動走行やドローンなどの実証実験の円滑化）

⑤ 地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設

・自動車の自動走行、ドローンなど近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るため、地域限定型の規制の「サンドボックス」制度の創設

に取り組む。

（小型モビリティやドローンを活用した新たな交通・物流網の形成）

⑥　パーソナルモビリティ関連の規制の見直し

・人の移動を支援する小型で柔軟性の高いモビリティについて、その移動手段の実需も踏まえつつ、他の交通主体と調和のとれた形で安全性が確保されることを前提として、必要に応じ、所要の制度整備について 2019 年中に結論を得る。

⑦　大型の無人航空機（ドローン）製造許可の緩和

・今後の中山間地域での物流に大きな役割を担うものとして自治体からの期待が強い大型の無人航空機（ドローン）について、現場のニーズや関連法制の動向を見極めつつ、国内での開発・製造を円滑にするため、規制・運用の撤廃・緩和・合理化について検討を行い、年内に結論を得る。

（地方における研究開発の加速化）

⑧　新薬の共同研究開発における麻薬譲渡に関する許可発出手続の迅速化

・創薬のために複数の企業が参画した共同研究で複数回の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、共同研究全体に係る計画書が提出され、複数回それぞれの譲渡の必要性等が説明されることを前提として、厚生労働省において２回目以降の譲渡許可をそれぞれの申請後迅速に行うこととし、この手続を明確化するための所要の措置を今年度上期に実現する。

⑨　外国医師による治験のための臨床教授実施要件の緩和

・医薬品の研究開発に係る第Ⅰ相試験については民間病院に実績とノウハウが蓄積していることから、新薬開発の加速化のため、こうした病院において外国人医師が臨床教授として第Ⅰ相試験を実施する場合について臨床教授等病院（外国人医師が臨床教授を行うことができる病院）の指定要件を柔軟化するよう、早急に検討を行い、今年度上期に結論を得ることを目指す。

⑩　地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加

・地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加

について、国家戦略特区における提案を踏まえ、地方公共団体のニーズや、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を勘案しつつ、国家戦略特区での対応か一般制度での対応かを含めて、早期に検討を進め、2019 年中に結論を得る。

（地方創生に貢献する外国人材の活躍促進）

⑪　クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進

・調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の専門課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。

・調理又は製菓分野における国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の活用に向けて、関係自治体からの提案に基づき、実務経験 10 年以上との上陸許可基準の代替措置の妥当性等について、関係府省が一体となって早期に協議・検討を行い、年内に結論を得ることを目指す。

⑫　外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充

・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件について、地方公共団体と連携する創業支援事業者の提供するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度の拡充を図るため、今年度上期までに所要の措置を講ずる。

・意欲と能力のある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度の改正について速やかに検討を行い、早急に実現する。

⑬　外国人ダイビングインストラクターの就労要件の緩和

・拡大するインバウンド需要に対応するため、海外の潜水に関する資格を有し、一定の要件を満たす者は、ダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を潜水士免許試験に合格する以外の方法においても取得可能であることにつき、申請プロセスの明確化に関する所要の措置を年内に実施する。

（復興特区特例措置により実施されている訪問リハビリテーションへの対応）

⑭　医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱いについて

・東日本大震災の復興特区で活用されている訪問リハビリテーション事業所に係る特例措置が現行計画上今年度末に期限を迎える（福島県を除く）ことを踏まえ、復興特区の医療・介護サービスの提供状況を踏まえたニーズを確認し、利用者の視点から有効性と安全性を引き続き確保した上で、被災地以外の全国的なニーズも確認しつつ、医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱について検討し、関係団体の意見を踏まえ、年度内早期に結論を得る。

５．サンドボックス制度の活用

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出＜再掲＞

（２）新たに講ずべき具体的施策

AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させるため、生産性向上特別措置法に基づき、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）を導入した。これまでに、FinTech のみならず、IoT、ブロックチェーン等を医療、環境などの分野で活用するものなど、６件の実証計画が主務大臣の認定を受けている。

引き続き同制度を活用し、革新的なアイデアについて、期間や参加者を限定し、参加者の同意を得ること等により、既存の規制の適用を受けることなく、「まずやってみる」ことを許容し、より多くの実証をより迅速に実施し、蓄積した経験やデータを活用し、速やかな社会実装の実現を図る。このため、新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制を強化する。

・内閣官房は、内閣府と連携して設置した新技術等社会実装推進チーム（一元的窓口）において、申請に向けた事前相談や助言のみならず、関係省庁との総合調整を行い、「規制のサンドボックス制度」を活用する事業者を支援していく。認定事例の紹介等を通じて、国内外への本制度の周知徹底に取り組む。

・関係府省庁等は、規制所管部局以外に設けた新技術等実証の推進部局を中心とした体制の下で、申請を迅速に審査するとともに、所管分野において「規制のサンドボックス制度」を積極的に活用していく。また、実証の実施に当たり特例措置を講ずることが必要かつ適当なときは、事業者からの求めに応じ、迅速に特例措置を整備していく。加えて、実証の終了後は、新技術等に関する規制の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、必要な規制の撤廃又は緩和のために法制上の措置その他の措置を講じていく。

６．中小企業・小規模事業者の生産性向上

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す＜再掲＞

⇒2017 年：0.18%(2016 年：-0.23%)

《KPI》2020 年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約 100 万社の IT ツール導入促進を目指す。

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす＜再掲＞

⇒2016 年度：954,546 社（2015 年度：923,037 社）

《KPI》開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す

⇒2017 年度：開業率 5.6%（2016 年度：5.6%）、廃業率 3.5%（2016 年度：3.5%）

《KPI》中小企業の海外子会社保有率を 2023 年までに、2015 年比で 1.5 倍にする

⇒2016 年：1.03 倍

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援

①　普遍的な IT 導入のための支援

デジタル化による生産性向上の取組が普遍的に広がるようにするために、以下の基盤的な措置を講ずる。

・中小企業・小規模事業者の生産性向上のため、中小企業等経営強化法に基づく業種の特性に応じた取組を進めるとともに、業種横断的な取組が必要なものについては、基本方針の改訂も含め、2019 年度中に検討を行い、その後速やかに必要な措置を講ずる。その際、各種支援施策が相乗効果を発揮するよう、関係省庁・業界団体等の連携体制を強化する。

・ものづくり補助金による設備導入や IT 導入補助金等による IT 導入をこれまでの支援策の費用対効果等も踏まえた上で引き続き推進する。また、既にものづくり補助金においてクラウド・ファンディングの活用を採択時の加点要素としているところ、2020 年度に、加点要素となるデジタルツールの範囲の拡大や、対象となる補助金の範囲の拡大を検討する。

・2019 年度中に各種 IT 関連施策の事例やデータを収集し、経営課題に対応した IT ツールなどの情報基盤を整備するとともに、経営革新等支援機関や認定情報処理支援機関などの様々な支援機関に対してこうした情報の活用を促す。その上で、支援機関において、これらの情報を活用しつつ、中小企業のデジタル化を支援する。
・商工団体や金融機関（政府系金融機関を含む）を含め、中小企業におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化を創業時等において支援する体制や支援内容等について、これまでの支援策の費用対効果等も踏まえて検証を行い、2019 年度中に今後の支援の在り方について結論を得る。

② より実践的なデジタルサービスの普及・拡大

個社単位のデジタル化のみならず、他社と連携する形でのオープンイノベーションを進めるとともに、データ活用等による新たなビジネス機会の創出等、各企業のデジタル化の進捗に合わせたデジタル化の恩恵が発現するようにするために、以下の措置を講ずる。
・取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資を促進するために、関連する信用保証制度の運用手法について検討し、2019 年度内に結論を得る。＜再掲＞
・2019 年３月に創設した補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービスについて、その実効性を検証しつつ、今後３年間で取扱金融機関を現在の４機関から 150 機関まで拡大することを目指すとともに、対象となる補助金を拡大する。
・中小企業共通 EDI の導入等企業間取引のデジタル化を促進するため、2019 年度中に下請中小企業振興法「振興基準」を改正することで、親事業者が下請事業者の取組を先導することを促進する。また、サプライチェーンをはじめとする一定の取引関係にある複数社が同時に EDI 関連サービスを導入する取組の支援方策を検討し、2019 年度内に結論を得る。

ⅱ）新陳代謝の促進

・事業承継を契機に行う新事業展開を促進するため、現行の事業承継補助金について、第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重

点化を行う。また、同補助金において、経営資源引継ぎ型の創業や事業承継を後押しするための方策について検討する。

・創業希望者による創業や事業承継を促すため、事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加する。

・中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継及びそれを通じた地域経済の持続的発展は、金融機関が経営基盤を継続的に確保する上でも重要であるという観点を踏まえ、以下の施策を推進し、事業承継の阻害要因となり得る経営者保証に関し、真に必要な場合に限るとの金融機関の運用を徹底するとともに、事業者の支援を行う。

－信用保証制度において、事業承継時に経営者保証を一定の要件の下で不要とする新たなメニューを創設するとともに、同メニューにおいて専門家の支援・確認を受けた場合、企業の保証料負担を、信用保証協会における管理に必要な費用の一部を除いて最大でゼロとなるよう軽減する。

－事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の特則を、年内を目途に策定し、その後の速やかな運用開始を目指す。同特則では、金融機関において、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないようにする。また、両者の保証要否の検討において事業承継への影響も考慮した柔軟な判断を促進すべく、具体的な着眼点や対応手法などについても明記する。

－中小企業・小規模事業者が事業承継時に「経営者保証に関するガイドライン」及びその特則の要件を充足できるよう、専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備する。

－商工組合中央金庫は、政府系金融機関として、「経営者保証に関するガイドライン」の徹底により、一定の要件を満たす企業に対して 2020 年から原則無保証とする。また、中小企業金融における政府系金融機関、信用保証協会による経営者保証の徴求状況について、2018 年度分から個別機関の実績を一括して公表を行うなど、経営者保証の見直し状況について「見える化」を行う。

－金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）として、「事業承継時における保証徴求割合（前経営者と後継者から二重、前経営者のみ、後継者のみ、両者とも保証徴求せ

ず)」及び「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を設定し、2019 年度下期以降の状況の公表を通じ、金融仲介の取組状況の「見える化」を推進することや、上記の施策を通じて民間金融機関による経営者保証に依存しない融資についても一層進めていく。

・2019 年度中を目途に「事業引継ぎガイドライン」(平成 27 年 3 月中小企業向け事業引継ぎ検討会策定）を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加する。

・2019 年度中を目途に後継者人材バンクを全国の事業引継ぎ支援センターに拡大する。また、全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加させる。あわせて、土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充する。

・2018 年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10 年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。

・創業者の事業立上げから展開に必要な資金調達を切れ目なく支援するため、持続化補助金やものづくり補助金などの既存補助金の活用も含め、設立時及び設立後間もない創業者への支援を重点的に行う。

・地域の手で地域の企業を生み、育てる取組を促進するため、既存税制の活用促進を含め、地域のエンジェル投資家等による地元の中小企業等への資金拠出を促す取組を検討する。

・全国各地で創業を促すため、市区町村や金融機関等が行う創業支援や創業に関する普及啓発への支援等を進める。また、地域で成長志向の創業を行おうとする起業家への支援を強化する。

ⅲ）海外展開、適正取引等の促進

・海外現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズやトレンド情報を収集し、これらを国内企業に情報提供した上で、当該ニーズ等に合致する商品やサービスを提供する意向のある企業に関する情報を現地へ提供、マッチングを実施する。また、中小企業による EC や海外のク

ラウド・ファンディング等の活用を促進するための支援を行う。加えて、市場ニーズに対応した試作品開発、販路開拓、ブランド開発に対する支援を行う。

・親事業者からのコスト低下圧力が原因となって、下請事業者となっている中小企業が賃金や設備投資の水準を上げられない可能性もある。このため、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとの分析等を行った上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に、不合理な原価低減要請や価格転嫁の状況、働き方改革に伴う取引上のしわ寄せなどの下請取引の実態について、下請Ｇメンヒアリングなどの調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制、産業界の「自主行動計画」等をフル活用して、きめ細かな改善を図っていく。また、地方公共団体と連携協定の締結を拡大し、地域特性に応じた商慣行等の実態把握を進め、地域レベルでの取引適正化の浸透に繋げていく。

ⅳ）中小企業支援機関の機能強化

・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業などの人材支援機関が連携する場を設けること等を通じ、引き続き、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む。その際、2019 年度から、中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る。＜再掲＞

・2019 年３月に開設した認定支援機関の活動実績等を見える化するホームページをはじめとし、中小企業支援機関の専門性や実績の見える化の対象を拡大する。また、中小企業支援を行う公設試や大学等についても、サポイン補助金等における活動実績等を見える化するデータベースを構築する。

・中小企業支援プラットフォームの構築を引き続き進め、2020 年４月から本格運用を開始する。また、それ以降も、関係省庁、地方自治体、商工団体等との連携を進め、サービス範囲を拡大する。

・地域の中小企業経営者及び金融機関を含む支援機関の人材育成と実践的な経営課題解決ノウハウを共有するコミュニティ形成のため、地域

の中小企業経営者と金融機関等の支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを検討する。また、大学等で養成された AI 人材を中小企業へ派遣し、現場のデータを用いて中小企業の経営課題を解決する先進的サービスモデルを生み出し、国内外へ横展開する。

・地域金融機関が、地域企業の生産性向上等に資する適切なアドバイスやファイナンスの提供、経営人材の確保に向けた支援等を行うことは、自らの経営基盤の確保につながり得るとの観点から、個々の金融機関の特性や顧客企業の評価、地域金融・産業の実態といった様々な情報を踏まえた深度ある対話を通じ、上記取組を促す。

・こうした地域金融機関による企業支援機能を強化するため、地域金融機関に対し、ノウハウ移転に重点的に取り組む地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本人材機構の一層の活用を促す。

・地域経済の活性化のために、事業承継や事業再生等の場面において地域金融機関が役割を果たすことは重要であることから、地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限（いわゆる５％ルール）の見直しについて、地域金融機関の健全性の確保等に留意しつつ検討を行う。

ｖ）地域中核企業への支援

・地域未来牽引企業等の地域経済を牽引する事業を行う者に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援策を重点投入する。

・地域の成長には地域経済とグローバル市場を直結させることが重要であることを踏まえ、地域中核企業のシーズを活かした地域発のイノベーションを促進するため、グローバル市場を見据えた事業展開の戦略策定や販路開拓等を支援する。また、地域経済への波及効果を高めるために、自治体とも連携しつつ、地域に人を呼び込む魅力的なコンテンツづくりを行うサービス業などの地域中核企業の取組を支援する。

・地域中核企業の成長に向けたリスクマネー供給の促進について、これまでの取組を踏まえつつ、日本政策投資銀行の特定投資業務等も活用する。

・地域中核企業支援を行う支援機関（産業振興センター、公設試、大学、民間コンサルタント等）について、ネットワークを強化するとともに、

地域中核企業のシーズの新たな活用や販路開拓等の効果的な支援内容の横展開を図る。

・産学金官の連携により、地域金融機関からの融資等と合わせて、地域資源を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しする地域経済循環創造事業交付金の活用について、先進事例集の作成や自治体、地域金融機関、起業家等への周知を強力に進め、地方創生を推進する。

７．農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の８割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）

⇒2018 年度末：56.2%

《KPI》今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比４割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営[8] 10,995 円/60kg（32%減）

・組織法人経営[9] 11,859 円/60kg（26%減）

《KPI》2019 年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）

⇒2018 年：9,068 億円

《KPI》2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる（2015 年：2,500 億円）

（２）新たに講ずべき具体的施策

我が国の農林水産分野の従事者や農山漁村における人口が減少する中、農林水産業の生産や農山漁村を維持・発展させていくためには、ICT 等の先端技術を活用するとともに、新たな農業構造を構築し、農山漁村に必要な人材の育成・派遣等を図っていかなければならない。

また、バリューチェーンにおいて、流通・加工の改革を進めるとともに、輸出の促進や知的財産の保護を図るなど、農林水産業を支える環境の整備にも積極的に取り組む必要がある。

このための改革を強力に進めることにより、農林水産業の競争力強化の加速化を図り、人口減少下においても、力強い農林水産業の実現を図る。

---

[8] 認定農業者のうち、農業就業者１人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

[9] 米の販売金額が第１位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

ｉ）農業改革の加速

①　生産現場の強化

ア）人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成

・農業者が減少する中、農業生産を持続的に行っていくため、地縁的まとまりにとらわれず、農業者と協業しつつ、農産物買取り、農産物加工・供給量調整等による付加価値向上、農作業代行、GAP（農業生産工程管理）指導、ICT 活用等を創意工夫により行う新たな生産事業体の展開を推進する。

・日本型直接支払制度についても、農業者の減少等に対応した見直しを行うとともに、中山間地の特色を活かした多様な取組を促進する。

・人生 100 年時代に対応し、農業のリカレント教育を行う機関として、農業大学校等の機能の強化を図る。

・2020 年度に地域の課題解決に資するスキルを有する人材の派遣等を行うことができるよう、様々な分野の専門人材と農山漁村をつなぐ仕組みについて検討を行う。

・女性が働きやすい農業の実現に向け、地域の課題に取り組む女性農業者の育成や、農業経営体の意識の改革を進める。

・園芸農業が安定的に行われるよう、園芸施設共済の集団加入の促進を図る。

・太陽光を農業生産と発電とで共有する営農型太陽光発電の全国的な展開を図る。

・農協改革について、農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。

・畜産業の成長産業化に向けて畜舎等の建築費の低減を図るべく、畜舎等を建築基準法の安全基準の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、所要の法律案を整備する。

・農福連携について、農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を進め、全国的な推進を図る。

・2022 年度までに、AI 等を活用し、農畜産物の国内外の需給情報をリアルタイムで収集し、分析・提供する仕組みが整備されるよう、取り組む。

イ）農地の集積・集約化と土づくりの推進

・改正農地中間管理事業法に基づき、地域の現況情報の提供を通じ、話合いを徹底し、人・農地プランの実質化を図る等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る。

・人・農地プランの実質化の取組と連携し、農業経営相談所の専門家の

派遣や事例の共有等を通じ、法人経営体設立の加速化を図る。
・農地の地力向上のため、ドローン等を活用した土壌診断に基づく土づくりの推進や、2022 年度までに収量増加効果を含めた土壌診断データベースの構築を図るとともに、有機農業など地力の増進に資する農業の推進を図る。
・土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産や、安全性の確保を前提とした肥料コストの低減等に向けた事業者の創意工夫が促進されるよう、法制度を抜本的に見直し、速やかに所要の法律案を整備する。
・土地改良事業について、コスト低減を図りつつ、他事業との連携を進め、農地の大区画化や汎用化など農業競争力の強化を図るとともに、ため池や農業水利施設等の強靭化対策を緊急に実施する。
・棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的な支援策を講ずる。
・都市農地貸借法により都市農地を有効活用し、都市農業の振興を図る。

ウ）米政策改革

・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援を行うなどにより、高収益作物の導入などを促進し、米政策改革の定着を図る。
・米の多収品種がニーズに応じて導入されるよう、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストの削減を図る。

② バリューチェーンにおける改革の推進

ア）流通・加工等の改革

・農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、農業競争力強化支援法に基づき、業界の再編等を進めるとともに、流通の効率化、ICT の活用等による流通の合理化を進める。
・農業生産資材の価格引下げを目指し、農業競争力強化支援法の対象業種を 2019 年度に見直し、生産資材業界の再編などの取組を強化する。
・６次産業化の推進のため、農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進を図るとともに、農林漁業者等の資金ニーズに適切に対応する。
・納品期限の緩和などの商慣習の見直しとともに、フードバンクとの連携等を進め、食品ロス削減を全国的に推進する。
・有害鳥獣の捕獲を強化し安全・安心なジビエの供給体制を確保するとともに、ジビエ利用量を 2019 年度に 2016 年度と比べ倍増させるなどジビエの利用拡大を図るため、ICT を活用したスマート捕獲等の推進や利用者向け産地情報のネットワーク化等に取り組む。

イ）知的財産等の保護と水際検疫の強化

・種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。
・和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。
・家畜伝染性疾病や病害虫の侵入リスクに対応し、検疫探知犬の活用を含め水際検疫の強化を図る。

③　スマート農業の推進

2022年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境が整うよう、「農業新技術の現場実装推進プログラム」（令和元年６月７日農林水産業・地域の活力創造本部了承）にも即し、以下の取組を一体的に進める。

ア）研究開発

・中山間地を含め様々な地域、品目に対応したスマート農業技術を現場で導入可能な価格で提供できるよう、農業者のニーズを踏まえ現場までの実装を視野に研究開発を行い、地域や品目の空白領域の研究開発を優先的に行う。
・農業分野における AI 研究が全国展開され、農業現場の課題解決に貢献するよう、農業版 ICT 人材バンクの構築に向け、農研機構の AI 人材を強化し、質の高いAI研究を実施する。

イ）実証・普及

・全農業大学校でスマート農業がカリキュラム化されるよう、スマート農業を取り入れた授業等の順次拡大・充実を図るとともに、農業高校にも展開を図る。
・農業者のスマート農業技術の入手機会が拡大するよう、フォーラム・マッチングミーティング等を各地で開催するとともに、行政手続のオンラインシステムの活用を通じた農業者への直接発信に向け取り組む。
・各都道府県の主要農産物品目でのスマート農業技術体系の構築・実践を目指し、スマート農業技術の生産から出荷までの一貫した体系としての実証、産地・品目単位のスマート農業技術体系の構築等を図る。
・スマート農業機械・システムの共同利用や作業受委託等の効率利用モデルを提示するとともに、様々な業種の民間事業者のスマート農業分野への参入を促進するための環境を整備する。
・全普及指導センターが窓口となった、農業者のスマート農業に関する

相談対応に向け、普及指導員等による知識や技術活用方法の習得を図る。
・スマート農機の実用化に合わせ、必要な安全性ガイドラインを整備する。

ウ）環境整備

・自動走行農機や ICT 水管理等のスマート農業に対応した農業農村整備の展開に向けた検討・開発を進めるとともに、情報ネットワーク環境整備に向け取り組む。
・中山間地におけるスマート農業の実現を念頭に置いた農場の整備や、果樹農業等の特性に応じた環境の整備を図る。
・農業データ連携基盤において多様なデータの蓄積・提供を進めるとともに、農業生産のみならず加工・流通・消費にまで拡張したスマートフードチェーンシステムの構築に向けた開発を進める。
・食品等流通法の計画認定制度を活用し、食品流通プラットフォームの立上げを後押しするとともに、物流、商品管理、決済の各分野において、データの共有・活用や省人化・省力化の取組を推進し、各取組のプラットフォームの実装を図る。

ⅱ）輸出の促進

・農林水産物・食品の海外への販売を強化するため、生産者への輸出診断等を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）を強化し、輸出商社間の交流の促進を通じ生産者への提案・助言機能の強化を図る。
・海外のニーズや規制に対応したグローバル産地づくりや、産地と港湾が連携したプロジェクトの加速化を図る。
・海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施を図るため、法制度化を含め検討し、体制を強化する。
・2019 年度中に海外向け輸送に適した包材を調査し周知を図るとともに、規格化に向けた検討を行う。
・訪日した外国人が食と旅・歴史等を組み合わせた体験をし、帰国後も日本の食を再体験できる環境の整備に取り組む。
・「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（同年 11 月 29 日同本部決定）に基づく輸出促進の取組を着実に実行する。

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準の GAP、JAS（日本農林規格）、有機、GI（地理的表示）、水産エコラベル等の規格・認証や知的財産の戦略的活用を推進する。
・同競技大会や、新潟県産米の中国への輸出解禁等を踏まえ、ノングルテン米粉を含む米の輸出拡大など新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
・世界の食需要の獲得に向けて、食産業の海外展開を促進するため、2019 年中にプランを策定し、２国間政策対話や官民共同でのフードバリューチェーン構築等に取り組む。

ⅲ）林業改革

①　原木生産の集積・拡大

・森林経営管理制度において、森林環境譲与税も活用しつつ森林の経営管理の集積・集約化を推進するとともに、路網整備と高性能林業機械の導入の重点的な推進や、製材工場等の大規模化・効率化を進める。
・森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。
・国有林野の一定の区域において、公益的機能を維持しつつ、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、意欲と能力のある林業経営者等に設定できる仕組みを創設する。

②　スマート林業等の推進（林業イノベーション）

・森林情報の収集や造林に当たりレーザ計測やドローン等の活用を進めるとともに、伐採や運搬を自動・遠隔操作で行う林業機械等の開発を図り、自伐型林業を含めた様々な林業の経営者とともに、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図る。
・ICT を活用し、生産管理の取組や、需給等のデータを共有するサプライチェーン構築の取組の加速化を図る。
・地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できるデータベースを、2021 年までに立ち上げる。
・造林から伐採までが林業者１世代で可能となる早生樹の選抜・活用を進めるとともに、低密度植栽や機械化等を通じ造林作業等の省力化を図る。
・セルロースナノファイバー、改質リグニンなどの木材由来の新素材の製造プロセス及び新素材を用いた製品の研究開発・実装等を進める。

③　木材の利用促進

・オフィスなどの非住宅建築物や中高層建築物への CLT（直交集成板）を含めた木材の利用拡大に、経済界等の協力も得つつ、都市部を中心に取り組む。
・森林組合や民間企業等が連携して高付加価値木材製品の輸出を行う取組の促進を図る。

ⅳ）水産業改革

①　水産政策改革の推進

・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるため、「水産政策の改革について」（平成 30 年６月１日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に即して、水産政策改革を着実に実行する。
・適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るため、漁業収入安定対策の機能強化を図る法制度の検討を行う。
・養殖業の資金調達の円滑化を図るため、養殖生産の需要家からの受託や、エサ費用などの事業資金に対する金融制度の構築など、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの構築を図る。
・養殖業の魚病対策の迅速化を図るため、養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」制度を構築するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数値目標の発表や、獣医師のオンライン診療を可能とする仕組みを構築する。
・トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備に向けた検討を行う。
・「規制改革実施計画」（令和元年６月 21 日閣議決定）に従い、近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士１名の乗組による航行を可能とするよう、制度的な手当てを行う。

②　スマート水産業の推進

・2023 年度までの水産資源の評価対象の有用魚種全体（200 種程度）への拡大と資源評価の精度の向上を目指し、ICT を活用し、漁船・調査船からの操業・漁場環境情報の収集や、産地市場の水揚げ情報の収集のための体制整備等を進める。
・沖合・沿岸等の漁業者にリアルタイムで漁海況情報が提供されるよう、漁海況予測の検討・実証を行う。
・データに基づく効率的で安定した養殖業の実現に向け、海洋情報や赤潮・急潮情報等を共有する全国データベースの構築に取り組む。
・漁業者の減少に対処し、若手漁業者の確保に向けて、ICT などの先端

技術を活用した漁業・養殖技術の開発・実証・普及に取り組む。

・ICT などの先端技術を活用し、生産から流通・加工・販売までの関係者が連携して、作業の自動化・省力化や商品の高付加価値化に取り組む水産バリューチェーン産地の構築・実践に取り組む。

・水産資源の管理やデータに基づく漁業・養殖業を支援する水産業データ連携基盤（仮称）を 2020 年までに構築・稼働させるとともに、スマート水産業の具体的取組についての産学官の協議の場での検討を 2019 年度に行う。

８．観光・スポーツ・文化芸術

（１）KPI の主な進捗状況

《KPI》訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す

⇒2018 年：3,119 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》訪日外国人旅行消費額を 2020 年に８兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す

⇒2018 年：4 兆 5,189 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

《KPI》スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す

⇒2015 年：5.5 兆円

※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する

⇒2019 年 3 月までに新たに設計・建設段階に入った案件は 10 件程度。この他、構想・計画段階にあるスタジアム・アリーナは全国に 80 件以上が存在。

《KPI》2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比３%程度）に拡大することを目指す

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

※ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標に関する検討を進めていく。

（２）新たに講ずべき具体的施策

ｉ）観光立国の実現

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であり、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム 2019」（令和元年６月 14 日観光立国推進閣僚会議決定）等に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進める。

その際、まずは、外国人に本当の意味で日本を楽しんでもらえるよう、多言語による表示やアナウンス、無料 Wi-Fi などの環境整備に早急に取り組むとともに、公的施設の夜間開放など、地域において外国

人が楽しめる新たなコンテンツの開発に取り組む。また、日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人[10]）の適切な役割分担と連携強化を進め、日本政府観光局における一元的な情報発信や地域における着地整備等に取り組む。

① 外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

ア）観光地

・主要観光地の多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応等をモデル的に直ちに整備することとし、2019 年度中に少なくとも 50 程度、2021 年までに 100 の主要観光地を抜本的に改善する。

・飲食店や小売店等における多言語音声翻訳システムの導入を促進する。

・外国人観光案内所の機能強化を図るため、AI チャットボット[11]など最先端技術を活用した観光案内サービスの普及促進を図る。

・観光を中心としたまちづくりの推進に向けて、歴史的観光資源の高質化、シェアサイクルの導入、無電柱化の推進等に取り組む。

・レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等を促進する。

・自家用有償旅客運送の導入の円滑化、タクシーの相乗りの導入等により、地方の観光地までのアクセス（バス・タクシー・レンタカー等）を確保・充実する取組を推進する。

・宿泊業における生産性向上（１人が複数業務を兼務できるシステムの構築等）、外国人人材の活用等によるインバウンド対応の強化等により「稼ぐ」旅館・ホテルへの改革を推進するほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宿泊施設等のバリアフリー化を促進する。

・地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進する。

・日本政府観光局コールセンターの 24 時間の多言語対応など「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成 30 年９月 28 日観光戦略実行推進会議決定）に基づく取組を確実に実現する。

・防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ、災害時情

---

[10] DMO（Destination Management/Marketing Organization）の呼称

[11] チャットボットは、チャット（会話）とロボットを組み合わせた用語であり、人工知能(AI)を組み込んで学習したコンピュータが、人間に代わって自動的に会話するプログラムのことを指す

報提供アプリ「Safety tips」の対応言語数増加など、災害時に備えた情報提供の強化により、外国人観光客が安心して旅行を継続できるようにするための取組を充実・強化する。

・ムスリムなど多様な外国人観光客に対応した受入環境整備を促進し、海外に向けて発信する。

イ）交通機関

・国際観光振興法に基づき、多言語対応（英・中・韓）や無料 Wi-Fi、キャッシュレス対応等を整備する。地方鉄道等では整備を促進し、2019 年度中に少なくとも 100 線区、2021 年までに 300 線区を抜本的に改善する。

・世界水準の交通サービスの実現に向けて、2019 年度中にほぼ全ての新幹線車両で無料 Wi-Fi を整備するとともに、ジャパン・レールパスについて海外からのインターネット予約を可能とするほか、鉄道車両における大型荷物置き場の整備、鉄道駅等における観光客の移動等円滑化に取り組む。

・新幹線における異常時の外国人観光客向けの情報提供について、多言語（英・中・韓）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QR コードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。

・2020 年までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話が利用できるようにするとともに、在来線トンネルについても対策を実施する方策について検討し、2019 年夏頃までに結論を得る。

・地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバス等を一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供する MaaS について、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型 MaaS の実現を図る。＜再掲＞

ウ）文化財・国立公園

・外国人観光客が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが外国人観光客に伝わる多言語解説を行うこととし、2020 年までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産 18 地域、国立公園 34 公園を含む 100 地域以上の多言語解説を抜本的に改善する。

エ）農泊

・2020年までに全国500か所の農泊地域で利用者のニーズに応じた多言語対応（英・中・韓）、無料Wi-Fiの整備等を実施する。

②　地域の新しい観光コンテンツの開発

ア）文化財

・「日本博」の開催を契機とした観光コンテンツの創出、「Living History」（文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発）の取組への支援、VRなどの先端技術を駆使した空港等における日本文化の魅力発信等により、外国人観光客が我が国の文化を楽しみ、地域の消費拡大に資する取組を全国各地で実施する。

イ）国立公園

・グランピングをはじめとする多様な宿泊体験の提供に向け、国立公園における民間活用の取組をより一層推進する。

・利用拠点の滞在環境の向上（民間カフェの導入等）、体験型コンテンツの充実、ビジターセンターにおけるインバウンド対応機能強化、利用者負担による保全の仕組み作り、新宿御苑における国立公園の情報発信強化などの取組を推進する。

ウ）公的施設・インフラ

・皇居東御苑について、近年、年間入園者数が急増していることから、開園時間の延長を実施する。

・迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の更なる魅力向上に向け、これらを貸し切って行う特別ガイドツアーを計画的に実施するとともに、2020年４月下旬を目途に迎賓館赤坂離宮前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を新たに開業する。

・皇居外苑等の国民公園の一層の魅力向上に取り組む。特に新宿御苑については開園時間を最長午後７時まで延長するとともに、旧洋館御休所の開館拡大、民間カフェの導入や夜間イベントでの活用等に取り組む。

・三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室の貴重な美術品等の公開拡充に向けて、地方の博物館・美術館等と連携した展示の拡大を進めるほか、展示スペースの抜本的な拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の建設工事に着手する（2025年全館開館予定）。

・首都圏外郭放水路等におけるインフラツーリズムを推進する。

エ）古民家や城泊・寺泊等

・古民家等の更なる活用を図るほか、城泊や寺泊など、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツの開拓を推進する。また、健全な民泊サービスの普及を図る。

オ）農泊

・利用者のニーズに対応した「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を図る。

カ）観光地・交通機関

・ナイトタイム活性化に向けて、夜間のコンテンツを開拓する取組と併せて、飲食店の夜間営業や公共交通の夜間運行など、多様な主体間の連携により地域ぐるみで夜間観光を促進する取組を推進する。

・移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進する。

・地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進する。

・ビーチリゾートの活性化に向けて、海岸管理者と多様な主体が連携し、砂浜利用の柔軟化（通年利用や占用期間の延長等）、防災施設等の平常時の観光客への開放などの取組を推進する。

・VR・AR などの最先端技術の導入や、自転車ガイドツアーなど、既存の体験型コンテンツに質の高いガイドを組み合わせることで観光資源の付加価値を高め、地域の消費につなげる取組を全国各地で創出する。

・厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進に取り組む。また、地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進する。

・クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等に取り組む。

・富裕層の誘致に向けたフライ＆クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を図る。

③　日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化

・地域（自治体・観光地域づくり法人）の役割は、多言語対応、無料 Wi-Fi 整備、観光地までの交通アクセスの充実などの受入環境整備や、外国人が楽しめる新たなコンテンツの開発などの着地整備が主体であることを明確化し、その周知を図る。また、地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行うことを目指す。具体的には、着地整備の取組を行った地域（自治体・観光地域づくり法人）について、写真・動画など対外的な発信のための素材やツールの作成を推進するとともに、それらのツールを活用し、日本政府観光局の海外ネットワークやデジタルマーケティング技術[12]等を最大限活かして、地域の魅力を日本政府観光局から一元的に発信する。そのため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の抜本的な体制強化を図る。
・地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者やアクティビティー事業者など、地域の多様な関係者の参画を促す。
・関係省庁と日本政府観光局との緊密な連携により、日本政府観光局ウェブサイト等において、文化財や国立公園、農泊等の魅力を一元的に発信する。
・欧米豪を中心に展開してきた大規模なプロモーション（グローバルキャンペーン）を東アジア（中・韓ほか）なども含めて展開するとともに、ICT の活用等により個人の属性や関心に直接リーチする先進的なプロモーションを展開し、これにより得られたユーザーの属性や関心等の分析データを地域（自治体・観光地域づくり法人）に提供する好循環の仕組みを確立する。また、日本政府観光局における高度人材の活用等により、デジタルマーケティング技術を活用した各地域へのコンサルティング業務の強化を図る。
・全国的な研修の実施や観光地域づくり法人間の情報共有システムの活用等により、地域（自治体・観光地域づくり法人）間の横の連携を高め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開を図る。
・観光地域づくり法人において必要となる人材の育成・確保を図るため、中核人材の育成や、JET プログラムの活用周知等による外部人材の登用等を支援する。
・インバウンド市場の大宗を占める東アジアからの取り込みを徹底する

[12] ウェブサイトの閲覧履歴等を分析して各国や分野別の関心や傾向を把握する技術

とともに、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓するため、中東や中南米などの成長が見込まれる市場において、日本政府観光局の現地事務所の設置や試行的なプロモーション等を進める。
・ラグビーワールドカップ 2019 の機会を最大限活用し、海外メディア向けの情報発信や地方への誘客促進等に取り組む。
・地域の大学等と観光地域づくり法人等が連携した新たな体験プログラムの開発を推進する。
・多言語対応や無料 Wi-Fi 整備等に取り組む地方鉄道等について、観光列車等の魅力を日本政府観光局を通じて海外に発信する。
・ホストタウンの推進を通じ、海外への情報発信等を強化する。

④　地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策

ア）出入国の円滑化

・新たに新千歳空港及び那覇空港に顔認証ゲートを、羽田空港等に税関検査場電子申告ゲートを導入するなど、CIQ において必要な物的・人的体制を計画的に整備する。また、搭乗関連手続の自動化や顔認証による一元化、手荷物輸送等の円滑化、地方空港の搭乗手続円滑化やビジネスジェット対応の強化等により、出入国に係る時間を大幅に縮減する FAST TRAVEL の推進を図る。

イ）ビザの戦略的緩和

・我が国で予定されている国際的行事等の開催も見据え、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局によるプロモーション等と連携して、ビザ緩和を戦略的に進めるとともに、在外公館でのビザ審査に係る物的・人的体制の整備に取り組む。

ウ）空港

・首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約 100 万回に拡大する。
・2020 年までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約４万回の発着容量拡大を実現する。
・成田空港についても、2019 年度中の高速離脱誘導路の整備により、2020 年までに年間約４万回の発着容量拡大を実現する。また、2019 年冬ダイヤからＡ滑走路の夜間飛行制限を緩和し、さらに第３滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約 16 万回の発着容量拡大を目指す。

・福岡・那覇空港の滑走路増設などの拠点空港等の機能強化や操縦士等の育成、省力化・自動化等による地上支援業務の受入体制強化等により、航空需要の増加に対応するほか、先進技術の導入等により安全対策を推進する。
・北海道７空港の一体運営など空港コンセッションを推進する。
・地方空港の着陸料軽減などの支援により、国内外の航空ネットワークの充実を図り、訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進する。
・空港における日本の魅力発信等により、おもてなし環境を充実する。

エ）MICE・IR

・VR 等を活用した MICE 誘致、顔認証技術などの最先端技術の MICE への導入等により、MICE 誘致・開催の国際競争力の強化を図る。
・特定複合観光施設区域整備法に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症などの様々な懸念に万全の対策を講ずる。

オ）持続可能な観光地域づくり

・観光スポットの混雑状況をスマートフォンで閲覧できるシステムの導入や、早朝時間帯の活用等により、観光地の混雑対策を促すとともに、地域コミュニティにも配慮した観光地経営に資する持続可能な観光指標を開発する。

カ）国際観光旅客税の活用

・国際観光旅客税の使途に関する基本方針に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。

キ）アウトバウンド・国内観光

・アウトバウンドの一層の促進に向けて、官民連携による海外旅行商品の造成などの取組を一層強化するほか、旅行者が安全・安心に海外旅行できるよう、IT 技術の活用や、旅行安全情報共有プラットフォームをはじめとした海外安全情報発信の機能強化を図る。
・地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、古民家のリノベーション等を推進する。また、ナイトタイムの活性化や体験型コンテンツの充実等により、国内観光の一層の促進を図る。
・働き方改革法に基づく最低５日の年次休暇取得義務化に合わせ、ビジ

ネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討を行う。

ク）東北の観光復興

・東北６県の外国人宿泊者数を 2020 年に 150 万人泊（2015 年の３倍）とするため、観光資源の磨き上げ、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

ケ）「観光立国ショーケース」の形成の推進

・釧路市・金沢市・長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を図る。

コ）観光統計

・地域の誘客状況や消費動向のより正確な把握のため、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けた検討を行う。

ⅱ）スポーツ産業の未来開拓

①　スポーツの成長産業化の基盤形成

・中央競技団体等のガバナンス確保と収益力向上を両輪とする経営改革を促すため、スポーツ団体ガバナンスコードを策定し、2019 年度中にその実施の仕組みを構築する。また、普及・マーケティング戦略策定に係る手引きを 2019 年度中に策定するとともに、先進モデル形成を行う。さらに、中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方について検討する。

・スポーツ経営人材を育成するため、既存の MBA コース等に導入するスポーツビジネスに関する新たなカリキュラム開発を支援するとともに、マッチングを通じスポーツ団体への外部人材の流入を促進する。

・スポーツ分野とヘルスケア産業など他産業との融合による新事業創出を目的とするスポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築を加速させるため、企業、大学、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催するとともに、スポーツ団体やスタートアップ等が連携した新事業の実証や資金調達等に係る事業化を促す。

・スポーツツーリズムの取組を加速させるため、関係省庁との連携体制を強化しつつ、「アウトドアスポーツ」と「武道」の重点テーマを中心として、スポーツコミッション等が行う、スポーツツーリズムコンテンツの開拓や環境整備、日本政府観光局と連携した海外発信等の取組を支援し、課題や事例を集積しつつその横展開を図る。特に、「武道ツーリズム」については、関係団体の協力を得て、推進母体となる団体

の 2020 年度の設立を目指して検討を進める。

・大学スポーツについて、適切な組織運営管理や大学スポーツの成長産業化、また、地域振興を目指し、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）及び大学の活動への支援を行う。

② スポーツを核とした地域活性化

・スタジアム・アリーナについて、引き続き個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等と連携して行うとともに、スタジアム・アリーナ等が地域にもたらす経済的効果・社会的効果についての新たな評価検証手法の開発を 2020 年度を目途に行う。

・地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報オープン化の状況などを総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の 2020 年度中の開発等を通じて、スポーツ施設の利用を多様化、高度化し、収益性の向上や地域経済の活力増進につなげる。

・スポーツ実施率向上のための中長期的な施策を 2019 年夏を目途に策定し、スポーツ関係者と医療機関等の連携や障害者スポーツにおける福祉・教育関係者と企業等の連携の促進、ICT による地域のスポーツ資源の情報の見える化・シェアリングを通じた利活用の促進等を実施する。また、ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びワールドマスターズゲームズ 2021 関西を契機に、国民のスポーツ実施に向けた機運を醸成する。

iii）文化芸術資源を活用した経済活性化

① 「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済好循環の加速化

・日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」や、国際文化芸術発信拠点の形成など「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」（令和元年３月 29 日閣議決定）に基づく取組を進め、国家ブランディングの確立を図る。

・文化芸術界、経済界及び行政の３者が対話する場において、相互理解を促進し、それぞれが取り組むべきことを明らかにすることで、文化芸術への投資と経済成長の好循環を構築する。具体的には、インバウンド対応に係る美術館の機能強化や文化芸術資源・関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション創出、アート市場の活性化等の

方策を検討し、2019年度中に取りまとめる。また、公共の建築物等において、外観等について周囲との調和に配慮するとともに、文化芸術に関する作品の展示等の取組を推進する。

・東京国立博物館について世界トップレベルの博物館とする「トーハク新時代プラン」を着実に実行し、その成果等を他の博物館に横展開する。また、地方の美術館・博物館等において、国等が有する地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進するとともに、文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討等を進める。さらに、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大会 2019 のレガシーを地域の博物館の機能強化に活かすとともに、コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る。

・「国立映画アーカイブ」における映画フィルム等の活用を充実するほか、文化コンテンツについて、データベース化、多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報等を集約したサイトを構築し、デジタル化・二次利用に向けた条件整備を図り、国内外への発信力を強化する。

・マンガ、アニメ及びゲーム等、我が国の優れたメディア芸術を活用した国際的な総合フェスティバル化に向けた取組の促進や、情報拠点の整備等を通じ、日本が誇るメディア芸術の国内外への発信を強化する。

②　文化芸術資源を核とした地域活性化

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムを、「日本博」や「beyond2020 プログラム」等を通じて全国展開し、地域活性化につなげる。また、日本政府観光局と連携した国内外への情報発信や、外交上の周年行事、大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や国際文化交流を通じて、日本文化の発信を強化する。

・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進するとともに、日本遺産の磨き上げや、文化資源の新たな経済的価値を活かした活用モデルを構築し、文化財保存・活用の好循環を実現する。また、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を行うとともに、散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報取集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・

活用を行う。

・地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関と連携し、学校や地域における芸術教育を推進するとともに、専門人材の派遣等による表現や鑑賞の機会がより充実するよう取組を推進する。また、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」に基づいた、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を進める。

令和元年度革新的事業活動に関する実行計画（案）

一．計画実行期間

革新的事業活動に関する実行計画に関する計画実行期間については、2020 年度までとする。

なお、当該期間における取組を、中長期的な取組にも連動させていく観点から、2025 年度までの取組の見通しも併せて記載する。

二．革新的事業活動関連施策についての基本的な方針

（１）これまでの取組

「未来投資戦略 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）及び「革新的事業活動に関する実行計画」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）を策定し、革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施を進めて来た。

（２）革新的事業活動関連施策の集中的・一体的推進、迅速・確実な実施

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年６月〇日閣議決定）を策定し、我が国産業の国際競争力の維持及び強化に向け、その施策を迅速かつ確実に実行していく。

「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」において、現時点で施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣を明らかにできるものを、三において具体的に示す。

三．新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣

新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動関連施策の目標及び内容、実施期間並びに担当大臣は、別添のとおり。

なお、

①新技術等実証に関する施策は、138 ページ

②革新的データ産業活用に関する施策は、５ページ

③①及び②以外の革新的事業活動関連施策は、上記以外のページ

に記載している。

Ⅰ．Society5.0の実現
1．デジタル市場のルール整備
ⅰ）デジタル市場のルール整備

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
デジタル・プラットフォーム企業への対応					
デジタル市場競争本部（仮称）の設置 / ①デジタル市場の競争状況の評価、②プラットフォームビジネスについてのルール整備、独占禁止法、個人情報保護などの課題の調査・提言、③デジタル市場の活性化に向けた提言、④G7、G20などの国際的枠組みにおけるルールづくりへの参画等				【内閣総理大臣（内閣官房長官、経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出
データ集積等を考慮した企業結合審査上の考え方の整理、基準の改正 / 左記改正基準の適切な運用				【内閣総理大臣（内閣官房長官、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】	
企業結合における売上を基準とした届出基準の在り方の検討	左記検討を踏まえた必要な措置		左記措置の適切な執行		
デジタル市場に特有に生じる取引慣行等の透明性及び公正性確保 法案（デジタル・プラットフォーマー取引透明化法（仮称））の提出を図る				【内閣総理大臣（内閣官房長官、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	
個人情報保護法の3年ごと見直し / 左記見直し結果に基づき、改正法案の提出を図る				【内閣総理大臣（個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】	
データポータビリティやAPI開放に向けた課題整理	左記整理を踏まえた必要な措置			【内閣総理大臣（内閣官房長官、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（規制改革））、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
個別分野におけるデータポータビリティの確保に向けた検討					

ｉ）デジタル市場のルール整備

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
優越的地位の濫用規制の対消費者取引への適用の整理 → 左記整理を踏まえた執行体制の整備、適切な執行				【内閣総理大臣（内閣官房長官、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出
公正取引委員会の体制整備・強化、基盤整備					
消費者保護に関する規律の在り方について検討し、方向性を示す	左記方向性を踏まえた、必要な措置			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、経済産業大臣】	
国外の企業への電気通信事業法の通信の秘密の保護規定の適用等の在り方の整理	左記整理を踏まえた、必要な措置			【総務大臣】	
海外事業者への旅行業法の域外適用の在り方についての整理、方策について結論を得る	左記方策を踏まえた、必要な措置			【国土交通大臣】	

ｉ）デジタル市場のルール整備

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
デジタル時代の規制見直し					
アーキテクチャの設計・検討等を行う体制の構築	左記体制の運用			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業省】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出
個別分野ごとのアーキテクチャの具体化					
未来投資会議や規制改革推進会議が連携して、デジタル時代における規制改革について政府横断的に検討	左記検討を踏まえた必要な措置			【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革））、経済産業省】	
与信等に関する消費者保護や安全確保などの分野での規制見直しの検討					
産業保安・製品安全に関する主要法令手続のシステム化	安全性向上に効果的な情報・取組の抽出・横展開や事故の未然防止等へのAI活用の実証、データに基づく効率的な規制の実現に向けた検討			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、経済産業省】	

ⅱ）データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
国際的なデータ流通					
「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）」のコンセプトの下、G20などの機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリード G20サミットで「DFFT」コンセプト合意				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣】	• 業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を2020年度までに30事例創出する
WTOにおける電子商取引に関するルール交渉について、国際的な合意形成を進める					
個人情報保護ルールについて、国際会議などの枠組みを活用し、国・企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論を主導				【内閣総理大臣（個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、外務大臣】	
パーソナルデータの円滑な流通					
個人情報保護法の３年ごと見直し	左記見直し結果に基づき、2020年の法案提出			【内閣総理大臣（個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】	
実証実験を通じた、データ流通市場におけるアーキテクチャの取りまとめ	左記取りまとめを踏まえた必要な措置			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、総務大臣、経産大臣】	
情報銀行の認定ルールの見直し	情報銀行の更なる推進				
情報銀行間の連携を実現するプラットフォーム構築やデータの標準化の検討					
放送データ活用の事例の集積、第三者提供等に関するルール整備		放送データの更なる活用の推進		【総務大臣】	

ⅱ）データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
データ連携・流通による新たな事業創出					
協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大 データ連携に必要な標準やアーキテクチャの整備、重点分野におけるプラットフォームの構築及びAI活用				【経済産業大臣】	• 業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を2020年度までに30事例創出する • 2020年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する
地域でのIoT実装等の支援				【総務大臣、経済産業大臣】	
障害関連データの共有プラットフォームの構築、アクセシビリティ確保に関する自己診断・開示スキームの導入		左記プラットフォームの運用、自己診断・開示スキームの普及促進			
デジタル活用支援員の仕組みの整備・運用・推進					
革新的AIチップに係るコンピューティング技術の確立 AIチップ上で動作するソフトウェア開発に係るコンテストを通じた人材育成 次世代コンピューティング技術（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）の確立 次世代コンピューティング技術のユースケースの開拓				【経済産業大臣】	
シェアリングエコノミーの推進 シェアワーカーを認証する仕組みの検討、制度の具体化	左記制度の実施			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	
日本発のシェアリングエコノミーモデルの国際標準化の推進					

ⅱ）データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
オープンデータの普及・促進 官民ラウンドテーブルの開催（健康・医療・介護・子育て、教育分野） 各府省庁による官民ランドテーブルの開催 官民ラウンドテーブルのフォローアップや他の分野等の官民ラウンドテーブルの開催 地方公共団体の取組を促す研修の実施や推奨データセットの拡大 オープンデータの一元的な提供に向けたDATA.GO.JPとe-Govの統合に向けた検討 統合の実現				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、防衛大臣】 【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣】	• 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% • 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする
コンテンツの円滑な流通促進 ブロックチェーン技術等を活用したコンテンツ流通に関する実証 新ビジネスの創出や権利処理等に関する検討 左記検討を踏まえた必要な措置 権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した、インターネット同時配信等に係る放送コンテンツの権利処理の円滑化、効率化のための仕組みの整備 ローカル局を含む放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的に配信し、個人属性に応じたコンテンツの視聴等を可能とするコンテンツ・プラットフォームの実現を促す				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	

ⅱ）データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
攻めのシステム改革					
デジタルガバナンス・コードの策定 DX格付制度の検討 左記検討を踏まえ順次制度化	左記制度の運用			【経済産業大臣】	• 2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始する
ITベンダー事業者とユーザー事業者間の望ましい契約モデルの策定	左記契約モデルの普及展開			【経済産業大臣】	
組込みソフトウェアを含めた、非競争領域における共通システム化の推進（上水道事業における業務管理等の共通プラットフォームの構築）	左記共通プラットフォームの運用開始 他の社会インフラへの展開			【経済産業大臣】	
ネットワークの更なる強化と高度化の推進					
通信事業者等による5G基地局や光ファイバーなどの情報通信インフラの整備に必要な支援、ケーブルテレビネットワークの光化推進				【総務大臣】	
新幹線トンネルの携帯電話不感地帯の解消				【総務大臣】	
在来線トンネルについても整備を促進する方策ついて検討し、2019年夏頃までに結論を得る 検討を踏まえた取組を推進				【総務大臣】	
Beyond 5Gの要素技術、HAPSなどの研究開発の推進				【総務大臣】	
既存システムとの周波数共用を可能とするシステム構築		左記システムの運用・改善		【総務大臣】	
工場内の無線通信を最適制御する技術等の確立		工場のワイヤレス化の推進		【総務大臣】	
工場内の無線通信を高信頼化する技術等の確立				【総務大臣】	
上記技術の国際標準化活動について、研究開発と一体的に実施				【総務大臣】	

ii）データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
新たな技術によるユースケースの確立					
5Gの全国展開の推進				【総務大臣】	• 2020年度末までに全都道府県で5Gサービスを開始する • 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す • 2020年度末までに地域の防災力を高めるLアラート高度化システムやG空間防災情報システムを、それぞれ15の都道府県、100の地方公共団体に導入する
5GなどのICTに関する実証の実施	地域の課題解決に係る技術や制度の検証				
ローカル5Gに必要な制度整備の先行実施	制度整備の完了	制度運用			
4K・8K放送の高度化や映像配信サービスの技術検証や技術仕様の策定等					
8K技術等の産業横断的な基盤としての確立・活用					
8K技術を活用した内視鏡の遠隔医療での活用を可能とするシステムの開発					
ICTを活用した災害対策					
トラヒックの実態の収集・把握に向けた具体的な方法の検討	トラヒックの実態の収集・把握、データ公開の実施			【総務大臣】	
トラヒックの混雑緩和や災害時のリスク回避に向け幅広い関係者による協議会の設立	左記協議会において、地域IXやCDN等の活用による分散型ネットワークへの移行促進				
多言語翻訳クラウドの活用に向けたセキュリティ・プライバシーガイドラインの策定等環境整備	多言語翻訳クラウドの更なる普及促進				
Lアラートが配信する情報の確認・補正を行う体制の構築		Lアラート高度化システムの更なる利用拡大			

ii）データ流通の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
サイバーセキュリティの確保				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣】	• 2020年までに、情報処理安全確保支援士登録数3万人超を目指す
サイバーセキュリティ戦略を踏まえた新たな年次計画に基づく取組の着実な推進					
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えたサイバーセキュリティの確保に向けた各種施策の推進					
「Proven in Japan」の実現に向けた、評価の仕組の確立やガイドラインの整備、検証基盤の構築			更なる取組の検討、拡大	【経済産業大臣】	
5Gを含むシステム等に組み込まれた不正な機能や脆弱性（ぜいじゃくせい）を効率的に検出する技術開発・検証の実施				【総務大臣、経済産業大臣】	
			成果を踏まえた対応策の重要インフラ事業者等への浸透		
信頼が確保されたサプライチェーンからの半導体の調達環境整備に向けた検討	左記検討を踏まえて、必要な措置を順次実施			【経済産業大臣】	
産業分野別ガイドライン整備（ビル分野）	他の分野でのガイドライン整備				
産業分野別ガイドライン整備（スマートホーム分野）					
データやIoT機器等のセキュリティ対策、ソフトウェアの管理策などの分野横断的な対応が求められる事項についてのガイドライン等の整備		更なる対応の検討			
中小企業のセキュリティ確保に向けた、相談窓口や相談後の対応等の支援の仕組の実証	左記実証を踏まえた、民間サービスの創出・全国的な展開の推進				
トラストサービスの在り方について検討を行い、結論を得る	左記の結論を踏まえて速やかに制度化を目指す			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣】	

２．フィンテック／金融分野
ｉ）イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む 「決済」分野について、①プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払いや、②銀行送金以外でも幅広い金額の送金を可能とするため、必要な法案の提出を図る				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	• 2020年６月までに、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す • 2025年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す • 2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を5％改善することを目指す
横断的な金融サービス仲介法制について、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
民間事業者による革新的な本人確認の実装支援や、クレジットカード事業者を含む他の特定事業者との間での本人確認の活用について検討し、本人確認の高度化・迅速化を推進				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
暗号資産（仮想通貨）を巡る課題等に対応し、資金決済に関する法律等の一部改正法を着実に施行	引き続き必要な環境整備を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	

ii）キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 事業者・消費者双方が受け入れやすいインセンティブ措置を含む、キャッシュレス社会の実現に向けた包括的な取組について検討 キャッシュレス・消費者還元事業を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	• 2020年6月までに、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す • 2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す • 2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を5%改善することを目指す
統一QRコード決済のガイドラインに基づき、実用化に向けた事業者への対応等、必要な取組を実施 統一QR「JPQR」普及事業（モバイル決済モデル推進事業）を実施		事業者の対応状況等を踏まえ、必要な取組について検討		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、総務大臣】	
携帯電話番号、生体認証技術等を活用したモバイル決済サービス等の民間の取組に係るフォローアップや必要な環境整備について検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	

iii）FinTechの実用化等イノベーションの推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
FinTechの実用化等イノベーションの推進 • オープンAPIを提供する銀行の数等に関するフォローアップやAPIを利活用したサービスの好事例の共有等によりAPI連携を推進 • 電子決済等代行業者の登録審査等を適切に実施 • 銀行・証券会社・保険会社などについて、FinTechを活かしやすい電子的な手段による情報提供・連携を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	• 2020年６月までに、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す • 2025年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す • 2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を５％改善することを目指す
金融分野におけるブロックチェーン技術の実用化に向けた取組を加速				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣】	
• マネロン・テロ資金供与リスク管理システム等の共有化や顧客管理における公的機関の提供する情報の活用について検討を進めるなど、RegTech等を推進 • AIを活用する市場監視システムを整備				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
海外当局との連携・協働 • 海外の金融当局とのFinTechに関する国際的な協力枠組みの拡大を検討 • 同枠組みを活用し、FinTechをめぐる国際的な取組やFinTech企業の海外展開を支援				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	

ⅳ）金・商流連携等に向けたインフラの整備

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
金融EDIと商流EDIの連携推進等					
2020年までの送金電文の全面的XML化を着実に実現するため、周知活動や全銀EDIシステムの活用事例の共有等の取組を推進		XML電文への移行		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	• 2020年６月までに、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す • 2025年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す • 2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を５％改善することを目指す
企業間の受発注の電子化（商流EDI）の共通化、金融EDIと商流EDIの連携を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
手形・小切手機能の電子化					
金融界・産業界・関係省庁が連携して、全面的な電子化を視野に入れつつ、５年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法へ移行				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】	
税・公金収納・支払に係る利用者利便の向上・効率化					
地方税共通納税システムの運用開始(2019.10) 対象税目の拡大を含めたシステムの更なる活用に関する課題、対応策などの検討		検討の結果、実施に向けた道筋を得られ次第、必要な検討等を行う		【総務大臣】	
「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」における利便性向上・効率化に向けた課題解決方策等の検討		検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる		【内閣総理大臣（情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融、マイナンバー、規制改革）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
デジタルマネーによる賃金支払（資金移動業者への支払）の解禁の早期実現					
資金移動業者の口座への賃金支払について、資金移動業者が破綻した場合に備えた保険制度等の設計が具体化されることを前提に、労使団体と協議の上、制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う		制度の実施		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融、地方創生））、厚生労働大臣】	
中小企業・小規模事業者への融資促進					
取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングに関連する信用保証制度の運用手法について検討し、本年度中に結論を得る		左記の結論を踏まえ、必要な取組の実施		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	

３．モビリティ
ｉ）日本版MaaSの推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **自家用有償旅客運送の見直し** 交通事業者（タクシー事業者）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する場合の必要な法案の提出を図る 来訪者も対象とすることを法律において明確化 交通空白地について、既存の導入事例を調査・分析 一定の目安を示し、判断の枠組みのガイドラインを策定 地域公共交通網形成計画に自家用有償旅客運送の導入を位置付ける場合の手続簡素化 **タクシーの利便性向上** タクシーの事前確定運賃を可能とする タクシー相乗り検討 定額タクシー運賃やタクシーの変動迎車料金検討 道路運送法上の通達等の整備 **地域交通** AIなどの新技術・サービスの進展も踏まえた計画・支援制度等の在り方の検討 取りまとめ 地域公共交通活性化再生法等の見直し	法案の円滑な施行 ガイドラインの施行 全国のタクシー事業者を対象に導入 多様な主体が連携・協働し地域の取組を促進		地域の暮らしの足の確保 安全・安心な交通サービスの提供 （観光ニーズにも対応）	【国土交通大臣】 【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

ｉ）日本版MaaSの推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
データプラットフォーム					
官民の検討会においてオープン化すべきデータの整理やシステム連携可能なAPIの検討、ガイドラインの策定			様々な交通機関がスマートフォン等で連携 より便利な社会の実現	【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
交通事業者や様々なサービス事業者との連携を容易にする共通データプラットフォームの実現に向けた検討		オープンデータを活用した情報提供の本格実施			
屋内でのナビゲーション等への活用のため主要駅でのWi-Fiアクセスポイントの位置情報等をオープンデータ化する取組の促進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、国土交通大臣】	
新たなモビリティサービスの導入					
新たなモビリティサービスの導入に意欲的に取り組む地域への総合的な支援（スマートモビリティチャレンジ）			全国へ拡大	【経済産業大臣、国土交通大臣】	
地域特性ごとのモデルづくり、ルール整備					
MaaSオペレーション					
クラウドやQRコードによる乗車確認など低コストで導入可能な取組を支援			キャッシュレス化の取組を促進	【国土交通大臣】	
全ての都道府県で相互利用可能な交通ICカードの導入への取組		さらに利用可能範囲を拡大			
事業者による、様々な交通サービスを柔軟な料金で包括的に提供するなどの取組について支援	必要に応じて制度・運用の緩和、環境整備のための仕組みづくり		MaaSサービスの高度化		
集約交通ターミナル「バスタプロジェクト」					
有識者委員会でMaaS等に対応可能な施設、整備・運営管理に関して民間を活用する制度等の検討、取りまとめ		バスタプロジェクトを全国で戦略的に展開		【国土交通大臣】	

ⅱ）自動運転の社会実装に向けた取組の加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
実装に向けた取組					
重点地域での長期間の実証実験、事業化に向けた実証の更なる高度化の推進	無人自動走行による移動サービス等の実現			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
高精度三次元地図の特定地域の一般道路での地図化		実証実験を通じた一般道路における地図の要件等の検証	対象地域を順次拡大		
高精度三次元地図の国際標準化				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
東京臨海地域の道路交通インフラ整備	東京臨海地域の道路交通インフラの高度化	高度化された実証実験			
	最先端の実証を開始、順次拡大				
制度整備・安全性確保・責任関係					
「自動運転に係る制度整備大綱」に基づく各種制度の整備 Lv.4に向けた制度整備の検討					
道路に敷設する電磁誘導線などの路車連携技術や専用の空間などのインフラについて道路法上の位置付けや整備・管理の在り方を検討、取りまとめ		インフラ、法制度の整備		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
導入地域の環境や条件のパターン化参照モデルの策定					
データ記録装置の設置義務化、データの記録機能の在り方の検討		法制度の整備、事故対応ルール		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29 ）の場で国際基準策定をリード					

ⅱ）自動運転の社会実装に向けた取組の加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
安全性評価 自動運転の安全性評価用のシナリオの作成 事故・インシデントに関するシナリオのデータ共有の在り方の検討 → バーチャルシミュレーション手法の検討 必要なツールの構築 無人自動走行による移動サービス等の実現				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
鉄道 一般的な路線での自動運転など、生産性向上に資する新技術の検討、取りまとめ → 取りまとめ等を踏まえた検討の深化・必要な措置の実施				【国土交通大臣】	
5G、セキュリティ、人材育成等 車両内電子システムを模擬した評価環境を活用したサイバーセキュリティ人材の育成 自動運転に係る自動車ソフトウェアに関するスキル標準を活用した人材育成講座を開始				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
「5G周波数確保に向けた基本戦略の取りまとめ」を踏まえた交通分野等での具体的な利活用を想定した総合的な実証実験の実施、国際標準化活動への参画、電波利用環境の整備 → 5G社会実装				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣】	

ⅱ）自動運転の社会実装に向けた取組の加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **トラックの隊列走行** 後続車“有人”隊列走行システム 高速道路実証実験、車両の設計・データ検証等 量産化体制の構築 運用ルール、インフラ等の事業環境を検討 インフラ等の事業環境を整備 後続車“無人”隊列走行システム 高速道路実証実験 高速道路（新東名）での後続無人隊列走行の実現		高速道路での後続車“有人”システム商業化 走行距離、走行可能範囲の拡大	高速道路（東京～大阪間）での後続車“無人”システム商業化	【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

iii）陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	通常国会				
秋～年末					
空における次世代モビリティ・システムの構築					
有人地帯での目視外飛行を可能とするための社会実装可能なドローン技術を確立				【内閣総理大臣（内閣官房長官、情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、復興大臣】	
運航管理システムや衝突回避の要素技術、機体の性能評価基準等の開発	福島ロボットテストフィールド等を活用した運航管理システムなどの実装技術の確立		有人地帯でのドローンの目視外飛行の実現		
認証制度等の機体の安全性確保制度や、操縦者・運航管理者の技能確保制度、複数のドローンの運航管理制度、機体・所有者情報等の登録制度、被害者救済の在り方等の論点の検討 制度設計の基本方針を決定	基本方針に基づいた必要な制度整備等の推進		高度化に向け更に必要な環境整備等の推進		
小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において策定したロードマップの個別分野部分等に基づき、各分野の用途に対応した技術開発や実証実験、ガイドラインの策定・周知などの取組を推進					
砂防施設の維持管理や災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向け、実証実験を踏まえて点検要領を改定	技術の実装			【国土交通大臣】	
ドローンの携帯電話の電波利用の拡大に向け、ユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とする				【総務大臣】	
実用化試験局につき、農業用ドローンをはじめとした低空を飛行するドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用できるよう新たな仕組みを構築				【総務大臣、農林水産大臣】	
携帯電話事業者による手続も含め申請から許可までの期間を原則1か月以内とする				【総務大臣】	
農業用ドローンの普及計画に基づき、農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会を通じ、目視外飛行の拡大に向けた取組を含む技術開発や実証、先進事例の普及、ルールの見直しを推進				【農林水産大臣、国土交通大臣】	
目視外飛行の拡大に向けた先進事例の創出	・更なる先進事例の創出 ・先進事例の横展開				

iii）陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
空飛ぶクルマの実現に向けた取組 「空の移動革命に向けたロードマップ」に基づき、必要な技術開発や機体の安全基準をはじめとする制度の整備を推進 試験飛行・実証実験等（目標：2019年） 事業者によるビジネスモデルの提示 必要な制度や体制の整備 試験飛行等の許可 試作機の開発 必要な技術の開発 航空機と同レベルの安全性や静粛性の確保			事業を開始（目標：2023年）	【経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
陸における様々なモビリティの推進・物流改革 自動走行ロボットに関する官民協議会の立ち上げ、その議論を踏まえながら各種措置等の検討に着手 公道上での実証の実現				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
タクシー車両による貨客混載に係る過疎地域の範囲の拡大について、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき検討 検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる				【国土交通大臣】	
「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」に基づく労働生産性向上・取引環境適正化等の推進					

iii）陸海空の様々なモビリティの推進、物流改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **海における新たなシステムの開発** 自動運航船の実証、安全設計ガイドライン策定	国際合意		実用化	【国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
複合一貫輸送のスマート化の実現に向けた総合的施策の検討、取りまとめ	ICTを活用したシャーシ等の共有、キャッシュレス化、自動離着岸装置や自動温度管理システムの導入				
	フェリー・RORO船の輸送力強化				

ⅳ）昨今の交通事故を踏まえた安心安全な道路交通の実現

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
高齢者の安全運転を支える対策					
衝突被害軽減ブレーキの国内基準化及び新車を対象とした義務付けの検討				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 • 2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開 • 2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90％以上に搭載 • 2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20％に搭載、世界市場の３割獲得 • 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及
ペダル踏み間違い時加速抑制装置等への性能認定制度導入の検討					
制度の在り方、安全運転支援機能の範囲や要件、適合性確認の在り方、普及方策の検討	安全運転支援機能を有する自動車を前提とする高齢者の免許制度創設に向けた制度整備			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
後付けの安全運転支援装置の開発の促進及び性能認定制度の創設	認定制度の実施			【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣】	
自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)の技術的要件等のガイドライン策定					
高速道路の逆走対策について民間企業から公募・選定した新技術等を積極的に展開		必要な逆走対策を検討			
専門職員の更なる配置等運転適性相談の充実強化				【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）】	
未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保					
幼稚園、保育所等の「園児が集団で日常的に利用する道路」等の緊急点検の実施、結果の集約	緊急点検の結果を踏まえたゾーン30の整備等交通安全施設整備の強化、安心安全な歩行空間の整備及び生活道路と幹線道路の機能分化等の推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策、交通安全対策に関する事務を担当する大臣）、国家公安委員会委員長）、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣】	
キッズゾーン（仮称）の設定、見守り活動などの対策の具体化				【内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣】	

4. コーポレート・ガバナンス
ｉ)コーポレート・ガバナンス改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
上場子会社のガバナンスについてのルール整備 グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の策定 同指針に基づき、親会社・子会社側の実務への浸透を推進 東京証券取引所のガイドラインにおける独立役員の要件の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置 新たなガイドラインの適用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	• 大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す
企業グループ全体の企業価値向上 グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の策定 グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針の普及・周知					
コーポレート・ガバナンス改革の課題に係る状況のフォローアップ等 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップ スチュワードシップ・コードの更なる改訂		必要な取組・検討の実施		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】	

ｉ）コーポレート・ガバナンス改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
M&Aの促進					
公正なM&Aの在り方に関する指針の策定 → 公正なM&Aの在り方に関する指針の普及・周知				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】	• 大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す
自社株対価のM&Aの促進のため、産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の利用を促進するとともに、更なる制度的対応について検討				【法務大臣、経済産業大臣】	
会社法改正案の早期成立					
法制審議会答申を踏まえ、社外取締役を置くことの義務付け、自社株対価M&Aの手法を拡充するための株式交付制度の創設、株主総会資料の電子提供制度の創設等を含む会社法改正案の早期成立を目指す				【法務大臣、経済産業大臣】	
グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備					
株主総会当日の新たな電子的手段の活用の在り方についてとりまとめ → 年間を通じた対話の在り方について、諸外国の状況も踏まえて引き続き検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】	

ii）建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
情報開示の質の向上 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家の建設的な対話が促進されるよう、経営者の考えが適切に反映された経営戦略やリスク情報などの記述情報の充実のための取組を継続的に実施 一体的な開示を行おうとする企業の取組・連携を支援				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣】	• 大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す
会計・監査の質の向上 • 国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることによりIFRSの任意適用企業の拡大を促進 • 監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に向けた施策を実効性あるものとするための取組を進める • 海外の動向も含め監査市場の在り方について調査研究を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	

iii）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
家計の安定的な資産形成の促進 • 金融リテラシー向上に向けた取組を推進 • NISA制度の普及・改善に向けた検討。特につみたてNISAについては、積極的に普及を推進 • iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金の加入可能年齢等の引上げ等について、制度の見直しを検討するとともに、手続の簡素化に向けて検討 • 各種の老後の生活等に備える資産形成を支援する税制について、包括的な見直しを進める				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、厚生労働大臣】	• 大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す

ⅲ）活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
「顧客本位の業務運営」の確立と定着					
「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、投資信託等の販売会社における好事例や、顧客意識調査の分析結果及び各社が公表した共通KPIを金融機関との対話において活用し、金融機関の取組の更なる改善を促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
金融・資本市場の利便性向上と活性化					
日本取引所グループと東京商品取引所との間で平成31年３月に締結された基本合意を踏まえ、国際競争力の高い総合取引所が実現できるよう、必要な環境整備に積極的に取り組む。また、引き続き、電力先物市場の開設に向けて積極的に取り組む				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、農林水産大臣、経済産業大臣】	
国内外の多様な投資家が投資しやすい環境を整備するとともに、投資対象である上場会社自身の魅力の向上が図られていくことを推進するとの観点から、東京証券取引所の市場構造のあり方について検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	・大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す
東京国際金融センターの推進					
・金融業の拠点開設サポートデスクを活用し、「ファストエントリー」を加速。その際、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を行い、海外で実績のある資産運用業者等の円滑かつスピーディーな登録を図る ・FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブも活用することで、金融業におけるイノベーションを促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
ホスト国として、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局の円滑な運営及び加盟国拡大を支援					
成長力強化に向けた民間によるリスクマネーの供給					
政府出資（産業投資）を活用して、日本政策投資銀行等の投資機能の更なる活用を図るための検討	検討を踏まえた取組の実施			【財務大臣】	
官民ファンドについて、策定された目標・計画等による具体的な取組を着実に進める					

5. スマート公共サービス
ｉ）個人、法人による手続の自動化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
個人による手続の自動化					
子育てについて、民間サービス・自治体システム・マイナポータルなどのシステム・情報連携のために必要となるサービス・アーキテクチャーの設計、個別行政手続の見直しを行い、ロードマップを策定	一部地方公共団体でのサービス提供		全国的な展開	＜子育て＞ 【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、内閣府特命担当大臣（少子化対策））、文部科学大臣、厚生労働大臣】	• 2020年３月までに重点分野の行政手続コストを20％以上削減する
引越しワンストップサービスについて、導入促進に向けたガイドライン等の取りまとめ、順次サービス開始	地方公共団体や民間企業での導入や民間手続の更なる拡大			＜引越し、死亡・相続、介護＞ 【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（少子化対策））、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
死亡・相続ワンストップサービスについて、遺族が行う死亡関連手続の総合窓口を導入するためのガイドライン等を取りまとめ、順次サービス開始	地方公共団体での導入を推進				
遺族が行う行政手続の見直しや生前情報の電子的な継承の仕組みの検討		左記検討を踏まえ、オンラインで必要な手続が完結する仕組みの実現			
介護ワンストップサービスの地方公共団体での導入を促進					
地方公共団体・事業者等の負担軽減に向けた更なる取組の検討	左記検討を踏まえた必要な取組の実施				
軽自動車保有関係手続ワンストップサービスの更なる拡大方策の取りまとめ	左記取りまとめ結果の早期実現	更なる取組の検討・実施		＜自動車保有関係手続＞ 【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長））、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣】	
自動車保有関係手続ワンストップサービスと引越しワンストップサービス等との連携の在り方、ICカード化された自動車検査証の民間活用の検討	左記検討を踏まえ必要な措置の実施				

ｉ）個人、法人による手続の自動化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **法人向けワンストップサービスの実現** 法人設立手続のオンライン・ワンストップ化 定期的に取組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる 登記後の手続のワンストップ化 定款認証及び設立登記を含めた法人設立手続の全手続のワンストップ化 サービスの利用率、利便性について検証 定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした24時間以内の設立登記の処理 設立登記処理時間の実績検証・分析 商業登記法の改正 設立登記における印鑑届出の任意化 将来的な法人の商業登記電子証明書の取得・保持の一般化に向けた課題・方策の検討 検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる 商業登記電子証明書の普及率の検証 法人の住所及び役員等の変更時の手続のオンライン・ワンストップ化 ※各省庁横断的かつ具体的な工程表を定め、実施状況を検証する			検証結果より課題、対策の検討を行う 検討結果を踏まえた措置を講ずる	【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】	• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る • 2020年３月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減する • 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が3位以内に入る
中小企業等の負荷軽減のための取組 2020年4月からの社会保険の採用・退職時等の手続におけるID・パスワード方式の導入を目指す（法人共通認証基盤の活用）				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
法人共通認証基盤を活用した補助金申請システムについて、主要な中小企業向けの補助金での運用を開始	各省庁・有志自治体の補助金について導入			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革））、経済産業大臣】	
従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップサービスの開始 周知・広報		マイナポータルのAPI経由で申請できる対象手続の順次追加を検討		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】	

ｉ）個人、法人による手続の自動化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
税・社会保険手続の電子化・自動化					
年末調整・確定申告手続 ・マイナポータルを活用したデータ連携 ・控除証明書等の電子交付の原則化 ・控除証明書等の一括取得、申告書への入力・添付の自動化 （年末調整：2020年10月以降、確定申告：2021年1月以降）				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、財務大臣】	• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る
民間クラウドを活用した税・社会保険手続の自動化				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣】	• 2022年６月までに、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度とし、４割程度とすることを目指す
クラウドの機能要件・セキュリティ要件等の検討	ガイドラインの策定				
金融機関に係る法定調書における活用の検討・調整	法令改正やシステム開発の実施	以降、順次拡大			
国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続への活用の検討	システム開発等の実施	以降、順次拡大			
行政機関等から事業者への処分通知等への活用の検討	必要に応じてシステム開発等の実施	以降、順次対応、利用拡大を検討			
個人住民税の特別徴収額通知書（納税義務者用）の電子的通知の実現に向けた検討	検討結果、結論を得られ次第、必要な対応について検討			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、総務大臣】	
地方税共通納税システムの運用開始(2019.10) 対象税目の拡大を含めたシステムの更なる活用に関する課題、対応策等の検討	検討の結果、実施に向けた道筋を得られ次第、必要な検討等を行う			【総務大臣】	• 2020年３月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減する
「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」における利便性向上・効率化に向けた課題解決方策等の検討	検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる			【内閣総理大臣（情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、内閣府特命担当大臣（規制改革）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
事業者における経理・税務手続の電子化・自動化によるバックオフィスの効率化、中小企業のスマート化の促進のための課題・方策の検討	検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣】	

ｉ）個人、法人による手続の自動化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
情報システム関係予算の一元的なプロジェクト管理の強化					
BPRを意識した年間を通じたプロジェクト管理の一部開始	順次拡大			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、財務大臣】	• 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。） • 2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費を、2025年度までに3割削減することを目指す
デジタルインフラの整備運用に係る予算の一括要求・一括計上に向けた検討	一括要求・一括計上の順次開始				
政府情報システムの調達における契約締結前の技術的対話を可能とする調達・契約方法の検討	試行運用の開始 （試行運用の結果を踏まえ本格運用を検討）				
マイナンバーカードの普及、利活用の推進等					
マイナンバーカードの普及、利活用の推進、マイナンバー自体の利活用の推進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣】	
自治体ポイントのキャッシュレスでの購入、QRコードによる決済の導入等のマイキープラットフォーム等の改修	自治体ポイントの実施等				
消費平準化対策の具体化、利用環境の整備	将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムの基盤としての活用に向けた検討				
医療機関等の読み取り端末、システムの早期整備支援	マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用				
保険者毎に被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を策定	マイナンバーカード取得促進策を推進				
国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの取得推進					
市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定推進・定期的なフォローアップ					
「デジタル・ハローワーク・サービス」による申請書類の簡素化、教育訓練給付金の電子申請推進に向けた検討	左記施策の実現、更なる取組の検討				
「デジタル・キャンパス構想」による大学におけるデジタル化の推進、教員免許管理への活用に向けた検討	左記施策の実現、更なる取組の検討				
納税手続のデジタル化において、マイナンバーカードを用いたマイナポータルとの連携について検討	左記施策の実現、更なる取組の検討				
「建設キャリアアップシステム」とマイナンバーカード、マイナポータルの連携の在り方について検討	左記施策の実現、更なる取組の検討				
スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用を可能とするための方式について、スマートフォンへの利用者証明用電子証明書の搭載を含め、技術的課題等の検討	左記検討結果を踏まえ、必要な法制上、運用上の措置 マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討				

ⅱ）行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
デジタルファーストの実現					
デジタル手続法における情報システム整備計画及び同法の政省令の策定				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、経済産業大臣】	• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る • 2020年３月までに重点分野の行政手続コストを20％以上削減する
情報システム整備計画の策定に当たり、オンライン化に関する課題・推進策の検討及び目標等の設定	情報システム整備計画に基づく、情報システムの整備の推進				
デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン等に即した情報システムの整備状況の取りまとめと公表	毎年度末に公表	毎年度末に公表	毎年度末に公表		
法人データ交換基盤の整備（決算書等の添付書面省略）					
・就労証明書の標準様式の普及率の拡大 ・デジタルでの手続完結を目指した検討の推進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（少子化対策））、総務大臣、厚生労働大臣】	
・競争入札参加資格申請書の標準書式案の検討・作成 ・地方公共団体の電子申請システムへの反映に結び付ける					

ⅱ）行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国の行政機関における先進技術の更なる活用					
BPRを踏まえたAI・RPA等の活用に当たっての基本的考え方等を整理し、「デジタル・ガバメント実行計画」を改定 / 「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」の改定	「各府省デジタル・ガバメント中長期計画」を踏まえた取組の実施（進捗状況等に応じて計画は随時改定）			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公務員制度担当大臣）、総務大臣】	• 2020年度末までにAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を300とすることを目指す
人的資源支援の観点からの制度整備、好事例の蓄積・展開や導入・運用等に当たってのノウハウ、課題等の整理					
「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」の改定				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）】	
クラウドサービスの安全性評価制度の実証、評価基準・制度の確立	制度等の運用に向けた準備	全政府機関等での利用		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	
地方の行政機関における先進技術の更なる活用					
地方公共団体によるパブリッククラウドの安全な活用を推進するための業務に応じた技術的要件の整理、周知	クラウド・バイ・デフォルト原則やクラウドサービスの安全性評価制度を踏まえた左記要件の追加等			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣】	
地方公共団体の情報システムの標準化及び業務プロセスの標準化モデルの構築					
地方公共団体におけるAIの標準化、RPA導入の推進	標準システム、AI、RPA等を活用した効率的な業務の更なる普及・展開				
自治体業務システムのデータ連携標準の見直し方針の取りまとめ（地域情報プラットフォーム標準仕様等の見直し）	左記見直し方針に基づき抜本的見直しの実施				
地域情報化アドバイザーの拡充、自治体CIO育成研修の見直し					
自治体ピッチの実施	更なる取組の検討、実施				
デジタルマーケットプレイスの整備開始	本格的な導入推進			【経済産業大臣】	

iii）世界で一番企業が活動しやすい国の実現

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
裁判手続等のIT化の推進					• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る
司法府で、大規模庁をはじめとする全国の複数の裁判所でウェブ会議等のITツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用の開始を期待	新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待 ※司法府の自律的判断を最大限尊重			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当））、法務大臣、経済産業大臣】	
オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、法制審議会に諮問	民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む ITに習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないよう、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討 ※司法府の自律的判断を最大限尊重				
ITを用いた新たな運用・制度の導入に向けたスケジュールの検討	司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、段階的に速やかに導入し、法改正を伴うものについては、2023年頃より順次導入 ※司法府の自律的判断を最大限尊重				
裁判外紛争解決手続等のオンライン化など機能強化の検討を行い基本方針について結論を得る	IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続（ODR）などの民事紛争解決の利用拡充に向けた官民一体となった取組				
貿易手続・港湾物流等の改善					
CYカットタイム短縮、港湾の渋滞緩和等の官民協議会における結論の実施状況の定期的な検証と検証結果に基づく対応				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、財務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣】	
「港湾関連データ連携基盤」の構築	連携基盤の運用・利用促進・連携拡大等				
AIターミナルの実装に向けた　実証と取組スケジュールの明確化	AIターミナル実装の取組				
貿易手続全般に渡る情報の電子化、関係事業者に対するIT化支援等					

iii）世界で一番企業が活動しやすい国の実現

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
不動産関連情報・サービスのデジタル化					• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る
不動産登記手続における添付書類(売主となる法人の印鑑証明書)の削減				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、法務大臣】	
売買におけるITを活用した重要事項説明の導入や賃貸における重要事項説明書などの書面の電子化に係る検討を行い、本年度中に結論を得る。	検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる			【国土交通大臣】	
情報のオープン化に向けた検討を行い、本年度中に結論を得る。	検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、法務大臣、国土交通大臣】	
土地に関する情報基盤の実現に向けて、不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等の連携高度化の検討を行い、本年度中に方向性について結論を得る。	検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、総務大臣、法務大臣、農林水産大臣】	
動産担保に関する法的枠組み及び登記制度の整備					
法的枠組みや登記制度の整備について、実務ニーズの調査及び法制上の課題に関する検討	検討結果を踏まえ必要な措置を講ずる			【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、法務大臣】	

６．次世代インフラ
ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
i-Constructionの推進					• 2025年度までに建設現場の生産性の２割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020年頃までには20％、2030年までには100%とする
地盤改良工や付帯構造物設置工等へICT導入を拡大 → 全てのプロセスに対象を拡大	建設プロセスにおけるICTの更なる活用を促進			【国土交通大臣】	
新技術・新工法・新材料の導入・利活用を促進					
埋設型枠やプレハブ鉄筋等に関する技術基準類の利用促進					
全国10のi-Constructionモデル事務所で新技術を集中的に活用					
「ICT-Full活用工事」を全国53のサポート事務所で実施 → 「ICT-Full活用工事」の拡大					
i-Constructionの地方公共団体や地域企業への普及・拡大					
インフラ・データプラットフォーム等の構築					
インフラ・データプラットフォームの構築、分析の試行	アセットマネジメント、施工管理の高度化等への活用				
国土と交通に関する統合的なデータプラットフォームの構築に向けたロードマップの取りまとめ	国土と交通に関する統合的なプラットフォームの構築 → 改善				
建設プロセス全体を3次元データでつなぐため、クラウド化に向けたシステムを構築	測量・設計・施工・維持管理段階の効率化等				

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
BIM/CIM等の普及拡大					
BIMの取組を国・地方公共団体が発注する建築工事で横展開し、民間発注工事へ波及拡大				【法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020年頃までには20％、2030年までには100%とする
指定確認検査機関による建築確認申請の電子化対応への支援、特定行政庁による電子化対応に向けた検討			BIMによる建築確認申請の推進	【国土交通大臣】	
広範な関係者による協議の場の設置、直面する課題とその対策や官民の役割分担、工程表等を取りまとめ	工程表に基づき、必要な対策を実施				
国・地方公共団体が発注する土木工事におけるBIM/CIMの活用を推進					
メンテナンス					
ICTデータベースシステムの全国導入を加速、橋梁点検などの現場でドローンなどの新技術の実装を加速				【総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	
ICTデータベースシステムや新技術の実装の取組を行う地方公共団体向けに、地方財政措置による支援を実施（2023年度まで）					
予防保全によるメンテナンスサイクルの構築、新技術開発・導入によるメンテナンスの効率化				【国土交通大臣】	
段階的に技術開発の完成度を高めていく柔軟な視点に立って革新的技術の開発・導入を推進					
施策のロードマップを作成	ロードマップに基づく施策の実施				
ICTデータベースシステムについて地方財政措置も活用して全国での導入を推進、インフラ所管省庁においてデータ項目の標準化・クラウド化など共同利用のための環境整備を推進				【総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
メンテナンス					• 2025年度までに建設現場の生産性の２割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020年頃までには20％、2030年までには100％とする
官主導オープンイノベーション・技術基準類の整備等、新技術の活用状況の把握・評価				【国土交通大臣】	
新技術開発・導入を進めるモデル自治体を順次選定、支援、横展開				【厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	
点検要領と性能カタログ等に基づき、橋梁点検等での新技術の現場実装を加速。他のインフラ分野においても、同様に現場実証の成果を取り込んだ要領改定等を速やかに推進				【総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	
インフラ所管省庁が推奨する新技術を地方公共団体が導入する場合の地方財政措置を活用した取組や実装事例の横展開、各インフラ所管省庁において要領を整備するなど、対象となるインフラ分野、新技術を充実				【国土交通大臣】	
下水道施設について、運転情報等のクラウドへの蓄積や、AIによる異常箇所の検知や故障予測、遠隔操作等を行う実証事業を実施し、ガイドラインを策定			技術の実装	【厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	
技術系職員が不足する地方公共団体が、積極的に中途採用できる仕組みを検討	検討結果を踏まえて必要な措置を実施			【国土交通大臣】	
点検を行う技術者の資格制度や新技術の認定制度を速やかに検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
キャッシュフローを生み出しにくいインフラに対してPPP/PFIの利用が進まない理由、効果的な普及策等を検討、多年度・広域での一括契約などの仕組みを活用し、民間技術・ノウハウの導入を推進					

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 2025年度までに建設現場の生産性の２割向上を目指す • 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020年頃までには20％、2030年までには100％とする
革新的河川技術プロジェクト、災害・防災対応等					
都道府県管理河川での危機管理型水位計（約5,800か所）の設置を促進				【国土交通大臣】	
簡易型河川監視カメラ（約3,700か所）の設置を促進					
観測水位データをクラウドに統合・提供、洪水予測やダム運用の高度化					
リアルタイムの水位や中継画像等を活用した事態の切迫を分かりやすく伝える情報コンテンツを充実、行政と各種メディアが連携した効果的な情報発信・伝達の取組を推進					
危機管理型水位計を活用し、詳細な洪水・高潮・高波予測情報の提供を実現		情報提供			
流量観測機器の開発、現場実証を実施		洪水時の流量観測を無人化・自動化			
台風の強大化に伴う浸水リスクの増大に対応するため、メソアンサンブル気象予測とAIの活用を検討	試行ダムで予測降雨のダム操作への適用性の評価を実施		技術の実装		
砂防施設の維持管理や災害対応へのドローンを用いた点検の自動化に向け、実証実験を踏まえて点検要領を改定	技術の実装				
5Gを用いた建設機械の遠隔操作の実証実験を実施		5Gの通信エリアでの実装			
全国のため池のデータベース化、維持管理情報や水位計データを共有化する体制を構築	自治体、ため池管理者へ危機管理情報を提供			【農林水産大臣】	

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
グリーンスローモビリティ				【国土交通大臣】	• 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る
地域の課題に応じた実証実験を進めつつ、50地域での実装を目指す		実装の拡大			
人中心の道路空間					
道路空間を車中心から人中心への空間へと再構築するため、法令等の改正の必要性について検討するとともに、ロードマップを作成	ロードマップに基づき、必要な措置を実施				
センシング技術を活用した歩道の段差解消					
センシング技術を活用して歩行空間データを効率的に収集する実証実験を実施、ガイドラインを策定		技術の実装			
官民連携でのETC2.0データの活用					
ETC2.0から得られる車両の速度・経路などのデータと民間保有データを組み合わせる実証実験を実施	新たなサービスの創出を推進				
トラック隊列走行等の実現を見据えた環境整備					
新東名・新名神高速道路の６車線化、ダブル連結トラックの路線拡充					
休憩スペースや連結解除拠点の設置など新東名を中心に高速道路インフラの活用策について検討					
三大都市圏環状道路					
三大都市圏環状道路等について整備を推進					
中京圏において、新たな料金体系を検討		名古屋第二環状自動車道の全線開通に合わせて導入			

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
ネットワークを賢く使う				【国土交通大臣】	• 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る
トラック等の運行管理支援サービスの本格導入					
高速バスロケーションシステム（バスタ新宿）の本格導入	他のバスターミナル等への展開				
公共交通分野におけるオープンデータ化の推進					
運行情報などのオープンデータを活用した情報提供の実証実験を首都圏以外にも拡大して実施（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組）		オープンデータを活用した情報提供の本格実施			
観光渋滞対策の導入支援					
面的な観光渋滞対策の導入推進（ICT・AIなどの革新的技術の活用）					
鉄道のバリアフリー化の推進					
受益者負担制度の導入に向けた技術的検証の実施、制度設計		制度の整備・運用			
空港における自動運転					
地上支援業務への省力化技術の実装	イノベーションの更なる推進				
実証を始めている自動運転車両の対象を大幅に拡大、充電・位置推定等に必要な設備の設置、空港内における業務指針を改定					
低金利状況の活用（インフラの早期整備）				【財務大臣、国土交通大臣】	
現下の低金利状況も活用し、高規格幹線道路、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワークに加え、国際拠点空港、空港等とのアクセスとなる主要な都市鉄道ネットワーク、物流施設等を早期に整備					
必要な制度整備の検討	制度の整備・運用				

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
共同物流					• 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る
伝票や外装、データ仕様等の標準化を図るための協議会の立ち上げ、アクションプランの策定	アクションプランに基づく施策の実施			【国土交通大臣】	
サプライチェーン全体で商流・物流データの共有を行う実証実験を実施、社会実装					
宅配便の再配達削減					
宅配ボックスの設置推進（共同住宅、オフィス、病院等）					
置き配について、課題整理や対応策を検討	検討策の実施				
重要物流道路等における特車通行許可の迅速化					
センシング技術の活用等による道路構造の電子化を推進し、特車通行許可の平均審査日数を短縮	更なる効率化の推進				
許可申請が不要となる区間の指定（国際海上コンテナ車両）	必要に応じて区間の追加等				
スワップボディコンテナ車両					
スワップボディコンテナ車両利活用促進に向けた検討会において策定したガイドラインの運用					

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
i-Shipping					• 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る
「自動運航船」に関する国際的な合意			実用化	【国土交通大臣】	
自動運航船に関する安全設計ガイドラインの策定	ガイドラインの運用				
遠隔操作等の技術実証、本格導入を内航で実施					
遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドラインの運用					
AIターミナル					
ビッグデータとAIを活用してオペレーションを最適化する実証事業の実施、システム構築等		システムの活用			
遠隔操作RTGの本格導入を促進					
AIを活用したコンテナのダメージチェックの自働化や荷役機械の運転支援に関する実証事業の実施、システムの構築			システムの活用		
LNGバンカリング					
国内2カ所でのLNGバンカリング拠点を形成		LNGバンカリング拠点の活用			
バンカリングに必要な安全基準等の国際標準化		安全基準等の運用・改善			

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
スマートシティ					
モデル事業の実施 官民の連携プラットフォームの構築 分野横断的な取組を支援				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、総務大臣、国土交通大臣】	• 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る • 2025年までに既存住宅流通の市場規模を８兆円に倍増（2010年４兆円）※可能な限り2020年までに達成を目指す • 2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増（2010年６兆円）※可能な限り2020年までに達成を目指す • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9％（2005年）→３～５％（2020年）】
	ガイドラインの策定 成功モデルの横展開				
スマートアイランド					
先進技術を導入した取組の実施に向けた準備・検討、先進的な取組を推進				【国土交通大臣】	
	条件不利地域に共通の課題の解決策を得て、 成果の横展開を目指す				
コンパクト・プラス・ネットワーク等					
関係地方公共団体の協議会の活動などを通じたまちづくりと公共交通の連携の推進					
立地適正化計画の居住誘導区域における生活利便施設の立地促進やハザードエリアへの住宅の立地抑制等の措置を検討	制度的措置を講ずる	新たな制度の運用によるコンパクト・プラス・ネットワークの取組加速化			

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
出会い・交流を生む空間の創出 空間の修復・利活用に係る新たな仕組みの導入、エリア単位の官民協議会の制度化等	新たな仕組み・制度の運用による 居心地がよく歩きたくなる空間創出の推進			【国土交通大臣】	• 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る • 2025年までに既存住宅流通の市場規模を８兆円に倍増（2010年４兆円）※可能な限り2020年までに達成を目指す • 2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増（2010年６兆円）※可能な限り2020年までに達成を目指す • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9％（2005年）→３～５％（2020年）】
グリーンインフラ 官民連携プラットフォーム構築、先導的プロジェクトの支援	土地利用方策について改正措置を講ずる 新たな仕組み・制度の運用による グリーンインフラの取組の推進				
不動産投資市場の環境整備 不動産特定共同事業における一層のガバナンスの確保のための制度改正について検討、制度的措置の実施	新たな制度の運用等による 不動産ストックの量的・質的な向上、 適切な不動産投資の促進				
不動産情報の官民データ連携の在り方を検討、不動産市場に関する指標を拡充、地方に関する地価情報等の発信強化					
賃貸住宅管理業をめぐる実態調査の実施	賃貸住宅管理業の適正化に向けて検討・制度等の適切な運用による健全化・活性化				
マンションストック活用 管理組合による適正な維持管理を促す仕組みや建替え・売却による更新を円滑化する仕組み等を検討、方向性の取りまとめ	制度的措置を講じ、新たな制度の運用によるマンションストック及びその敷地の有効活用の促進				

ｉ）インフラ分野の生産性向上、防災・交通・物流・都市の課題解決

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
所有者不明土地等対策					
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の円滑な施行				【法務大臣、国土交通大臣】	• 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る • 2025年までに既存住宅流通の市場規模を８兆円に倍増（2010年４兆円）※可能な限り2020年までに達成を目指す • 2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増（2010年６兆円）※可能な限り2020年までに達成を目指す • 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9％（2005年）→３～５％（2020年）】
以下の項目に係る検討を行い、2020年までに土地基本法、国土調査法、民法、不動産登記法等の改正など必要な制度改正の実現を目指す ・土地の適切な利用・管理の確保のための措置 ・地籍調査の円滑化・迅速化のための措置 ・所有者不明土地の発生を予防するための仕組み （相続登記の義務化、所有権の放棄、遺産分割の期間制限など） ・所有者不明土地を円滑・適正に利用するための仕組み （共有制度、財産管理制度、相隣関係規定の見直しなど）	・土地基本法等の見直しを踏まえた新たな総合的土地政策の策定 ・第7次国土調査事業十箇年計画の策定、計画に基づいた地籍調査の円滑かつ迅速な実施	施行準備・順次施行			
遺言書保管制度の円滑な運用に向けた取組	円滑な運用				
登記所備付地図の整備の推進					
筆界特定制度の新たな活用策等について検討	順次運用開始				
気象データの活用					
気象データをクラウドで提供するための環境整備	ニーズの高い情報をクラウドで提供			【国土交通大臣】	
	過去の気象データをクラウドで提供				
「気象ビジネス推進コンソーシアム」の活動を通じた活用事例の創出・普及					
提言・助言等を行う専門技術者の育成や確保の仕組みについて、気象ビジネスコンソーシアムの活動を通じて検討	仕組みの構築、運用				

ⅱ）PPP／PFI手法の導入加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					• 10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする
コンセッション（個別分野）					
空港 北海道7空港の公共施設等運営事業について運営権者を選定		重点分野において、 数値目標達成に向けた取組を強化		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、国土交通大臣】	
運営権対価が契約当初に国に払われた場合には、対価の一定部分を将来必要となる投資に複数年にわたって活用				【財務大臣、国土交通大臣】	
国管理空港について、改善策の速やかな実行、5年ごとの検証（次回は2021年）				【国土交通大臣】	
コンセッション（全般）					
専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を公募・登用、内閣府は必要な体制を整備		重点分野において、 数値目標達成に向けた取組を強化		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	
民間からの職員を登用する場合には、利益相反が起こらないよう徹底				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	

ⅱ）PPP／PFI手法の導入加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
コンセッション（全般） 混合型の公共施設等運営事業に国庫補助等が行われる場合の契約の妥当性、契約手続の合規性を担保するために必要な仕組みを整理・周知し、標準仕様書・設計指針等を改訂 企業へのヒアリングの結果を踏まえ、運営権ガイドライン等の見直しを検討、先進諸国での取組状況を整理し、日本において今後必要な施策を整理 公共施設等運営権制度の分かりやすい解説資料を作成、活用 法人税等の非課税措置の事例調査及び民間事業者のニーズ調査を実施し、制度整備の必要性を判断 重点分野において、 数値目標達成に向けた取組を強化				【厚生労働大臣、国土交通大臣】 【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（地方創生））】 【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】 【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（金融））】	• 10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする

ⅱ）PPP／PFI手法の導入加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
成果連動型民間委託契約方式					
成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする
内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
医療・健康、介護、再犯防止分野を重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを今年度中に策定	重点3分野で成果連動型民間委託契約方式を普及促進、重点3分野以外へ横展開			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））】	
国内外の先進事例を調査・整理し、成果連動型民間委託契約方式を普及・啓発するポータルサイトを構築				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
自治体による成果連動型民間委託契約の導入を支援する調査を実施し、事例を蓄積				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣】	
医療・健康、介護分野の既存の制度枠組みにおいて成果連動型民間委託契約の導入を検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））】	
英米のアウトカムファンドについて調査を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
地方公共団体及び中間支援団体に対する具体的な支援策を検討・実施					
国庫補助や地方交付税措置の点検等を実施					

ⅱ）PPP／PFI手法の導入加速

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **成果連動型民間委託契約方式** 成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進 評価指標を測定する上で十分な事業実施期間を設定（国が成果連動型民間委託契約方式のモデル実証事業等を実施するため民間事業者と契約する場合） 債務負担行為を活用して複数年契約を締結するよう努力（事業実施期間が複数年にわたる場合） 先進的な地方公共団体で成果が確認された分野について、他の地方公共団体へ横展開（分野別ガイドラインの策定、評価指標の標準化、評価指標の性質上複数年契約が必要な場合の債務負担行為設定の周知等）				【法務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】 【総務大臣、厚生労働大臣】	• 10年間（2013年度～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする

7. 脱炭素社会の実現を目指して
ｉ）イノベーションの推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の策定 パリ協定に基づく長期戦略の策定 パリ協定に基づく長期戦略の取組を推進				【外務大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
革新的環境イノベーション戦略 革新的環境イノベーション戦略を本年中に策定する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
世界の叡智を結集したイノベーションの加速 主要国（G20）研究機関のリーダーを集める国際会合（RD20）の年次開催				【文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
水素社会実現に向けた取組の推進 水素基本戦略・ロードマップに基づき取組を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 家庭用燃料電池（エネファーム）は、2020年に140万台、2030年に530万台の普及を目指す
FCV・水素ステーションの普及・整備拡大 官民一体での戦略的整備の推進 水素ステーションに対する整備支援等の実施 再エネ由来水素ステーション（比較的規模の小さなステーション）の整備（2020年度までに累計100か所程度） 規制改革実施計画等に基づく規制改革				【経済産業大臣、環境大臣】	【補助指標】 • 2020年にユーザー負担額が７、８年で投資回収可能な金額を目指す • 商用水素ステーションを2020年度までに全国に160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する

ｉ）イノベーションの推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国際水素サプライチェーンの構築等 水素発電・国際的水素サプライチェーンの構築に向けた技術開発・実証等の推進 水素発電の研究開発・技術実証の推進 世界初の水素発電による街区への熱電併給の実現 国際水素サプライチェーン構築に向けた基盤技術の確立・2020年からの実証運転				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 家庭用燃料電池（エネファーム）は、2020年に140万台、2030年に530万台の普及を目指す 【補助指標】 • 2020年にユーザー負担額が７、８年で投資回収可能な金額を目指す • 商用水素ステーションを2020年度までに全国に160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する
水素の国際協力枠組みの強化 諸外国に向け水素の国際協力枠組みの強化				【経済産業大臣】	
革新的技術の研究開発 次世代デバイス、次世代太陽光、次世代地熱、次世代蓄電池、水素（製造・貯蔵・輸送・利用）などの革新的な技術の研究開発を重点化するとともに、政府が一体となった研究開発体制を強化				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	• 2020年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す
カーボンリサイクルの促進 カーボンリサイクルに関する研究開発の推進及び国際連携強化				【文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	

ⅱ）グリーンファイナンスの推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
ESG等の持続可能性をめぐる課題を考慮した中長期的投資の促進					
5月に立ち上げたTCFDコンソーシアムにおいて、金融機関向けのグリーン投資に関するガイダンスの策定及びTCFDガイダンスの改訂を行う 2019年秋にTCFDサミットを開催し、国際的な情報発信等を行う	左記の取組等を踏まえ、環境と成長の好循環をリードし、気候変動対策に関する日本企業の国際発信を促進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣、環境大臣】	• 大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す
企業の情報開示と投資家・評価機関の手法の見える化を通じた建設的な対話を促すため、価値協創ガイダンスについて、国際的な発信等を通じて、国内外において更なる普及・浸透、活用促進	左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施				
SDGsを好機と捉え、積極的に経済合理性を見出そうとする企業の取組を後押しし、それが投資に結び付く流れを作る このような観点も踏まえ、企業等の経営戦略へのSDGsの組込みを推進するSDGs経営に先進的に取り組む企業等の視座やメッセージをまとめたSDGs経営ガイドを、G20等の場も活用し、国内外に向けて発信・周知	左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施				
TCFD提言に対応するシナリオ分析支援を実施し、事例を取りまとめて公表 環境報告ガイドライン2018年版・環境報告のための解説書の普及等	左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施				
環境情報の開示について、企業と投資家の対話の場となる環境情報開示基盤の実証を進め、2021年度までに本格運用を目指す 国際的な潮流も踏まえつつ、関係省庁が連携して、温室効果ガスの排出削減量などの環境情報の実効的な開示を促進			環境情報開示基盤の本格運用		
企業行動や事業のシフトをESG金融を通じて促進するため、グリーンボンドの発行促進及びグリーンファイナンスポータルサイト（仮称）の開設を行う 投融資判断に環境要素を織り込むプロジェクトのスキームの構築・事業化への支援を推進	左記の取組等を踏まえ、必要な取組・検討の実施				
地域金融機関によるESGを考慮した事業性評価に基づく融資などの支援を通じてESG地域金融の普及拡大を図るとともに、ESG金融専門家の育成によるESG金融リテラシー向上や、ESG金融ハイレベル・パネルを通じ、金融機関等のESG金融へのモメンタム維持・醸成を図る等の施策を実施					

ⅲ）ビジネス主導の国際展開、国際協力

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
脱炭素技術等の国際展開 我が国の強みである技術力をいかして新しいビジネスを生み出し、環境性能の高い技術・製品等の国際展開を促進し、我が国が世界をリードしていき、世界の排出削減に最大限貢献していく 日本の気候変動対策支援イニシアティブ2018に基づく各種施策の推進 コ・イノベーションのための環境整備及び脱炭素市場の創造 公的ファイナンスを活用した案件形成加速化と削減貢献分の見える化 削減貢献量の見える化を通じ、低炭素製品等の国際的な評価向上や企業への投資呼び込みを促進 ASEANにおいて各国が官民で協働していく枠組みを立ち上げ、ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及促進させる、 二国間クレジット制度（JCM）の推進（主要国との二国間協議の推進、各国における、JOIN、JICT、JICA、JBICやADB等関係機関との連携を通じた更なるプロジェクトの推進、国際ルールづくりで主導権をとり市場メカニズムを活用する適切な枠組み構築／横展開やスケールアップなどの成功事例を含む実績の国連への報告等）				【経済産業大臣、環境大臣】	・民間活力を最大限活用して、JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、2020年度までの累積で１兆円の事業規模を目指す
エネルギー産業の国際展開 アジア新興国を中心にエネルギー政策対話を実施 インフラ案件のセールス、個別課題の交渉、人材育成・制度整備などの支援	対象国の見直し・拡大			【経済産業大臣】	
APECエネルギー大臣会合で合意した質の高い電力インフラガイドラインのアジア地域等への普及を促進					
エネルギー管理の判断基準の策定・運用能力向上に向けたトレーニングシステムの構築を支援					
最先端の高効率火力発電所の導入に向け、FS支援、専門家派遣・招へいなどの技術協力を実施					

iii）ビジネス主導の国際展開、国際協力

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
省エネ船舶への代替促進 国際海運の持続的発展と温室効果ガス排出ゼロの実現に向けたロードマップを本年度中に策定	ロードマップに示された施策に早期に取組に着手するとともに、省エネ船舶への代替等を促進する新たな国際制度を5年以内に構築する			【国土交通大臣、環境大臣】	
日本の優れた冷凍空調技術の国際展開 代替フロンに代わるグリーン冷媒についてのリスク評価手法を確立するとともに、グリーン冷媒に対応し、省エネルギー・低温室効果を達成可能な、我が国企業の冷凍空調機器の開発・国際展開を促進 改正オゾン層保護法に基づき、代替フロンの製造・輸入を規制 改正フロン排出抑制法を施行し、フロン類を確実に回収する仕組みを構築・国際展開を推進 冷凍冷蔵分野では世界トップクラスの省エネ性能を有する我が国の脱フロン型の自然冷媒機器の導入を促進				【経済産業大臣、環境大臣】	
循環産業の国際展開の推進 アジア諸国を中心とした廃棄物分野の国際協力（協力覚書や政策対話）の継続的推進 発注・契約のノウハウを持つ機関の派遣を含め、循環産業の国際展開を支援 省エネ型資源循環システムのアジア展開に向け、制度構築と技術導入をパッケージで支援 アジア・太平洋地域における廃棄物分野の情報整備や知見の共有 アフリカのきれいな街プラットフォーム下での都市廃棄物に関する各国の知見・経験の共有、人材育成等				【経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	・焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を2015年度実績から2020年度までに倍増させることを目指す

ⅳ） エネルギー分野での取組

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
再生可能エネルギーの導入促進のための基盤整備 再生可能エネルギーの主力電源化を目指すため、固定価格買取制度の適切な運用、系統制約解消や調整力確保のための既存系統の運用見直しや蓄電池等の技術開発・実証、コスト低減に向けた技術開発、固定価格買取制度対象期間終了後の再生可能エネルギー電源の有効利用に関する周知等を実施 コスト競争力・産業競争力の強化と、自立化した電源として電力市場への統合を図るため、固定価格買取制度の抜本見直しに向けた検討を進めるとともに、洋上風力発電に不可欠な基地港に関する新たな制度の創設等の投資環境整備、立地制約の克服に向けた技術開発及び安全指針の策定等を進める				【経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2030年度までに運転開始されている一般海域の洋上風力発電事業を５区域以上とする
電力に係る新市場の整備、連系線利用ルールの見直しを含めた環境整備 非化石価値取引市場、容量市場、需給調整市場等、新市場の創設及び連系線利用ルールの見直しを順次行うことを含め、エネルギー転換・脱炭素化に向けた技術開発や発電・送電網等への投資が行われる仕組みの設計・構築を着実に実施				【経済産業大臣】	• 2020年４月１日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する
地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備 FC（周波数変換設備）を、120万kWから210万kWまで増強（※2020年度を目標に運用開始）、その後300万kWまで増強				【経済産業大臣】	• 地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC（周波数変換設備）の増強（120万kWから210万kWまで）については2020年度を目標に運用開始を目指す
地産地消型エネルギーシステムの構築 関係省庁連携の下、地産地消型のエネルギーシステムの導入を推進				【総務大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
バイオマス発電の導入拡大に向けた環境整備 未利用材の安定的・効率的供給による木質バイオマス、下水汚泥などの廃棄物バイオマスなどの発電及び熱利用について、地域の農林業、畜産業等と合わせた多面的導入拡大を図るための環境整備を実施				【農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	

ⅳ） エネルギー分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
浮体式洋上風力発電の推進 浮体式洋上風力発電について、中長期的なFIT制度からの自立化を目指し、大幅なコスト低減に向けた要素技術開発等を実施				【経済産業大臣、環境大臣】	
地域における円滑な風力・太陽光の導入 風力・太陽光の導入促進のため、情報共有や合意形成を推進するための地域協議会の設置等の促進及び一般海域利用ルールを定めた再エネ海域利用法の円滑な施行・運用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策））、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2030年度までに運転開始されている一般海域の洋上風力発電事業を5区域以上とする
環境保全と両立した風力発電の導入促進 環境保全に係るゾーニングの在り方の検討	環境保全に係るゾーニングマニュアルの普及			【環境大臣】	
地域の環境保全と両立した、洋上風力の普及・拡大のため、海洋環境情報の収集・整備・提供					
地熱発電の推進 地熱発電について、開発リスク・コストの低減に向けた地熱ポテンシャル調査、次世代地熱発電等の技術開発等を実施				【経済産業大臣、環境大臣】	• 2020年までの地熱発電タービン導入量での世界市場7割を獲得する
マイクロ波無線送電技術の研究開発・実証等 宇宙太陽光発電システム等の要素技術であるマイクロ波無線送電技術の研究開発・実証や他産業への応用等を進め、地域のエネルギーネットワークを強化				【文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣】	

ⅳ） エネルギー分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
革新的エネルギーマネジメントシステムの確立 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの振興 需要家側エネルギーリソースの拡大 価格低減メカニズムを組み込んだ補助制度の省庁横断的な展開 需要家側エネルギーリソースの有効活用に向けた環境整備 需要家側エネルギーリソース制御量の適切な評価方法や各種電力市場でのDR・VPPの活用に向けた検討				【経済産業大臣】	
スマートメーターの導入促進 電力会社等によるスマートメーターの本格導入を促進				【経済産業大臣】	• 電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す
蓄電池の競争力の強化 レドックスフロー電池の安全性に関し、IEC（国際電気標準会議）において日本提案で国際標準を制定予定 系統用蓄電池について、研究開発・実証等を通じ、低コスト化を図り、導入を促進 車載用蓄電池等の大幅な性能向上・コスト低減に向けた研究開発を実施				【文部科学大臣、経済産業大臣】	• 国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模　2020年に年間5,000億円を目指す（世界市場の5割程度） ※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象 • 2020年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に（2.3万円/kWh以下）

ⅳ） エネルギー分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
事業者の省エネの推進					
規制と支援の両面で、複数事業者が連携する省エネ取組を推進				【経済産業大臣、国土交通大臣】	・2030年の新築住宅及び新築建築物について平均でZEH、ZEBの実現を目指す 【補助指標】 • 新築住宅の平均エネルギー消費量を対2013年度比で、2025年度▲25%とし、2020年にハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する • 新築建築物の平均エネルギー消費量を対2013年度比で、2025年度▲18%とし、2020年に新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す • 2020年までに既存住宅の省エネリフォームを倍増する • 2020年までにLED等の高効率照明についてフローで100%の普及を目指す
IoT、AI等の活用による設備の効率的運用の促進					
規制や支援等を通じて得られたデータの企業秘密等に配慮した形でのオープン化の促進					
リースを活用した中小企業等の省エネ設備投資の支援					
業種別エネルギー消費原単位に関して、国際水準等を踏まえた目標を設定し、省エネ取組を推進					
民生部門における省エネの推進					
建築物省エネ法に基づく新築住宅・建築物の総合的な省エネ対策の推進 （適合義務制度、届出義務制度、説明義務制度、住宅トップランナー制度　等）				【経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
ZEH及びZEH＋（高度なエネルギー・マネジメント等を活用した自家消費型ZEH）の加速的な普及・ZEBの実現					
ZEHビルダー/プランナーによる自主目標管理の推進・強化					
ZEBの実証・普及促進、低コスト化のための技術開発 ZEBの担い手拡大（ZEBプランナー、ZEBリーディング・オーナー登録制度）					
既存住宅の品質の向上、認定制度の普及等を通じた既存住宅の長期優良化の促進 エネルギー消費性能に優れた建築物が市場で適切に評価される環境を整備					
トップランナー制度の見直し（エネルギー消費効率の基準等）					
コミュニティ内の連携等による新たなZEH・ZEBモデルの検討					

ⅳ）エネルギー分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
火力発電の高効率化に向けた技術開発等					• 次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す
A-USC、IGCC 、IGFCの実用化に向けた次世代発電技術開発				【経済産業大臣】	
高効率ガスコンバインドサイクル発電（1,600度級）の導入、1,700度級の実用化に向けた次世代発電技術開発				【経済産業大臣】	【補助指標】 • A-USCについて 2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） • IGCCについて、2020 年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） • IGFCについて、2020年度までに酸素吹きIGCCの発電技術及びCO_2分離回収技術（物理回収法）を確立し、2025 年度までの技術の確立、2030 年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 55%程度） • LNG火力について、2020年度頃までに 1,700度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状 52%程度→改善後 57%程度）
二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）技術開発、実証等				【経済産業大臣、環境大臣】	
電力システム改革					
送配電部門の法的分離のための環境整備	送配電部門の法的分離(2020年４月１日）			【経済産業大臣】	• 2020年４月１日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する
ガス小売市場の更なる競争促進					
熱量バンド制について、2019年度までに論点整理の上、2020年度結論を目指す				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））、経済産業大臣】	
発電所運転の高度化・サイバーセキュリティ強化					
AIを用いた発電所運転の高度化、電力分野のサイバーセキュリティ強化				【経済産業大臣】	
火力発電所の運営・保守に関する国際標準の策定による市場環境の整備（2020年度目途）					
安全性が確認された原子力発電の活用					
原子力については、安全最優先の再稼働を進める 防災対策の充実化や自主的安全性向上の取組を通じて社会的信頼の回復に努めつつ、人材・技術・産業基盤の強化に着手し、安全性等に優れた炉の追求、廃炉を含めたバックエンド問題の解決に向けた技術開発、人材育成や国際連携を進める 高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉を活用するなど、将来に向けた研究開発を推進する				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（原子力防災））、文部科学大臣、経済産業大臣】	

ⅳ） エネルギー分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
安定的な資源開発投資の促進 安定的かつ安価な資源の確保の推進 我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資を支援 石油・天然ガス分野及び鉱物資源分野における資源国との関係強化				【経済産業大臣】	• 2030年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上とする • 2030年にベースメタルの自給率を80%以上とする
資源外交や権益確保等に向けた取組 電池材料等の製造に必要な鉱物資源やエネルギー資源の着実な安定供給確保のため、資源外交や権益確保等に向けた取組を強化する				【経済産業大臣】	
柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現・拡大 LNG関連プロジェクトに対する金融支援の強化・利便性向上 アジア等における、制度・計画づくり及び人材育成				【経済産業大臣】	
海洋資源開発の推進・関連産業の育成 砂層型メタンハイドレート： 長期生産技術の開発や陸上産出試験、日本周辺海域での探査・試掘、海域環境調査等を実施 表層型メタンハイドレート： 回収技術の調査研究の成果を評価し、回収・生産技術の研究開発や海底状況調査、海域環境調査等を実施 方向性の確認・見直し 海洋産出試験等の実施				【経済産業大臣】	・海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、メタンハイドレートについては2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す 海底熱水鉱床については2023～2027年度以降に、民間企業が参画する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す
海底熱水鉱床、レアアース泥等：資源量調査、生産技術開発等を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	

ⅳ） エネルギー分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
世界最先端の資源探査能力の獲得、開発現場へのAIやIoT等の技術実装の促進					
我が国上流産業の国際競争力強化に向けた、AIやIoT等を活用した革新的な資源開発技術の獲得の促進				【経済産業大臣】	• 2030年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上とする
世界水準の機器・技術を備えた、新たな三次元物理探査船及び付属設備等の導入	新たな三次元物理探査船による、より効率的・効果的な探査の実施（10年間でおおむね50,000km²）				
日本周辺における有望な地質構造への機動的な試掘の実施					
石油コンビナートの競争力強化					
石油の有効利用及び製油所の国際競争力強化の観点から、石油コンビナート内の更なる連携を促進すると共に、新たな判断基準を策定し、国内石油精製業者による国内の重質油分解装置の有効利用を促進				【経済産業大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築
燃料供給インフラの強靭化と次世代化					
燃料供給インフラの効率的な維持と次世代化に向け、AIなどのデジタル技術を活用しつつ、新たな燃料供給体制構築や新サービスの創出を実現すべく、制度改正も視野に入れ、安全性等の検証を実施				【経済産業大臣】	
製油所・油槽所の非常用発電設備の設置や、強靭性評価、耐震・液状化対策、入出荷設備の能力増強、安全停止対策等の実施を促進 系列BCP格付け審査委員会による格付け審査を継続し、各社の系列BCPを不断に見直す 住民拠点SSの整備と防災訓練の実施、緊急配送用ローリーの配備 災害時にLPガスの供給拠点となる中核充填所の設備強化と防災訓練の実施 需要家側への燃料備蓄（自衛的備蓄）の推進				【経済産業大臣】	

ｖ）産業・運輸分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
企業経営の脱炭素化の推進 SBTやRE100も活用したパリ協定と整合する中長期目標の設定や、その達成に向けた取組の促進 TCFDも活用した気候関連リスク・機会を織り込む経営戦略の策定の促進 中小企業等への普及策の検討・実施				【環境大臣】	
革新的な製鉄・化学プロセス技術の推進 世界全体で進む製鉄原料の低品位化への対応や二酸化炭素排出削減等に向け、革新的な製鉄プロセス技術及び二酸化炭素等の原料化などの革新的な化学プロセス技術の開発・実用化を推進（※実用化の目標は2030年）				【経済産業大臣】	
運輸部門における省エネの推進 車両購入時の負担軽減・初期需要創出を図り、世界に先駆けて自立的な市場の確立 新たな自動車燃費基準の策定に向けた検討 車載用蓄電池等の大幅な性能向上・コスト低減に向けた研究開発を実施 水素ステーションの普及・整備拡大 IoTを活用した効率的運行システムの構築 鉄道システムの省エネ化推進 商用車・社有車における電動車の活用促進・実証支援				【経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を５～７割とすることを目指す 【補助指標】 • EV・PHVの普及台数を2020年までに最大で100万台とすることを目指す • FCVの普及台数を2020年までに４万台程度、2030年までに80万台程度とすることを目指す

ｖ）産業・運輸分野での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
車載用蓄電池の開発・実用化 電動車の車載用電池について、2025年の全固体蓄電池、2030年の革新型蓄電池等の実用化を見据えた研究開発及び車載用電池等の製造に必要となる鉱物資源の安定供給確保を推進				【文部科学大臣、経済産業大臣】	
電動車の普及拡大に備えた技術開発やモデル構築 電動車活用社会推進協議会と連携し、電動車とエネルギーシステムの融合の実証やインフラ整備を推進 電動車の普及拡大に備え、EVを電力の需給バランス調整等に活用するVehicle to Grid技術の開発を進め、2021年度の実用化を目指すとともに、電池の省資源技術やリユース・リサイクルの技術実証、電動車を活用したサービスモデルの構築等を実施				【経済産業大臣、環境大臣】	

vi）地域・くらし分野・その他環境保全での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地域循環共生圏の創造 専門人材と地域とのマッチング等の機能を持つプラットフォームの構築・充実 地域社会インフラの脱炭素化モデル実証の実施 地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギーの普及 地域低炭素化推進事業体の設置促進 SATOYAMAイニシアティブ等を通じた国際展開				【経済産業大臣、環境大臣】	
IoT・AI、シェアリングやデジタル化等を活用した新たな省エネ関連制度の検討 IoT・AI、シェアリングやデジタル化等を活用する新たな事業形態や社会システムによるエネルギー利用の革新について、省エネ関連制度の見直しも視野に検討				【経済産業大臣】	
ナッジ等による国民運動の展開や省エネガイドラインの整備 ナッジ・ブーストなどの行動インサイトとAI/IoTなど先進技術の融合（BI-Tech）により、個人の価値観に即した働きかけを通じて環境配慮等の行動変容を促す製品・サービス・ライフスタイルのマーケットを拡大				【経済産業大臣、環境大臣】	• 2020年までにLED等の高効率照明についてフローで100%の普及を目指す
CO2削減価値取引へのブロックチェーン技術の応用 自家消費される再生可能エネルギーのCO2削減価値を取引できるプラットフォームを構築し、ブロックチェーン技術を用いて大規模に実証し、先進技術の実用化・ビジネス化を促進				【環境大臣】	

vi）地域・くらし分野・その他環境保全での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2026年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
革新的資源循環（3R）関連ビジネス 2018年6月に策定した第四次循環型社会形成推進基本計画において、新たに設定した資源生産性の2025年度目標達成に向けて、ビッグデータ、AI、IoTなどのデジタル技術を活用した革新的な資源循環（3R）関連ビジネス（廃棄ロス削減支援サービス、静脈物流の効率化、廃棄物選別工程の高効率化等）の創成・普及に向け、天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上などの観点から評価する標準的な手法を整備				【経済産業大臣、環境大臣】	
二次資源の確保 都市鉱山から有用金属資源を効率的にリサイクルする技術開発を着実に実施	技術開発を着実に実施するとともに、動静脈産業が一体となった戦略的な資源循環システムの構築を検討			【経済産業大臣、環境大臣】	• 2030年にベースメタルの自給率を80%以上とする
使用済小型家電の更なる効果的・効率的な回収・処理や東京2020大会都市鉱山メダルの成果も活用した普及啓発を推進	継続的な取組により、小型家電リサイクル制度の循環型社会への定着と循環産業の競争力を強化				
汚水処理事業のリノベーション 広域化・共同化に合わせた汚水処理施設のエネルギー供給拠点化や下水熱の活用、単独浄化槽の集中的な転換を進めつつ、AI、ロボット、台帳システムのビッグデータ解析を活用した維持管理の生産性の向上とコスト縮減を図り、汚水処理事業のリノベーションを推進				【国土交通大臣、環境大臣】	

ⅵ）地域・くらし分野・その他環境保全での取組

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
プラスチックの3Rの推進、代替素材技術の開発促進等 プラスチック資源循環戦略、海洋プラスチックごみ対策アクションプラン及び海岸漂着物対策推進法に基づく基本方針を踏まえ、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や3R、海洋生分解性プラスチックなどの代替素材のイノベーション、途上国の能力強化、実態把握・科学的知見の集積等を講ずる 海洋生分解性プラスチックなどのプラスチック代替素材技術の開発を促進し、世界のマーケット獲得につながるよう強力に支援				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
福島県における再生可能エネルギー等の導入拡大 福島新エネ社会構想の推進 阿武隈山地・福島沿岸部における風力発電計画等の実現に向けて効率的に送電線を増強 再エネを用いた大規模水素製造や輸送・貯蔵に係る実証の実施、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際の福島県産水素の活用				【復興大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
気候変動への適応の推進 気候変動適応法の下、気候変動影響及び適応に係る科学的知見の充実や情報基盤の整備を進め、農林水産業や防災、熱中症対策等に関する適応策を推進し、強靭な地域づくりや適応ビジネスの発展を推進				【総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	

８．Society 5.0実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築
ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
産学官融合に向けた取組					
産学官が大型共同研究開発を効果的に行う仕組みの検討 → 検討結果を踏まえた取組の推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す
大学支援フォーラムPEAKSにおける議論 → 産学による自律的な組織へ				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の４％以上とする
「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性を高める方策の検討	→ 検討結果を踏まえた取組の推進			【文部科学大臣、経済産業大臣】	• 大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに倍増することを目指す。
官民協調でのシーズ発掘と若手研究者育成の仕組みの検討	→ 検討結果を踏まえた取組の推進			【経済産業大臣】	• 2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増にすることを目指す
新たな産学融合モデルを創出する拠点整備 産総研での公設試と連携した地域ニーズを踏まえた支援体制の強化の検討	→ 検討結果を踏まえた取組の推進				• 国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに２割増にすることを目指す

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
グローバルに活躍するスタートアップの創出・育成					
スタートアップ・エコシステムの構築に向けた取組の推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業 を2023年までに20社創出
J-Startup企業の新規選定					
国内での大企業・VC等とのマッチング、広報支援 海外でのマッチング、展示会等出展、各種支援		J-Startup企業の更新・継続的支援策の検討		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣】	
海外有望企業の国内呼び込み					
ベンチャー企業の世界市場への挑戦を支援するとともに、国のベンチャー支援策に関するアドバイスを実施				【経済産業大臣】	
中小企業・中堅企業・ベンチャー企業を米国等のイノベーション先端地域に派遣し、 イノベーション拠点の訪問、現地企業との交流等を実施					
起業家、大企業内の新事業に挑戦する人材、ベンチャー支援人材をシリコンバレーに 派遣し、ベンチャービジネスのスキル向上や提携先発掘等を後押し					
日本と世界の大企業・投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベントやシンポジウム等の開催を通じた、 事業提携、共同研究、投資、M&A等の促進	グローバル・ベンチャーサミットの開催				• ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを目指す
研究開発型スタートアップ支援に関し、 認定VCの見直しやこれまでの取組の費用対効果の検証等を通じ、支援分野やステージの重点化・強化等	検討結果を踏まえた必要な措置				
社会課題解決や市場ゲームチェンジをもたらすスタートアップの効果的な支援の検討	検討結果を踏まえた必要な措置				
オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会におけるベンチャーと大企業、大学等のオープン・イノベーション促進の強化				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣】	
日本版SBIR制度の見直しの方向性の検討	検討結果を踏まえた必要な措置				

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
大企業におけるイノベーションの促進						
イノベーション経営推進のための指針策定	イノベーション経営に挑戦する大企業の銘柄化等の枠組みの検討	早期の具体化			【経済産業大臣】	• 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の４％以上とする • 2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増にすることを目指す
産業競争力強化法に基づく経営資源活用共同化調査の実施		調査結果を踏まえた環境整備の検討	検討結果を踏まえた環境整備			
技術研究組合を活用して新会社設立を実現した事例や企業と大学の協働による成功事例等の収集、設立・活用に向けた要点をまとめたガイダンスの策定	事例・ガイダンスの普及・広報					• 大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに倍増することを目指す。
DBJの投資業務によるリスクマネー供給におけるファンド手法の活用を推進					【財務大臣】	
ベンチャー企業等の成長段階ごとのボトルネックを踏まえた産業投資を活用した資金供給について検討		検討を踏まえた取組の実施				• 国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに２割増にすることを目指す

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
大学改革等による知と人材の集積拠点としての大学の機能強化					
大学ガバナンスコードの策定	大学の自主性・特性を踏まえつつ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行うガバナンスを実現する指針を策定し、社会や学生などのステークホルダーに示す 策定した指針を踏まえ、必要に応じてガバナンスを見直し			【文部科学大臣】	・今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す ・大学の特許権実施許諾件数を2020年度末までに５割増にすることを目指す ・国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに２割増にすることを目指す ・国立大学法人の第３期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を４割程度とすることを目指す ・2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増にすることを目指す ・2020年度末までに40歳未満の大学本務教員の数を１割増にすることを目指す
国立大学法人法の改正 / 国立大学法人法の改正を踏まえた政省令の整備等	国立大学法人法等の改正を踏まえた国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担				
「大学等連携推進法人（仮称）」制度創設の検討					
適切かつ実効性のある評価に基づく給与水準の決定の仕組みによる年俸制の完全導入					
教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標及び評価について検討	国立大学法人運営費交付金 左記の検討結果を2020年度以降の適用に活用するとともに、成果を中心とする実績状況に基づく配分の対象額及び変動幅を2020年度予算から順次拡大 国立大学法人の第４期中期目標期間における評価・資源配分			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	
民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みの導入					
国立大学法人・国立研究開発法人の多様な資金獲得等に向けた検討				【内閣総理大臣（健康・医療戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
国立大学における余裕金の共同運用の仕組みの創設、留学生対象授業料等の規制緩和について検討				【文部科学大臣】	

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会			
研究力の向上					
卓越大学院プログラムの本格実施				【文部科学大臣】 【内閣総理大臣（健康・医療戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当））、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】 【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】 【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣】	・今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す ・大学の特許権実施許諾件数を2020年度末までに５割増にすることを目指す ・国内セクター間の研究者移動者数を2020年度末までに２割増にすることを目指す ・国立大学法人の第３期中期目標・中期計画（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を４割程度とすることを目指す ・2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増にすることを目指す ・2020年度末までに40歳未満の大学本務教員の数を１割増にすることを目指す
企業や海外トップ大学との共同研究を通じた高度博士人材の育成加速					
若手研究者が経済的不安なく研究に専念したり海外研さんを積む機会の拡充					
研究者の世界水準の能力の組織的育成プログラム開発					
若手研究者の任期長期化やプロジェクトの専従義務緩和などの研究費制度の見直し	順次適用				
直接経費からの研究代表者の人件費等支出の検討	順次適用				
世界的拠点形成に向けた先進的取組の組織内外への横展開など大学等の国際化					
国際共同研究プログラムの拡充、国内向け研究費の国際共同研究への活用等					
世界的研究拠点の持続的発展に向けた国際・学際研究体制強化の検討	検討結果を踏まえた取組の推進				
科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業等で若手支援や新興・融合領域開拓に資する挑戦的な研究を強化					
共同利用・共同研究体制の強化					
先端的な大型研究施設・設備や研究機器の戦略的活用 AI・ロボット技術の活用等によるスマートラボラトリ化、研究施設の戦略的リノベーション					
「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（仮称）の策定					
クロスアポイントメント制度の手引や好事例の周知、多様なキャリアパスの奨励等積極的活用促進					
研究者の流動性向上の他の方策と合わせたクロスアポイントメント制度の在り方等の検討		検討結果を踏まえた取組の推進			
女性研究者の育成・活躍促進に向けたあるべき環境整備や支援方策の検討					
女性研究者の育成・活躍促進のための新たな取組					
公募プロセスの効率化と合わせ収集データの範囲の公的研究資金への拡大等の府省共通研究開発管理システムe-Radの機能強化					
e-Radの機能及び登録されているデータの政策検討への活用					

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
戦略的な研究開発の推進 スマートシティ・スーパーシティの実現に向け、分野・事業者横断のデータ連携等に資するアーキテクチャ構築 各府省の既存事業の集中投資等も通じ、都市OS、標準API、データ構造等の検討、実証 G20での国際協力の打ち出し スマートシティ間の相互学習、成功事例の共有、運営に資する共通認識の形成 ムーンショット型研究開発の推進 AI戦略 人材育成や研究開発、社会実装に向けた取組等を推進 バイオ戦略 産業振興とデータ基盤の構築、国際拠点の形成、地域における実証・研究、バイオ製品の価値・安全性の見える化、科学的知見に基づく新たな機能性食品表示の実現、バイオベンチャーへの投資環境整備等を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】 【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】 【内閣総理大臣（健康・医療戦略担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（海洋政策）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】 【内閣総理大臣（健康・医療戦略担当大臣、情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、海洋政策））、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣】	・今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す ・2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の４％以上とする ・2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増にすることを目指す ・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに倍増することを目指す

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
戦略的な研究開発の推進					
量子戦略 中間取りまとめ / 最終取りまとめ / 量子に関する主要技術領域におけるファンディング・研究機関の取組の重点化・強化、国際研究開発拠点の推進、人材育成の推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学が10校以上入ることを目指す
スーパーコンピュータ「富岳」（ポスト「京」）の開発 / 試行的利用				【文部科学大臣】	• 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の４％以上とする
AIやデータ科学への活用					
学術情報ネットワーク（SINET）の機動的な利用環境構築、高性能計算環境によるデータ科学と計算科学の融合					
北極海航路の持続的利用への取組				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策））、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
北極域研究船に関する取組など地球規模課題に対処する研究開発					
北極域研究推進プロジェクト(ArCS)	後継プロジェクトの検討等				
	北極科学 大臣会合				
官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の推進				【文部科学大臣】	• 2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増にすることを目指す
	革新的材料開発の高度化や効率化に向けた研究環境のスマート化や最先端研究インフラの整備・共用の本格的推進				• 大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに倍増することを目指す
産総研における標準専門家による研究者向け支援の充実、研究領域に係る外部からの標準化相談の受付機能の強化等の検討	検討結果を踏まえた取組の推進			【経済産業大臣】	

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
知財ビジョンに掲げられた価値デザイン社会の実現					
「知的財産戦略ビジョン」（平成30年６月12日知的財産戦略本部決定）に掲げられた「価値デザイン社会」を実現するため、毎年「知的財産推進計画」を決定し、施策を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	• 中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする • 2020年度までに１年あたりの地方における面接審査件数を1,000件とする
社会的にインパクトのあるオープン・イノベーションを加速するため、経営者や個人に求められる心構えを明らかにした診断項目リストの活用等の促進に取組む	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	
経営をデザインすることを加速するため、「経営デザインシート」の企業における投資家向けの報告書等での活用や金融機関による事業性評価等での活用等を促進する		左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、経済産業大臣】	
デザインの保護とデザイン経営の推進					
意匠法における保護対象の拡大、関連意匠制度の拡充等を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、意匠審査基準、意匠審査体制等を整備するとともに、「デザイン経営」の導入を促進するための普及・啓発等の必要な措置を実施				【経済産業大臣】	
知財創造教育の推進					
初等中等教育において、児童・生徒の創造性を育む知財創造教育を推進するため、2019年度から、高等学校を新たに対象として、教材等の収集や作成を開始し、それら教材を活用した実証授業等を全国で実施		左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、文部科学大臣、経財産業大臣】	

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地域のブランド力強化のための商標権の活用促進 ・審査官の確保による商標審査体制の強化 ・地域ブランドの魅力の情報発信強化・地域ブランディングの支援強化				【経済産業大臣】	・2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである8月とする
国際的に遜色ないスピード・質の高い特許審査の実現 ・任期付審査官を含む審査官の確保等による審査体制の整備・強化 ・審査品質管理小委員会の提言等を踏まえ、引き続き品質管理システムを強化				【経済産業大臣】	・今後10年間（2023年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均14月とする
知財訴訟制度の検討 知的財産権が「侵害し得、侵害され損」とならないような、知財訴訟制度の機能強化に向けて、諸外国の動向を注視しつつ、具体的な対応を検討 検討結果に応じ、適切な措置を実施				【経済産業大臣】	
模倣品対策の強化 増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入について、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の検討 検討結果を踏まえ、制度改正を含む必要な措置を可能なものから実施 模倣品の流通・消費を抑制するため、消費者に対する啓発活動を実施するとともに、企業・権利者とも連携した対策を実施				【財務大臣、経済産業大臣】	

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
在外日系中堅・中小企業における営業秘密管理委体制整備支援 海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施				【経済産業大臣】	
インターネット上の海賊版に対する総合対策 インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など、総合的な対策を講じる。				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築 著作権法における柔軟性のある権利制限規定の整備を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、ガイドラインの策定、著作権に関する普及・啓発、及びライセンシング環境の整備促進などの必要な措置を講ずる 権利情報を集約したプラットフォームの構築に向けた実証事業を実施	左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施			【文部科学大臣】	
不正競争防止法の改正内容に関する周知・徹底 平成30年における不正競争防止法改正内容や、改正に伴い、法の適切な運用環境を整備するために策定した「限定提供データに関する指針」に関する普及・啓発などの必要な措置を実施				【経済産業大臣】	

ｉ）自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国際標準化活動の推進 ・最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための取組の推進 ・国立研究開発法人等と連携し、先端技術等の研究開発と国際標準化の一体的な推進 ・「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づく人材育成の取組の推進 ・アジア諸国との連携強化など、国際展開を念頭に置いた標準・認証施策の推進 ・認証基盤を引き続き運用するとともに、得られた試験データを国際標準の新規提案に活用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、経済再生担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣】	・国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす ・2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する
地域中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化 知財総合支援窓口の体制強化、知財ビジネスマッチング活動支援、知財橋渡し人材の配置等				【経済産業大臣】	・中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする ・2020年度までに1年あたりの地方における面接審査件数を1,000件とする ・2020年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を100件実現する
よろず支援拠点及びよろず支援拠点全国本部の体制強化					
地方における権利化支援の推進に必要な体制整備・強化					
中堅・中小企業の標準化の支援体制整備、新市場創造型標準化制度・標準化活用支援パートナーシップ制度の活用拡大等により、中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進					
地域の課題解決に貢献し、地域社会を支える人材育成や研究成果の還元					

ii）次世代産業システム

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 企業の垣根を越えてデータを流通させるしくみを構築	通常国会 運用を開始			【経済産業大臣】	• 製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上 • 2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする • 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円
EV関連のバーチャルシミュレーションモデルを構築	分野を拡大し、車両全体における協調領域の構築				

ii）次世代産業システム

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望　秋～年末　通常国会					
・サービス分野のロボットのユーザーとメーカー等が集まる議論の場を設置 ・業務プロセス、データ連携、通信等の標準化や新たなビジネスモデルの在り方について整理	整理した内容を基に施策を実施			【経済産業大臣】	・製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上 ・2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする ・2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円
2020年までにロボット導入支援人材（システムインテグレータ）を3万人にするため、マッチングや人材育成の体制を強化		マッチング・人材育成の体制強化			
高等専門学校等と産業界が連携した人材育成の体制を構築	人材育成の体制強化			【文部科学大臣、経済産業大臣】	
ロボットシステムインテグレータの技能を評価する国家資格（技能検定制度）の在り方について、今年度内に検討を行い、結論を得る	得られた結論を基に施策を実施			【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
技能五輪全国大会に「産業用ロボット」を用いる競技職種を導入することについて、本年度内に検討し、結論を得る	得られた結論を基に施策を実施			【厚生労働大臣】	
複数ロボットの相互協調やケーブルレスを実現する次世代ロボットの技術開発に向けた取組				【経済産業大臣】	
World Robot Summit2020の競技参加者募集等を開始	World Robot Summit 2020を開催				
福島ロボットテストフィールドを一つの拠点とする福島イノベーションコースト構想を基軸とし、進出企業と地元企業が連携して産業集積を図り、自立的・持続的な産業発展を実現するための環境整備を推進				【経済産業大臣、復興大臣】	
・「スマートものづくり応援隊」に加え、自動運転技術や電動化等新技術への対応等を支援する「サプライヤー応援隊」を整備 ・これらを合わせた中小製造業の支援拠点を全国40か所程度に拡大	支援体制の在り方を検討			【経済産業大臣】	

ii）次世代産業システム

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
宇宙ビジネスの拡大に向けた施策の展開					
2023年度目途の準天頂衛星7機体制の確立及び機能・性能の向上と地上設備の開発・整備等 実証事業や対応受信機の普及に向け支援やG空間情報センターを中核としたG空間プロジェクトの推進				【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	•製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上 •2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする •2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円
準天頂衛星システム「みちびき」を活用した高精度測位サービス、防災・減災用メッセージ機能の提供					
我が国宇宙産業の国際競争力を強化するためH3ロケットや次世代衛星等の開発推進					
高精度に位置特定できる共通基盤を構築				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、国土交通大臣】	
民間等の観測点を活用した電子基準点網の拡充					
継続する地殻変動の影響を常時補正するシステム構築					
3次元地図仕様の明確化					
共通基盤を順次社会実装					
政府衛星データのオープン&フリー化に向けたプラットフォーム（Tellus）の本格的開発・改良				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、経済産業大臣】	
小型衛星・小型ロケットの競争力強化に向けた自律飛行安全技術のシステム開発及び民生品・技術の活用拡充				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
国内民間ロケットの活用等による軌道上実証支援					
ベンチャー企業等の人材ニーズとJAXAや大企業等の専門人材のマッチングのためのプラットフォームの創設	専門人材プラットフォームの本格運用			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
政府系金融機関等も活用したリスクマネーの供給拡大				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））財務大臣、経済産業大臣】	
スペースデブリ低減に関する政府の基本的な取組方針：時間軸を含めた具体的取組を検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
スペースデブリ低減に関する政府の基本的な取組方針：民間活力も活用したスペースデブリ低減に関する研究開発、国際的枠組みに関する議論に参加					
Gateway参画に関する方針の決定	国際宇宙探査の推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（宇宙政策））、文部科学大臣】	

ii）次世代産業システム

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
航空機産業の拡大					
DBJ等を通じたリスクマネー供給、次世代機の開発を促すための研究開発支援				【経済産業大臣】	• 製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上 • 2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする • 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円
スペースジェットに対する安全性審査を適確に実施	スペースジェット初号機納入（予定）			【経済産業大臣、国土交通大臣】	
スペースジェットの開発完了後の販売支援体制、量産機の安全運航の維持の体制の整備					
「全国航空機クラスター・ネットワーク」を通じた「松阪クラスター」モデル等の横展開				【経済産業大臣】	
国内外の展示会や商談会などの機会を活用した日本とアジアの関係者の官民双方での協業の促進					

９．Society 5.0時代に向けた人材育成
ｉ）大学等における人材育成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
大学等におけるAI・データサイエンス人材育成					
大学において、数理・データサイエンスの初級レベルの標準カリキュラムと教材を開発 拠点校、協力校を中心とした全国への展開			カリキュラムに数理・データサイエンス・AI教育を導入する大学を支援	【文部科学大臣】	・「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする（2019年度より実施）
大学において、数理・データサイエンスの応用基礎レベルの標準カリキュラムと教材を開発 拠点校、協力校を中心とした全国への展開			カリキュラムに数理・データサイエンス・AI教育を導入する大学を支援	【文部科学大臣】	
博士人材等に対する産業界や海外の大学等と連携した高度なデータサイエンス等のスキルを習得させる研修プログラムの開発、全国ネットワークの構築	全国の大学等に展開			【文部科学大臣】	
大学及び高等専門学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエンス・AIの優れた教育プログラムを認定する制度の構築に向けた検討	認定制度の実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、経済産業大臣】	
専門職大学等におけるAI・IT専門人材の育成を行う学部・学科等について、教育課程連携協議会の構成員や実務家教員の確保等に際して、AI・ITの専門性の高い人材を確保し、実践的な教育が実施できる教育課程等が構築されるよう、産業界の協力を得た取組を実施				【文部科学大臣】	
知識集約型経済を支える人材を育成する大学教育改革					
学位プログラムに関する大学設置基準等の改正	設置認可申請等 各大学において学位プログラムによる教育の実施			【文部科学大臣】	
全学的な共通教育から大学院教育までを通じて広さと深さを両立する新しいタイプの教育プログラム（「レイトスペシャライゼーションプログラム」等）の構築に向けた検討		全国の大学等に展開		【文部科学大臣】	
飛び入学等を通じて早い段階から集中的に育成する「出る杭」を引き出すプログラムの構築に向けた検討		全国の大学等に展開		【文部科学大臣】	

ｉ）大学等における人材育成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
大学等の学習履歴等の見える化・活用の促進					
教学マネジメントに係る指針の作成	指針等を通じて大学等の学修成果の見える化を進めるとともに、事例を全国の大学へ展開			【文部科学大臣、経済産業大臣】	• 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2020年度までに100講座とする（2019年4月：54講座）
学修成果や履歴等を企業等の採用活動や更なる学びに活用する方策について事例を創出					
大学入試改革				【文部科学大臣】	• 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする（2019年度より実施）
大学入学共通テストの実施に向けた準備		大学入学共通テストの実施			
大学入学共通テストにおいて「情報Ｉ」を出題することについて、CBT活用を含めた検討			入試で採用する大学への支援も含め、検討の内容を踏まえた準備		• 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする（2016年度：約50万人）
大学等におけるリカレント教育の促進					
大学・専修学校等における数理・データサイエンス分野等を中心とした産学連携プログラムの開発		全国の大学・専修学校等への展開			
大学における実務家教員の育成プログラムの開発、マッチングを行う人材紹介の仕組みの構築		全国の大学への展開			
リカレント教育の講座情報等を提供するための総合的なポータルサイトの構築	ポータルサイトの運用、サイトの内容・機能を随時充実				

ｉ）大学等における人材育成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
人材育成に関する産官学コンソーシアム等による産学連携教育の具体化					
人材育成に関する産官学コンソーシアムの活動を通じ、課題解決型学習やインターンシップなどの実践的な産学連携教育のノウハウの共有等を推進				【文部科学大臣、経済産業大臣】	・「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする（2019年度より実施）
人材育成に関する産官学コンソーシアム等で、産業界におけるAI・IT分野の人材ニーズを共有し、大学等におけるAI人材の育成に係る取組の充実を図る 企業等における処遇等につながるポイントや事例等についても共有し、AI・IT分野についての学生や従業員の学びを促進					
産学連携教育に対する企業の協力を引き出し、大学と企業とのマッチングを行うシステムの構築など、産学連携した教育の仕組み等について、人材育成に関する産官学コンソーシアムの議論を踏まえて、大学協議体や専修学校の人材育成協議会において検討し、具体化					
インターンシップの推進					
中長期の実践的なインターンシップを質・量ともに充実させていくため、官民コンソーシアム等における検討を踏まえつつ、優れた取組を広く全国に普及させるための届出・表彰制度や教育的効果の高いプログラムを構築・運営する専門人材の育成・配置など各大学等や地域における取組を支援				【文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
特に、AI分野等において国際的な人材争奪戦が生じている現状やインターンシップの国際的な動向を踏まえ、長期の実践的なインターンシップを通じて、企業から学生に職業や職場に関する情報が適確に提供され、学生が専門性等に相応した適職を選択することに資するという効果が一層引き出されるよう、適切な環境整備を推進					

ｉ）大学等における人材育成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
AI分野等の留学促進 「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の未来テクノロジー人材枠により日本の大学生等が海外のトップクラスのAI研究・教育を経験する機会を確保するとともに、派遣者ネットワークを構築し、課題解決型の人的交流や海外留学への意欲・関心を高める取組を促進				【文部科学大臣】	• 海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増（2016年：55,969人）
若手研究者への支援等 数学、物理学、情報学等の若手研究者が産業界等におけるAIトップ人材として活躍するため、ポスドクなどの若手研究者に対する主にIT・データ分野での複数年の研究支援制度の実施や、インターンシップや研究資金等の重点配分などによる支援等を実施				【文部科学大臣、経済産業大臣】	

ii）初等中等教育段階における人材育成

2019年度		2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
初等中等教育段階におけるICT環境整備						
全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、全ての小学校・中学校・高等学校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講ずる					【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%とする（2017年度：38.3%） • 学習者用コンピュータを2020年度までに3クラスに1クラス分程度整備する（2017年度：児童生徒5.6人に1台） • 都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率について、2020年度までに100%を目指す（2017年度：73.9%）
小学校、中学校、高等学校等における必要なICT環境について、児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境を実現するための目標の設定とロードマップ策定		ロードマップに基づくICT環境の実現				
BYOD（Bring Your Own Device）等の活用方法等を検討し、提示	全国の教育委員会、学校等へ周知					
ICT機器等の標準仕様書例を策定						
教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの見直し						
学校のICT環境のクラウド化を推進し、授業・学習系システムと校務系システムの安全な連携手法を確立		クラウド導入の方策について周知				
SINETの活用モデルの提示など導入に向けた準備		トライアル・先行実施		本格運用	【文部科学大臣】	
デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進 また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討				結論を得次第、必要な措置を実施		

ii）初等中等教育段階における人材育成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
初等中等教育段階における教育内容の改善					
小学校のプログラミング教育の導入に向けて、全ての教師がプログラミング教育を実施できるよう、体験や研修等の機会を設ける	小学校におけるプログラミング教育の実施			【文部科学大臣】	• 授業中にITを活用して指導することができる教員の割合について、2020年までに100%を目指す（2017年度：76.6%）
小学校のプログラミング教育のポータルサイトによる指導事例等の情報提供				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
中学校及び高等学校の教員研修に資する教材等の開発	教員研修等における教材等の活用			【文部科学大臣】	
高等学校における社会の多様な人材も含めICTに精通した人材の登用					
高等学校段階で確率・統計・線形代数等の基盤となる知識を得るための教材作成	大学進学希望者等を中心に教材を用いた指導を実施				
AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発や学習ログ等を蓄積した学びのポートフォリオが児童生徒の学びや教師の指導に活用されるよう収集するデータの標準化や利活用に関する実践を進め、好事例を創出・収集		全国の教育委員会、学校等へ展開		【文部科学大臣、経済産業大臣】	
学校における先端技術の活用に関する基本的な考え方を整理するとともに、「教育の情報化に関する手引」（仮称）を作成	全国の教育委員会、学校等における教員研修で活用			【文部科学大臣、経済産業大臣】	
遠隔教育についての関係団体を取りまとめ、提示を開始	事例の創出・展開、希望する全ての学校で遠隔を教育を実施できる環境の実現			【文部科学大臣】	
STEAM教育について産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランを提示、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーの構築		内容を随時充実するとともに、全国の教育委員会、学校等へ展開		【文部科学大臣、経済産業大臣】	

ii）初等中等教育段階における人材育成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
女子生徒の理系進路選択の促進 女子生徒等の理系分野への進路選択を促進し、AIを含む先端的な分野等における女性の活躍を推進するため、全国の地方公共団体・学校等における多様なロールモデルの提示、女子生徒を対象とした出前授業などの取組を実施				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、文部科学大臣】	• 2020年までに英語教員の英語力強化（CEFRのB2レベル以上　中学校：28%から50%、高校52%から75%）（2018年度：中学校36.2%、高等学校68.2%） • 生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を2022年度までに5割以上にする（2018年度：中学校42.6%、高等学校40.2%） • 国際バカロレア認定校等を2020年度までに200校以上（2019年3月：138校（候補校含む）
理数系に優れた素質を持つ子供への支援 グローバルサイエンスキャンパスなどの理数系に優れた素質を持つ子供たちの才能の更なる伸長を図る取組を充実するとともに、情報オリンピックなどの科学オリンピックで優秀な成績を収めた高校生などの特に卓越した資質能力を有する者に対し、AIなどの先端分野について学びを進め、更に資質能力を高める機会の提供などの取組を実施				【文部科学大臣】	
グローバルに活躍できる人材の育成 現職教員の英語指導力向上、生徒の英語力の向上状況の把握・検証を通じたPDCAサイクルの構築 国際バカロレアに関し、日本語DPの導入促進、国内の普及体制（コンソーシアム）の構築による国内大学入試における国際バカロレアの活用促進、導入に向けた環境整備（教育課程の特例措置、教員の養成・確保等）等を推進				【文部科学大臣】	

iii）産業界における人材育成・活用

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
高度AI人材の発掘・育成 データサイエンス・AIを応用して中小企業の経営課題等を発見し解決するために、企業等が行う課題解決型学習を中心とした実践的な学びの場を提供するAI Quest（課題解決型AI人材育成）について、本年度より実証を行い、AI Questを行う企業等に対する認定制度について検討	実証の結果等を踏まえた上で、AI Questの国内外への更なる展開等やAI Questを行う企業等に対する認定制度を実施			【経済産業大臣】	• 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2020年度までに100講座とする（2019年4月：54講座） • 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする（2019年度より実施） • 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする（2016年度：約50万人）
「未踏IT人材発掘・育成事業」において、高度な数学的才能を有する人材を発掘し、AI技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する新たな仕組みについて検討	高度な数学的才能を有する人材を発掘し、AI技術をはじめとする情報処理技術を革新する人材へと育成する取組を実施				
「異能vation」プログラムにおいて、破壊的イノベーションを創出するための課題を発掘し、挑戦を支援するとともに、これまでの取組の成果も含めての国際的な発信や展開の支援及び企業とのマッチング等のビジネス化に向けた支援を実施				【総務大臣】	
企業におけるAI人材の最適活用・組織改革 企業の老朽化したITシステムの刷新を推進し、その保守運用等に携わっていた人材に対するリカレント教育及びAI・データ分野等での最適な活用を促進するとともに、企業においてAIをビジネスのイノベーションに活用するための組織づくりの実現を促す				【経済産業大臣】	

iii）産業界における人材育成・活用

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
企業、大学等における高度AI人材の確保					
・国内外の高度AI人材を積極的に確保するため、クロスアポイントメント制度の普及や大学等における適切な業績評価に基づく年俸制の導入など、幅広い企業や大学・研究機関等において海外と同程度の待遇（報酬）を実現するよう、人事・給与制度の効果的な見直しを促す ・特に、特定国立研究開発法人及び指定国立大学においては、世界最高水準の高度の専門的な知識等を活用する業務に従事し、国際的に卓越した能力を有する役職員の報酬・給与等の特例について積極的な活用を促すなどにより、世界最先端の人材の確保・活用を実現				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする（2019年度より実施） • 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする（2016年度：約50万人）
海外から優秀なAI人材を呼び込むため、アジアのジョブフェアへの出展や海外大学への寄附講座開設など日本企業の取組を支援				【経済産業大臣】	
アジアなどの海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方を具体的に検討	検討成果を踏まえて周知等を実施			【厚生労働大臣】	
社会人のAI・ITリテラシーの向上					
新たな試験の普及拡大等による「ITリテラシー」の標準装備の促進				【経済産業大臣】	
キャリアアップ効果の高い講座を対象に、一般教育訓練給付の給付率を2割から4割へ引き上げ	給付率引上げの周知等			【厚生労働大臣】	

iii）産業界における人材育成・活用

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地域におけるプログラミング教育等の推進					• 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2020年度までに100講座とする（2019年4月：54講座） • 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする（2019年度より実施）
「地域ICTクラブ」について、運営等に関するガイドラインを策定	全国へ展開（随時更新）			【総務大臣】	
サイバーセキュリティ人材等の育成					
サイバーセキュリティ人材について、企業と人材のマッチング促進のため職務・役割と技能・資格等のひも付け、共通言語化等	共通言語化された職務・役割ごとに技能の高度化に資する研修等の整理やキャリアパスの見える化等を実施			【経済産業大臣】	
情報系・制御系に精通した重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成の地方展開				【経済産業大臣】	
地域において自律的にセキュリティ人材を育成する拠点の構築、行政機関等の情報システム担当者を対象とする「実践的サイバー防御演習」の実施				【総務大臣】	

10. 海外の成長市場の取り込み

ｉ）Society 5.0の国際展開とSDGs達成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
民間企業による取組の支援					
Society 5.0を海外においても実現するため、世界経済フォーラム第4次産業革命日本センターのネットワーク活用によりヘルスケア・スマートシティ・モビリティのプログラムを強力に推進、各省庁の施策による支援		更なる取組を推進		【経済産業大臣】	• 我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円） • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上
新興国及び開発途上国の社会課題の解決に向け、技術協力プロジェクトなどのODA事業、国際協力機構（JICA）の民間連携事業や海外投融資などの枠組みを通じた我が国民間企業等が有する革新的な技術の社会実装の推進		更なる取組を推進		【外務大臣、財務大臣、経済産業大臣】	
「質の高いインフラ投資」を通じてSDGsの達成に貢献。とりわけ、IoT、AIといった高度ICTの展開など、先進技術の実証や研究開発の促進により、我が国企業による海外インフラ投資を拡大		更なる取組を推進		【総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
企業行動の原則としての人権の尊重に係る国別行動計画の策定		計画を踏まえた施策を着実に実施		【外務大臣】	
STI for SDGsの取組加速化					
「SDGsのための科学技術イノベーション（STI for SDGs）」を推進するため、我が国が提案した「STI for SDGsロードマップ策定の基本的考え方」をG20で策定し、各国のロードマップの策定を支援	更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
課題解決に資するシーズとニーズのマッチング・事業創造を図るためのプラットフォームの在り方の調査等及びプロトタイプの試行運用等	プラットフォーム構築	更なる取組を推進			
G20やTICADなどの国際会議を契機に世界へ発信、気候変動や海洋プラスチックごみ対策を含めSDGs達成に向けたイノベーションの創出を促進					

ｉ）Society 5.0の国際展開とSDGs達成

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
Society 5.0の国際標準化 • 最新の動向を踏まえた戦略的な国際標準化を行うための取組の推進 • 国立研究開発法人等と連携し、先端技術などの研究開発と国際標準化の一体的な推進 •「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」等に基づく人材育成の取組の推進 • アジア諸国との連携強化など、国際展開を念頭に置いた標準・認証施策の推進 • 認証基盤を引き続き運用するとともに、得られた試験データを国際標準の新規提案に活用				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策））、総務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣】	• 国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす

ⅱ）日本企業の国際展開支援

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
地域別戦略					
中国・ASEAN **○制度整備への協力** • 中国では、日中の民間企業間の交流を促進する日中省エネルギー・環境総合フォーラムの開催等を通じ、日本の強みを活かせる分野での市場創造・獲得を支援 • ASEANでは、ビジネス環境整備に向けた二国間連携協定及び法制度整備支援を推進		更なる取組を推進		【外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比： • 「中国、ASEAN等」：２倍 • 「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：２倍 • 「アフリカ地域」：３倍
南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米 **○進出企業の課題解決のため、在外公館による現地政府への働きかけ及び民間等によるビジネス環境整備強化** • 在外公館を中心とした現地政府への働きかけ • ビジネス環境整備の推進 • ミッション派遣、専門家招へいの実施		更なる取組を推進			
アフリカ ※投資協定など環境整備は進んでいるものの進出企業数がまだ少ないため、下記の従来の取組を強化 **○商機の拡大** • 二国間及びマルチでの対話の機会等(TICAD7、アフリカビジネス協議会、日アフリカ官民経済フォーラム等)を通じた日本企業の活動支援 • 投資環境整備のためアフリカ各国との投資協定締結		更なる取組を推進			

ii）日本企業の国際展開支援

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
インフラシステム輸出の拡大					
施策の着実かつ効果的な実施・活用				【総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円） • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上
「インフラシステム輸出戦略」の着実な実施。重要プロジェクトについては経協インフラ戦略会議等を活用して、工程管理を実施		更なる取組を推進			
首脳・閣僚レベルによるトップセールスを毎年10件以上実施		更なる取組を推進			
戦略的対外広報、在外公館等を活用した情報収集・発信・共有		更なる取組を推進			
海外インフラ展開法に基づき、インフラシステム輸出をオールジャパン体制で総合的に支援・具体的案件の成果		更なる取組を推進			
海外展開戦略を踏まえた各分野におけるインフラシステム輸出展開		更なる取組を推進			
質の高いインフラの推進					
G20やAPECなどのあらゆる外交的機会を積極的に活用し、質の高いインフラ投資に関する原則等が確保されるように、インフラ整備を国際的に主導、更なる取組を推進		更なる取組を推進			
IoT・AI等による課題解決力や、食品の安全を確保し、廃棄を減らす高品質なコールドチェーンなどの物流サービス構築等によるSDGs貢献		更なる取組を推進			
相手国における規制の整備、我が国発の国際標準の普及、分野別タスクフォース等を通じた省庁・機関間の連携強化による横断的パッケージ案件等の形成推進		更なる取組を推進			
再生可能エネルギーや水素など日本企業の優れた技術の活用等を通じた、脱炭素社会構築		更なる取組を推進			
官民一体の競争力強化・受注獲得に向けた戦略的取組①					
「自由で開かれたインド太平洋」等と整合的な形で関係国と連携 リスク低減、市場アクセス強化。ビジネス機会を拡大		更なる取組を推進			
現地・第三国を含めた部材・人材等の活用による価格競争力強化		更なる取組を推進			
輸出基盤強化のための国内関連産業の構造改革に向けた検討					

ⅱ）日本企業の国際展開支援

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
インフラシステム輸出の拡大					
官民一体の競争力強化・受注獲得に向けた戦略的取組②				【総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円） • 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上
案件受注後の継続的支援、危機管理・安全対策		更なる取組を推進			
ソフトインフラ支援充実、相手国における法制度・投資環境整備		更なる取組を推進			
公的ファイナンススキームの充実					
2017年から5年の間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大、関係機関の体制強化等					
質高インフラ環境成長ファシリティに基づく取組を推進					
我が国事業者の海外インフラ市場への参入をより促進できるよう、案件形成の「川上」から「川下」までの政府の関与、パッケージ案件等への公的金融、官民ファンド、独立行政法人等の海外業務の取組の充実					
電気・ガス事業者などユーティリティ企業を含む多様な主体による経営・O&M参画など、案件への継続的関与促進のための公的金融による支援		更なる取組を推進			
技術優位性等を持つ本邦企業のイノベーションと新規事業投資を促進するため、先進技術を用いた事業や新規取組の事業化を公的金融で支援		更なる取組を推進			
機関投資家の資金の一層の活用やアフリカ市場の開拓といった課題に対応すべく、関係機関と連携した新たな貿易保険スキームを構築		更なる取組を推進			

ⅱ）日本企業の国際展開支援

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築（経済連携交渉）					
• 我が国は、自由貿易の旗手として、質の高いEPAの締結、拡大を通じて、包括的で、バランスの取れた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す • 現在交渉中のRCEPの早期署名・発効を目指すとともに、日トルコEPA、日中韓FTAを含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、昨年発効したTPP11協定の参加国・地域の拡大や新たな国や地域とのEPAの締結を含めた経済連携の強化について議論を進めていく • これまでに締結したEPAについて、今日の経済情勢に即した、一層質の高いものとするべく、見直し協議に取り組んでいく • 中小企業も含めより多くの事業者にEPAを有効に活用してもらうべく、情報提供を含む支援を強化し、その利用の一層の促進にも取り組んでいく				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 速やかにRCEP交渉妥結を目指し、これを通じてFTA比率が70%を超える
ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築（投資協定・租税条約）					
交渉中の投資関連協定については早期妥結を目指す。産業界の要望などを踏まえながら新規交渉国を選定し、早期交渉開始を目指す		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効
我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める		更なる取組を推進			
ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築（政府間・民間対話）					
• 公平な競争条件の確保に向けた、各国との連携及び二国間や地域レベルでの政府間・民間の対話を通じた経済関係の深化 • 日本企業が果たす現地社会への貢献の発信を通じた自由貿易の互恵性の確認		更なる取組を推進		【外務大臣、経済産業大臣】	

ⅱ）日本企業の国際展開支援

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
中堅・中小企業の海外展開支援					
• 「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、EU等の海外市場等に詳しい専門家を国内外に配置し、計画策定から商談成立までの伴走型支援等を強化。その際、地域未来牽引企業をはじめとした波及効果が高く意欲のある企業を重点的に支援 • ECの活用推進のため、プラットフォーマーとのマッチングを進め、JETROが海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置。これらの取組を、これまでのアジアに加えて米国や欧州、中東等にも拡大して実施 • 現地のニーズ情報を収集し、これに合致し得る国内企業とマッチングする仕組みを構築し、現地目線での商品・サービス開発や販路開拓支援を国内外で強化 • 日本食と食文化・関連製品を一体とした海外への販路開拓の取組を推進 • 国内外で企業の即戦力となるグローバル人材の育成・確保を強化		更なる取組を推進		【外務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣】	• 2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比２倍
中堅・中小企業が自律的に輸出できるような販路・物流・ブランディング・手続等へのサポートをワンストップで提供する取組を推進すべく、その方策を検討	更なる取組を推進			【外務大臣、経済産業大臣】	
• 関係省庁、JICA、JETRO等の連携の下、我が国中小企業等が有する製品・技術等を活用したODA等を通じたビジネス機会の形成を支援 • 「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の実施（中堅・中小企業等の採択、事業実施、報告書作成）		更なる取組を推進		【外務大臣、経済産業大臣】	
JETRO海外事務所について、現地での相談対応や日本企業による現地社会への貢献の発信、現地ビジネス情報の収集・提供のための強化		更なる取組を推進		【経済産業大臣】	

ⅱ）日本企業の国際展開支援

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）・2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
中堅・中小企業の海外展開支援				
在外公館、JETRO、法曹専門家等が連携し、法務・労務・税務相談等コンサルテーションによる現地トラブルへの対応	更なる取組を推進		【法務大臣、外務大臣、経済産業大臣】	• 2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比２倍
安全対策マニュアル及び動画等を通じた安全対策啓蒙活動やODA等によるテロ対策支援強化、在外教育施設における教育体制の充実、帰国時の学校での受入れの円滑化など教育機能の強化	更なる取組を推進		【外務大臣、文部科学大臣】	
• 現地法人設立や現地規格・規制対応、現地代理店・販売先確保など、海外進出及び進出後の事業拡大における課題を重点的に支援 • TICAD7も踏まえ、JICAとJETROが密接に連携し、ODAも活用しつつ、アフリカをはじめとする海外への展開を強化 • 貿易保険法施行令を改正してNEXIによる民間投資保険の再保険引受けを可能とすることで中堅・中小企業の海外展開を促進	更なる取組を推進		【経済産業大臣、外務大臣】	
国際仲裁の活性化に向けた紛争解決基盤の整備を行い，日本企業の海外展開を後押し	更なる取組を推進		【法務大臣、経済産業大臣】	
国際仲裁の活性化に向けた，速やかな外弁法（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）の改正			【法務大臣】	

iii）日本の魅力を活かす施策

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
対内直接投資の促進					
「地域への対日直接投資 集中強化・促進プログラム」に基づき、外国企業誘致戦略が明確化した地方公共団体が行う誘致活動に対する支援の充実、JETROによる支援体制の強化及びインバウンド観光需要の取り込みや農林水産品の輸出促進との連携強化。また、地域への誘致成功事例の発信による外国企業との協業・連携機運の醸成や我が国のビジネス環境の更なる改善に向け取り組む		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（経済再生担当大臣）、経済産業大臣】	• 2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点19.2兆円）
海外のイノベーションエコシステム等とのネットワーク形成等を通じ、イノベーション創出に資する外国企業を積極的に誘致		更なる取組を推進		【経済産業大臣】	
対内直接投資の促進（Japan Business Conference、Regional Business Conference、グローバルベンチャーサミット）					
地方公共団体（地方版総合戦略などとの連携）					
Regional Business Conferenceの開催					
Japan Business Conferenceの開催に向けた実施体制構築	Japan Business Conferenceの開催				
• 複数の国際ビジネスマッチング企画との提携関係を構築 • 国際イベントの規模拡大、更なる国際化の推進	グローバルベンチャーサミットの開催				

iii）日本の魅力を活かす施策

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
クールジャパン（発信・連携の強化） ・「知的財産推進計画2019」に基づき、これまでの取組の効果検証等も踏まえ、進化したクールジャパン戦略を本年夏ごろまでに策定。新戦略に基づき、在外公館、ジャパン・ハウス、国際交流基金・JETROの活用、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による発信、クールジャパン機構の資金供給等をはじめとする関係施策を実施 ・様々な関係者の連携促進のため、クールジャパン官民連携プラットフォーム等を活用した基盤強化 ・デジタル技術の活用による日本好きの外国人への継続的な働きかけ、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会や「日本博」を契機とした日本ファンの拡大・長期滞在の促進		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣官房長官、内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略））、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	・2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点19.2兆円）
クールジャパン（人材育成） 専門人材・高度デザイン人材・高度経営人材の育成や外国人材の受入れに向けた制度整備・地方文化発信も含めた相互交流事業、海外における日本語の普及、地域プロデュース人材が活躍できる基盤作り等を推進		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	・2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる
クールジャパン（放送コンテンツ・映画等） ・映像コンテンツの制作現場の生産性向上を通じた競争力強化、国際見本市の開催 ・放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）と密接に連携した放送コンテンツの海外展開支援		更なる取組を推進		【総務大臣、外務大臣、経済産業大臣】	
新たな成長領域として注目されるeスポーツについて、健全な発展に必要な適切な環境整備として、社会における認知度向上のための取組や競技大会のガバナンスなど、関連する実態調査を実施	更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、消費者および食品安全））、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	・日本産酒類については、2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す
全国ロケーションデータベースの更新やエリアマネージャーの試験的設置を通じて関係者間の許認可情報の共有、外国映像作品の誘致に関する実証調査等を実施	更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略））、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
・若手映画作家等の育成、映画製作支援、国際交流等を通じた世界に評価される新たな日本映画の創出への寄与、国際共同製作の促進 ・映画祭における海外への発信・人材交流による日本映画等への関心の掘り起こし		更なる取組を推進			

iii）日本の魅力を活かす施策

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末）	2020年度（通常国会）	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
クールジャパン（日本産酒類の輸出促進） 国・地域の特性や嗜好を踏まえた効果的な普及促進、ブランド力の向上、輸出環境の整備、酒類以外の分野との連携等を通じた日本産酒類の一層の輸出拡大やインバウンドの促進		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、沖縄及び北方対策））、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末時点19.2兆円）
2025年日本国際博覧会の開催へ向けた準備 • 万博特措法に基づき、2025年日本国際博覧会の準備及び運営を担う博覧会協会を指定するとともに、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置を講ずる • 博覧会国際事務局（BIE）による我が国の開催計画（登録申請書）承認後、できるだけ多くの国の参加を得るべく、2020年ドバイ万博の機会等を活用して、参加招請活動を行う。また、本万博のテーマに関連する国際会議等において、本万博の魅力・情報を世界に発信			2025年日本国際博覧会の会場にてSociety 5.0の社会実装を世界に発信	【経済産業大臣】	・2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる
海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み • 2019年に開始された日系四世の受入制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育等を通じた受入環境整備 • 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進		更なる取組を推進		【総務大臣、法務大臣、外務大臣、農林水産大臣】	• 日本産酒類については、2020 年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す
ODAも活用し、日本国内外でのビジネスマッチング・ネットワーク形成支援など、日系人との連携を通じた日本企業の海外展開の推進		更なる取組を推進		【外務大臣、経済産業大臣】	

11. 外国人材の活躍推進
ｉ）高度外国人材の受入促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組					
• 「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」をJETROに設置したことを受け、関係省庁が保有する出入国管理制度などの関連施策情報、関係省庁等が実施する高度外国人材に関するセミナーなどの各種就職促進施策等とともに、我が国での就労を希望する留学生の在籍大学情報、留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある企業情報を常時アップデートされた最新の形で提供 • 留学生を含む高度外国人材の採用に関心がある中堅・中小企業に対し、専門家による採用から定着までのきめ細かな伴走型支援を提供		左記施策の着実な推進		【経済産業大臣】	• 2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増 • 2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す
留学生の採用時に高い日本語能力（例えば、日本語能力試験N1相当以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性があること等を踏まえ、その多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進。そのため、関係省庁、産業界、就職支援事業者、大学等が連携し、採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスを構築し横展開。また、先進的な留学生向けの取組を行っている企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁からの周知を徹底		左記施策の着実な推進		【経済産業大臣】	

ｉ）高度外国人材の受入促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
ビジネス日本語など教育プログラムの充実・日本語教育の質の向上					
• 留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、文部科学省が認定した上で留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みの全国展開 • 優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチングなど、総合的な受入モデルを構築する専修学校における取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有		左記施策の着実な推進		【文部科学大臣】	• 2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増
• 外国人の子供の就学促進、日本語指導の充実、高校生等へのキャリア教育などの包括的な支援 • 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの普及及び日本語教師の能力等を証明する新たな資格等に関する検討を踏まえた取組 • 外国人の日本語教育環境を整備するため、地方公共団体等の体制づくり、日本語を自習できるICT教材の利用推進		左記施策の着実な推進		【文部科学大臣】	• 2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す

ｉ）高度外国人材の受入促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
高度外国人材の受入円滑化に向けた入国・在留管理制度等の改善					
外国人起業家の管理・支援等を含む「外国人起業活動促進事業」の利用普及に向け、ベストプラクティスの共有等を通じて地方公共団体向けの広報を強化		左記施策の着実な推進		【法務大臣、経済産業大臣】	• 2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増
留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、「外国人起業活動促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進める	左記検討を踏まえた着実な実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、法務大臣、経済産業大臣】	• 2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す
AI、IoT、クラウド技術など第4次産業革命を進める上で必要となる革新技術分野における優秀な人材の円滑な受入れに向けた現行制度・運用の見直し等を含む検討	左記検討を踏まえた着実な実施			【法務大臣、経済産業大臣】	

ⅱ）在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
在留資格手続の円滑化・迅速化					
外国人を適正に雇用し、かつ外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を開始 → 左記施策の着実な推進				【法務大臣】	• 2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増
更なる利便性向上のため、オンラインで申請可能な手続の対象を拡大 → 左記施策の着実な推進				【法務大臣】	• 2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す
在留管理基盤の強化					
外国人の受入状況に係る情報を継続的に把握し、外国人受入機関単位で情報を管理・把握することを可能とするための情報基盤の整備、在留管理の電子化の推進		→ 左記施策の着実な推進		【法務大臣】	
在留カード番号の活用を通じ、申請手続上の更なる負担軽減を図るための制度の在り方を検討		→ 左記施策の着実な推進		【法務大臣、厚生労働大臣】	
外国人の就労状況の更なる把握の徹底など在留管理基盤の強化を図るべく、在留カード番号の活用を検討し、その結論に応じた必要な措置を実施		→ 左記施策の着実な推進		【法務大臣、厚生労働大臣】	

ⅲ）外国人の受入環境の整備

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
生活環境の改善 外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療機関における外国人患者の受入体制の裾野拡大、外国語対応が可能な医療機関等に関する情報発信		左記施策の着実な推進		【厚生労働大臣】	• 2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増
就労環境の改善 高度外国人材の専門性の発揮や公正な評価・処遇につながる雇用管理改善の取組の指標となる好事例集の普及啓発を図り、魅力ある就労環境整備を促進 外国人雇用管理アドバイザーや「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の専門家による人事・労務管理等に関する相談対応を通じ、高度外国人材の雇用の改善を促進		左記施策の着実な推進		【厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2020年末までに10,000人の高度外国人材の認定を目指す。さらに2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指す

Ⅱ．全世代型社会保障への改革

1．70歳までの就業機会確保

ⅰ）70歳までの就業機会確保、ⅱ）働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
70歳までの就業機会確保					
70歳までの就業機会確保のための仕組みの実現に向け、労働政策審議会において審議を行う 多様な選択肢を明示した上で、70歳までの就業機会の確保の努力規定とする法案の提出を図る	円滑な施行を図るとともに、施行後における就業機会確保の実態の進捗を踏まえて、70歳までの就業機会確保について義務化のための法改正を検討する			【厚生労働大臣】	• 2025年：65歳～69歳の就業率：51.6%（2018年：46.6%） • 2020年：60歳～64歳の就業率：69%（2018年：68.8%）
地方公共団体を中心とした就労促進の取組と地域の企業との連携の推進、シルバー人材センターの機能強化、企業のニーズと高齢者の経験・就業意欲を踏まえたマッチング機能の強化を検討		検討を踏まえた取組の実施			
高齢期を見据えたキャリア形成支援、リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備。また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める					
継続雇用延長・定年引上げ促進の集中支援期間					
働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大に伴う年金制度の見直し					
2020年の通常国会への法案提出を念頭に、公的年金・私的年金両面にわたる制度改革を進める 繰下げの柔軟化や在職老齢年金制度、被用者保険の短時間労働者等に対する適用拡大、私的年金の加入可能年齢等の引上げや、中小企業への企業年金の普及・拡大等について、社会保障審議会で議論					

2. 中途採用・経験者採用の促進
ｉ）中途採用・経験者採用の促進等

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
中途採用・経験者採用の拡大等					
個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるものとする法制上の措置について、労働政策審議会において審議を行う → 法案の提出を図る	円滑な施行を図る			【厚生労働大臣】	
中途採用・経験者採用協議会で提起された好事例の横展開等により、雇用慣行の変革に向けた運動を展開				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2020年：転職入職率 9.0%（2017年：8.6%）
各企業に対して、採用制度及び評価・報酬制度の見直しを促す					
中途採用等支援助成金等を活用した支援				【厚生労働大臣】	
産業雇用安定センターによる、「雇用調整」目的以外（キャリアチェンジ、人材育成・人事交流等）の出向支援を促進					• 2020年：20歳～64歳の就業率：82%（2018年：81.8%）
仲介支援機関等による中小企業の中核人材確保に向けた支援を実施				【経済産業大臣】	
多様な選考・採用機会の拡大					• 2020年：20歳～34歳の就業率：80%（2018年：80.5%）
学生の学修環境の確保を前提に、就職・採用活動の実態等も踏まえ、例えば長期インターンシップの方向性などを中心に今後の時代にふさわしい学生と企業の就職・採用の在り方について、本年度中に検討を開始				【内閣総理大臣（一億総活躍担当大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
経済界への要請等により「年齢にかかわりない転職・再就職者受入れ促進のための指針」を踏まえた取組を促進	中途採用の拡大等の状況に応じて見直し			【厚生労働大臣】	
経済界への要請等により、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、通年採用や秋季採用の導入などの取組を促進					
経済界への要請等により、若者雇用促進法に基づく指針を踏まえた、地域を限定して働ける勤務制度など新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みの導入を促進	地域を限定して働ける勤務制度の導入等の状況に応じて見直しを検討				

ⅱ）主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
日本版O-NET（仮称）の創設等による労働市場の「見える化」					
日本版O-NET（仮称）の設計・開発	労働市場の変化に応じて情報の収集・分析・更新や、関連システムとの連携等を行うとともに、更なるコンテンツの充実			【厚生労働大臣】	
ホワイトカラー職種に求められる能力を明確化し、効果的なマッチング等につなげるための職業能力診断ツール開発に必要なデータの収集・分析、ツール開発			ツールの活用を通じた、効果的なマッチング等の実施		• 2020年：転職入職率9.0%（2017年：8.6%）
主体的なキャリア形成の支援					
労働者がキャリアコンサルティングを受けやすい環境の更なる整備					
2018年度に様式改正したジョブ・カードの普及のための周知・広報					
IT・医療介護分野等の業界・企業内で通用する実践的能力証明シート（仮称）の開発	開発した実践的能力証明シート（仮称）の普及のための取組				• 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする（2016年度：約50万人）
「ジョブ・カード制度総合サイト」における、ジョブ・カードの作成サポートに資する情報提供等に関する機能強化	「ジョブ・カード制度総合サイト」の運営及び必要な改修の実施				
職業能力開発促進法施行規則の改正を踏まえたキャリアコンサルタントの養成講習、更新講習、試験の科目等の見直し準備	新たな養成講習、更新講習、試験等の実施・定着によるキャリアコンサルタントの資質向上の促進				• 2022年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする（2019年４月現在：3,275講座）
助成金等による長期の教育訓練休暇制度の普及促進					
出産・育児等でキャリアを中断した女性の職場復帰、非正規雇用からのキャリアアップ、高等学校等の卒業後に就職した者の大学や専修学校等での学び直しなど、ライフステージに応じたキャリアアップを公的職業訓練や教育訓練給付により支援					

ⅱ）主体的なキャリア形成を支える労働市場のインフラ整備

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
HRテクノロジーの導入・活用による中小企業の生産性向上等に向けた支援 中小企業におけるHRテクノロジーの導入支援や活用事例の周知を行い、同テクノロジーの導入・活用による中小企業における多様な人材の活躍や生産性向上を支援する				【経済産業大臣】	• 2020年：転職入職率 9.0% （2017年：8.6%）
解雇無効時の金銭救済制度の検討 解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる				【厚生労働大臣】	

３．多様で柔軟な働き方の拡大
ｉ）多様で柔軟な働き方の拡大

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
副業・兼業の促進					
・長時間労働の抑制や労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業の普及促進を図る ・ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努める				【厚生労働大臣】	
副業・兼業の場合の健康確保の充実と実効性のある労働時間管理の在り方についての検討を加速し、今年中に検討会での結論を得る → 検討会での結論も踏まえ、労働政策審議会において議論を開始し、可能な限り速やかに結論を得る。検討結果を踏まえ、必要な措置を実施				【厚生労働大臣】	
副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、労働政策審議会での検討、論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。検討結果を踏まえ、必要な措置を実施				【厚生労働大臣】	
・中小企業の経営課題を解決する中核人材の確保に向け、地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業等の人材支援機関が連携する場を設けること等を通じ、地域金融機関、大学等を通じた中核人材確保のための取組の創出と横展開に取り組む ・中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、副業・兼業の形も含め中核人材の確保が可能となるよう、人材支援機関と連携した人材確保の取組の実現を図る				【経済産業大臣】	
国家公務員の兼業について、公益的活動等を行うための兼業を希望する者が円滑に制度を利用できるよう、明確化した兼業許可基準の更なる周知を図る				【内閣総理大臣（国家公務員制度担当大臣）】	
雇用関係によらない働き方（フリーランス等）の環境整備					
契約条件の明示、契約内容の決定・変更・終了のルールの明確化、報酬額の適正化など、フリーランスなどの雇用関係によらない働き方における諸課題について、法的保護の必要性も含めた中長期的な検討を進めるに当たり、「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、2019年の夏までに一定の取りまとめを行うとともに、特に優先すべき検討課題については、スピード感を持った検討を進める				【厚生労働大臣】	
企業がフリーランス等に仕事を発注した場合に「優越的地位の濫用」等として独占禁止法上問題となり得る行為について、業界団体等へ周知することにより、企業とフリーランス等の公正な取引を確保				【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）】	
テレワークの推進					
テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を行う				【厚生労働大臣】	・2020年：テレワーク導入企業を2012年度（11.5%）比で3倍（2018年：19.1%）
女性、障害者、高齢者などの多様な人材活用に資する効果的なテレワークの先進モデルの整理・普及を図るとともに、特に中小企業の課題解決等を担う立場である社会保険労務士やITコーディネータ等の専門家にテレワーク普及の担い手になってもらうこと等により、地域や企業の実情に応じたテレワークを推進				【総務大臣、経済産業大臣】	
テレワークがもたらす生産性向上等の効果について「テレワーク・デイズ」を通じて周知するなどにより経営層の意識改革を進め、テレワークの普及を促進				【総務大臣】	
多様な正社員について、プロフェッショナル人材の受け皿等として企業での活用を促すため、直近の活用状況を踏まえつつ、職務の内容や能力等に応じた評価や処遇、雇用保障等の在り方について整理を行い、労使双方が参考としている「雇用管理上の留意事項」への反映やモデル就業規則の策定等の対応を検討し、必要な措置を実施				【厚生労働大臣】	

ｉ）多様で柔軟な働き方の拡大

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
治療と仕事の両立支援 主治医と企業の連携の中核となり、患者に寄り添い支援する両立支援コーディネーターの育成・配置を進めるとともに、本年３月に改訂した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」の周知を進めることにより、企業・医療機関の患者に対する支援ノウハウの強化を図る 都道府県労働局、労使、自治体、地域の医療機関等で構成される地域両立支援推進チームの取組等を通じて、がんや難病の患者等に対する地域における相談支援体制の構築等を進める			治療と仕事の両立支援の状況等を踏まえて支援を拡充	【厚生労働大臣】	
障害者の就労促進 障害者の更なる雇用拡大や働きやすい環境の整備の推進 障害者一人一人の特性に応じた支援の充実・強化 サテライトオフィスなどのICTを活用した働き方のモデルの構築 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討 障害者の法定雇用率引上げ時期の検討を行い、2021年４月までに法定雇用率を2.3%に引き上げ（現行2.2%）				【総務大臣、厚生労働大臣】	• 2022年：障害者の実雇用率:2.3% （2018年：2.05%）
ソーシャルファームに対する共通の認識を醸成し、社会的な認知度を高めるための取組を推進するとともに、行政上の支援の必要性等について検討し、必要に応じ措置				【法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】	

ⅱ）生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備					
罰則付きの時間外労働時間規制について、監督指導の徹底など、適切な施行に努める				【厚生労働大臣】	
2020年４月からの中小企業への適用、2024年４月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う				【厚生労働大臣、国土交通大臣】	
働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業への助成を実施				【厚生労働大臣】	
適正な工期の確保や施工時期の平準化、技術者の配置要件の合理化等を図るとともに、建設キャリアアップシステムを活用した技能者や専門工事企業の能力評価制度を通じて処遇改善を図ることで、建設業の働き方改革を推進				【国土交通大臣】	
雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保					
パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正法について、施行準備のための取組（法律の趣旨・内容の周知等）	改正法施行（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年度から）			【厚生労働大臣】	・2020年度末：不本意非正規雇用労働者の割合10%以下（2018年：12.8%）
2020年度以降のパートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等の円滑な施行に向け、働き方改革推進支援センターにおいて中小企業・小規模事業者等に対する相談支援を行うほか、事業主向けの「取組手順書」や業界別の「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等の周知に努める					
ハラスメント対策の強化					
労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新たに設けられることやセクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が図られたことを踏まえ、措置の適切・有効な実施を図るための指針を整備するとともに、中小企業等が適切に措置を講ずることができるよう必要な支援を行う				【厚生労働大臣】	
取引先等の労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為について、相談対応などの望ましい取組を明確化し、関係省庁と連携して周知啓発を図る					
人材投資情報の見える化					
機関投資家等のステークホルダーと関係省庁が連携して、官民一体で、企業価値向上に向けた人的資本の非財務情報の活用の在り方を検討		検討・調査等を踏まえた、人材投資情報の見える化の促進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣】	
・2018年のコーポレートガバナンス・コード改訂により、人材投資をはじめ経営資源の配分等に関する説明について定められたことを受け、今後、その実施状況についてフォローアップする ・あわせて、人材投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表を行い、企業における開示の充実を促進					

ⅲ）女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
改正女性活躍推進法の施行を踏まえた取組の強化					
女性活躍推進法の改正内容の周知徹底や企業向け相談窓口の整備、行動計画の効率的な策定・公表方法の検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣】	• 2020年：上場企業役員に占める女性の割合10% • 2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合15%
地域の多様な主体の女性活躍の取組を更に強力に支援・推進					
ジェンダー投資の推進、女性役員の育成					
上場企業における女性役員登用状況の公表を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、経済産業大臣】	
ESG投資における女性活躍情報の活用事例の周知を進めるとともに、ジェンダー投資の海外の先行事例の収集等を通じた後押しを推進					
女性の役員人材の育成に向け、女性役員育成研修及び修了者人材バンクの充実・強化を実施					
ダイバーシティ経営の推進					
「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」の普及により企業におけるダイバーシティ経営を推進				【経済産業大臣】	
「なでしこ銘柄」等の選定基準の改正	改正後の「なでしこ銘柄」等の選定基準に基づき選定等を行い、企業における取組を促進				

iii）女性活躍の更なる拡大、ダイバーシティ経営の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
中高年世代を含む多様な女性の活躍促進、女性の健康支援				【内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、男女共同参画））、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2020年：25歳～44歳の女性就業率：77%（2018年：76.5%） • 2020年：第１子出産前後の女性の継続就業率：55% • 2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備 • 2023年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿整備 • 2020年：男性の育児休業取得率：13% • 2020年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%
女性・高齢者等新規就業支援事業の「官民連携プラットフォーム」の設置・活用促進や、キャリアアップを総合的に支援するモデル開発推進、女性のニーズに寄り添って活動しているNPO等の先進的な取組への支援等を通じ、多様な女性の労働市場への再参入を推進					
女性特有のがん検診受診のための支援を実施					
保育の受け皿整備、地域における子育て支援の充実				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（少子化対策））、厚生労働大臣】	
「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備や保育人材の確保を推進 地方公共団体の整備計画の検証とその結果に応じた受け皿整備に対する支援					
「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの更なる受け皿整備を推進					
地域子育て支援拠点の設置及び多機能化を促進					
男性の育児休業等の取得促進、育児・家事への参画促進				【厚生労働大臣】	
・育児・介護休業法の着実な履行の確保 ・女性のキャリア継続に資するよう男性の育児・家事への参加の促進等に向け、制度的な改善策を含めて検討し、男性の育児休業取得を一層強力に促進					

４．疾病・介護の予防

ｉ）人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
疾病予防・健康づくりのインセンティブ措置の抜本的な強化					
国民健康保険の保険者努力支援制度を抜本的に強化するとともに、成果指標の導入拡大、先進・優良事例の横展開、個人の行動変容につながる取組の強化、民間サービスの活用等が推進されるよう、評価指標を見直し		PDCAサイクルによる効果的な事業展開		【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
健康保険組合の後期高齢者支援金を加減算する制度について、最大±10%に引上げ		評価指標を見直し	PDCAサイクルによる効果的な事業展開		
評価指標の見直し等により、糖尿病性腎症の重症化予防の先進・優良事例の横展開や個人のインセンティブ付与、歯科健診・がん検診等の受診率向上などの取組を支援		PDCAサイクルによる効果的な事業展開			
予防・健康づくりへ向けた個人の行動変容につなげる取組の強化					
医療機関と保険者・民間事業者等が連携して、医学的管理と運動等のプログラムを一体的に提供できる新たな仕組みの検討、運動施設における標準的プログラムの作成	新たな仕組みの本格実施			【文部科学大臣、厚生労働大臣】	• 2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減
運動施設において安全かつ効果的に運動・スポーツを実践できる仕組みの実証、先進・優良事例を横展開			PDCAサイクルによる効果的な事業展開		
特定健診などの各種健診の通知について、ナッジ理論等を活用し、通知情報を充実	通知情報の充実と並行し、順次、先進・優良事例を横展開			【厚生労働大臣】	• 2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。）
健康な食生活に向けたエビデンスの構築・強化、健康な食事への接点拡大、効果的な情報提供方法の開発等の検討	先行的に実施できるものから順次取組を開始				• 糖尿病有病者の増加を抑制し、2022年度までに1,000万人以下に抑制
日常の中で健康な食事・運動・社会参加が促される取組等について、先行事例を分析	先行事例の分析結果を踏まえモデル実証事業を実施		先進・優良事例を全国の地方公共団体に横展開		
妊娠中や子供の頃からの健康づくりの支援				【文部科学大臣、厚生労働大臣】	• 2028年度までに年間新規透析患者数を35,000人以下に減少
妊産婦への適切な栄養指導に資する食生活指針の改定に向けた調査研究をはじめとする子供時代からの健やかな生活習慣形成に資する研究等	妊産婦のための食生活指針を改定	改定した指針を周知			
	研究に基づく取組の順次実施及び課題に対応した身体的・精神的・社会的な観点からの研究の更なる推進				

ｉ）人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
疾病の早期発見に向けた取組の強化					
がんの早期発見・早期治療の仕組みの確立				【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 全てのがん種の検診受診率を2022年度までに50%以上
難治性がん等について、リキッドバイオプシー等の血液や唾液等による簡便で低侵襲な検査方法や治療法の開発を推進					
ナッジ理論等を活用したがんの検診受診率の向上に向けた取組、リスクに応じた検診の在り方について検討	検討を踏まえ必要な対応を実施				
歯科疾患対策の強化					
歯科健診の機会の拡大・歯科の保健指導の充実について、実施中の実証事業の効果検証を行った上で、検討に着手		速やかに結論を得た上で、必要な対応を実施			
歯科健診の結果に基づく受診促進の方策や全身疾患の治療が必要な可能性がある場合の医科歯科連携方策の検討					
歯科健診の受診率向上に向けた取組を推進					
一般用検査薬への迅速な転用を図るため、協働計画を策定	手続の改善を推進				
一般用医薬品等の普及等によりセルフメディケーションの推進を図る					

ｉ）人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
保険者と企業とが連携した健康づくり、健康経営、健康投資の促進					
健保組合や国家公務員共済組合において、健康スコアリングレポートの通知内容の充実や通知方法の工夫を実施	全保険者種別で実施	健保組合や国共済において、事業主単位で実施		【総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減 • 2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。）
「企業の『健康管理会計』に関するガイドライン（仮称）」の策定 健康経営に積極的な企業に対するインセンティブ措置の検討 「企業の『健康経営』ガイドブック」の改訂 市場が比較可能な情報開示の在り方について検討	健康経営の取組と成果が資本市場から評価される環境を整備			【経済産業大臣】	
ESGやSDGsにおける健康経営の重要性に関してグローバルな場への発信を官民で展開・強化				【内閣総理大臣(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣)】	
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「beyond2020マイベストプログラム」の普及					
「地域版次世代ヘルスケア産業協議会アライアンス」等を通じた地方公共団体等の健康経営顕彰ノウハウ提供や情報共有等の連携により、健康経営の中小企業等への裾野を拡大				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
地方公共団体においてAIを活用した保健指導を効果的に行うモデルの構築	社会実装の推進			【総務大臣】	
データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進					
データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証の実施			結果を踏まえ保険者等による予防健康事業の実施の促進	【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の普及や、業界自主ガイドラインの策定支援を通じ、一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが仲介者から選択され、利用者が安心してサービスを利用できる環境整備を推進				【経済産業大臣】	
複数企業間の協働、民間主導によるヘルスケアデータの標準化、ヘルスケアサービスの品質確保に向けた取組の支援策について検討に着手	検討を踏まえ取組を推進				

ｉ）人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
データ等を活用した予防・健康づくりの効果検証、民間予防・健康サービスの促進					
健康・医療情報の取扱いに際し、必要な法令やガイドライン等を遵守している民間企業を可視化するための民間認証の提供、民間による健康・医療分野への参入を検討する事業者向けの倫理・規制等に係る研修の開始に向けた支援	国民・患者や医療機関と民間企業との間での相互理解を促進し、健康・医療情報を利活用するビジネスへの民間投資を活性化			【総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25％減 • 2020年までに健診受診率（40～74歳）を80％（特定健診含む。）
患者・個人を中心として、予防から治療後のモニタリングまで含めてパッケージで提供することによりアウトカム向上を目指すパッケージ型ヘルスケアソリューションの実証・創出の支援を実施			社会実装の推進	【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
「地域版次世代ヘルスケア産業アライアンス」による地域版次世代ヘルスケア産業協議会の設置促進・機能強化・相互ネットワークを通じた地域資源を活用した新たなヘルスケア産業の創出				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
地域包括ケアシステムと公的保険外サービスの連携を促進するため「保険外サービス活用ガイドブック」を活用し、取組を推進				【厚生労働大臣】	
地域における保険外サービスについて、利用者や家族、ケアマネジャーなどの関係者が情報を取得できるよう事例収集等を実施					
ケアマネジャーがケアプランに保険外サービスを積極的に位置付けやすくするインセンティブなどの方策を検討し、高齢者ニーズに合った保険外サービスの活用を推進					
ヘルスケア分野における社会的課題の解決に向けた民間活力の活用促進のため、SIBなど新たな官民連携手法の構築を促進				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	

ｉ）人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
介護予防のインセンティブ措置の抜本的な強化等					
介護インセンティブ交付金における予防・健康づくりのインセンティブ措置の強化				【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 • 介護予防に資する「通いの場」への参加率を2020年度末までに６％、2040年度末までに15％
介護インセンティブ交付金を抜本的に強化する		引き続き、効果検証・改善を実施			
成果指標の導入や配分基準のメリハリを強化するように評価指標等の見直しを行い、「通いの場」の拡充、民間サービスも活用した介護予防と保健事業との一体的実施の推進、「介護助手」など介護施設における高齢者就労・ボランティアを後押しする取組の推進、個人へのインセンティブとしてポイントの活用等を図る					
一体的実施の本格展開に向け、先行的な取組を支援	一体的実施の全国展開に向け、特別調整交付金を活用して、医療専門職の市町村への配置等を支援				
高齢者に対する保健事業について、フレイル対策を含めた支援を充実させるため、後期高齢者医療の保険者インセンティブ措置を活用			PDCAサイクルによる効果的な事業展開		
利用者の平均的な日常生活動作の維持・改善に対する介護報酬の加算について、効果検証を実施		介護報酬改定で必要な対応を実施	引き続き、効果検証を実施		
「仕事付き高齢者向け住宅」等の実証を実施し、高齢者の社会参加のモデルケース創出、社会実装の推進		実施状況を踏まえ、必要な検討・取組を推進		【経済産業大臣】	
「介護サービス情報公表システム」を活用して効果的な情報提供を実施				【厚生労働大臣】	

ｉ）人生100年時代を見据えた健康づくり、疾病・介護予防の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **認知症の総合的な施策の強化** 「認知症施策推進大綱」に基づき総合的な施策を推進 「通いの場」の活用など認知症対策の先進・優良事例の事例集を策定、実践に向けたガイドラインを策定 → 先進・優良事例を全国の地方公共団体へ横展開 認知症の早期発見・予防法や診断法の確立に向けた研究開発を強化 予防法の確立に向け、データ収集に着手 → データ利活用の枠組みを構築 → 利活用を推進 認知症分野における官民連携のプラットフォームを活用し、認知症の早期発見・共生・予防に関する機器・サービスの評価指標の確立と官民連携を促進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

５．次世代ヘルスケア
ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
オンライン資格確認等					
医療保険オンライン資格確認システムについての準備・開発・構築		医療保険オンライン資格確認の本格運用開始		【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、財務省、厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す
医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援					
医療等分野の識別子（ID）について、オンライン資格確認システムを基盤として、個人単位化される被保険者番号を活用した医療等分野の情報の連結の仕組みを検討し、必要な法的手当を実施		運用開始			• 2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%
医療機関等における健康・医療情報の連携・活用					
医療機関等でレセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みの構築等			薬剤情報や特定健診情報を確認できる仕組みの稼働	【総務大臣、厚生労働大臣】	
上記以外のデータ項目について、医療機関等で確認できる仕組みを推進するための検討を進め、その実現のための工程表を策定 ※　実証結果等を踏まえて課題を整理し、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、運営主体や費用負担の在り方等を検討		工程表にのっとって具体化			
医療情報化支援基金の活用等により、技術動向を踏まえた電子カルテの標準化を推進					
電子処方箋の本格運用に向けた検討 / 「電子処方せんの運用ガイドライン」を改定		電子処方箋の普及のために必要な方策を実施			

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
介護分野における多職種の介護情報の連携・活用					
地域医療介護総合確保基金を活用し、介護分野のICT化を推進				【厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す
実証の結果を踏まえ、医療・介護情報連携の標準仕様の作成に向けて検討	標準仕様の普及			【総務大臣、厚生労働大臣】	
PHRの推進					
マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を推進				【内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
運用開始に向けた検討・準備	特定健診データの提供開始 薬剤情報のデータの提供開始				
乳幼児健診について、地方公共団体の健診データの電子化・標準化を支援	乳幼児健診データの提供開始				
学校健診について、データの電子化を促進するとともに、今後の必要な工程を検討	検討を踏まえ取組を推進				
PHRの更なる推進のため、健診・検診に係るデータの電子化等について検討	検討を踏まえ順次取組を推進			【文部科学大臣、厚生労働大臣】	
PHRサービスモデル等の実証を踏まえ、API公開や民間事業者に必要なルールの在り方等を検討	社会実装の推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
糖尿病などの生活習慣病領域における「個別化健康サービス」の確立に向けた実証を推進	社会実装、他分野や他主体への横展開			【経済産業大臣】	

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
健康・医療・介護情報のビッグデータとしての活用					
レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）・介護保険総合データベース（介護DB）の連結解析に関する制度整備、システム整備等		本格稼働		【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
関連する他の公的DBとの連結の必要性について検討			法的・技術的課題が解決できたものから順次連結解析の開始		
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の制度の広報・啓発を行うとともに、幅広い主体による匿名加工医療情報の利活用を推進する仕組みの稼働				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	
公的研究事業において得られたデータや成果等について、IoT等活用行動変容研究事業等を例に、研究終了後、民間事業者等が活用可能とするために必要な要件を整理し、データの管理主体を移行する際の契約のひな型を作成	その他の諸課題について検討、取組を推進			【経済産業大臣】	

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
オンライン医療の推進 ・医薬品医療機器等法の一部改正法案の早期成立を図るとともに、法案成立後、オンライン服薬指導の提供体制等のルールについて、速やかに検討 ・上記状況を踏まえ、オンライン服薬指導に関する診療報酬上の評価を検討				【厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す
オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータの収集、事例の実態把握を進めるとともに、その結果等に基づき、ガイドラインを定期的に見直し				【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患について、オンライン診療料の対象に追加することを検討、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件も必要な見直しを実施	引き続き、エビデンスを踏まえた診療報酬における評価を検討			【厚生労働大臣】	
安全かつ効果的な遠隔医療の普及展開を図るため、ICTの進展を踏まえた技術的な検証と新たなモデル構築に向けた実証を実施				【総務大臣】	
介護分野のリハビリテーションにおけるICTの活用に関し、有効なものについて、次期以降の介護報酬改定で評価				【厚生労働大臣】	

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
科学的介護の実現					
高齢者の状態、ケアの内容などのデータを収集・分析するデータベースの試行運用	・データベースの本格運用開始 ・データの分析により、効果のある介護サービスについて、次期以降の介護報酬改定で評価			【厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す
ロボット・センサー等の開発・導入					
「未来イノベーションWG」の取りまとめを踏まえた医療福祉分野における取組について検討・具体化	検討を踏まえ、ロボット・AI等の社会実装を推進			【厚生労働大臣、経済産業大臣】	• ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円 • 重点分野のロボット介護機器導入台数、2030年8,000台
自分の健康状態を自ら把握できる社会の実現に向け、機器やサービスに関して評価手法の開発を推進					
ロボットなどの技術革新の評価に必要なデータの種類や取得方法など、効果検証に関するルールを次期介護報酬改定までに整理				【厚生労働大臣】	
得られたエビデンスに基づき、次期及びそれ以降の介護報酬改定等で評価					
改訂した重点分野に基づき、ロボット介護機器の開発・本格導入の実現				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
障害福祉分野におけるロボット技術等を活用した支援機器について、現場ニーズを捉えた開発・本格導入の実現				【厚生労働大臣】	
生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482の規格に基づく国内認証の実施				【経済産業大臣】	

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末	通常国会				
AI等の技術活用					
重点6領域（画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援及び介護・認知症）を中心に、健康・医療・介護・福祉領域での開発・実用化を促進				【厚生労働大臣、経済産業大臣、総務大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す
AI開発において特定された課題の解消に向けた具体的な対応を開始	引き続き取組を推進				
ICTを活用した医療機器の特性に応じた承認審査体制等の整備を推進				【厚生労働大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す
8K等超高精細映像データの医療分野での利活用に向けた取組の推進				【総務大臣】	
ゲノム医療の推進					• 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
10万人の全ゲノム検査を実施し今後100万人の検査を目指す英国等を参考にしつつ、これまでの取組と課題を整理した上で、数値目標や人材育成・体制整備を含めた具体的な実行計画を策定	がんについて、全ゲノム情報や臨床情報を収集・分析し、創薬などの革新的治療法や診断技術の開発を推進			【厚生労働大臣】	
	難病の早期診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制整備や全ゲノム情報等を活用した治療法の開発を推進				
がんゲノム医療提供体制の拡充					
AI技術、ゲノム情報等を活用して開発された革新的医薬品等について、早期承認に向けた審査・調査体制整備を推進					
ヒト受精胚等に対するゲノム編集技術等の利用について、基礎研究を促進するための倫理面にも配慮した指針を策定し、その臨床応用については法的規制の在り方を含めた制度的枠組みを検討				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣、厚生労働大臣】	
難病医療提供体制の構築・拡充 （難病診療連携拠点病院を含む難病医療支援ネットワークの整備）				【厚生労働大臣】	

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **書類削減、業務効率化、シニア層の活用** 医師等の働き方改革を進めるため、労務管理の徹底を図るとともに、タスクシフティング等の推進や、業務効率化に資するICT等の活用方策について検討し、医療機関のマネジメント改革を推進 緊急時の相談ダイヤルの周知、医療情報ネットの見直し等を行い国民の医療のかかり方に関する行動変容を促進 緊急時の相談ダイヤルの周知や、医療情報を分かりやすくまとめたウェブサイトの構築、医療機関へのかかり方に関する啓発を目的としたイベントの開催等の実施 各都道府県の医療情報ネット（医療機能情報提供制度）における運用実態を把握 全国統一システムの仕様の検討 新システムの構築 新システムへの移行・運用 医師の時間外労働時間上限規制適用（2024年度） 多職種連携推進に向けた、現在医師が行う業務における看護師、リハビリ専門職、薬剤師等の積極的な活用等について検討し、その結果を踗まえ措置 介護施設における介護現場の業務効率化モデルの構築に向けたパイロット事業を実施し、これを踗まえて業務効率化・生産性向上に係るガイドラインを見直し 好事例を強力に横展開 介護分野について国及び地方公共団体が求める文書や事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを推進 地方公共団体ごとの様式や添付書類の差異などの課題について検討 検討を踗まえた見直しを推進 医療分野や障害福祉分野において、各分野の特性を踗まえ、文書量の削減や標準化等を推進 地域医療介護総合確保基金により、「介護助手」などの多様な人材の活用を図るなど、介護人材確保に向けた総合的な取組を推進				【厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す

ｉ）技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等					
地域医療連携推進法人制度について、医療連携推進業務の在り方や資金融通等の制度面・運用面の課題を把握し、改善に向けて検討			検討を踏まえ措置	【厚生労働大臣】	• 2040年時点において、医療・福祉分野の単位時間当たりのサービス提供について５％（医師について７％）以上の改善を目指す
医療法人の合併等の際に必要な経営資金の融資制度の創設を検討	好事例の横展開や検討を踏まえた医療法人の合併等の支援を推進				
医療法人の合併等の好事例の収集					
地域経済活性化支援機構における医療機関等の経営支援、地域医療の面的再生のノウハウを地域金融機関へ移転、福祉医療機構と地域金融機関の連携・協働を推進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、厚生労働大臣】	
社会福祉事業の協働化・大規模化の促進方策等について検討	検討を踏まえ措置			【厚生労働大臣】	
希望する法人が、協働化や大規模化に円滑に取り組めるよう、好事例の収集やガイドラインを策定	好事例の横展開・ガイドラインの周知				

ⅱ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化					
次期の「健康・医療戦略」及び「医療分野研究開発推進計画」の策定に向けた調査及び検討	次期戦略・計画の下、再生・細胞医療、遺伝子治療、ゲノム・データ基盤等の医療技術・手法の研究開発を推進			【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2040年までに健康寿命を男女とも３年以上延伸し、75歳以上とすることを目指す • 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
創薬・バイオ等の研究開発型ベンチャーの成長を後押しする新興市場の在り方について、検討			検討を踏まえ早急に措置	【経済産業大臣】	• 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を2020年までに20件実施 • 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等を2020年までに５件策定
医療機器・ヘルスケアサービス等の開発のため、ベンチャー支援等を強化するため、新規参入の促進策を検討	検討を踏まえ措置				
国内外のプレイヤーを集めたビジネスコンテスト等を通じた優良事例の顕彰・ビジネスマッチングや、Healthcare Innovation Hub（InnoHub）、医療系ベンチャートータルサポート事業（MEDISO）による、年間を通したベンチャー企業と関係機関とのネットワーク支援、官民ファンドとの連携強化により、ヘルスケア分野のエコシステムを構築				【厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「０」
ナショナルセンター等の疾患登録情報を活用した臨床開発インフラ（クリニカル・イノベーション・ネットワーク）における疾患登録の運用改善と疾患登録情報の利活用を推進				【厚生労働大臣】	
クリニカル・イノベーション・ネットワークとMID-NETとを連携させ、 開発から安全対策までの過程における大規模なリアルワールドデータの活用を推進					

ⅱ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国際展開等					
アジア健康構想の下、我が国の医療、介護、予防、健康等に関連するヘルスケア産業の海外展開等を推進 アジアの高齢化社会に必要な介護産業の振興及び介護人材の育成 アジアに紹介すべき「日本的介護」の整理（事例の整理等） 前向き調査の実施及び調査結果を海外へ紹介 「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」を決定 我が国企業が関わる形でのアジアにおける医薬品・医療機器産業の振興 アジアにおける医薬品・医療機器等の規制調和等を推進 アジア健康構想の対外発信／対話				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	• 海外に日本の医療拠点を2020年までに20か所程度創設 • 日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに５兆円
「アフリカ健康構想に向けた基本方針」を決定 TICAD7において同構想を対外発信 同構想の下、我が国のヘルスケア関連産業のアフリカへの展開を推進				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣】	

ⅱ）日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、国際展開等

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
国際展開等					
MEJ ・JETRO等を活用し、新興国中心に日本の医療拠点の創設等				【内閣総理大臣（健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 海外に日本の医療拠点を2020年までに20か所程度創設 • 日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに５兆円
・医療を目的に訪日する外国人患者の受入体制の強化 ・医療渡航支援企業の認証枠組みの運用、外国人患者受入れを行う「ジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ」のリストの随時更新 ・海外へのPR等を通じた医療分野のインバウンドの充実					
「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」に基づく訪日外国人への適切な医療の提供					
・国際的に脅威となる感染症対策について、長崎大学を中核とした研究拠点の形成や感染症流行地における研究基盤の整備による人材育成を含めた研究能力・機能の強化 ・感染症指定医療機関の拡充等の推進				【内閣総理大臣（内閣官房長官、健康・医療戦略の事務を担当する国務大臣）、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、防衛大臣】	
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた発生動向調査・検査体制・治療体制の強化					
・二国間支援、WHO、グローバル・ファンドやGaviワクチンアライアンスなどの国際保健機関、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT Fund）、CEPI等への支援 ・AMR対策の推進 ・国際感染症等対応人材の育成 ・国際機関への派遣を強化					

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

1. 地域のインフラ維持と競争政策

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 地域銀行及び乗合バス等の経営統合等について、独占禁止法の適用を除外するための特例法案の提出を図る	通常国会 特例法の施行準備、特例法に基づく経営統合等の審査の実施			【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融））、国土交通大臣】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす

2. 地方への人材供給

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 地方への人材供給について、予算編成過程を通じて具体的なスキームを検討	通常国会 具体的施策の実施			【内閣総理大臣（まち・ひと・しごと創生担当大臣）】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす

3. 人口急減地域の活性化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る				【総務大臣】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす

４．国家戦略特区

i)「スーパーシティ」構想の早期実現

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 「スーパーシティ」構想の実現に向け、法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0に向けた技術的基盤を早急に整備				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】	• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る。

ii)更なる規制改革事項の追加

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 国家戦略特区区域からの要望や、国家戦略特区における事業の実績を踏まえ、規制改革の実現に取り組む				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））】	• 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る。 • 2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る。

5. サンドボックス制度の活用

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会					
新技術等実証の強力な推進 民間事業者からの申請に対する事前相談をきめ細かく行うなど、事業者による様々な実証プロジェクトの実施を支援				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革））、経済産業大臣】	• 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン ）又は上場ベンチャー企業 を2023年までに20社創出
国内外へ認定事例の紹介等を通じ、制度の周知徹底を行う				【内閣総理大臣（経済再生担当大臣、情報通信技術（ＩＴ）政策担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、行政改革担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、宇宙政策）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、 財務大臣、文部科学大臣 厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣】	
関係府省庁等は、規制所管部局以外に設けた新技術等実証の推進部局を中心とした体制の下で、申請を迅速に審査するとともに、所管分野において積極的に制度を活用					
実証の実施に当たり特例措置を講ずることが必要かつ適当なときは、事業者からの求めに応じ、迅速に特例措置を整備する。加えて、実証の終了後は、新技術等に関する規制の在り方について検討を行い、その結果に基づいて、必要な規制の撤廃又は緩和のために法制上の措置その他の措置を講ずる					
「サンドボックス」制度の成果に基づき、必要な措置を講ずる					

６．中小企業・小規模事業者の生産性向上
ｉ）中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
普遍的なIT導入のための支援 ・中小企業等経営強化法に基づく業種の特性に応じた取組の推進 ・関係省庁・業界団体等の連携体制を強化 業種横断的な取組が必要なものについて基本方針の改訂も含め検討	検討に基づき、必要な措置を実施			【総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす • 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す 【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる • 中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする • 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、５年間で約1,000支援
ものづくり補助金による設備導入やIT導入補助金等によるIT導入をこれまでの支援策の費用対効果等も踏まえた上で引き続き推進				【経済産業大臣】	
加点要素となるデジタルツール及び対象となる補助金の範囲拡大を検討	検討を踏まえた対象範囲の拡大を実施				
各種IT関連施策の事例やデータを収集し、経営課題に対応したITツールなどの情報基盤を整備 経営革新等支援機関や認定情報処理支援機関などの様々な支援機関に対して情報の活用を促進					
商工団体や金融機関（政府系金融機関を含む）を含め、中小企業におけるクラウド会計をはじめとするデジタル化を、創業時等において支援する体制や支援内容等について、これまでの支援策の費用対効果等も踏まえて検証を行い、2019年度中に今後の支援の在り方について結論を得る				【財務大臣、経済産業大臣】	

ｉ）中小企業・小規模事業者のデジタル実装支援

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
より実践的なデジタルサービスの普及・拡大					
取引データを活用した短期・小口融資等のデータレンディングによる中小企業・小規模事業者への融資促進のため、関連する信用保証制度の運用手法について検討	金融機関等の対応状況に鑑みつつ、適切なタイミングで制度の運用を開始			【経済産業大臣】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす • 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す 【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる • 中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする • 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、５年間で約1,000支援
・補助金交付決定の電子記録債権化によるつなぎ融資サービスについて、その実効性を検証 ・今後3年間で取扱金融機関を現在の4機関から150機関まで拡大 ・対象となる補助金を拡大					
下請中小企業振興法「振興基準」を改正					
一定の取引関係にある複数社が同時にEDI関連サービスを導入する取組の支援策を検討					

ⅱ）新陳代謝の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会				
事業承継支援				
事業承継補助金について、 ・第二創業・ベンチャー型事業承継への支援の拡充・重点化 ・経営資源引継ぎ型の創業や事業承継を後押しするための方策について検討	運用を開始			【経済産業大臣】
事業引継ぎ支援センターの業務に、経営資源引継ぎのマッチング業務や廃業相談対応を追加				

ⅱ）新陳代謝の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
事業承継支援					
信用保証制度における新たな対応メニューの創設 → 周知・運用を開始				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、経済産業大臣】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす • 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す 【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる • 中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする • 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、５年間で約1,000支援
事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定 → 周知・運用を開始					
専門家の確認・支援を受けることができる体制を整備 → 周知・運用を開始					
商工組合中央金庫は、政府系金融機関として、一定の要件を満たす企業に対して原則無保証とする → 周知・運用を開始					
中小企業金融における政府系金融機関、信用保証協会による経営者保証の徴求状況について、2018年度分から個別機関の実績を一括して公表を行うなど、経営者保証の見直し状況について「見える化」を実施					
金融機関における金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）を設定	左記にかかる状況の公表を通じ、金融仲介の取組状況の「見える化」を推進				
民間金融機関と政府系金融機関、地域活性化ファンドとの連携・協業による企業支援強化を促進					
「事業引継ぎガイドライン」を見直し、より実践的な内容とするとともに、経営資源引継ぎに関する内容を追加				【経済産業大臣】	
後継者人材バンクを全国の事業引継ぎ支援センターに拡大 ・全国の創業支援機関とも連携して、同バンクに登録される創業希望者の数を大幅に増加 ・土地、建物、設備等の経営資源の引継ぎに係る情報を含めて、事業引継ぎ支援データベースを抜本拡充					
・法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進 ・予算や税といった総合的な支援を推進					
後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討	検討を踏まえた支援を実施				

ⅱ）新陳代謝の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会				
創業支援				
設立時及び設立後間もない創業者への支援を重点的に実施				【経済産業大臣】
地域のエンジェル投資家等による地元の中小企業等への資金拠出を促す取組を検討	検討を踏まえた支援を実施			【経済産業大臣】
・市区町村や金融機関等が行う創業支援や創業に関する普及啓発への支援等を推進 ・地域で成長志向の創業を行おうとする起業家への支援を強化				【財務大臣、経済産業大臣】

ⅲ）海外展開、適正取引等の促進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会				
海外展開の促進				
・海外現地のバイヤー、商社、政府機関等からニーズやトレンド情報を収集し、これらを国内企業に情報提供した上で、当該ニーズ等に合致する商品やサービスを提供する意向のある企業に関する情報を現地へ提供、マッチングを実施 ・中小企業によるECや海外のクラウド・ファンディング等の活用を促進するための支援を実施 ・市場ニーズに対応した試作品開発、販路開拓、ブランド開発に対する支援を実施				【経済産業大臣】
適正取引の促進				
・利益や付加価値の状況、労働や資本への分配状況等を、産業・業種、企業規模ごとに分析 ・下請Gメンヒアリングなどの調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明確化 ・競争法制や中小企業法制、産業界の「自主行動計画」等をフル活用して、きめ細かな改善を実施 ・地方公共団体と連携協定の締結を拡大し、地域特性に応じた商慣行等の実態把握を進め、地域レベルでの取引適正化の浸透を促進				【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】

KPI

- サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す
- 2020年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す
- 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす
- 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す

【補助指標】
起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる

- 中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする
- 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、５年間で約1,000支援

ⅳ）中小企業支援機関の機能強化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 秋～年末 通常国会 **中小企業支援機関の機能強化** ・地域金融機関やよろず支援拠点等と民間企業等の人材支援機関が連携する場を設置 ・中小企業がよろず支援拠点を含む経営支援機関を通じ、人材支援機関と連携した人材確保の取組を実現				【経済産業大臣】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす • 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す 【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる • 中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする • 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、５年間で約1,000支援
・中小企業支援機関の専門性や実績の見える化の対象を拡大 中小企業支援を行う公設試や大学等について、サポイン補助金等における活動実績等を見える化するデータベースを構築					
中小企業支援プラットフォームを構築	・本格運用を開始 ・関係省庁、地方自治体、商工団体等との連携を進め、サービス範囲を拡大				
地域の中小企業経営者と金融機関等の支援機関に対し、ビジネスの課題解決を共同で学習・実践する場を提供することを検討	検討を踏まえた支援を実施				
大学等で養成されたAI人材を中小企業へ派遣し、現場のデータを用いて中小企業の経営課題を解決する先進的サービスモデル創出のための実証	国内外へ横展開				
個々の金融機関の特性や顧客企業の評価、地域金融・産業の実態といった様々な情報を踏まえた深度ある対話を促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））】	
ノウハウ移転に重点的に取り組む地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本人材機構の一層の活用を促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策））】	
議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の見直しについて、地域金融機関の健全性の確保等に留意しつつ検討を開始	運用を開始			【内閣総理大臣（公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融））】	

ｖ）地域中核企業への支援

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
地域中核企業への支援 地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援策を重点投入 ・グローバル市場を見据えた事業展開の戦略策定や販路開拓等を支援 ・自治体とも連携しつつ、地域に人を呼び込む魅力的なコンテンツづくりを行うサービス業などの地域中核企業の取組を支援 地域中核企業支援を行う支援機関（産業振興センター、公設試、大学、民間コンサルタント等）について、ネットワークを強化するとともに、地域中核企業のシーズの新たな活用や販路開拓等の効果的な支援内容を横展開 地域中核企業の成長に向けたリスクマネー供給の促進について、これまでの取組を踏まえつつ、日本政策投資銀行の特定投資業務等も活用				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す • 2020年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す • 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす • 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す 【補助指標】 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる • 中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする • 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、５年間で約1,000支援
産学金官の連携により、地域金融機関からの融資等と合わせて、地域資源を活かした創業や既存事業の新分野展開を後押しする地域経済循環創造事業交付金の活用について、先進事例集の作成や自治体、地域金融機関、起業家等への周知を強力に進め、地方創生を推進	更なる支援策を実施			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（金融））、総務大臣】	
中心市街地の活性化 ・観光資源の整備 ・まちづくりに関わる推進体制の強化、人材の確保・育成 ・地域へのインパクト・波及効果の高い民間投資等を促進				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、経済産業大臣】	
小規模事業者の振興 小規模企業基本政策小委員会で議論	基本計画の変更			【経済産業大臣】	
地域の面的課題に取り組む小規模事業者の持続に向けた支援の在り方を検討	小規模事業者支援法を改正し、小規模事業者の経営発達に係る支援事業について、商工会・商工会議所と市町村（特別区含む）が共同で計画を作成し、認定の際に都道府県の意見を聞くこととし、地域一体となった取組を支援				
都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立					
中小企業予算の執行の柔軟性・弾力性 中小企業予算の執行の柔軟性・弾力性を高める方策について引き続き検討					

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現
ｉ）農業改革の加速　①生産現場の強化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
人口減少下においても力強い農業構造の構築と人材の育成					
新たな生産事業体の展開に向けた検討	新たな生産事業体の先駆的事例の展開		新たな生産事業体の全国展開	【農林水産大臣】	
日本型直接支払制度の施策評価を踏まえ、農業者の減少等に対応した見直しを検討	検討を踏まえた日本型直接支払制度の推進			【農林水産大臣】	
農業のリカレント教育を行う機関として、農業大学校等の機能強化の検討	農業大学校等におけるリカレント教育の推進			【文部科学大臣、農林水産大臣】	
様々な分野の専門人材と農山漁村をつなぐ仕組みの検討	地域の問題解決に資する人材の派遣等の実施			【農林水産大臣】	
地域の課題に取り組む女性農業者の育成の推進		女性が働きやすい農業の実現に向けた更なる取組の推進		【農林水産大臣】	
女性が働きやすい農業の実現に向けた農業経営体の意識改革の推進				【農林水産大臣】	
園芸施設共済の集団加入の仕組みの生産現場への周知	園芸施設共済への集団加入の促進			【農林水産大臣】	
営農型太陽光発電の実証	営農型太陽光発電の全国的な展開			【農林水産大臣】	
農協改革について、自己改革の実施状況を把握した上で、農協の自己改革の取組の促進		改正農協法施行5年後見直しの検討		【農林水産大臣】	
畜舎等を建築基準法の安全基準の適用の対象から除外する特別法について検討	所要の法律案を整備	必要な措置を実施		【農林水産大臣、国土交通大臣】	
農福連携等推進ビジョンに基づき、関係省庁が連携し、農福連携などの取組を推進				【法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣】	
農業・福祉双方のニーズのマッチング、農福連携に取り組む農業経営の発展や障害者等の就労に資する環境整備、専門人材の育成等を推進				【法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣】	
AI等を活用し、農畜産物の国内外の需給情報をリアルタイムで収集し、分析・提供する仕組みの整備に向けた検討	AIを活用した需給予測を含め、国内外の需給情報を収集・分析・提供する仕組みの整備		需給予測を含めた需給情報の提供	【農林水産大臣】	・2019年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する。また、2030年に５兆円の実現を目指す

ｉ）農業改革の加速　①生産現場の強化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会			
農地の集積・集約化と土づくりの推進					
改正農地中間管理事業法に基づき、地域の現況情報の提供を通じた話合いの徹底による人・農地プランの実質化や、手続の簡素化等により、担い手への農地の集積・集約を加速化	農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業の統合			【農林水産大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で全農地面積の８割が担い手によって利用される • 今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約４倍の５万法人とする
人・農地プランの実質化を集中的に推進					
農業経営相談所の専門家の派遣や事例の共有等を通じ、法人経営体設立の加速化			更なる取組の推進		
・ドローン等を活用した土壌診断に基づく土づくりの推進 収量増加効果を含めた土壌診断データベースの構築 ・有機農業など地力の増進に資する農業の推進					
土づくりに役立つ堆肥や産業副産物由来肥料の活用とともに、農業者のニーズに応じた柔軟な肥料生産や、安全性の確保を前提とした肥料コストの低減等に向けた事業者の創意工夫を促進					
法制度を抜本的に見直し、法律案を整備	必要な措置を実施				
改正農薬取締法に基づき、農薬の再評価に向けた準備		再評価の実施			
農薬の安全性に関する審査項目の見直し	新たな審査項目により、登録審査を実施				
飼料安全法の対象家畜に馬を追加	安全基準の検討・整備	新たな安全基準の実施		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する • 今後10年間（2025年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる
土地改良事業について、農地の大区画化や汎用化など農業競争力を強化 ため池や農業水利施設等の強靭化対策を緊急に実施					
棚田の保全と棚田地域の振興を図るため、総合的に支援					
都市農地貸借法により都市農地を有効活用し、都市農業を振興			法施行5年後見直しを検討	【農林水産大臣】	
米政策改革					
きめ細かな情報提供や水田フル活用に向けた支援等により、高収益作物の導入等を促進し、米政策改革を定着				【農林水産大臣】	
米の多収品種のニーズに応じた導入に向け、地域ごとの栽培技術の確立等を推進し、作期分散も通じ、生産コストを削減					

ｉ）農業改革の加速　②バリューチェーンにおける改革の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
流通・加工等の構造改革					
農林水産物等の流通・加工の構造改革のため、農業競争力強化支援法に基づき、業界の再編等を促進				【農林水産大臣】	• 今後10年間（2023年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全国平均比4割削減する • 今後10年間（2025年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により2013年全国平均比2倍に向上させる • ６次産業の市場規模を2020年度に10兆円とする • 酪農について、2020年までに６次産業化の取組件数を500件にする
農産物流通等の状況の調査・公表					
流通の合理化と卸売市場の活性化の推進					
農産物の規格を合理的なものに見直し					
農業生産資材価格の引下げを目指し、業界の再編などの取組を強化				【農林水産大臣、経済産業大臣】	
農業競争力強化支援法の対象業種について検討・見直し				【農林水産大臣】	
資材供給の状況の調査・公表					
先進的な6次産業化の取組の状況を調査	農林漁業者が異業種と協働で取り組む一次加工や、加工・直売と農泊等が連携した取組等についても促進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
納品期限緩和に向けた実証、フードバンク活動の実態把握等	納品期限の緩和などの商慣習の見直しとともに、フードバンクとの連携等を進め、食品ロス削減を全国的に推進				
有害鳥獣の捕獲強化や安全・安心なジビエの供給体制の確保、ジビエの利用拡大の推進				【厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣】	
ICTを活用したスマート捕獲等の推進					
利用者向け産地情報のネットワーク化に向けた検討・実証		ネットワークの全国展開			
ジビエ利用量を倍増					
知的財産等の保護と水際検疫の強化					
種苗の海外流出を防止し、優良品種の持続的な利用の推進				【農林水産大臣】	
品種登録制度の充実に向け、検討、有識者と意見交換	検討を踏まえ、必要な措置を実施				
和牛遺伝資源の適正な流通管理や保護に向け、検討、有識者と意見交換	和牛遺伝資源の不適切な海外流出の防止				
	検討を踏まえ、必要な措置を実施				
検疫探知犬の活用を含め水際検疫を強化					

ｉ）農業改革の加速　③スマート農業の推進

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
研究開発					
農業者のニーズを踏まえ現場までの実装を視野に研究開発を行い、地域や品目の空白領域の研究開発を優先的に実施			より高度なスマート農業技術の開発	【農林水産大臣】	• 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践
農業版 ICT人材バンク構築に向け、農研機構のAI人材を強化し、質の高いAI 研究を実施			人材バンクによるAI 研究の全国展開		
実証・普及					
農業大学校においてスマート農業を取り入れた授業等を順次拡大・充実し、農業高校にも展開			全農業大学校での左記授業等の実施	【文部科学大臣、農林水産大臣】	
フォーラム・マッチングミーティング等を各地で開催		営農体系に応じたスマート農業技術情報を農業者に直接発信	多様なチャンネルでの技術情報の発信	【農林水産大臣】	
行政手続のオンラインシステムを構築					
・スマート農業技術を生産から出荷まで一貫した体系として実証 ・産地・品目単位のスマート農業技術体系の構築		実地検証や横展開を通じたスマート農業技術体系構築の加速化	取組を加速化		• ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現
・スマート農業機械・システムの共同利用・作業受委託等の効率利用モデルの提示 ・様々な業種の民間事業者のスマート農業分野への参入を促進するための環境の整備					
遠隔監視による農機の無人走行システムを実現					
スマート農業に関する相談対応に向け、普及指導員等による知識や技術活用方法の習得			全普及指導センターによる相談対応		
スマート農機の実用化に合わせ、必要な安全性ガイドラインを整備					
環境整備					
・自動走行農機やICT水管理等のスマート農業に対応した農業農村整備の展開に向けた検討・開発 ・情報ネットワーク環境整備の検討・実証			スマート農業に対応した農業農村整備の展開	【農林水産大臣】 【総務大臣、農林水産大臣】	
中山間地でのスマート農業の実現を念頭に置いた農場の整備や果樹農業等の特性に応じた環境の整備に向けた検討	果樹産地等へのスマート農業技術体系導入に向けた農場整備と環境整備の実施		果樹農業等におけるスマート農業技術体系の実装	【農林水産大臣】	
農業データ連携基盤を加工・流通・消費まで拡張したスマートフードチェーンシステム（SFCS）の構築に向けた開発			SFCSを本格稼働し、データ駆動型農業生産システムの実現		
食品等流通法の計画認定制度を活用し、食品流通プラットフォームの立上げを後押し					
物流、商品管理、決済の各分野のプラットフォームの実装					

スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境の整備

ⅱ）輸出の促進

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
GFP公式ホームページにおける登録者同士の見える化と情報ポータルサイトの作成	農林水産物・食品の海外への販売を強化するため、生産者・食品加工事業者への輸出診断及び登録者間の交流会の開催を行うGFPを強化			【農林水産大臣】	・2019年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する。また、2030年に５兆円の実現を目指す
海外のニーズに合わせ、生産者・商社・流通業者が、常時、輸出の実現に向けたマッチング					
輸出商社間の交流の促進を通じた生産者への提案・助言機能の強化					
・海外のニーズや規制に対応したグローバル産地づくり ・産地と港湾が連携したプロジェクトの加速化				【農林水産大臣、国土交通大臣】	
米の価格競争力強化のため、輸出向け価格帯での販売を可能とする低コスト生産を実証				【農林水産大臣】	
海外の食品安全等の規制に対して、輸出先国の基準に適合した施設の認定の加速化を含めた国内対応の充実や、規制の撤廃・緩和に向けた交渉の政府一体的な実施				【厚生労働大臣、農林水産大臣】	
法制度化を含め検討し、体制を強化		新たな体制に基づき取組を推進			
海外向け輸送に適した包材の利用推進				【農林水産大臣】	
海外向け輸送に適した包材の調査・周知					
規格化に向けた検討・実証	規格化の推進、横展開				
JFOODOにおいて、ターゲットを明確にした戦略的な日本産品のマーケティングの継続・強化				【農林水産大臣、経済産業大臣】	
	毎年度のPDCAサイクルによる取組評価を踏まえ、取組の改善				
訪日した外国人が食と旅・歴史等を組み合わせた体験をし、帰国後も日本の食を再体験できる環境の整備・実施				【農林水産大臣】	
	訪日した外国人への情報発信の強化				
「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」に基づく取組を着実に実施				【外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
	毎年度のPDCAサイクルによる取組評価を踏まえ、取組の改善				
我が国発の国際水準のGAP認証、JAS、水産エコラベルなどの規格・認証の普及と国際化に向けた取組の促進				【農林水産大臣】	
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、GAP、JAS、有機、GI、水産エコラベルなどの規格・認証や知的財産の活用を推進するとともに、輸出先国の基準に対応した加工施設等の整備を推進					
ノングルテン米粉を含む米の輸出拡大など新たな需要開拓の取組を国内外で推進					
食産業の海外展開を促進するためのプランの策定	プランに基づき、2国間政策対話や官民共同でのフードバリューチェーン構築等の実施				

iii）林業改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
原木生産の集積・拡大					
森林経営管理制度による森林の経営管理の集積・集約化				【農林水産大臣】	• 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる
森林経営管理法に基づく民間事業者の公募・公表の実施					
森林所有者に対する意向調査の実施					
経営の集積・集約化を進めるエリアへの路網整備と高性能林業機械の導入の重点的な推進					
製材工場、合板工場等の大規模化・効率化	サプライチェーンと連動した大規模化				
森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討	検討を踏まえ、必要な措置を実施				
国有林野において公益的機能を維持しつつ長期・安定的に樹木を採取できる権利を設定できる法制度の施行準備	法に基づく施策を展開				
スマート林業等の推進（林業イノベーション）					
森林情報の収集や造林に当たりレーザ計測やドローン等の活用の推進				【農林水産大臣】	
レーザ計測による森林資源データの解析・管理手法の標準化					
林地台帳・境界情報、レーザ計測による資源情報の整備・公開					
ICTを活用した機械の導入等による施業の効率化					
伐採や運搬を遠隔操作で行う林業機械の開発・実用化					
	伐採や運搬を自動で行う林業機械の開発				
ICTを活用した生産管理の取組の推進			標準仕様による生産管理システムの普及		
生産管理システムの標準化					
簡素で効率的なサプライチェーン構築に向けた体制整備（SCM推進フォーラム設立等）	民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進				
バリューチェーンにおける情報共有に向けた規格の検討					
地方公共団体や民間事業者が森林等の情報を共有できるデータベースの立ち上げ					

iii）林業改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
早生樹の優良系統の選抜				【農林水産大臣】	• 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる
早生樹の施業体系の実証	早生樹の活用の推進				
造林作業等の省力化の推進					
低密度植栽などの低コスト造林技術の実証	低密度植栽などの低コスト造林技術の普及				
造林用機械の技術開発・実用化	造林用機械の自動化技術の開発				
木材由来の新素材の製造プロセス及び新素材を用いた製品の研究開発・実装等の推進				【文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣】	
セルロースナノファイバーの製造プロセス等の研究開発	セルロースナノファイバーの製造コスト低減、用途開発等に向けた研究開発の推進				
改質リグニンを用いた製品の開発					
木材の利用促進					
非住宅建築物や中高層建築物への木材の利用拡大を、経済界等の協力も得つつ、都市部を中心に推進				【農林水産大臣】	
民間企業ネットワークによる建築物への木材利用の促進方策の検討	民間企業ネットワークの活動を通じ木材利用の普及・定着				
・CLT建築物に取り組みやすい環境整備 ・木質耐火部材の開発	・CLT建築物の普及・定着 ・木質耐火部材の普及			【農林水産大臣、環境大臣】	
低層住宅における国産材の利用の促進				【農林水産大臣】	
横架材、国産材２×４部材の開発等	・横架材として利用できる部材の普及・定着 ・国産材２×４部材の供給拡大・普及				
高付加価値木材製品の輸出拡大の推進					
森林組合や民間企業等が連携して高付加価値木材製品の輸出を行う取組を促進					
日本の規格が相手国の基準に取り入れられるよう環境を整備					
木質バイオマス利用促進に向けた地域内エコシステムのモデルの構築			地域内エコシステムの全国展開	【農林水産大臣、経済産業大臣】	

iv）水産業改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
水産政策改革の推進					
水産政策改革の着実な実行				【農林水産大臣】	
準備が整った魚種からTAC対象魚種の拡大、IQの導入		新たな資源管理システムの実施			
漁業許可及び海面利用制度に係る制度運用の検討・周知		新たな漁業許可及び漁業権制度の実施			
漁協に係る制度運用の検討・周知		漁協の事業・経営基盤の強化			
漁業収入安定対策の機能強化を図る法制度の検討	検討を踏まえ、必要な措置を実施				
有識者参加の協議会において養殖業総合戦略を検討 / 総合戦略の策定	総合戦略に基づく施策の推進				・2019年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する。また、2030年に５兆円の実現を目指す
養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの構築の検討	必要な措置を実施				
養殖業の魚病対策の迅速化 ・「かかりつけ獣医師」制度の構築 ・魚病に詳しい獣医師の量的拡充に向けた数量目標の発表 ・獣医師のオンライン診療を可能とする仕組みの構築					
漁獲証明に係る法制度の整備に向けた検討	検討を踏まえ、必要な措置を実施				
規制改革実施計画に従い、近海を操業する中規模漁船について、小型船舶操縦士1名の乗組による航行を可能とするよう、制度的な手当ての実施				【農林水産大臣、国土交通大臣】	

iv）水産業改革

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
スマート水産業の推進					
ICTを活用した操業・漁場環境情報や水揚げ情報の収集のための体制整備			新たな実施体制に基づく資源評価の本格実施	【農林水産大臣】	・2019年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する。また、2030年に５兆円の実現を目指す
沿岸漁船を活用した情報収集体制の構築		全都道府県を目途に構築			
産地市場情報を活用した情報収集体制の構築		400市場～全てを目途に構築			
資源評価対象魚種の拡大					
資源評価魚種拡大のためのデータ収集に着手	データが揃ったものから資源評価の実施				
漁海況予測の検討・実証					
沿岸漁業者等に3日先までの漁海況予測の提供	沿岸漁業者等に7日先までの漁海況予測の提供		モデル海域外の沿岸漁業者等に普及、観測網拡大		
沖合・遠洋漁船に対する短期間の漁海況予測の開発			普及・利用拡大		
海洋情報や赤潮・急潮情報等を共有する全国データベースの構築（10か所以上の養殖海域）			養殖業等の観測ブイの実装、データ共有化		
水産バリューチェーン産地の構築に着手		構築・実践、全国の主要産地に横展開			
水産業データ連携基盤（仮称）の構築に向けた検討	基盤の構築・稼働	連携基盤の充実（連携基盤を活用したサービスの拡大等）			
水産分野におけるデータの適切な活用に向けた規約の検討・策定					
スマート水産業の具体的取組についての産学官の協議の場での検討	・具体的取組の推進 ・産学官の協議の場での検討				

８．観光・スポーツ・文化芸術

ｉ）観光立国の実現

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム2019」（令和元年６月14日観光立国推進閣僚会議決定）等に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を推進				【全閣僚】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す • 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる • 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備					
観光地					
主要観光地の多言語対応（英・中・韓）や無料Wi-Fi整備、キャッシュレス対応等をモデル的に直ちに整備することとし、2021年までに100の主要観光地を抜本的に改善			更なる取組を推進	【国土交通大臣】	
少なくとも50程度の主要観光地を抜本的に改善					
事業者・消費者双方が受け入れやすいインセンティブ措置を含む、キャッシュレス社会の実現に向けた包括的な取組について検討				【経済産業大臣】	
キャッシュレス・消費者還元事業を実施					
約3万か所の防災拠点等にWi-Fi環境を整備	更なる取組を推進			【総務大臣、国土交通大臣】	
飲食店や小売店等における多言語音声翻訳システムの導入を促進		更なる取組を推進		【総務大臣、国土交通大臣】	
外国人観光案内所の機能強化を図るため、AIチャットボットなど最先端技術を活用した観光案内サービスの普及を促進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
公衆トイレの洋式化等を推進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）・2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
観光地				
観光を中心としたまちづくりの推進に向けて、歴史的観光資源の高質化、シェアサイクルの導入、無電柱化の推進等を実施	更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す
2020年を目途に全国の主要な観光地で景観計画の策定を推進するなど、景観まちづくりを推進	更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す
レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料Wi-Fi整備等を促進	更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
ドイツ、フランス等の訪日外国人のレンタカー等の運転に必要な外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に関し、利便性向上に向けた取組を推進	更なる取組を推進		【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す
自家用有償旅客運送の導入の円滑化、タクシーの相乗りの導入等により、地方の観光地までのアクセス（バス・タクシー・レンタカー等）を確保・充実する取組を推進	更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
宿泊業における生産性向上（１人が複数業務を兼務できるシステムの構築等）、外国人人材の活用等によるインバウンド対応の強化等により「稼ぐ」旅館・ホテルへの改革を推進するほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宿泊施設等のバリアフリー化を促進	更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す
地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進	更なる取組を推進		【財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す
外国人受入可能な伝統的工芸品産地の拡大を推進	更なる取組を推進		【経済産業大臣】	
日本政府観光局コールセンターの24時間の多言語対応など「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成30年９月28日観光戦略実行推進会議決定）に基づく取組を確実に実現	更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（防災））、総務大臣、国土交通大臣】	• 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる
防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ホームページ、災害時情報提供アプリ「Safety tips」の対応言語数増加など、災害時に備えた情報提供の強化により、外国人観光客が安心して旅行を継続できるようにするための取組を充実・強化				• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
観光地					
ムスリムなど多様な外国人観光客に対応した受入環境整備を促進し、海外に向けて発信		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す
地方公共団体に訪日外国人向け消費生活相談窓口を開設		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）】	• 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す
交通機関					
国際観光振興法に基づき、多言語対応（英・中・韓）や無料Wi-Fi、キャッシュレス対応等を整備 地方鉄道等では整備を促進し、2021年までに300線区を抜本的に改善 地方鉄道等では整備を促進し、少なくとも100線区を抜本的に改善			更なる取組を推進	【国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す
ほぼ全ての新幹線車両で無料Wi-Fiを整備 世界水準の交通サービスの実現に向けて、ジャパン・レールパスについて海外からのインターネット予約を可能とするほか、鉄道車両における大型荷物置き場の整備、鉄道駅等における観光客の移動等円滑化を推進 新幹線・在来線特急についての将来的な予約ページの共通化 トイレの洋式化、周遊パスの整備を推進 新幹線における異常時の外国人観光客向けの情報提供について、多言語（英・中・韓）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す
2020年までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話が利用できるようにする		更なる取組を推進		【総務大臣】	• 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる
在来線トンネルについても対策を実施する方策について検討し、2019年夏頃までに結論を得る	検討を踏まえた取組を推進				• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
交通機関					• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す • 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる • 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバス等を一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供するMaaSについて、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入など、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型MaaSを実現		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
高速道路周遊パスの充実、高速道路ナンバリングの普及、ETC2.0等を活用したピンポイント事故対策の実施、交通需要調整のための料金施策の検討などの取組を推進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
文化財・国立公園					
外国人観光客が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが外国人観光客に伝わる多言語解説を行うこととし、2020年までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産18地域、国立公園34公園を含む100地域以上の多言語解説を抜本的に改善		更なる取組を推進		【文部科学大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
農泊					
2020年までに、全国500か所の農泊地域で利用者のニーズに応じた多言語対応（英・中・韓）、無料Wi-Fiの整備等を実施		更なる取組を推進		【農林水産大臣】	
地域の新しい観光コンテンツの開発					
文化財					
「日本博」の開催を契機とした観光コンテンツの創出、「Living History」（文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発）の取組への支援、VRなどの先端技術を駆使した空港等における日本文化の魅力発信等により、外国人観光客が我が国の文化を楽しみ、地域の消費拡大に資する取組を全国各地で実施		更なる取組を推進		【文部科学大臣】	
改正文化財保護法に基づく取組を実施		更なる取組を推進			
地域文化財の一体的な面的整備等の取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備		更なる取組を推進			

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
国立公園					
2020年外国人国立公園利用者数1,000万人の目標を達成 グランピングをはじめとする多様な宿泊体験の提供に向け、国立公園における民間活用の取組をより一層推進 利用拠点の滞在環境の向上（民間カフェの導入等）、体験型コンテンツの充実、ビジターセンターにおけるインバウンド対応機能強化、利用者負担による保全の仕組み作り、新宿御苑における国立公園の情報発信強化などの取組を推進	更なる取組を推進			【環境大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す • 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる • 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
公的施設・インフラ					
民間活用、料金徴収等により高質なサービスを提供し、満足度向上を図る取組を、特にポテンシャルの高い公的施設・インフラで推進		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣官房長官）】	
皇居東御苑について、近年、年間入園者数が急増していることから、開園時間の延長を実施		更なる取組を推進			
迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の更なる魅力向上に向け、これらを貸し切って行う特別ガイドツアーを計画的に実施するとともに、2020年４月下旬を目途に迎賓館赤坂離宮前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を新たに開業	更なる取組を推進				
皇居外苑等の国民公園の一層の魅力向上 新宿御苑については開園時間を最長午後7時まで延長するとともに、旧洋館御休所の開館拡大、民間カフェの導入や夜間イベントでの活用等	更なる取組を推進			【環境大臣】	
三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室の貴重な美術品等の公開拡充に向けて、地方の博物館・美術館等と連携した展示の拡大を進めるほか、展示スペースの抜本的な拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の建設工事に着手（2025年全館開館予定）				【内閣総理大臣（内閣官房長官）】	
首都圏外郭放水路等におけるインフラツーリズムを推進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
古民家や城泊・寺泊等					
古民家等の更なる活用を図るほか、城泊や寺泊など、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツの開拓を推進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す
2020年までに地域の古民家等を観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を全国200地域で展開することを目指す		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣官房長官）、国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す
健全な民泊サービスを普及		更なる取組を推進		【厚生労働大臣、国土交通大臣】	
農泊					
利用者のニーズに対応した「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験などのコンテンツの充実を図る		更なる取組を推進		【農林水産大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す
観光地・交通機関					
ナイトタイム活性化に向けて、夜間のコンテンツを開拓する取組と併せて、飲食店の夜間営業や公共交通の夜間運行など、多様な主体間の連携により地域ぐるみで夜間観光を促進する取組を推進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す
移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進					• 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す
国内外のサイクリストの誘客を図り、自転車の活用を推進するための、官民が連携した走行環境の整備等を実施					
地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進					• 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる
ビーチリゾートの活性化に向けて、海岸管理者と多様な主体が連携し、砂浜利用の柔軟化（通年利用や占用期間の延長等）、防災施設等の平常時の観光客への開放などの取組を推進				【農林水産大臣、国土交通大臣】	• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
観光地・交通機関					
VR・ARなどの最先端技術の導入や、自転車ガイドツアーなど、既存の体験型コンテンツに質の高いガイドを組み合わせることで観光資源の付加価値を高め、地域の消費につなげる取組を全国各地で創出		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す
専門性の高いガイド人材の育成・強化を図る					
厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入を促進		更なる取組を推進		【厚生労働大臣、国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す
地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進					
クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等を実施		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
富裕層の誘致に向けたフライ＆クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を実施				【国土交通大臣】	• 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す
観戦型スポーツ等のインバウンド対応、プロジェクションマッピングの円滑な実施環境の整備や公共空間の柔軟な活用、エンターテインメント鑑賞機会の拡大等を推進				【国土交通大臣】	• 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる
観光地域づくり法人など地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組を支援するとともに、アニメ、忍者などのテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、地方誘客を目指す				【国土交通大臣】	• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く

ｉ）観光立国の実現

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化					
地域（自治体・観光地域づくり法人）の役割は、多言語対応、無料Wi-Fi整備、観光地までの交通アクセスの充実などの受入環境整備や、外国人が楽しめる新たなコンテンツの開発などの着地整備が主体であることを明確化し、その周知を実施		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す • 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる • 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行うことを目指す 具体的には、着地整備の取組を行った地域（自治体・観光地域づくり法人）について、写真・動画など対外的な発信のための素材やツールの作成を推進するとともに、それらのツールを活用し、日本政府観光局の海外ネットワークやデジタルマーケティング技術等を最大限活かして、地域の魅力を日本政府観光局から一元的に発信					
日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の抜本的な体制強化を実施					
地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者やアクティビティー事業者など、地域の多様な関係者の参画を促進				【文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
関係省庁と日本政府観光局との緊密な連携により、日本政府観光局ウェブサイト等において、文化財や国立公園、農泊等の魅力を一元的に発信					
欧米豪を中心に展開してきた大規模なプロモーション（グローバルキャンペーン）を東アジア（中・韓ほか）なども含めて展開するとともに、ICTの活用等により個人の属性や関心に直接リーチする先進的なプロモーションを展開し、これにより得られたユーザーの属性や関心等の分析データを地域（自治体・観光地域づくり法人）に提供する好循環の仕組みを確立				【国土交通大臣】	
日本政府観光局における高度人材の活用等により、デジタルマーケティング技術を活用した各地域へのコンサルティング業務の強化					
富裕層対策の強化、日本政府観光局ウェブサイト等の充実、在外公館等と連携した国別戦略に基づく対外発信等を推進				【外務大臣、国土交通大臣】	
全国的な研修の実施や観光地域づくり法人間の情報共有システムの活用等により、地域（自治体・観光地域づくり法人）間の横の連携を高め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開を実施		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
観光地域づくり法人において必要となる人材の育成・確保を図るため、中核人材の育成や、JETプログラムの活用周知等による外部人材の登用等を支援					

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
日本政府観光局と地域（自治体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化					
2020年までに「世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）」を100組織形成することを目指す	更なる取組を推進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す
インバウンド市場の大宗を占める東アジアからの取り込みを徹底するとともに、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓するため、中東や中南米などの成長が見込まれる市場において、日本政府観光局の現地事務所の設置や試行的なプロモーション等を推進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す
ラグビーワールドカップ2019の機会を最大限活用し、海外メディア向けの情報発信や地方への誘客促進等を実施				【国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す
地域の大学等と観光地域づくり法人等が連携した新たな体験プログラムの開発を推進		更なる取組を推進		【文部科学大臣、国土交通大臣】	
多言語対応や無料Wi-Fi整備等に取り組む地方鉄道等について、観光列車等の魅力を日本政府観光局を通じて海外に発信		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
ホストタウンの推進を通じ、海外への情報発信等を強化				【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）、外務省】	• 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す
地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策					
出入国の円滑化					
CIQにおいて必要な物的・人的体制を計画的に整備 新たに新千歳空港及び那覇空港に顔認証ゲートを導入 新たに羽田空港等に税関検査場電子申告ゲートを導入 搭乗関連手続の自動化や顔認証による一元化、手荷物輸送等の円滑化、地方空港の搭乗手続円滑化やビジネスジェット対応の強化等により、出入国に係る時間を大幅に縮減するFAST TRAVELを推進		更なる取組を推進		【法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣】	• 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す • 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる
ビザの戦略的緩和					
我が国で予定されている国際的行事等の開催も見据え、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局によるプロモーション等と連携して、ビザ緩和を戦略的に進めるとともに、在外公館でのビザ審査に係る物的・人的体制を整備		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（国家公安委員会委員長）、法務大臣、外務大臣、国土交通大臣】	• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
空港					
首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約100万回に拡大				【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す • 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる • 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
首都圏空港について、2020年までに約8万回の発着枠拡大					
2020年までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約4万回の発着容量拡大を実現					
成田空港について、2020年までに年間約4万回の発着容量拡大を実現					
高速離脱誘導路の整備					
2019年冬ダイヤからA滑走路の夜間飛行制限を緩和					
第３滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約16万回の発着容量拡大を目指す					
福岡・那覇空港の滑走路増設などの拠点空港等の機能強化					
那覇空港滑走路増設事業					
福岡空港滑走路増設事業					
操縦士等の育成、省力化・自動化等による地上支援業務の受入体制強化等により、航空需要の増加に対応するほか、先進技術の導入等により安全対策を推進		更なる取組を推進		【文部科学大臣、国土交通大臣】	
北海道7空港の一体運営など空港コンセッションを推進					
地方空港の着陸料軽減などの支援により、国内外の航空ネットワークの充実を図り、訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進					
空港における日本の魅力発信等により、おもてなし環境を充実					
港湾					
クルーズ船「お断りゼロ」の実現に向け、係船柱等の整備やターミナル等におけるインバウンド対応といった受入環境整備を進めるとともに、クルーズ旅客の満足度向上や消費拡大に向けた取組を推進		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める仕組みを活用し、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を促進		更なる取組を推進			

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）・2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
MICE・IR VR等を活用したMICE誘致、顔認証技術などの最先端技術のMICEへの導入等により、MICE誘致・開催の国際競争力を強化	更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す
特定複合観光施設区域整備法に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症などの様々な懸念に万全の対策を実施	更なる取組を推進		【内閣総理大臣（特定複合観光施設区域（IR）の整備に関する事務を担当する国務大臣）、国土交通大臣】	• 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す
持続可能な観光地域づくり 観光スポットの混雑状況をスマートフォンで閲覧できるシステムの導入や、早朝時間帯の活用等により、観光地の混雑対策を促すとともに、地域コミュニティにも配慮した観光地経営に資する持続可能な観光指標を開発	更なる取組を推進		【国土交通大臣】	• 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す
国際観光旅客税の活用 国際観光旅客税の使途に関する基本方針に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤を拡充・強化	更なる取組を推進		【財務大臣、国土交通大臣】	• 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す
産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化 観光産業の人材育成・強化に向けた、専門職大学制度の活用等を実施	更なる取組を推進		【文部科学大臣、国土交通大臣】	• 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す
アウトバウンド・国内観光 アウトバウンドの一層の促進に向けて、官民連携による海外旅行商品の造成などの取組を一層強化するほか、旅行者が安全・安心に海外旅行できるよう、IT技術の活用や、旅行安全情報共有プラットフォームをはじめとした海外安全情報発信の機能強化を実施	更なる取組を推進		【外務大臣、国土交通大臣】	• 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる
地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、古民家のリノベーション等を推進 ナイトタイムの活性化や体験型コンテンツの充実等により、国内観光の一層の促進			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、財務大臣、国土交通大臣】	• 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く

ｉ）観光立国の実現

2019年度（予算編成 税制改正要望／秋～年末／通常国会）	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
アウトバウンド・国内観光					• 訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す • 訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す • 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に１億3,000万人泊とすることを目指す • 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す • 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す • 地方の免税店数を約6,600店（2015年４月）から、2019年度に20,000店へと増加させる • 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く
働き方改革法に基づく最低５日の年次休暇取得義務化に合わせ、ビジネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けて検討	検討を踏まえた取組を推進			【国土交通大臣】	
大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう、「キッズウィーク」を設定し、多様な活動機会の確保等を官民一体で推進		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣官房長官）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	
東北の観光復興					
東北６県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊（2015年の３倍） 観光資源の磨き上げ、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を実施		更なる取組を推進		【国土交通大臣】	
「観光立国ショーケース」の形成の推進					
釧路市・金沢市・長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を実施		更なる取組を推進		【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策））、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	
オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進					
「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年２月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）や改正バリアフリー法に基づき、障害当事者が参画する評価会議等を活用して、バリアフリー車両の導入促進、主要鉄道駅、空港等や観光地周辺のバリアフリー化、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路のバリアフリー化等のユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進				【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）、国土交通大臣】	
観光統計					
地域の誘客状況や消費動向のより正確な把握のため、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けて検討	検討を踏まえた取組を推進			【国土交通大臣】	

ⅱ）スポーツ産業の未来開拓

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
スポーツの成長産業化の基盤形成					
スポーツ団体ガバナンスコードを策定 → ガバナンスコードの普及・啓発・統括団体による中央競技団体に対する適合性審査の試行実施・本格実施への助言等の実施				【文部科学大臣】	• スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す ※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。
中央競技団体等に財政基盤の確保を含む経営改革を促すための新たな支援の在り方の検討及び検討結果に基づく施策の実施					
普及・マーケティング戦略策定に係る手引策定	手引の周知・普及				
中央競技団体等による先進モデルの形成		他の中央競技団体等への横展開推進			
既存のMBAコース等に導入するスポーツビジネスに関する新たなカリキュラム開発を支援			スポーツビジネスも含むMBA開設	【文部科学大臣、経済産業大臣】	
マッチングを通じスポーツ団体への外部人材の流入を促進					
スポーツオープンイノベーションプラットフォームの構築を加速させるため、 ・企業、大学、スポーツ団体等が一堂に会するカンファレンスを開催 ・スポーツ団体やスタートアップ等が連携した取組の実証や資金調達等に係る事業化を促進				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	• 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する ※KPIの対象となるスタジアム・アリーナを定める基準を年内に策定し、同基準策定後、速やかに対象となるスタジアム・アリーナを選定する。
スポーツツーリズムコンテンツの開拓や環境整備、日本政府観光局と連携した海外発信等の取組を支援				【文部科学大臣、国土交通大臣】	
スポーツツーリズムのモデル創出に向けた検討	モデルの創出	全国へ展開			
「武道ツーリズム」の推進母体となる団体の設立に向けた検討	団体の設立	武道ツーリズムの普及・拡大			
スポーツ団体の女性役員候補者に対する研修などを実施			更なる取組を推進	【文部科学大臣】	• 成人の週１回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す
一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）及び大学の活動への支援					
学生のスポーツ活動を推進するため、学内のスポーツ分野の部活動を統括し、キャリア形成・地域貢献・資金調達等を一体的に行う部局・人材の配置に取り組む大学を増加させる			更なる取組を推進		

ⅱ）スポーツ産業の未来開拓

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
スポーツを核とした地域活性化					
スタジアム・アリーナについて、個別のニーズを踏まえた支援を実施 スタジアム・アリーナ等が地域にもたらす経済的効果・社会的効果についての新たな評価検証手法の開発				【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】	• スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す ※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法の検討を進め、最新の数値が得られ次第評価を行う。
地域におけるスポーツ施設の数や利用可能時間、情報オープン化の状況等を総合的に評価する「スポーツのしやすさ指標」（仮称）の開発		「スポーツのしやすさ指標」（仮称）を用い、ランキングの公表、優良自治体の表彰等を実施		【文部科学大臣】	
スポーツ実施率向上のための中長期的な施策を策定 スポーツ関係者と医療機関等の連携や障害者スポーツにおける福祉・教育関係者と企業等の連携の促進、公的スポーツ施設の有効活用促進、ICTによる地域のスポーツ資源の情報の見える化・シェアリングを通じた利活用の促進等を実施					• 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する ※KPIの対象となるスタジアム・アリーナを定める基準を年内に策定し、同基準策定後、速やかに対象となるスタジアム・アリーナを選定する。
学校とスポーツ団体・企業等との協働による先進的な運動部活動の取組に関する実証研究を実施	検証結果に基づく施策の実施				
ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びワールドマスターズゲームズ2021関西を契機に、国民のスポーツ実施に向けた機運を醸成					• 成人の週１回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度に向上することを目指す
スポーツの海外展開の促進					
我が国独自の強みを活かしたスポーツコンテンツ（スポーツツーリズム、学校体育、運動会等）の海外展開を促進するため、スポーツ庁、経済産業省、（独）日本貿易振興機構、（独）日本スポーツ振興センターが連携・協力して戦略的な情報収集や情報発信、プロモーションの支援等を実施			更なる取組を推進	【外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	

ⅲ）文化芸術資源を活用した経済活性化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸術による経済好循環の加速化					
日本の美を体現する大型プロジェクト「日本博」に基づく取組を推進			更なる取組を推進	【内閣総理大臣（内閣官房長官、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣】	• 2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比３％程度）に拡大することを目指す • 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の役割が約40%まで増加することを目指す
「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」に基づく取組を推進					
高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、舞台芸術を含む文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等を図る					
劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実を図る					
民間と連携した生活文化の振興事業の実施、関係団体の調査	事業の成果や調査を踏まえ振興方策の充実を図る			【文部科学大臣、農林水産大臣】	
インバウンド対応に係る美術館の機能強化や文化芸術資源・関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション創出、アート市場の活性化等の方策の検討	検討結果のとりまとめ	検討結果に基づく施策の実施		【文部科学大臣】	
公共の建築物等において、外観等について周囲との調和に配慮するとともに、文化芸術に関する作品の展示等の取組を推進					
「トーハク新時代プラン」の実行（～2022年度） 成果等を他の博物館に横展開					
・地方の美術館・博物館等において、地方ゆかりの名品を展示するなど地方の特色ある取組を促進 ・文化インバウンド創出に向けた新たな枠組みの検討 ・国際博物館会議（ICOM：International Council Of Museums）京都大会2019のレガシーを地域の博物館の機能強化に活用 ・コレクションの充実や見える化、学芸員の資質向上等に取り組むなど文化施設を拠点とした文化ストック徹底活用による好循環の創出を図る					

ⅲ）文化芸術資源を活用した経済活性化

2019年度	2020年度	2021年度	2022～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望 / 秋～年末 / 通常国会					
「国立映画アーカイブ」における映画フィルム等の活用を充実				【文部科学大臣】	• 2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比３％程度）に拡大することを目指す • 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の役割が約40%まで増加することを目指す
・文化コンテンツについて、データベース化、多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報などを集約したサイトを構築	・訪日外国人向けの情報を発信 ・継続的なコンテンツ更新・拡充を実施				
・マンガ、アニメ及びゲームなど、我が国の優れたメディア芸術を活用した国際的な総合フェスティバル化に向けた取組の促進 ・情報拠点の整備					
デジタルアーカイブジャパンの中心となる分野横断型統合ポータル「ジャパンサーチ」の本格稼働に向け、関係機関との連携やデータの充実等による発信力の強化	「ジャパンサーチ」の運用			【内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（知的財産戦略））】	
文化芸術資源を核とした地域活性化					
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラムを、「日本博」や「beyond2020プログラム」等を通じて全国展開			更なる取組を推進	【内閣総理大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣）、文部科学大臣】	
日本政府観光局と連携した国内外への情報発信や、外交上の周年行事、大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や国際文化交流を通じて、日本文化の発信を強化					
・地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用する取組を促進 ・原材料・用具確保の観点も踏まえつつ文化財の適切な周期での修理等を実施 ・散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報取集・把握や防火・防災・防犯対策への支援、文化財の買上げ・活用を実施				【文部科学大臣】	
日本遺産の磨き上げ、文化資源の新たな経済的価値を活かした活用モデルを構築、モデル等の周知					
地域の文化施設や文化芸術団体、芸術系教育機関と連携し、専門人材の派遣等による表現や鑑賞の機会を増加し，学校や地域における芸術教育の充実を図る		成果を踏まえて芸術教育の充実方策を検討			
「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」に基づいた、障害者の文化芸術活動への支援や継続的に文化芸術に親しむ環境の整備を推進					

平成30年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書案

一．本報告書について

平成24年12月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、同本部の下、平成25年１月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成28年９月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

・平成25年６月に「日本再興戦略」を閣議決定、
・平成26年１月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
・平成26年６月に「『日本再興戦略』改訂2014」を閣議決定、
・平成27年２月に「平成26年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
・平成27年２月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015年版）」を閣議決定、
・平成27年６月に「『日本再興戦略』改訂2015」を閣議決定、
・平成28年２月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016年版）」を閣議決定、
・平成28年２月に「平成27年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
・平成28年６月に「日本再興戦略2016」を閣議決定、
・平成29年２月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017年版）」を閣議決定、
・平成29年２月に「平成28年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
・平成29年６月に「未来投資戦略2017」を閣議決定、
・平成29年12月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定、
・平成30年６月に「未来投資戦略2018」及び「革新的事業活動に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定

している。

本報告書では、実行計画に定められた革新的事業活動関連施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第６条第９項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき平成30年度について作成するものである。

二．重点施策の進捗・実施の状況及び効果

Ⅰ．「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラグシップ・プロジェクト」等

［１］「生活」「産業」が変わる

１．次世代モビリティ・システムの構築

①KPI の主な進捗状況[1]

《KPI》「2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に搭載」【３】　⇒国内販売新車乗用車の装着率：77.8%（2017 年）

《KPI》「2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の 20%に搭載、世界市場の３割獲得」【４】

⇒国内車両の装着率： 14.1%（2017 年）

世界市場獲得率の代替値：16.2%（2016 年）

《KPI》「2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及」【５】

⇒国内販売新車の装着率：68.7%（2017 年）

国内車両の装着率：14.1%（2017 年）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣[2]
実証プロジェクトの円滑・迅速な推進	・無人自動運転移動サービスを令和２年に実現することを目指し、平成 30 年度から、より実ニーズに近い形態で実証実験を行うため、1 人の遠隔運転者が複数の車両を遠隔監視・操作する実証実験や地域の交通事情に知見がある運行事業者と連携した実証実験、実証実験期間の長期化や中山	・経済産業省及び国土交通省は、福井県永平寺町において、1 人の遠隔運転者が複数の自動走行車両を遠隔監視・操作する実証実験を実施した。国土交通省は、内閣府 SIP の枠組みの中で、高齢化が進行する中山間地域にお	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、地方創生）、国家公安委員会委員

[1] KPI の末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPI の進捗状況について」における整理 No.を参考までに付しているもの。

[2] 生産性向上特別措置法第６条第２項、第３から第５号、それぞれのハにおいて、実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和 22 年法律第５号）にいう主任の大臣をいうこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大臣である内閣総理大臣を記載しているが、生産性向上特別措置法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

	間地域に加え高齢化が進む都市近郊のいわゆるオールドニュータウンでの実証実験など、事業化に向けた取組を加速する。	ける人流・物流の確保のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの令和２年までの社会実装を目指し、地元の事業者等と連携した１か月以上の長期にわたる実証実験を全国４か所で実施したほか、平成31年２月、東京都多摩市及び兵庫県三木市内のいわゆるオールドニュータウンにおいて自動運転車両を用いた実証実験を実施した。	長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動運転技術を国内外に発信するショーケース及びレガシーとするため、羽田空港や臨海地域等において、遠隔運行や完全自動運転に向けた最先端の実証実験が可能となるよう来年度までに信号情報を車両と通信するインフラの整備や、磁気マーカー敷設、路車間通信の整備等の環境整備を行う。	・内閣府SIPの枠組みの中で、羽田空港地域や臨海副都心地域等において、交通インフラから提供される信号情報や合流支援情報等を活用したインフラ協調型の自動運転を実現可能な走行環境を構築するため、具体的な地域、必要な交通インフラの機能や配置場所等について調査検討を進めているところ。令和元年後半からの実証実験実施に向け、国際的にオープンな場を提供すべく、国内外から参加者の募集を開始した。	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
自動運転の実現に向けた制	・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件や安全性確保	・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件	内閣総理大臣（情報通信

度整備	のための方策について検討し、平成30年夏頃を目途にガイドラインを取りまとめるとともに、新たな技術に係る具体的な安全基準については、イノベーションを阻害しないよう国際基準策定をリードしつつ段階的に策定する。	や安全性確保のための方策をまとめた「自動運転車の安全技術ガイドライン」を平成30年９月に策定及び公表した。 また、国際的な議論を踏まえつつ、技術開発の進展や多様性を阻害しないことに留意し、段階的に基準の策定を進めているところ。最近では、平成30年３月に国連の議会で採択された高速道路における自動車線変更（ウィンカー操作を起点）に関する基準を策定し、平成30年10月に公布した。また、自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための道路運送車両法改正案[3]を、平成31年通常国会に提出した。	技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公安委員会委員長）、経済産業大臣、国土交通大臣
	・交通ルールについては、国際的な議論において引き続き関係国と協調してリーダーシップを発揮しつつ、自動運転車を使用する運転者について、自動運転中にどのような運転以外の行為（セカンダリアクティビティ）が許容されるか	・国連欧州経済委員会内陸輸送委員会道路交通安全グローバルフォーラム（WP1）等のメンバーとして、国際的な議論に積極的に参画しつつ、レベル３の自動運転の実用化を見据えた	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、国家公

[3]道路運送車両法の一部を改正する法律案

	も含め、既存の運転者の義務の見直しを検討するとともに、自動運転車を使用する運転者に新たに課すべき義務や、自動運転中に道路交通法令の規範を逸脱した際のペナルティの在り方等について検討する。これらの検討事項については、平成31年通常国会における法改正の要否も含め、有識者からなる調査検討委員会において平成30年度中に検討する。 ・事業法との関係では、運転者が車内不在の場合の輸送の安全性や旅客の利便性の確保の方策について平成30年度内に検討する。	道路交通法の在り方について、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」において検討を行った結果を踏まえ、運転者の義務に関する規定の整備等を内容とする道路交通法改正案[4]を取りまとめ、平成31年通常国会に提出した。 ・運送事業者が対応すべき事項等について、ガイドラインとして取りまとめるため、自動運転車を導入予定の事業者からのヒアリング等を実施することにより、ガイドラインで明確化すべき事項について整理を行っており、令和元年度前半までに取りまとめる見込み。	安委員会委員長) 内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国土交通大臣
次世代モビリティ・システムの構築に向けた新たな取組	・様々な交通サービスをデータでつなげて新たな付加価値を生み出すモビリティサービス等(MaaS)の促進について、オンデマンドなどのサービス高度化、API等によるデータ連携・プラットフォーム、対応する制度の在り方等について、平成30年度中に検討を行う。	・経済産業省では、事業者・有識者からなる「IoTやAIが可能とする新しいモビリティサービスに関する研究会」を開催し、MaaSをはじめとする各種サービスの促進について検討し、モビリティ関連データのデジタル化の遅れ、データ	内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国

[4] 道路交通法の一部を改正する法律案

		連携を阻む事業者間の垣根、異業種との連携不足といった必要な課題の抽出等を行った。また、国土交通省では、有識者からなる「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催し、MaaS を含む新たなモビリティサービスの推進のための取組等について中間取りまとめを行った。	土交通大臣

２．次世代ヘルスケア・システムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに国民の健康寿命を１歳以上延伸、2025 年までに２歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】」【８】

⇒2016 年：男性 72.14 歳、女性 74.79 歳

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進	・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和２年度に開始する。	・医療保険の被保険者番号を個人単位化し保険者間で資格情報の履歴管理を行うことによりマイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の導入や、医療機関や薬局におけるシステムの初期導入を支援するための「医療情報化支援基金」の創設等の内容を含む健康保険法等改正案[5]を、平成 31 年通常国会に提出した。	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣
	・費用対効果の観点も踏まえつつ、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、平成 30 年夏を目途に具体的な工程表を策定し、必要な実証を行いつつ、令和２年度からの本格稼働を目指す。あわせて、当該工程表に、保健医療情報ネットワークにおける介護情報の提供について盛り込	・厚生労働省の「医療等分野情報連携基盤検討会」において検討を行い、平成 30 年７月に、厚生労働省の「データヘルス改革推進本部」において、介護情報も含めた全国的な保健医療情報ネットワークの構築に関する工程表を公表した。また、同工程表に	総務大臣、厚生労働大臣

[5] 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

	む。	沿って、平成30年度に保健医療記録共有サービスの実証やネットワーク構築に必要な調査を行った。	
	・介護分野におけるICT化・情報連携が全国的に行われ、介護に携わる関係者の効率的・効果的な協働を可能とするため、居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様を検討し、平成30年度中に結論を得る。あわせて、ICTを活用した医療・介護連携について、平成30年度実証を行うとともに、その結果を踏まえ、標準仕様の作成に向けて検討する。	・平成30年度予算事業において、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所間におけるケアプランの情報連携に必要な標準仕様を作成した。介護分野におけるICT化が進むよう、平成31年度予算において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護事業所に対するICT導入支援事業を盛り込んでいる。 また、平成30年度予算事業において、医療機関と介護事業者等の間の情報連携に必要となるデータ標準化に関する実証を実施した。これも踏まえ、医療・介護連携に必要な情報について、一定の標準仕様の作成等をするため、平成31年度予算事業において必要な検討を行う。	総務大臣、厚生労働大臣
	・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR（Personal Health Record）	・特定健診データ、薬剤情報等のマイナポータルを通じた本人等への提供の仕組みについては、平成30年12月の	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命

	について、令和２年度から、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。 ・そのため、予防接種歴（平成29年度提供開始）に加え、令和２年度から特定健診、乳幼児健診などの健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報などの医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、平成30年度中に結論を得て必要な工程を整理し、令和３年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。	社会保険審議会医療保険部会において、検討状況を報告し、薬剤情報については、令和３年 10 月目途のサービス提供開始を目指すこととした。特定健診データについては、令和２年度中のサービス提供開始に向けて、表示が必要な健診結果項目の整理や分かりやすい画面表示等の具体的な検討を進めていく。 ・乳幼児健診等の母子保健情報の利活用については、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を実施し、平成 30 年７月に中間報告書を取りまとめた。同報告書で、乳幼児健診及び妊婦健診の情報に係る標準的な電子記録様式及び最低限電子化すべき情報を整理するとともに、マイナンバー制度を活用し、令和２年度からマイナポータルでの閲覧が可能となる仕組みの整備を進めていくこととしている。	担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
勤務先や地域も含めた健康づくり、疾	・超早期予防から発症後の生活支援・社会受容のための環境整備も含め、自治体、研究	・平成30年度、認知症官民連携実証プラットフォームプロジェク	内閣総理大臣（健康・医療戦略の事

病・介護予防の推進	者、企業等が連携し、「認知症の人にやさしい」新たな製品やサービスを生み出す実証フィールドを整備すべく、平成30年度、認知症研究のための官民連携に向けた枠組みの整備等を図る。	トとして、病理学、老年学、介護などの様々な分野の専門家からなるラウンドテーブルを設置し、超早期予防や生活支援・社会受容のための環境整備に向け、実証フィールド整備に向けた議論を行った。	務を担当する国務大臣)、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種の連携推進	・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、平成30年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。	・国・自治体が求める帳票等について、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書の見直しを進めている。①については、平成30年10月から、提出項目の一部削除等を定める省令改正を施行した。②及び③については、平成30年度に実態把握を行い、当面の見直しの方向性を定めた。これに基づき、令和元年度初めに必要な対応を行う予定。	厚生労働大臣
	・オンライン診療は、平成30年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。	・平成30年度予算において、安全で効果的なオンライン診療を可能とするためのセキュリティ等の観点から実証を実施した。 平成31年1月から、オンライン診療のより安全・有効な実施に向け、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検	総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

		討会」において、オンライン診療の提供体制や、診療行為に関する事項について、必要な見直しに向け、検討している。	
	・オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、現在診療報酬対象外のものも含め、オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進めることによりエビデンスを継続的に蓄積し、次期以降の診療報酬改定で、それらを踏まえた評価を進める。	・「平成30年度診療報酬改定の結果に係る特別調査」において、オンライン診療料の施設基準に係る届出のある医療機関を主な対象に施設調査・患者調査を実施している。また、各診療領域におけるオンライン診療を含めたICTの利活用に関して、関係学会宛てに調査を実施している。	厚生労働大臣
	・オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法[6]の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。	・オンラインでの服薬指導について、テレビ電話等により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合には、対面服薬指導義務の例外として、テレビ電話等による服薬指導を行うことができることとすること等を盛り込んだ医薬品医療機器等法の改正法案[7]を、平成31年通常国会に提出した。	

[6] 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
[7] 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

３．次世代産業システム

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上」【20】

⇒2017 年：1.9％

《KPI》「2020 年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を 80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を 40%にする」【21】

⇒2018 年：それぞれ 58％、26％

《KPI》「2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円」【６】

⇒2017 年：製造分野約 9,000 億円、
2017 年：非製造分野約 1,800 億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
モノのサービス化・ソリューション化	・「ロボット新戦略」（平成 27 年 2 月 10 日本経済再生本部決定）の実行状況を検証しつつ、ロボット単体の活用のみならず、AI・IoT などの最新のテクノロジーの活用によるロボットの相互協調やロボット適用領域の飛躍的拡大等を通じて、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けた民間の取組と必要な施策体系について検討を行い、平成 31 年春までに取りまとめる。	・昨今の多様な働き方ニーズの顕在化、ロボット産業に関わるユーザーやプレーヤーの多様化を踏まえつつ、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けて、関係府省庁が協議する会議体を設置して検討を行い、令和元年夏前までに取りまとめを行う予定。	経済産業大臣
	・小型無人機について、平成 30 年度からの山間部等での荷物配送等の本格展開に向	・平成 30 年９月、航空法に基づく許可・承認の審査要領の改訂を行	脚注参照[8]

[8] 内閣総理大臣（内閣官房長官、情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、復興大臣

	け、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づく許可・承認の審査要領の早期改訂等を行う。	い、同年 11 月には、補助者を配置しない目視外飛行による荷物配送が実施された。	

［２］経済活動の「糧」が変わる

１．エネルギー・環境

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を５～７割とすることを目指す。」【32】

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は 36.7%（2017 年度）

《KPI》「商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。」【23】

⇒103 か所が開所済み（2019 年３月末）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進	・2019 年 G20 の議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定する。このため、金融界、経済界、学界等の有識者が集まる会議を設置し、その下で、関係省庁が連携して検討を加速する。	・長期戦略の策定に向け、金融界、経済界、学界などの各界の有識者からなる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」を 2018 年７月に開催し、議論が進められているところ。同懇談会の議論を踏まえつつ、令和元年の G20 議長国として、環境と成長の好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、今後、成長戦略として、パリ協定に基づく長期戦略を策定する。	外務大臣、経済産業大臣、環境大臣

IoT、AI 等を活用したエネルギー・環境関連ビジネスの革新	・複数事業者の連携や IoT・AI 等の活用による設備の効率的運用の促進、規制や支援等を通じて得られたデータの企業秘密等に配慮した形でのオープン化、リースを活用した設備投資の支援等を通じ、事業者の省エネルギーを進める。	・複数事業者の連携を促進するため、平成 30 年税制改正における税制措置や設備導入補助金での加点措置を行うとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号）の改正法を平成 30 年 6 月に公布、同年 12 月に施行した。	経済産業大臣
	・民生部門の省エネを推進するため、住宅・建築物の省エネ改修促進に加え、令和 12 年までに、高度なエネルギー・マネジメント等を活用した自家消費型 ZEH 等の普及を進め、新築住宅・建築物の平均で ZEH・ZEB 相当となることを目指す。	・住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する大手住宅事業者をトップランナー制度の対象に追加することなどを内容とする建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案を平成 31 年通常国会に提出した。	経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

２．FinTech／キャッシュレス社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後３年以内（2020 年６月まで）に、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す。」【43】

⇒2019 年３月末時点で、124 行が 2020 年６月までの導入を表明。

《KPI》「今後 10 年間（2027 年６月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す。」【44】

⇒2018 年：24.1％

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し	・現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制に見直すことについて、関係省庁において連携しつつ検討を行い、法整備に向けた基本的な考え方について、平成30 年度中に中間整理の取りまとめを目指す。	・金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討を行い、平成 30 年６月 19 日に「金融制度スタディ・グループ中間整理―機能別・横断的な金融規制体系に向けて―」を取りまとめ、引き続き検討を進めている。また、産業構造審議会商務流通情報分科会「割賦販売小委員会」において横断的な法制も含め、割賦販売法制の在り方について検討を進めている。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣
	・郵便を用いた本人確認手続が、事業者・利用者双方の負担となっているとの指摘があること等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号）を速やかに改正	・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 30 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第３号）を平成 30 年 11 月	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、国家公安委員会委員長）

	し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入する。 ・仮想通貨交換業者における顧客からの預かり資産が外部に流出する事案の発生や内部管理態勢等の不備、仮想通貨による新たな取引の登場等を踏まえ、仮想通貨交換業等に関する制度的な対応の検討を進める。	30 日に公布・施行し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入した。 ・平成 30 年３月に金融庁に設置された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において検討を行い、平成 30 年 12 月 21 日に「仮想通貨交換業等に関する報告書」を取りまとめた。本報告書を踏まえ、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を平成 31 年通常国会に提出した。	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣（金融))
ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進	・API を提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数等のフォローアップを行うとともに、電子決済等代行業者の登録審査等を適切に実施する。また、API 連携において生じた契約上・技術上の課題や優良連携事例の共有を行うほか、FinTech 企業とクレジットカード会社との API 連携を推進する。	・平成 31 年２月、「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」を取りまとめ、公表した。電子決済等代行業者の登録数は、平成 31 年３月末時点で 41 社となっている。平成 30 年 12 月、「オープン API のあり方に関する検討会」において、「銀行法に基づく API 利用契約の条文例（初版)」や「銀行分野	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣（金融))、経済産業大臣

		のオープンAPIに係る電文仕様標準について（第２版）」を改定し、公表した。	
金・商流連携等に向けたインフラの整備	・平成30年12 月の全銀EDIシステムの稼働、令和２年までの送金電文の全面的XML化を着実に実現するため、全国銀行協会、商工会議所などの金融界・産業界や関係省庁が連携し、周知活動や当該システムの活用事例の共有などの取組を推進する。 ・納税・公金納付に関し、令和元年10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を引き続き進めるとともに、金融機関、関係府省庁、地方自治体、FinTech 企業などの関係者が連携した「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、IT による利用者利便の向上・効率化に向けた課題等について、平成30年度中を目途に検討を進める。	・全銀 EDI システム（ZEDI）の稼働に向けて、全国銀行協会が全都道府県において説明会を実施するなど、金融機関や企業に対する周知活動を実施し、平成30年12月からZEDIが稼働した。 ・令和元年 10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を進めるとともに、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、課題の解決に向けた取組、今後の対応等について検討を行い、平成31年３月に調査レポートを公表した。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融、マイナンバー制度、規制改革）、情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速	・「キャッシュレス・ビジョン」（平成30年４月経済産業省策定）に基づき、キャッシュレス推進に係る産官学の関係者が一堂に会する「キャッシュレス推進協議会（仮称）」を平成30年中に速やかに設立し、事業者・消費者双方が受け入れやすいインセン	・平成30年７月、「キャッシュレス推進協議会」を設立した。消費者の利便性向上、事業者の生産性向上及び制度・基盤の整備の３分野についてワーキンググループを設置し、QRコード決済の標	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣

	ティブ措置を含む、キャッシュレス社会の実現に向けた取組について包括的に検討を行う。 ・簡易かつ高セキュリティなキャッシュレス支払の仕組みを確保しつつ、二次元コード（QR コード等）のフォーマットに係るルール整備について検討を行い、平成 30 年度中に必要な対応策を取りまとめるほか、携帯電話番号、生体認証技術等を活用したモバイル決済サービスなどの民間の取組に係るフォローアップや必要な環境整備に係る検討を行う。	準化やクレジットカード API ガイドラインの整備等の検討を進めた。 ・平成 31 年 1 月、「キャッシュレス推進協議会」において、利用者がバーコードを店舗において提示し決済を行う CPM（バーコード）に関するガイドラインを策定した。 　さらに、平成 31 年 3 月、キャッシュレス推進協議会において、店舗が QR コードを利用者に提示し決済を行う MPM と CPM（QR コード）に関するガイドラインを策定した。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、経済産業大臣

［３］「行政」「インフラ」が変わる

１．デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る。」【47】

⇒2019 年 25 位(前年比 1 位下落)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
旗艦プロジェクトの推進	・個別手続のみに着目した従来の「縦割り」型のオンライン化から脱却し、徹底した利用者視点に立ち、多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化を強力に推進する。 ・具体的には、同じ内容について複数の異なる窓口での手続を強いられている「引越し」や「死亡・相続」については、それぞれ平成 31 年度から、「介護」については平成 30 年度から、順次サービスを開始する。	・「引越し」及び「死亡・相続」については、平成 30 年 10 月にサービスイメージや課題等を中間的に取りまとめ、平成 31 年 3 月にサービス実現に向けた具体的な方策案を取りまとめた。 「介護」については、平成 30 年 12 月にオンライン化に向けた事務運用指針を定め自治体向けに発出するなど、サービス開始に向けた環境整備を行い、以降準備が整った自治体から順次サービスを開始した。	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（金融、少子化対策））、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
	・様々な手続で求められる添付書類についてバックオフィス連携等により撤廃することに加え、押印や対面手続等の本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API 整備等について、平成 30 年中	・行政手続のオンライン化の徹底、電子申請における添付書類の撤廃、本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API 整備等を盛り込んだデジ	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）

	に国会に提出する予定のデジタルファースト法案（仮称）において必要な措置を盛り込む。 （法人向けワンストップ） ・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、令和３年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 ・マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は令和２年度中に実現する。	タル手続法案[9]を平成31 年通常国会に提出した。 ・登記後の手続のワンストップ化を令和２年 1 月を目途に実現すべく、各関係システムとマイナポータルとの連携に関する接続仕様について検討を進めている。また、申請者の利便性を図る観点から、令和元年度税制改正において、法人設立関係書類についてマイナポータルを利用して提出する場合の電子署名等の省略や、法人設立届出書等について添付書面の削減といった改正が行われたところ[10]。定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化の令和２年度の実現に向け、関係システム間の接続仕様について検討を行っているところ。	内閣総理大臣（(情報通信技術（IT）政策担当大臣)、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)、経済再生担当大臣)、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
	・オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理及び	・オンラインによる法人設立登記の 24 時間以	内閣総理大臣（情報通信

[9] 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

[10]「法人設立届出書等」とは、法人設立届出書のほか、収益事業開始届出書などが含まれる。

	世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の来年度中の実現に向け、法務省は平成30年度実施予定の登記情報システム更改で業務効率化施策を実施するとともに、登記の審査の効率化等について平成30年度中に対応策の結論を得る。	内の処理に向け、添付書面に付与すべき電子署名の要件緩和や申請情報と添付書面情報の連動などについて検討している。 業務効率化として、受付登録の自動化、申請情報を用いた登記事項の自動作成機能等を登記情報システム更改において開発中であり、登記の審査の効率化として、登記・供託オンライン申請システムにおいて、申請書情報作成支援機能や添付情報の事前確認機能の要件定義を実施済み、今後は開発に向けた設計・開発に着手する。	技術（IT）政策担当大臣）、法務大臣
	・株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、平成30年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、令和２年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施する。今後とも、より効果的かつ効率的な定款認証手続の実現及び利便性の向上に努める。	・指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令の改正を行い、一定の条件の下、テレビ電話等による定款認証と、電磁的記録の認証の付与を嘱託人にオンラインで送信可能とし、平成30年度末に電子定款認証手続を全てオンラインで実施可能としたところ。また、定款認証及び法人設立登記の同時申請の実現に必要な機能の要件定義を行い、今後	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、法務大臣

		は、設計・開発に着手する予定である。	
マイナンバー制度の利便性の向上	・スマートフォンによる各種手続の実施や公的個人認証を活用した民間サービス等の利用を可能にするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じ、必要な体制を整えた上で出来る限り速やかに利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。	・利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載については、スマートフォンのSIMカードへの搭載に向け実証を実施。現在、市場動向や技術動向を踏まえ、より広い範囲のユーザーに対して低コストでこのサービスを提供するため、他の方式について技術的課題等の検討を実施中。検討を踏まえ、できるだけ多くの住民が安価にスマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用するために必要な運用上・法制上の措置を講ずる予定。	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣
	・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として活用できる仕組みを令和２年度から本格運用する。その実現のため、利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。法制化の過程においてこの認証の利用範囲について併せて検	・オンライン資格確認の導入等の内容を含む健康保険法等の改正案[11]及び利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするための公的個人認証法の改正案[12]を平成31年通常国会に提出した。また、デジタル・ガバメント閣僚会議（平成31年2月15	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度））、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

[11] 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案
[12] 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

	討する。 ・戸籍事務、旅券事務、在外邦人管理業務、証券分野などの公共性の高い業務について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。その結論を踏まえ、必要な法制上の措置については、国民の理解を得つつ、平成31年通常国会への提出を目指す。	日開催）での議論を踏まえ、関係省庁においてマイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策について取りまとめるべく検討を進めているところ。 ・平成 31 年通常国会において、①罹災証明書の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とするデジタル手続法案、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とするとともに、電子的な戸籍記録事項の証明情報の発行を可能とする戸籍法の一部を改正する法律案、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とする所得税法等の一部を改正する法律案をそれぞれ提出。所得税法等の一部を改正する法律案については、平成 31 年３月 27 日に成立。	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融、マイナンバー制度、防災））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣
官データのオ	・オープンデータ官民ラウンド	・オープンデータ官民ラ	内閣総理大

ープン化	テーブルで取り上げられた公開要望（飲食店関連、訪日外国人関連（出入国、免税購買等）、公共交通関連、交通事故関連（交通事故統計、通学路等）、犯罪発生状況関連、地質関連、災害情報関連（ハザードマップ、避難所等）等）について、官民データ活用推進基本計画に基づきデータ公開に取り組む。	ウンドテーブルでの議論を踏まえ、公開するデータのフォーマット・公開粒度・公開形式等について、所管省庁において検討。	臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
デジタル・ガバメント推進のための体制・環境整備	・各府省の情報システム関係予算について、投資対効果を最大化するため、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理を強化する取組を現行制度上可能なものから開始するとともに、府省横断的な見地からより実効性のある審査機能が働く仕組みを構築するための検討を進め、令和２年度から試行的に開始する。	・令和２年度からの試行に向けて、平成 31 年２月から、政府における情報システムに関する予算・調達関係省庁会議において、具体的な検討を開始した。	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、財務大臣

２．次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る。」【57】⇒2018 年：３位

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
インフラの整備・維持管理の生産性向上	・建設プロセスに ICT の全面的な活用等を推進する i-Construction の深化に向け、令和元年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大する。平成 30 年度において、中小事業者や自治体への適用拡大を進めるため、受注者への３次元施工データ提供など発注者側によるサポート体制の充実等を行う。	・土工に関連して実施する地盤改良、付帯構造物、床堀等へ、ICT 活用を拡大。ICT 土工については、累積 2,099 件で実施（平成 31 年２月末時点）。	国土交通大臣
	・インフラに関わる管理台帳、工事記録、点検データ、センサーデータ、基盤地図情報、地盤情報等を共通中間データに変換して集約・共有可能とするインフラ・データプラットフォームの構築に平成 30 年度から着手し、劣化予測やライフサイクルコスト分析などのアセットマネジメント、施工管理の高度化に活用する。	・令和元年度までに構築・分析の試行を目指して、データベース間のデータ連携や解析モデルの試作を実施。	国土交通大臣
交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上	・地域の公共交通と物流について、オープンデータを利用した情報提供や経路検索の充実、スマートフォンアプリによる配車・決済等の ICT、自動走行など新技術の活用、見	・新たなモビリティサービスのモデル構築については、都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会において、MaaS を中心とした新た	国土交通大臣

	守りサービスや買物支援の導入、過疎地域での貨客混載、MaaS の実現など多様な分野との施策連携により、都市と地域の利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデルを構築する。	なモビリティサービスの実現に向けた検討を行い、平成 31 年 3 月に中間取りまとめを公表した。また、新たなモビリティサービスのモデル構築のための実証実験を支援する補助制度を創設した。	

３．PPP／PFI 手法の導入加速

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、７兆円を目標とする。」【61】

⇒2013 年度～2017 年度の事業規模

・PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円

・公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
コンセッション重点分野の取組強化等	・林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、平成 31 年通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。	・国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、国有林野の一定の区域において、長期･安定的に樹木を採取できる権利を、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件として、意欲と能力のある林業経営者等に設定できるよう、平成 31 年通常国会に国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案を提出した。	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣（地方創生))、農林水産大臣
	・北海道７空港の公共施設等運営事業において明らかとなった国庫補助及び地方交付税上のイコールフッティングに関する措置について、関係省庁は速やかに整理し、地方公共団体に周知する。	・空港にかかる国庫補助及び地方交付税上のイコールフッティングに関する措置について、関係省庁と調整を行い、各地方公共団体へ周知文書を発出した。	国土交通大臣
成果連動型民間委託契約方式の普及促進	・行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政	・平成 31 年度機構･定員要求において、成果連動型民間委託契約方式	内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣

	の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。	に係る要求が認められたところ、関係省庁と調整の上、必要な体制の整備を行う予定。	（少子化対策)）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

［４］「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

１．農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」【68】

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の８割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）」【63】

⇒2018 年度末：56.2%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比４割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）」【64】

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

・個別経営[13] 10,995 円/60kg（31%減）

・組織法人経営[14] 11,859 円/60kg（26%減）

《KPI》「2019 年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）」【70】 ⇒2018 年：9,068 億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
農業改革の加速	・担い手に対する農地の集積・集約化を加速するため、これまでの取組の検証を踏まえ、農地中間管理機構を中心とした推進体制の確立、機構の手続の簡素化などの施策を講ずる。	・農地中間管理機構について、平成 30 年 11 月開催の農林水産業・地域の活力創造本部においてこれまでの取組の検証・評価を行い、これを踏まえ、機構による借入れ・転貸を市町村段階の計画で一括して権利設定可能な仕組みを創設するなど手続を簡素化するとともに、話合いの場に農業委員・農	農林水産大臣

[13] 認定農業者のうち、農業就業者１人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

[14] 米の販売金額が第１位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

	・農業データの活用の基盤となる「農業データ連携基盤」を平成31年４月から本格的に稼働させる。	地利用最適化推進委員が農地の利用状況などの情報提供を行う等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を平成 31 年通常国会に提出した。 ・農業データ連携基盤について、現場の農業者の協力も得ながら、連携・共有・提供機能を活用した農業 ICT サービスに関する実証研究（小麦生産現場での活用プロジェクト等）を実施するとともに、農業データ連携基盤協議会に、広く様々な主体の参画を促し（平成 30 年６月末会員数 195→31 年３月末現在 342）、平成31年４月に本格稼働を開始する予定。	
林業改革	・森林の経営管理を、意欲と能力のある事業者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う新たな森林管理システムを創設する。	・新たな森林管理システムを創設する森林経営管理法（平成30年法律第 35 号）が平成 30 年通常国会で成立し、平成 31 年４月から施行されることとなった。これに向け、関係政省令の公布や、市町村等向け説明会を 111	農林水産大臣

		件実施した。	
水産業改革	・水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。 ・沖合・遠洋漁業の生産性の向上、国際競争力の強化につながるよう、資源管理の手法と合わせて漁業許可制度を見直す。 ・養殖・沿岸漁業の発展のため、海面利用に係る制度等を見直し、水域の適切かつ有効な活用と新規参入を進める。	・平成 30 年臨時国会で漁業法等の改正法[15]が成立し、漁獲量の増大を目指し、最新の科学的知見による資源評価を踏まえ設定する資源管理目標に従い決定する漁獲可能量（TAC）を基本に資源管理を行うシステムへの見直し、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるため、漁獲割当て（IQ）の導入が進んだ漁船漁業について船舶の規模に係る制限を定めないこととするなどの漁業許可制度の見直し、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については、協業化や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図るなどの海面利用制度の見直し等が行われた。	農林水産大臣

[15] 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）

２．まちづくりと公共交通・ICT 活用等の連携によるスマートシティ実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年度末までに 800 の地方公共団体において、生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出する。」【73】

⇒272 団体（2018 年３月末）

《KPI》「2020 年度末までに地域の防災力を高めるＬアラート高度化システムやＧ空間防災情報システムを、それぞれ 15 の都道府県、100 の地方公共団体に導入する。」【72】

⇒Ｇ空間防災情報システム：72 団体（2018 年３月末）

②施策の主な進捗状況

IoT の活用を通じた安全・安心なまちづくり	・地域の防災力を高めるためのＬアラート高度化システムやＧ空間防災システムについて、Ｌアラート高度化システムの標準仕様案策定に向けた実証やそれぞれの普及啓発等を通じて、令和２年度までにそれぞれ 15 の都道府県、100 の地方公共団体への導入を図る。	・平成 30 年度実証実験を通じて、Ｌアラート情報の地図化に必要な都道府県防災情報システムへ追加するための標準仕様を策定し、普及展開を図る予定。 Ｇ空間防災システムについては、地域 IoT 実装推進事業により平成 30 年度 43 団体が導入。	総務大臣
地域コミュニティの活力向上を通じた新たなまちづくり	・地域課題の解決を目指す地方公共団体に対して、地域 IoT の実装計画策定や実装事業の支援、分野横断的なデータ連携によるデータ利活用型の街づくりの推進等を実施することにより、令和２年度末までに 800 の地方公共団体において、健康づくり、教育等の生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出する。	・総務省「地域 IoT 実装状況調査」（平成 30 年度）において、272 団体が既に取組を実施。引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザー派遣などの人的支援、データ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施し、地方公共団体における地域 IoT の導入を推進。	総務大臣

３．中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す」【74】 ⇒2017 年：0.18%

《KPI》「2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす」【76】 ⇒2016 年度：954,546 社

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【77】

⇒2017 年度：開業率 5.6%、廃業率 3.5%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
中小企業・小規模事業者の IT などの先端設備の投資促進（横の軸）/各業種における生産性向上の具体的な取組の促進（縦の軸）	・平成 30 年５月に成立した生産性向上特別措置法に基づき創設した固定資産税の負担減免の措置について、自治体の自主性に配慮しつつ、活用を促進するとともに、これに積極的に取り組む自治体に所在する中小企業・小規模事業者に対して、「ものづくり・商業・サービス補助金」などの支援施策との相乗効果が発揮されるよう取り組む。	・生産性向上特別措置法が平成 30 年６月６日に施行された。本法に基づき、平成 31 年２月末時点で、1,606 自治体が固定資産税をゼロとする措置を実現した。また、平成 30 年 12 月末時点で、固定資産税をゼロとする措置を実現した自治体において、17,868 件の先端設備等導入計画が認定され、計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で 47,865 台、約 5,076 億円の設備投資が見込まれている。 さらに、「ものづくり・商業・サービス補助金」（平成 29 年度補正予算事業）において、11,989 者を採択した。	経済産業大臣
	・生産性向上に必要な IT 導入	・「サービス等生産性向	総務大臣、財

	を強力に支援するため、平成30年２月に設立した「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」や、認定情報処理支援機関を活用し、身近な支援機関におけるサイバーセキュリティを含むITリテラシーの向上を図ること等により、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化する。	上 IT 導入支援事業」（平成 29 年度補正予算事業）により約 6.2 万件を支援した。 また、IT活用を支援する認定情報処理支援機関を 269 機関認定（平成 31 年３月末時点）するなどにより、IT ベンダーや IT ツールの見える化等に取り組んだ。	務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
円滑な事業承継や創業支援等、適切な新陳代謝	・中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、今後10年程度を集中実施期間として取組を強化する。抜本拡充された事業承継税制に加え、M&Aの支援強化等、承継前後のシームレスな支援を実施する。小規模事業者・個人事業主の承継に係る予算や税といった総合的な支援や大企業・中堅企業との連携等を進める。	・平成30年から、法人の事業承継税制を抜本的に拡充し、平成30年度においては2,930件（平成 31 年４月末時点の集計値）の申請があった。 また、個人事業者の集中的な事業承継を後押しするため、令和元年度税制改正では、10年間の時限措置として、土地、建物、機械・器具備品等の承継時の贈与税・相続税の100％納税猶予制度を創設した。	財務大臣、経済産業大臣
中小企業支援機関の強化	・金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、以下の施策を通じて、金融仲介機能の適切な発揮を促す。 －金融機関による顧客企業の価値向上に資するアドバイ	・事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）について	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、財務大臣、経済産業大臣

	スやファイナンスの提供を促進するため、事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)の素案を平成30年夏を目途に策定し、金融機関の「見える化」を推進する。	は、昨年９月に、共通ベンチマークを基に金融機関の定義の差異等に留意して検討していく旨、周知したところ。 定義をそろえ客観性・比較可能性を確保しつつ、各行の特性・特色ある取組を尊重・促していくことを両立する観点から、詳細等につき検討を行っていく。	

４．観光・スポーツ・文化芸術

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」【80】　⇒2018 年：3,119 万人

《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に８兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」【81】　⇒2018 年：4 兆 5,189 億円

《KPI》「2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比３％程度）に拡大することを目指す。」【90】

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
観光	・次世代の観光立国実現のための財源の活用 「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。	・国際観光旅客税の使途については、平成 30 年通常国会で一部改正した国際観光振興法[16]や「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」（平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定、平成 30 年 12 月 21 日一部改正）に基づき、平成 30 年度予算においては、CIQ 体制の整備などに充当し、平成 31 年度予算においては、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。	財務大臣、国土交通大臣

[16] 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成９年法律第 91 号）

スポーツ産業の未来開拓	・スタジアム・アリーナについて、類型ごとの課題の共有を行うとともに、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置、地元の合意形成を担う人材の確保策等の検討など、個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等が連携して行う。また、スポーツ以外のコンテンツを有する民間事業者ニーズの反映方策やスタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討を開始する。	・平成 30 年 6 月に設置したスタジアム・アリーナ改革の推進に係る相談窓口や先進事例形成支援(平成 31 年３月末までに 15 件)等を通じて、各地域の課題や個別ニーズに応じた支援を行った。 運営・管理者やコンテンツホルダーの視点でスタジアム・アリーナの事業効果を最大化するための手法や検討ポイントを整理した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン」を平成 30 年 7 月に取りまとめた。	内閣総理大臣(まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生))、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
文化芸術資源を活用した経済活性化	・文化を発想の起点として広範な課題とその解決の方向性について、文化関係者と産業界とが対話する場を設置し、高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、舞台芸術を含む文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等を図る。劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実を図る。こうした取組により、文化による国家ブランド戦略の構築と文化 GDP の拡大を図る。	・「文化経済戦略」(平成 29 年 12 月 27 日内閣官房・文化庁策定)に基づき、本戦略を推進するための主要施策を盛り込んだ「文化経済戦略アクションプラン」を平成 30 年８月に取りまとめた。今後、文化関係者と産業界とが対話する場を設置することを検討。	内閣総理大臣(内閣官房長官、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略、知的財産戦略、地方創生))、総務大臣、法務

			大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり

［１］データ駆動型社会の共通インフラの整備

１．基盤システム・技術への投資促進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、情報処理安全確保支援士登録数３万人超を目指す。」
【93】⇒2018 年 10 月 1 日：17,360 人

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
データ連携活用基盤の構築	・平成 30 年５月に成立した生産性向上特別措置法に基づく産業データ活用事業認定制度に係る制度整備を行い、「自動走行・モビリティサービス」「ものづくり・ロボティクス」「バイオ・素材」などの Connected Industries の重点分野を中心に、地図データ、素材データ、保安データ等について、協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、実装支援を強化する。	・生産性向上特別措置法における産業データ活用事業認定制度を平成 30 年 6 月から施行。革新的データ産業活用計画については、49 件の計画を認定。（平成 31 年 3 月末日現在） データの共有・連携事例の拡大については、平成 29 年度補正予算事業において、Connected Industries 重点分野における複数事業者間でのデータ共有を行う事業 25 件や大企業とベンチャー企業の共同で AI システムを開発する事業 25 件を支援。	総務大臣、経済産業大臣
	・個人の指示又はあらかじめ指定した条件に基づき、当該個人に代わり妥当性を判断した上で第三者へのパーソナルデータの提供を行う情報信託機能について、平成 30 年度中の民間団体等による任意の認定スキームの運用開始を目指	・平成 30 年 12 月から、一般社団法人日本 IT 団体連盟による認定業務が開始。また、情報信託機能を活用した事業を運営する者の参考となる手引き書を作成。	総務大臣、経済産業大臣

	すとともに、実証事業等を通じ必要なガイドラインを取りまとめる。		
サイバーセキュリティの確保	・平成30年夏に策定する「次期サイバーセキュリティ戦略」において、「任務保証」、「リスクマネジメント」及び「参加・連携・協働」の３つの観点からの取組を推進するという「持続的な発展のためのサイバーセキュリティ」を基本的な在り方として盛り込み、サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針や推進体制等の明確化を図る。 ・その上で、「次期サイバーセキュリティ戦略」に基づき、情報共有体制の構築、人材育成・確保、国民に対する情報発信、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた態勢整備等に政府一丸となって取り組む。	・新たな「サイバーセキュリティ戦略」を、平成30年7月27日に閣議決定。これに基づく年次計画を策定し、各種施策を実施。 特に、従来の枠を超えた情報共有体制の構築については、協議会を創設し、構成員の守秘義務の適用等を盛り込んだサイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第91号）が平成30年12月5日に成立し、同法の施行のため、平成31年３月８日に、関係者との連絡調整に関する事務を委託することができる法人を定めたサイバーセキュリティ戦略本部令の一部を改正する政令等が閣議決定されたほか、当該協議会を立ち上げるための取組を実施した。また、人材育成・確保については、「サイバーセキュリティ人材育成取組方針」（平成30年６月７日サイバーセキュリティ戦略本部報告）を取りまとめ、「サイバーセキュリティ戦	内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣

		略」に反映した。国民に対する情報発信については、情報発信・相談窓口の充実などを盛り込んだ「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム」を平成 31 年１月 24 日に決定した。さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、情報共有とインシデント発生時の対処支援調整等を担うサイバーセキュリティ対処調整センターを構築するための取組を実施した。	
新たな技術・ビジネスへの対応	・平成 30 年夏頃までに必要な技術基準を策定した上で平成 31 年３月末頃までに周波数割当てを行って 5G の地方への速やかな普及展開を推進するとともに、5G や IoT などの高度無線環境を支える光ファイバ網等の整備の在り方について検討を行い、平成 30 年夏頃までに結論を得る。	・5G については、平成 30 年７月に 5G の技術基準を策定。平成 31 年１月には、２年以内に全都道府県でサービスを開始することなどの審査基準項目を設けた「5G の導入のための特定基地局の開設に関する指針」を制定。同指針を踏まえた事業者からの申請の審査を行い、平成 31 年４月にも、周波数の割当てを行う予定。 ・平成 30 年 8 月に総務省「ICT インフラ地域展開戦略検討会 最終取りまとめ」を公表。検討の結果等を踏まえ、5G	総務大臣

		や IoT などの高度無線環境を支える光ファイバ網を整備する「高度無線環境整備推進事業」を平成 31 年度から実施する予定。	

２．AI 時代に対応した人材育成と最適活用

２－１．AI 時代に求められる人材の育成・活用

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「AI 分野等に係る職業実践力育成プログラム(BP)認定数を 2023 年度までに倍増する。」【106】 ⇒2019 年４月時点：10 課程（2019 年 10 月時点で 14 課程となることが決定しており、目標を達成）

《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。」【99】⇒2017 年：38.3%

《KPI》「学習者用コンピュータを 2020 年度までに３クラスに１クラス分程度整備する。」【100】 ⇒2017 年度：児童生徒 5.6 人に１台

《KPI》「新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。」【96】 ⇒新たに試験を整備（2019 年度開始）

《KPI》「第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする。」【105】 ⇒2019 年４月時点：54 講座

《KPI》「大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。」【107】 ⇒2016 年：約 50 万人

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学等における AI 人材供給の拡大	・AI を含む工学分野における学科・専攻の縦割りの見直しや工学以外の複数の専攻分野を組み合わせた教育課程（メジャー・マイナー制）に関する大学設置基準の改正を行い、来年度から実現するとともに、工学系基礎教育において情報教育等を行うモデル・コア・カリキュラムの策定など、工学系教育改革を実現する。	・工学系分野における学科・専攻の縦割りの見直し等を促進するため、大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省令第 22 号）を平成 30 年６月 29 日に公布・施行した。また、工学系教育改革に向けた実証検証を行う文部科学省補助事業において、工学基礎教育のモデル・コア・カリキュラムの開発等を４大学において実施。	文部科学大臣
初等中等教育段階における	・令和２年度から全ての小学校でプログラミング教育を効果	・「小学校プログラミング教育の手引」や未来	総務大臣、文部科学大臣、

AI 教育の強化	的に実施するために、平成31 年度から教員が教材や指導方法等に習熟できるよう、未来の学びコンソーシアムの活動等により、全国の教育委員会や学校、企業等と協働して、ポータルサイト等を活用しながら教材開発や教員研修の質の向上を実現する。 ・無線 LAN や学習者用コンピュータ等の必要な ICT 環境を令和２年度までに整備するため、平成 29 年末に示した ICT 機器の整備方針に基づく ICT 機器の機能等や効率的な調達方法、わかりやすく「見える化」した各市町村等の整備状況等について教育委員会だけでなく首長等に対して周知するなどにより、地方自治体における整備を加速化させる。	の学びコンソーシアムが運営するポータルサイトを通じて指導例を提示するなど、指導方法等の普及を図るとともに、教員研修用教材の作成を行った。 ・「全国 ICT 教育首長協議会」と連携して全国の首長への PR 活動を行うとともに、各自治体において首長と教育委員会が議論する場である総合教育会議を活用して首長に理解を求めることを促した。	経済産業大臣 文部科学大臣
大学等におけるリカレント教育等を活用した AI 人材等の裾野拡大	・大学や専修学校等における社会人向け短期教育プログラムや放送大学、MOOCs 等を活用したオンライン講座などのリカレント教育を大幅に拡充するとともに、リカレントセンター等の設置や教育能力も含め質の高い実務家教員の確保、専門職大学院と産業界との連携構築など、大学等でリカレント教育を行う体制を整備する。	・大学や専修学校等における社会人向け短期プログラムを制度化し、平成 31 年度から開講できるように措置した。また、放送大学の実務型プログラム等を充実するとともに、リカレント教育や実務家教員育成に関する産学共同教育の場やプログラムの提供等を開発するための事業を実施することとした。 　さらに、専門職大学院と産業界等の連携を	文部科学大臣

		強化する観点から、学校教育法等を改正し、当該職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程を編成、実施する仕組みを創設した（平成31年４月１日施行）。	
	・専門実践教育訓練給付について、専門職大学等の課程を対象とするとともに、大学の「職業実践力育成プログラム」や専修学校の「職業実践専門課程」、AI・IT分野等の「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等と連携し、AI時代に求められる能力等を身につけさせるために対象講座の拡大を図る。	・専門実践教育訓練給付の対象として専門職大学等の課程を位置付けるとともに、平成30年10月以降に大学等の職業実践力育成プログラム（18講座新規指定）、専修学校の職業実践専門課程等（120講座新規指定）及び第四次産業革命スキル習得講座（30講座新規指定）についてそれぞれ対象講座を拡大した。	文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

２－２．人材の最適活用に向けた労働市場改革

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年：転職入職率　9.0%」【120】　⇒2017 年：8.6%
《KPI》「2020 年：上場企業役員に占める女性の割合　10%」【109】
⇒2018 年：4.1%
《KPI》「2020 年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合　15%」【110】
⇒2018 年：11.2%
《KPI》「2020 年：第１子出産前後の女性の継続就業率　55%」【112】
⇒2015 年：53.1%
《KPI》「2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度比で３倍」【123】
⇒2018 年：19.1%

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
ダイバーシティの推進	・女性活躍推進法[17]（平成 27 年法律第 64 号）について、附則に基づく「施行後３年の見直し」に着手し、平成 30 年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。	・女性活躍推進法について、行動計画策定や情報公表の義務対象となる事業主の拡大、情報公表の強化、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度の創設等を盛り込んだ改正法案を、平成 31 年通常国会に提出した。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画））、厚生労働大臣
生産性を最大限に発揮できる働き方の実現	・時間外労働の上限規制や年次有給休暇についての使用者による時季指定の導入、勤務間インターバル制度の普及促進等により、長時間労働を是正する。また、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業に対する支援等	・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）を平成 31 年４月から施行する（ただし、一部の規定については令和２年度以降施行）。	厚生労働大臣

[17] 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）

	を行う。	また、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者が雇入れにより雇用管理改善を達成した場合の助成金を平成31年４月に創設。	

２－３．外国人材の活躍推進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。」【125】

⇒ポイント制の導入（2012 年５月）から 2018 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 15,386 人

《KPI》「2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）」【124】

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は 208,901 人（2018 年５月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生 90,079 人を加えると 298,980 人（2018 年５月時点）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
高度外国人材の受入れ促進	・外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長１年間の在留期間を付与するなどの入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を平成 30 年中に開始する。	・平成 30 年 12 月 28 日に、地方公共団体が外国人起業活動促進事業を行うための手続等を定めた告示[18] を施行した。また、同告示に従って地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、１年を超えない期間で「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認める告示を同日に施行した。	法務大臣、経済産業大臣
	・「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。	・「高度人材ポイント制」における特別加算の対象大学の拡大については、従前の特別加算の基準を緩和し、従	法務大臣

[18] 外国人起業活動促進事業に関する告示（平成 30 年経済産業省告示第 256 号）

		来の 13 校から 100 校以上に対象を拡大する告示を、平成 31 年３月に施行。	
新たな外国人材の受入れ	・真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。	・平成 30 年臨時国会において、新たな在留資格の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）が成立し、同年 12 月 14 日に公布。その施行に向け、基本方針、分野別運用方針を同月 25 日に閣議決定。関係政省令及び告示を平成 31 年３月までに公布し、同年４月１日に施行。	法務大臣

３．イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

３－１．自律的なイノベーションエコシステムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増とすることを目指す。」【130】
⇒1,361 億円（2017 年度実績）
《KPI》「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を４％以上とする」【132】 ⇒3.48％（2017 年度実績）

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
大学改革等による知的集約産業の創出	・経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について平成 31 年通常国会への提出を念頭に作業を行う。	・国立大学法人が「一法人複数大学制」を主体的に選択できる制度を創設するほか、経営と教学の分担を選択可能とし、外部理事の複数登用を義務化するなどの国立大学法人法等の改正[19]について、平成 31 年通常国会に提出した。	文部科学大臣
	・研究大学を中心とした国立大学に対し、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みについて平成 30 年度中に検討し、早急に試行的に導入を行う。	・国立大学法人運営費交付金の一部において、外部資金獲得実績など成果を中心とする実績状況に基づく配分を平成 31 年度から導入した。 また、平成 31 年度から、外部資金獲得実績に応じてインセンティブを付与する国立大学イノベーション創出環境強化事業を実施することとした。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、文部科学大臣

[19] 学校教育法等の一部を改正する法律案（平成 31 年閣法第 22 号）

３－２．ベンチャー支援強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す」【135】

⇒2015 年～2017 年の３か年平均：0.030％

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
イノベーションと創業	・国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充するとともに、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するための省庁向けガイドラインを平成 30 度中に策定する。	・一部の公共調達案件において、J-Startup 選定企業の入札機会の拡大を図ったほか、公共調達における中小・ベンチャー企業の活用促進に向けたガイドラインの策定に向けて取り組み、平成 31 年４月１日に策定した。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策））、経済産業大臣、国土交通大臣
	・ベンチャー企業の特許について、平成 30 秋までに、原則１か月以内に１次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を整備するとともに、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接等を行い、ベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援する取組を開始する。	・平成 30 年７月から、ベンチャー企業であって、実施関連出願である場合には、既存のスーパー早期審査にあった「外国関連出願」を満たさない場合にも活用できる「ベンチャー対応 スーパー早期審査」に加え、１次審査結果通知前に審査官との相対での面接を実施できる「ベンチャー企業対応 面接活用早期審査」を開始した。	経済産業大臣

４．知的財産・標準化戦略

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。」【140】 ⇒2017 年度：平均 14.1 月

《KPI》「中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15%とする。」【136】 ⇒2017 年度：15%

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。」【139】 ⇒2018 年度実績：19 件

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
知的財産・標準化戦略	・IoT、AI、ビッグデータなどの新技術による社会変革（イノベーション）を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権に係る法制度の見直しを含め、「デザイン経営」に資する制度の在り方や奨励する方策について検討し、必要な措置を講ずる。	・現行の意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について、平成 30 年８月以降、意匠制度小委員会等にて検討を進め、平成 31 年２月に報告書を取りまとめ、平成 31 年通常国会に法案を提出した。	経済産業大臣
	・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成 30 年４月 13 日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを含め、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。	・「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に議論を行った。これを受け、効果的な著作権教育、正規版の流通促進、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、フィルタリング、海賊版サイトへのアクセス時に警告を	内閣総理大臣（内閣府特命大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長）総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

		表示する「アクセス警告方式」の導入やリーチサイト規制及び侵害コンテンツのダウンロード違法化の検討など、関係省庁等において必要な取組が順次進められている。	

［２］大胆な規制・制度改革

１．サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

○施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備	・内閣官房は、内閣府と連携して、「新技術等実証」を実施すべく規制の「サンドボックス」制度を活用する者の申請を幅広く一元的に受け付けるための窓口（新技術等社会実装推進チーム（仮称））を設け、民間事業者からの申請に対する事前相談（新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等）をきめ細かく行うものとする。	・平成 30 年６月６日に新技術等社会実装推進チーム（規制のサンドボックス制度　政府一元的総合窓口）を設置、民間事業者からの申請に対する事前相談をきめ細かく行っている。	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策、地方創生、規制改革））、経済産業大臣
プラットフォーム選択環境の整備	・新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、利用者が最も使いやすいプラットフォームを選択でき、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由な競争環境が確保されるための取組を検討する。 　このため、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能な API 開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参	・競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を平成 30 年７月に設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について検討を実施。同年 12 月に検討会の中間論点整理を公表するとともに、「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を策定。 　これに沿って具体的	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣

	入要件の緩和等)、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保等について、関係省庁で検討し、平成30年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。	措置を検討しているところ。	
経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討	・地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、平成30年度中に結論を得る。	・「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成30年11月26日　未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議)において、「地域経済の実情を踏まえ、地方銀行・乗合バス等の地方基盤企業の統合・強化・生産性向上を図るため、地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法の適用の在り方（新たな制度創設または予測可能性をもって判断できるような透明なルールの整備)」等を検討することとした。	内閣総理大臣(経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣、内閣府特命担当大臣（金融)）、経済産業大臣、国土交通大臣

２．投資促進・コーポレートガバナンス

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「大企業（TOPIX500）の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す」【141】

⇒日本（TOPIX500）：4.0%、米国（S&P500）：6.2%、欧州（BE500）：4.2%

※いずれも 2018 年４月から 2019 年３月の期間における各企業の年次決算について 2019 年５月下旬時点で算出。

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
コーポレートガバナンス改革	・環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性ある CEO の選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。	・平成 30 年 6 月にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定した。 また、コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、平成 30 年９月、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」の改訂を行った。 平成 31 年２月に、上場会社等における社外取締役の設置の義務付け等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣
	・企業グループ全体の価値向上を図る観点から、グループ経営において「守り」と「攻	・CGS 研究会（２期）の議論を踏まえ、上場子会社を含めたグループ	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣

	め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスの在り方に関する実務指針を平成31年春頃を目途に策定する。 ・自社株対価のM&A の促進のため、産業競争力強化法[20]改正により創設された税制・会社法（平成17年法律第86号）に関する特例措置の利用を促すとともに、会社法において、自社株対価M&A に関する新たな規律を設けることについて、法制審議会に設置した部会において検討を行い、平成30年度中に結論を得る。	ガバナンスの在り方を示す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を令和元年6月に公表する予定。 ・産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の活用を促進するため、企業関係者向けセミナーでの講演、新聞や専門メディアへの掲載等の周知活動を実施している。 平成31年2月、自社株対価M&A に関する新たな規律である株式交付制度の創設等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。	（金融））、法務大臣、経済産業大臣 法務大臣、経済産業大臣
建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上	・経営戦略やガバナンス情報等を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、令和元年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施するとともに、引き続き、開示の在り方について総合的な検討を行う。 ・株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会にお	・平成31年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令を改正するとともに、同年3月に「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表した。 ・平成31年2月に、株主総会資料の電子提供制度の創設等を内	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣

[20] 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

	いて検討を行い、平成30年度中に結論を得る。 ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（平成29年12月28日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、平成30年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。 ・関係機関等と連携し、国際会計基準（IFRS）への移行を容易にするための更なる取組を進めることによりIFRSの任意適用企業の拡大を促進する。また、監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討するとともに、監査法人のローテーション制度について調査研究を行う。	容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。 ・平成30年12月に、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」（内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）を公表し、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を提示した。 ・IFRS任意適用企業数（適用予定を含む）は、平成31年3月末時点で213社、全上場企業の時価総額の34.7%。 監査報告書の透明化について、平成30年7月に監査基準を改定し、平成31年1月に「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を公表した。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））
中長期的投資の促進	・金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドライ	・平成30年6月に公表した「環境報告ガイドライン2018」を補完する環境報告のための解説書を平成31年3	環境大臣

	ンを平成30年６月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を平成 30 年度中に発行する。また、平成 30 年度中にTCFD提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施する。	月に発行した。	
活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進	・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、株式・社債等について令和元年中の T+2 化の着実な実施を促す。	・令和元年７月、株式等の決済期間短縮化（T+2 化）が実施される予定。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））

３． 国家戦略特区の推進

○施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
バーチャル特区型指定制度の活用	・国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、特定メニューについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする。また、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても、検討を行い、平成30年度内に結論を得る。	・平成30年6月14日開催の第35回国家戦略特区諮問会議における議論を踏まえ、特定の規制改革事項の全国展開に向けて、地域間連携により、効率的・効果的に実証事業を行う「特定事業連携型指定」を新たに設けるため基本方針を改正予定。具体的には、平成30年12月17日開催の第37回国家戦略特区諮問会議において、遠隔服薬指導についてバーチャル特区制度活用の方針を決定。	内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生））

［３］海外の成長市場の取り込み

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70%（2012 年：18.9%）を目指す。」【147】⇒2018 年度末時点：51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合（2018 年貿易額ベース）

※４本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中（交渉中のものを含めると 86.2%）

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する。」【150】　⇒2018 年末時点：30.7 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比２倍を目指す。」【149】

⇒2016 年度：20.6 兆円（2010 年度：12.8 兆円）

《KPI》「2020 年に約 30 兆円（2010 年：約 10 兆円）のインフラシステムの受注を実現する。」【142】　⇒2016 年：約 21 兆円

※KPI は事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。」【151】　⇒2017 年度：444.5 億円

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策の内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
「Society 5.0」の国際展開と SDGs 達成	・大企業、中小企業、ベンチャーを含む我が国企業に加え、必要に応じ外国企業も参画する形で、「Society 5.0」を海外において実現する、代表的な民間プロジェクトの組成を促し、各省庁の施策によりこれを支援していく。	・平成 30 年７月に世界経済フォーラム（WEF）第四次産業革命日本センターが、WEF、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ及び経済産業省との連携の下設立。同センターが、ヘルスケア、スマートシティ及びモビリティの３つの分野にて官民のプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトの具体化を進めている。	経済産業大臣

日本企業の国際展開支援	・「インフラシステム輸出戦略」（平成30年度改訂版）（平成30年６月７日経協インフラ戦略会議決定）に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、外交戦略にも留意しつつ、ソフトインフラ支援の充実等を通じ、官民一体となって競争力の強化に取り組み、本邦企業による受注を促進する。	・様々な外交機会の活用及び多国間のルール形成等を通じ「質の高いインフラ」の普及に努めるとともに、その整備を幅広く支援するファシリティを国際協力銀行（JBIC）に新設した。 また、第三国連携、他国政府・政府機関との情報共有・協力関係強化、途上国での法整備支援等を進めた。 さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）を施行し、案件形成から完工後の運営・維持管理まで一貫した取組を可能としたところ。 公的金融支援を受けた企業の出資持分の譲渡容認明確化及び円借款の本邦技術活用条件等に係る制度改善を実施した。	総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣
	・【経済連携交渉】自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、平成30年３月８日に署名に至ったTPP11協定の早期発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、平成29年12月に交渉妥結に至	・TPP11が平成30年３月８日に11か国で署名され、12月30日に発効した。また、同年７月17日に日EU・EPAが署名され、平成31年２月１日に発効した。引き続き、TPP11、日EU・EPAの着実な実施、	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大

	った日EU・EPAについても、早期署名・発効を目指す。このほか、RCEP、日中韓FTAを含む経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。	TPP11 の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP など現在交渉中の経済連携協定を推進していく。	臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
	【投資関連協定】現在交渉中の協定を含めると合計92の国・地域をカバーする見込みである。平成30年内に、相手国と協議の上、更に６か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。	・投資協定の推進については、平成30年２月に日アルメニア投資協定が、同年４月に日アラブ首長国連邦（UAE）投資協定が、同年11月に日ヨルダン投資協定が、そして同年12月に日アルゼンチン投資協定が署名に至っている。さらに同年、エチオピア、タジキスタン及びパラグアイの３か国並びに平成31 年２月にアゼルバイジャンとの間で新たに正式交渉を開始し、現在交渉中の投資関連協定が全て発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。これらの協定を着実に進めるとともに、新規交渉国拡大を目指す。	内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

	【租税条約】我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める。	・リトアニア、エストニア及びアイスランドとの新規の租税条約について、平成30年５月に通常国会で承認され、それぞれ同年８月、９月、10月に発効。ロシア及びデンマークとの租税条約の改正についても、同通常国会で承認され、それぞれ同年10月、12月に発効。さらに、平成29年５月に通常国会で承認されたオーストリア及びベルギーとの租税条約の改正についても、それぞれ平成30年10月、平成31年１月に発効。また、クロアチア、コロンビア及びエクアドルとの新規の租税条約について、それぞれ平成30年10月、12月、平成31年１月に署名。スペインとの租税条約の改正についても、平成30年10月に署名。その他の国との租税条約についても、交渉を着実に前進させた。	
	・「新輸出大国コンソーシアム」を中核として、海外の専門家を拡充し、国内から海外まで一貫した伴走型支援等を提供する。その際、地域未来	・支援機関による伴走型支援に加え、JETROが海外の主要EC業者のウェブサイトに「ジャパンモール」を設置し、EC	経済産業大臣

	牽引企業を重点的に支援するとともに、コンソーシアム未参加の地域未来牽引企業に積極的に参加を働きかける。 　市場ニーズの把握に有効な越境ECの活用を推進するため、プラットフォーマーとのマッチングやJETROによる海外EC内における日本製品販売のための特設ページ開設等の支援を強化する。	業者と日本の業者とのマッチングなどにより、日本製品をEC業者が選定して買い取り、販売する取組を開始した。現在、シンガポール、香港等で事業を展開。	
日本の魅力を活かす施策	・平成30年通常国会国会に提出した特定複合観光施設区域整備法案により、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、世界最高水準のカジノ規制等によってＩＲに対する様々な懸念に万全の対策を講ずる。 　今後、関係政省令等の整備や世界最高水準の規制の執行体制の整備等に着実に取り組み、政策効果を早期に発現させるとともに、依存症などの様々な懸念への万全の対策を的確に実施する。 ・2025年国際博覧会の会場にてイノベーションがもたらす未来の社会やライフスタイル等を試行・展示し、「Society 5.0」の社会実装を世界に発信する。 　平成30年11月の開催地決定選挙に向け、政府、地元自治体、経済界、議員等が働きかけ、万博誘致特使の各国への派遣、国内外におけるイベ	・平成30年通常国会において特定複合観光施設区域整備法案が成立し、平成30年７月27日に同法が公布されたことを受け、平成31年３月29日に特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号)を公布したところ。引き続き、同法に基づき、関係政省令等の検討や、カジノ管理委員会の設立準備を進めているところ。 ・オールジャパンによる各国への誘致活動の結果、平成30年11月23日に2025年国際博覧会の開催国が日本に決定した。平成31年２月８日には、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する	内閣総理大臣(特定複合観光施設区域(IR)の整備に関する事務を担当する国務大臣) 経済産業大臣

	ント開催等を通じ、大阪・関西への誘致を実現する。	法律案を平成 31 年通常国会へ提出した。	

三. KPI レビューの実施

「実行計画」により、152 の KPI が設定されているが、これらの各 KPI について、その進捗状況等を踏まえて、Ａ、Ｂ、Ｆ、Ｎの４種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗しているものをＡ、ＡほどKPI が進捗していないものをＢ、施策の実行自体がKPI となっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものをＦ、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）をＮとした。

平成 30 年１月に実施した進捗状況は、134 の各 KPI について、Ａ区分 60、Ｂ区分 54、Ｆ区分８、Ｎ区分 12 であったが、今般の 152 の各 KPI の進捗状況については、Ａ区分 51、Ｂ区分 62、Ｆ区分 12、Ｎ区分 27 となっている（別添参照）。

これらの進捗状況を踏まえ、「革新的事業活動に関する実行計画」を改訂（令和元年６月 21 日閣議決定）し、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策への取り組みを強化する。

（別添）

KPI の進捗状況について

実行計画に掲げられた KPI について、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- 「KPI」の欄は、実行計画に掲げられた KPI を記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定された KPI の実現に特に関わる省庁名等を記載。
- 「KPI の出典」の欄は、KPI の数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- 「最新の数値」の欄は、KPI の最新の数値を、時期（カッコ書き）とともに記載。
- 「KPI の進捗」の欄は、以下の区分により整理。

Ａ：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗しているもの
Ｂ：ＡほどKPI が進捗していないもの

（Ｆ：施策の実行自体が KPI となっており、年度ごと施策の実施状況を確認するもの
（KPI の例）遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了する。
Ｎ：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）

- 「KPI の進捗の詳細」の欄は、「KPI の進捗」の評価の理由等を記載。

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［1］「生活」「産業」が変わる
施策群：次世代モビリティ・システムの構築

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
1	2020年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始	—	F	公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスの開始に向けて、2018年4月にIT本部決定された「自動運転に係る制度整備大綱」に沿って関係省庁が制度整備に係る取組を進めている。 また2018年度からは社会実装を見据えた、より長期間の実証実験を全国各地で行っており、技術面、ビジネス面、社会受容性面など、様々な角度から検証を行っている。	—	内閣官房（IT総合戦略室）
2	2030年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国100か所以上で展開	—	N	2020年を目途に整理No.1が実行されるため、それ以降、地域限定型の自動運転サービスの他地域展開を進め、データを取得する。	—	内閣官房（IT総合戦略室）
3	2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90%以上に搭載	国内販売新車乗用車の装着率：77.8%(2017年)	A	自動ブレーキ装着率は2016年に66.2%であったが、2017年には77.8%まで上昇しており、目標に向けて順調に進捗。	国土交通省算出	内閣官房（IT総合戦略室）

4	2020 年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の３割獲得	国内車両の装着率：14.1%（2017 年） 世界市場獲得率の代替値：16.2%（2016 年）	国内車両の装着率：Ａ 世界市場：Ｂ	国内車両（二輪車等を除く。）のうち、安全運転支援装置・システムとして普及が進む衝突被害軽減ブレーキ（低速域衝突被害軽減ブレーキを含む）の装着率（推計値）を KPI の指標として整理。国内車両の装着率は 14.1%に伸びており、KPI 達成のため現時点で必要な値である 12.3%を上回った。一方、世界市場獲得率は下回っている。	国土交通省「ASV 技術普及状況調査」、自動車検査登録情報協会「自動車保有台数推移表」、HIS Inc.「AEB 用 ECU 出荷台数(2016 年)」	内閣官房（IT 総合戦略室）
5	2030 年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及	国内販売新車の装着率：68.7%（2017年） 国内車両（ストックベース）の装着率：14.1%（2017 年）	新車：Ａ ストックベース：Ｂ	KPI の達成に向けて、中短期工程表等により、フォローアップを行っていく。 国内販売新車への装着率は 68.7%となり、KPI 達成のための現時点で必要な値である 59.9%を上回った。一方で、ストックベースの装着率は 14.1%と KPI 達成のための現時点で必要な値である 16.2%を下回った。	国土交通省「ASV 技術普及状況調査」、自動車検査登録情報協会「自動車保有台数推移表」	内閣官房（IT 総合戦略室）
6	2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円	製造分野：約 9,000 億円（2017 年） 非製造分野	Ｂ	ロボット国内生産市場規模については、目標達成期間が７年となっており、2013 年は製造分野で約 5,000 億円、非製造分野で約 500 億円であったところ、「最新の数値」は、製造分野は 2017 年で約 9,000 億円（2016 年比：＋約 1,800 億円）、ただし、システムイ	一般社団法人日本ロボット工業会「ロボット統計受注・生産・出荷実	経済産業省

		：約 1,800 億円 （2017 年）		ンテグレーションに係る費用は除く。非製造分野は 2017 年で約 1,800 億円（2016 年比：＋約 400 億円）にとどまっており、今後の市場の伸びを毎年注視していくとともに、施策の更なる推進が必要である。2015 年２月に決定した「ロボット新戦略」を今後とも着実に実行するとともに、目標達成に向けて、更なる施策の推進が必要であり、例えば、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用の２割以上引下げに向けた取組や、ロボット導入支援人材の倍増に向けた支援等、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する取組等を進めていく。	績」、「サービスロボット出荷実績」 ・「情報化施工機器搭載建設機械」の総出荷額（経済産業省調べ） ・一般社団法人日本産業用無人航空機工業会「産業用無人航空機業界動向」	

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［1］「生活」「産業」が変わる
施策群：次世代ヘルスケア・システムの構築

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
7	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	—	N	本 KPI は、健康日本 21（第２次）において設定された目標について、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において新たに設定したもの。健康寿命は３年に１度実施される調査を基に算出しており、「最新の数値」は 2016 年のものであるため、2019 年の数値が出た時点で本 KPI の進捗を評価する予定。	厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増	厚生労働省

				なお、2013～2016 年の３年間では、男性の平均寿命の延びが＋0.77 歳、健康寿命の延びが＋0.95 歳、女性の平均寿命の延びが＋0.53 歳、健康寿命の延びが＋0.58 歳となっており、平均寿命の増加分を健康寿命の増加分が上回っている。	進対策の効果検証に関する研究」[1]	
8	国民の健康寿命を 2020 年までに１歳以上延伸し、2025 年までに２歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳（2010 年）】	男性：72.14 歳、 女性：74.79 歳 （2016 年）	A	2010～2016 年の６年間で、男性の健康寿命の延びが＋1.72 歳、女性の健康寿命の延びが＋1.17 歳となっており、「2020 年までに１歳以上延伸」は達成された。「2025 年までに２歳以上延伸」についても、目標達成に向けて順調に推移している。（【比較】均一ペースでの年平均延び（＋２歳/15 年）×経過年数（６年）＝＋0.8 歳）	厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」	厚生労働省
9	全国的な保健医療情報ネットワークの 2020 年度からの本格稼働	―	F	2018 年７月に医療等分野の情報連携基盤となる全国的なネットワークやサービスの構築に向けた工程表を策定。また、2018 年７月から 2019 年３月までに保健医療記録共有サービスの実証事業を行った。	―	厚生労働省
10	2020 年度までに 400 床以上の一般病院における電子カルテの普及率を 90%	85.4% （2017 年 10 月現在）	A	2017 年 10 月時点での 400 床以上の一般病院における電子カルテの普及率は 85.4%と、57.3%であった 2011 年 10 月比で＋28.1%ポイント（【比較】均一ペースでの年平均増加率（＋32.7%ポイント／９年）×経過年数（６年）＝21.8%ポイント）となっており、目標達成に向けて順調に推移している。	医療施設調査 （2017 年）	厚生労働省

[1] 国民生活基礎調査（大規模調査：３年に１度）の結果を基に、厚生労働科学研究で算出

11	2020 年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を 2008 年度比 25%減	14.2%[2] 2017 年度 （2008 年度比）	B	直近で、2017 年度のメタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）は 14.2%であり、均一ペースと比較してやや低い進捗状況となっている（【比較】均一ペースでの年平均減少率（25%ポイント/12 年）×経過年数（９年）＝18.8%ポイント）。施策の更なる推進等が必要。	厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」	厚生労働省
12	2020 年までに健診受診率（40～74 歳）を 80%（特定健診含む。）	71.0%[3] （2016 年）	B	2016 年の健診受診率（40～74 歳）は 71.0%と、2010 年の 67.7%と比べて＋3.3%ポイント（【比較】均一ペースでの年平均増加率（＋12.3%ポイント/10 年）×経過年数（６年）＝＋7.4%ポイント）となっており、KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えない。要因としては「受診のしにくさ」等が考えられ、好事例の横展開を進めるなど、施策の更なる推進等が必要。	厚生労働省「国民生活基礎調査」（大規模調査実施年＜３年ごと＞のみ、健診受診率について調査）	厚生労働省
13	ロボット介護機器の市場規模、2020 年に約 500 億円、2030 年に約 2,600 億円	33.6 億円 （2016 年）	B	ロボット介護機器の市場規模については、2012 年の市場規模が約 10 億円（経済産業省推計）であるところ、「2020 年に約 500 億円」に引き上げる必要がある。 一方、市場規模のフォローアップについては、継続性があり、また推計値ではなく実績値に基づく統計を用いるべきところ、一般社団法人日本ロボット工業会	一般社団法人日本ロボット工業会「ロボット産業需給動向 2016 年版」	経済産業省

[2] メタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）

[3] 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況

				が 2013 年から実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば 2016 年のロボット介護機器の市場規模は 33.6 億円（回答が得られた企業の実績合計値）であり、KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えない。要因としては、介護現場のニーズを捉えた開発や活用の意義・効果への理解等に課題があると考えられ、施策の更なる推進等が必要。		
14	重点分野のロボット介護機器導入台数、2030 年 8,000 台	13,361 台（2016 年）	A	2017 年に改訂された重点分野（移動介助、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援及び介護業務支援）のロボット介護機器導入については、一般社団法人日本ロボット工業会が実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば、2016 年の重点分野のロボット介護機器の国内出荷台数は、13,361 台となっており、2030 年までに 8,000 台という KPI を達成している。	一般社団法人日本ロボット工業会「ロボット産業需給動向 2016 年版」	経済産業省
15	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を 2020 年までに 20 件実施	13 件	A	2016 年度に６件、2017 年度に５件、2018 年度に２件、合計で 13 件の治験・臨床研究をこれまでに採択しており、2016 年から 2018 年の３年間では KPI 達成に向け総じて順調に進捗している。	－	厚生労働省

16	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等を2020年までに５件策定	３件	A	疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等については、2017年に疾患登録情報などの医療情報データベースを製造販売後の医薬品安全性監視に利用する際の基本的な考え方についての通知を、2018年に医療情報データベースを用いて医薬品及び医療機器の製造販売後調査を実施する際の信頼性担保に関する留意点についての通知２件を発出した。残り２件についても当初予定通り2020年までの発出を目指し、現在順調に検討が進められている。	脚注参照[4]	厚生労働省
17	2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「０」	医薬品：0.2年、医療機器：0年（2017年度）	B	医薬品の審査ラグについては、米国の審査期間が大幅に短縮したことにより、2017年度の数値は0.2年であった。また、医療機器の審査ラグについては、2017年度の数値は０年であった。 なお、PMDAにおける医薬品・医療機器の審査期間をみると、新医薬品（【2008年度】22.0月（中央値）→【2017年度】11.8月（80パーセンタイル値））と新医療機器（【2008年度】14.4月（中央値）→【2017年度】11.9月（70パーセンタイル値））共に期間短縮が図られている。	厚生労働省、PMDA集計資料及び米国公表資料	厚生労働省

[4] 「製造販売後の医薬品安全性監視における医療情報データベースの利用に関する基本的考え方について」
（平成29年６月９日付け薬生薬審発0609第８号・薬生安発0609 第４号医薬品審査管理課長・安全対策課長通知）
「医薬品の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」（平成30年２月21日付け薬生薬審発0221第１号医薬品審査管理課長通知）
「医療機器の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」（平成30年12月19日付け薬生機審発1219第４号医療機器審査管理課長通知）

				今後は、重篤な疾患に対する画期的で極めて高い有効性を持つ先駆的な医薬品・医療機器については、総審査期間の目標を６か月にするなど、審査の迅速化に引き続き努めるとともに、業務の質の向上に傾注することとしている。		
18	海外に日本の医療拠点を 2020 年までに 20 か所程度創設	24 か所創設（2019 年 3 月）	A	海外における日本の医療拠点は、2019 年３月時点で 24 か所開業し、「2020 年までに 20 か所程度」という KPI を達成している。	企業ヒアリング等	内閣官房（健康・医療戦略室）
19	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を 2030 年までに５兆円	医療機器の輸出額：5,840 億円、医薬品の輸出額：1,757 億円（2016 年）	N	日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模は、①医療機器の海外市場規模、②医薬品の海外市場規模、③海外における日本の医療拠点等の獲得市場規模及び④来日する患者が受ける医療サービスの市場規模等の合計で把握することとなる。これは、海外における医療拠点でのコンサルタント料や、来日する患者が支払う医療費を含む。 なお、①と②については、医療機器・医薬品の輸出額に加え、医療機器・医薬品の海外売上高（一部、輸出額との重複があり得る）についても考慮することができる（2016 年の医療機器の海外売上高は１兆 7,624 億円（23 社）、2016 年の医薬品の海外売上高は３兆 2,621 億円（26 社））。 ③については、活動の成果は医療拠点等の活動が本格化した後となるため、現段階での評価は困難であ	医薬品・医療機器の輸出額：厚生労働省平成 28 年薬事工業生産動態統計年報の概要 医薬品の海外売上高：日本製薬工業協会 DATA BOOK 2018 医療機器の海外売上高：一般社団法人日本医療機器産業連合会調べ	内閣官房（健康・医療戦略室）

		医療機器の海外売上高：１兆7,624億円、医薬品の海外売上高：３兆2,621億円（2016年）		る。現在、現地の市場規模のデータを把握する手法を検討しているところ。 ④についても、今後ジャパン インターナショナルホスピタルズ（JIH）等の協力を得て市場規模を把握する手法を検討中であるため、現段階での評価は困難である 。		

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 ［1］「生活」「産業」が変わる
施策群：次世代産業システム

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
20	製造業の労働生産性について年間２％を上回る向上	約1.9%（2015年～2017年の平均の伸び率）	B	製造業の労働生産性は、2015年から2017年までの３か年で約1.9%の伸び率となり、KPIを下回っている。2.0%の達成に向けては、製造現場のデータを活用した効率化とロボットの導入等による自動化等によって製造業の労働生産性を向上させる。例えば、製造業の現場に存在する価値あるデータを最大限に活用するため、企業の垣根を越えて工場等のデータを流通さ	内閣府「国民経済計算」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査」	経済産業省

				せる仕組みづくり、ロボットシステムインテグレータの育成強化、必要な研究開発や標準化、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する取組等を進めていく。		
21	2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする	データを収集する企業の割合：58%（2018年度） 経営課題の解決に結びつけている企業の割合：26%（2018年度）	B B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が４年であるところ、「最新の数値」の時点で２年が経過。工場等でデータを収集する企業の割合及び収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合はKPI達成のため2018年時点で必要である73.5%、30%をともに下回り、それぞれ58%、26%となった。 目標達成に向けて、製造業の現場に存在する価値あるデータを最大限に活用するため、企業の垣根を越えて工場等のデータを流通させる仕組みづくりを生産機械メーカー等ともに2018年度から開始した。今後も必要な施策を着実に進めていく。	経済産業省調べ	経済産業省
6 （再掲）	2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円	製造分野：約9,000億円（2017年） 非製造分野	B	ロボット国内生産市場規模については、目標達成期間が７年となっており、2013年は製造分野で約5,000億円、非製造分野で約500億円であったところ、「最新の数値」は、製造分野は2017年で約9,000億円（2016年比：＋約1,800億円）、ただし、システムインテグレーションに係る費用は除く。非製造分野は	一般社団法人日本ロボット工業会「ロボット統計受注・生産・出荷実績」、「サービスロボット出荷実績」	経済産業省

		：約 1,800 億円 （2017 年）		2017 年で約 1800 億円（2016 年比：＋約 400 億円）にとどまっており、今後の市場の伸びを毎年注視していくとともに、施策の更なる推進が必要である。2015 年２月に決定した「ロボット新戦略」を今後とも着実に実行するとともに、目標達成に向けて、更なる施策の推進が必要であり、例えば、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用の２割以上引下げに向けた取組や、ロボット導入支援人材の倍増に向けた支援等、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する取組等を進めていく。	「情報化施工機器搭載建設機械」の総出荷額（経済産業省調べ） 一般社団法人日本産業用無人航空機工業会「産業用無人航空機業界動向」	

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［２］経済活動の「糧」が変わる
施策群：エネルギー・環境

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
22	家庭用燃料電池（エネファーム）は 2020 年に 140 万台、2030 年に 530 万台の普及を目指す 【補助指標】	普及台数：271,540 台 （2018 年 12 月末） 【補助指	B 【補助指標】 A	普及台数は 2013 年度末時点から約 20.0 万台増加し、2018 年 12 月末時点で 27.1 万台が普及。当面の目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が７年であるところ、2018 年 12 月末の時点で５年９か月が経過。KPI 達成のため現時点で必要である 121 万台を下回った。	経済産業省調べ	経済産業省

	2020 年にユーザー負担額が７、８年で投資回収可能な金額を目指す	標】 投資回収年数：10 年（2018 年 12 月末）		2009 年の市販開始時点で 300 万円を超えていた販売価格は着実に低減し、特に 2016 年度から補助金に導入した価格低減スキームにより、固体高分子形燃料電池（PEFC）については 2018 年度平均販売価格（12 月末）が 94 万円（前年度比８％減）に、固体酸化物形燃料電池（SOFC）については 119 万円（前年度比７％減）となっている。その結果、投資回収年数については 10 年（前年度比 10%減）となっている。目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が６年であるところ、2018 年 12 月末の時点で４年９か月が経過。KPI 達成のため現時点で必要である投資回収年数 10.3 年を下回った。		
23	商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する	103 か所が開所済（2019 年 3 月末日）	A	103 か所に加え、10 か所が整備中。目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が５年であるところ、2018 年度末時点で３年が経過。KPI 達成に向けて順調に進捗している。 また、水素ステーションの整備拡大に向けて、民間 11 社による新会社日本水素ステーションネットワーク合同会社（JHyM）を 2018 年２月に設立した。加えて、整備費や運営費のコストを低減させるべく、そのための技術開発や規制見直しを官民一体となって推進しているところ。	経済産業省調べ	経済産業省

24	2020年４月１日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する	—	F	一部事業者においては2016年４月送配電部門の分社化を実施。	東京電力ホールディングス　HP[5]	経済産業省
25	次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す 【補助指標】 ● A-USCについて 2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） ● IGCCについて 2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） ● IGFCについて、2020年度までに酸素吹きIGCCの発電技術及びCO2分離回収技術（物理回収法）を確立し、2025年度までの技術の確立、2030年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 55%程度） ● LNG火力について、2020年度頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目	—	F 【補助指標】 A-USC　F IGCC　F IGFC　F LNG火力 F	2016年６月に、火力発電の高効率化、CO2削減を実現するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早期確立を目指している。 先進超々臨界圧火力発電（A-USC）については、2016年度末で当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。 石炭ガス化複合発電（IGCC）については、2014年度に商用機のプラント設計を開始しているところ。 石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）については、2018年７月までに酸素吹きIGCCの長時間耐久試験運転を、2018年10月までに多炭種適用性試験運転を完了させた。また、2018年度からCO2分離回収施設（物理回収法）の設置工事を開始しているところ。	—	経済産業省

[5] http://www.tepco.co.jp/toudenhou/hd/1271995_9039.html

	指す（発電効率：現状 52%程度→改善後 57%程度）			LNG 火力発電については、1,700 度級ガスタービンの信頼性向上のため、2016 年度から高度化要素技術開発を実施しているところ。		
26	2020 年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す	ー	F	KPI 達成に向けて技術開発を進めた結果、新材料である SiC を用いた高耐圧のパワー半導体モジュールが、次期東海道新幹線 N700S の確認試験車に搭載された。 現在、SiC パワー半導体モジュールを用いたパワーエレクトロニクス装置を、自動車等にも適用すべく、技術開発を進めている。 GaN に関しても技術開発や実証を実施しており、2018 年度は GaN 半導体素子を用いたマイクロ波を選択的にターゲットに照射できる省エネ電子レンジの技術開発・実証等を行った。	ー	経済産業省
27	国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模　2020 年に年間 5,000 億円を目指す（世界市場の５割程度） ※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象	3,912 億円（世界市場の 34.2%）（2016 年実績）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が７年であるところ、2016 年で３年が経過。KPI 達成のため現時点で必要である市場獲得規模 3,514 億円を上回り、KPI が目標達成に向けて進捗していることを確認。引き続き、先端蓄電池の技術開発による国内企業の競争力の強化やエネルギー政策の観点での支援を実施する予定。	民間企業調べ	経済産業省

28	2020 年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に（2.3 万円/kWh 以下）	—	N	2016 年度の外部有識者会議にて、おおむね順調に進捗していることを確認。引き続き、2020 年までに系統用蓄電池の設置コスト 2.3 万円/kWh 以下に向けて、開発を実施中。	経済産業省調べ	経済産業省
29	2030 年の新築住宅及び新築建築物について平均で ZEH、ZEB の実現を目指す 【補助指標】 ● 2020 年の新築住宅の省エネ基準適合率を 100%とし、ハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する ● 2020 年の新築ビルの省エネ基準適合率を 100%とし、新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す	【住宅】省エネ基準適合率：59%（2016 年度分：推計値） ZEH 割合：15%(2017 年度分：推計値) 【非住宅】省エネ基準適合率：98%（2016 年度分：一部推計値） ZEB 棟数：未達成	N 【補助指標】省エネ基準適合率：B ZEH 割合：B 【補助指標】省エネ基準適合率：A ZEB 棟数：F	KPI 達成に向けて、まずは 2020 年までに標準的な新築住宅でのネット・ゼロ・エネルギー化及び新築公共建築物でのネット・ゼロ・エネルギー化の実現を目指している。 住宅の省エネ基準適合率については、2016 年度は 59%であり、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。KPI 達成のため 2016 年度時点で必要である 70%を下回った。住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する大手住宅事業者をトップランナー制度の対象に追加すること等を内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を 2019 年通常国会に提出したところ。 住宅の ZEH 化については、2020 年度までに提供する住宅の過半数を ZEH 化することを宣言したハウスメーカー等（ZEH ビルダー/プランナー）を担い手として順調に増加している。ZEH ビルダー/プランナーによる 2017 年度の実績は、約 4.2 万戸、新築注文戸建住宅の着工数（2017 年度実績：約 28 万戸）と比較した場合の	住宅の省エネ基準適合率については、断熱水準別戸数分布調査（事業者アンケート）による推計 非住宅の省エネ基準適合率については、第一種特定建築物（2,000 ㎡以上）の適合面積調査による推計 （国土交通省住宅局調べ）	経済産業省

				割合は 15%程度であり、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。現時点においては KPI 達成のため 2017 年時点で必要である 25%には満たないものの、政府として ZEH の自立的普及に向けた取組を促進しているところであり、今後普及の加速化が期待される。 非住宅（ビル）の省エネ基準適合率については、2016 年度は 98%であり、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。KPI 達成のため 2016 年度時点で必要である 96%を上回った。 住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、省エネルギー基準への適合義務の対象となる建築物の範囲を中規模建築物に拡大することなどを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を 2019 年通常国会に提出したところ。 非住宅（ビル）の ZEB 化については、現在要素技術の実証を継続しており、実証結果を踏まえて ZEB を一般化すべくガイドラインを作成していくところ。こうした取組を継続することで、2020 年までに国を含めた新築公共建築物等で用途等ごとに ZEB を一棟以上建設することを目指している。		

30	2020 年までに既存住宅の省エネリフォームを倍増する	46 万件 （2017 年）	A	当該 KPI については、2012～2017 年の６年間で、＋21 万件（【比較】均一ペースでの年平均増加件数（＋32 万件/９年）×経過年数（６年）＝＋21 万件）となっており、堅調に推移している。	国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査」（毎年２回（上期、下期））	国土交通省
31	2020 年までに LED 等の高効率照明についてフローで 100%の普及を目指す	96.1% （2017 年度）	A	LED 等の高効率照明の導入率について、2017 年度は 96.1%であり、目標達成期間が６年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。KPI 達成のため 2017 年度時点で必要である 88%を上回った。また、業界団体である一般社団法人日本照明工業会のビジョンでは、高効率照明について 2020 年までにフローで 100%の普及を目指すことを明示している。さらに今後、省エネ法のトップランナー制度により高効率照明の更なる普及を目指すこととしている。 これらによって、目標年度までの達成が可能と見込まれる。	一般社団法人日本照明工業会統計データ	経済産業省
32	2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を５～７割とすることを目指す 【補助指標】 ● EV・PHV の普及台数を 2020 年までに最大で 100 万台とすることを目指す	36.7%(2017 年度末) 22.3 万台(2017 年度末)	A 【補助指標】 B B	2016 年度に続き、2017 年度についても次世代自動車の販売台数が増加（前年度比 5.3%増）し、新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、36.7%となった。 目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で２年が経過。KPI 達成のため各年度で販売台数が直線的に増加して	一般社団法人日本自動車工業会等の民間団体調べ	経済産業省

	● FCV の普及台数を 2020 年までに４万台程度、2030 年までに 80 万台程度とすることを目指す	2460 台(2017 年度末)		いくことを前提として、2017 年度末時点で 40 万台（EV・PHV）及び 16,000 台（FCV）が必要であると仮定とすると、それぞれ 17.7 万台（EV・PHV）及び 13,540 台（FCV）下回った。 引き続き、車両の一部購入補助や充電インフラ・水素ステーション整備等の支援を実施し、次世代自動車の普及を加速化していく。		
33	2030 年にベースメタルの自給率を 80%以上とする	50%（2016 年）	B	ベースメタル（銅、鉛、亜鉛、錫）の自給率は、2016 年調査で 50%となった。KPI 達成に向けて、①日本政府や政府関係機関（JOGMEC、JICA 等）による資源外交や、②我が国企業の権益確保支援（JOGMEC による探鉱支援やリスクマネー供給等）を通じ、我が国企業による自主開発を促進する。	JOGMEC 調査	経済産業省
34	2030 年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を 40%以上とする	26.6%（2017 年度実績）	F	2030 年に自主開発比率を 40%以上とするべく、JOGMEC によるリスクマネー供給や、資源外交の多角的展開等による支援を引き続き実施。	経済産業省調べ	経済産業省
35	地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC（周波数変換設備）の増強（120 万 kW から 210 万 kW まで）については 2020 年度を目標に、北本連系設備の増強（60 万 kW から 90 万 kW まで）については 2019 年３月の運用開始を目指す	—	F	FC の増強については 2020 年度に運用を開始することとしている。北本連系設備の増強については 2019 年３月に運用を開始したところ。KPI 実現のため引き続き環境整備を実施していく。	-	経済産業省

36	電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020 年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す	—	F	高圧部門（工場等）については、2016 年度までで全数スマートメーター導入完了。低圧部門（家庭等）については、日本全体では 2024 年度末までに導入を完了する計画。	—	経済産業省
37	海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、砂層型メタンハイドレートについては平成 30 年代後半に、民間が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。また、海底熱水鉱床については、平成 30 年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう資源量の把握や技術開発を推進する 【補助指標】 ● メタンハイドレートについて、2018 年度を目途に商業化に向けた技術の整備を行う ● 海底熱水鉱床について、2017 年度に実海域での採鉱・揚鉱パイロット試験を行い、採鉱・揚鉱分野の要素技術を確立し、その成果を踏まえ、2018 年度に経済性評価を行う	—	F 【補助指標】メタンハイドレート：F 【補助指標】海底熱水鉱床：F	砂層型メタンハイドレートについては、2017 年度に、第２回海洋産出試験を実施し、減圧法により合計 36 日間のガス生産を実現するなど、第 1 回海洋産出試験で生じた技術課題を克服。また、2018 年度には、これまでの研究成果を踏まえた総合的な検証を行うなど、商業化の実現に向けた技術の整備を行った。海底熱水鉱床については、2017 年に採鉱・揚鉱パイロット試験を実施し、世界で初めて実海域での連続揚鉱に成功。また、2018 年に経済性の検討を含む総合評価を実施。今後の長期的な視点に基づく取組により、質・量ともに経済価値の高い鉱床を確保するとともに、効率的な生産技術を確立し、法制度の整備や他産業の海域利用との調整、選鉱場（尾鉱堆積場含む）の設置等の諸課題を解決した上で、一定の金属価格の上昇があれば、経済性を見出し得ると評価した。	—	経済産業省

38	今後 10 年間（2023 年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築 【補助指標】2016 年度末までに、日本全体の残油処理装置備率:本全体の残油処理装置備率: 50%程	ー （コンビナートごとのデータであり、結果は非公表） 【補助指標】 日本全体の残油処理装備率: 50.5%程度	N 【補助指標】 A	2014年度調査によれば、依然として我が国のコンビナート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中国、台湾等より見劣りすると評価。2014年3月末時点(基準点)の残油処理装置装備率:45%程度から、3年後の2016年度末(目標達成期限)に50%程度とすることを目標としていたところ、「最新の数値」の2017年3月末時点で、50.5%となり、補助指標の基準を達成した。これにより、各社の重質油分解装置の「装備率」は世界的に高い水準を実現。	石油コンビナート高度統合運営技術組合「コンビナート国際競争力総合評価」 【補助指標】 経済産業省調べ	経済産業省
39	2018 年頃までに世界で初めて浮体式洋上風力を商業化する	—	F	2016 年度に長崎沖において浮体式洋上風力の商用運転を開始。福島県沖の浮体式洋上風力について、2019 年度は引き続き実証研究を実施。	—	経済産業省
40	2020 年までの地熱発電タービン導入量で世界市場７割を獲得する	７割	A	2017 年実績において、国内企業のシェアは７割。今後も継続してシェア維持・拡大に努める。	IRENA：世界全体の設置量 一般社団法人火力原子力発電技術協会：日本企業の設置量	経済産業省
41	民間活力を最大限活用して、JCM 等を通じた優れた低炭素技術の海外展開につい	累積で約 1 兆 782 億円	A	途上国に低炭素技術を導入することを目的としたプロジェクトとして、民間ベースの事業では 166 件が実施されている（事業規模：約 8,482 億円）。また、JCM	環境省・経済産業省調べ	環境省

	て、2020 年度までの累積で１兆円の事業規模を目指す	（2019 年３月末）		資金支援事業では 134 件の JCM プロジェクトが実施されている（事業規模見込み：約 2,300 億円）。 2019 年３月末時点で、KPI で掲げた目標である累積で１兆円を既に上回っている。		
42	焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を 2015 年度実績から 2020 年度までに倍増させることを目指す	278 億円（2017 年度）	A	2015 年度実績の 60 億円に対して 2017 年度は 278 億円と増加し、目標を達成している。引き続き、継続して目標を達成していくよう取り組む。	一般社団法人日本産業機械工業会「環境装置の地域別輸出額」	環境省

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［２］経済活動の「糧」が変わる
施策群：FinTech／キャッシュレス社会の実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
43	今後３年以内（2020 年６月まで）に、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す	124 行が 2020 年６月までに API を導入する旨を表明（2019 年３月末）	A	全邦銀 138 行のうち、2020 年６月までに導入予定の銀行が 124 行という状況であるため、KPI が目標達成に向けて順調に進捗している。	金融庁「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」（2019 年３月末）	金融庁

44	今後10年間（2027年６月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す	キャッシュレス決済比率24.1%（2018年）	A	2016年（20.0%）から2018年（24.1%）の２年間ではキャッシュレス決済比率は4.1%上昇した。 これにより、目標達成に必要な比率の上昇（年間約２%、２年間で約４%）を達成している。	脚注参照[6]	経済産業省
45	今後５年間（2022年６月まで）に、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合を現状の４倍程度とし、４割程度とすることを目指す	13.9%（2017年）	B	IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合は、KPI設定時の参照値（2016年）は10.8%であり、2017年は13.9%となり、2022年の目標値（40%程度）を達成するために必要な割合の増加（１年当たり約５%）は達成できなかった。	総務省「平成29年通信利用動向調査」	経済産業省
46	2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を５%改善することを目指す	158日（2017年度）	A	SCCCのKPI設定時の参照値（2016年度）は160日であり、2017年度は158日となり、2020年度の目標値（152日）を達成するために必要な日数の短縮（１年当たり２日）を達成した。 2020年度の目標値：160（2016年度）×0.95（５%改善）＝152	日経NEEDS Financial QUEST[7]	経済産業省

[6]（クレジットカード支払額 ※１＋デビットカード支払額 ※２＋電子マネー ※３）／（民間最終消費支出 ※４）
※１日本クレジット協会調べ、※２日本銀行レポート、※３日本銀行「電子マネー計数」、※４内閣府「国民経済計算年報」（名目値、２次速報値）

[7] 東証一部上場企業（銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業、その他を除外）の平均値

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 ［３］「行政」「インフラ」が変わる
施策群：デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
47	2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る	25位（2019年）	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が７年であるところ、2017年の時点で５年半が経過。2019年の順位は、25位（昨年比１位下落）である。KPI達成に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。現在、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、裁判手続等のIT化等について事業環境の改善に向けた取組を推進中。今後も、「事業環境改善のための関係省庁連絡会議」において整理された項目ごとの取りまとめ省庁が中心となって、事業環境の改善に向けた取組を推進することで、KPI達成を目指す。	世界銀行「Doing Business 2019」	内閣官房（日本経済再生総合事務局）
48	2020年３月までに重点分野の行政手続コストを20%以上削減する	－	N	2018年3月に改訂の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づく取組によるコスト削減効果は22.2%と見込んでいるところ、現在、2018年度明けの報告に向け、KPIの進捗状況をコスト測定結果として取りまとめ中。	「行政手続コスト削減に向けて」（2018年４月24日規制改革推進会議行政手続部会）	内閣府（規制改革推進室）

49	政府情報システムのクラウド化等により、2018 年度末までに政府情報システムの数を 725 削減する	システム削減数：731（2019 年３月）	A	政府情報システム数については、2012 年度比で 731 システム（50.4%）を削減し、目標を達成した。	「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（2019 年６月４日、デジタル・ガバメント閣僚会議決定）	内閣官房（IT 総合戦略室）
50	政府情報システムのクラウド化等により、2021 年度までを目途に運用コスト（※）を約 1,200 億円圧縮する（※2013 年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。）	運用コスト削減額：約 500 億円（2017 年度）	B	運用コスト削減額については、2013 年度比で約 500 億円を削減（2017 年度）。現時点において、目標達成期間である 2021 年度までに、1,155 億円の削減を見込んでいるところ。	「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（2019 年６月４日、デジタル・ガバメント閣僚会議決定）	内閣官房（IT 総合戦略室）
51	2020 年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が３位以内に入る	５位（2018 年）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が４年であるところ、2018 年の時点での順位は５位（昨年比３位上昇）となっており、KPI が目標達成に向けて進捗	世界経済フォーラム国際競争力ランキング「WEF The	内閣官房（日本経済

				していると考えられる。引き続き、イノベーションエコシステムの構築を加速することで、KPI 達成を目指す。	Global Competitineness Report2018」	再生総合事務局）
52	2020 年度末までに AI・RPA などの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を 300 とすることを目指す	（参考）79（2018 年３月末）	N	総務省「地域 IoT 実装状況調査」（2018 年 3 月末）において、革新的ビッグデータ処理技術の利用事例について初めて調査を行い、利用事例があるという回答が 79 団体から得られたところ、次回は 2019 年６月に同年３月末の速報値が得られる予定のため、現時点では KPI の進捗の評価が困難。今後、データが得られ次第評価を行う。	総務省「地域 IoT 実装状況調査」（2018 年３月末）	総務省
53	官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020 年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が 100%	現状では算出不可	N	オープンデータ官民ラウンドテーブルを開催し、民間のニーズを聴取。官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ、対象データの公開に向け対応中であり、データが公開され次第評価を行う。	第７回オープンデータワーキンググループ（2019 年３月 15 日開催）参考資料１	内閣官房（IT 総合戦略室）
54	2020 年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を 100%とする	26%（2019 年３月 11 日）	B	「地方公共団体向けオープンデータ推進ガイドライン・手引書」の整備、「地方公共団体向けオープンデータパッケージ」の提供等、地方公共団体でのオープンデータの取組促進の為の各種支援を実施し、着実に取組自治体は増加（2018 年度で 140 自治体が増加）。今後、目標を達成に向け、施策の更なる推進が必要。	政府 CIO ポータル（オープンデータ取組済自治体一覧）	内閣官房（IT 総合戦略室）

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［３］「行政」「インフラ」が変わる
施策群：次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
55	2025年度までに建設現場の生産性を２割向上を目指す	—	F	2016年度からi-Constructionのトップランナー施策として推進してきた、ICT土工については32.9%※の時間短縮効果を確認している（※2018年度実施分（2019年1月31日））。 2019年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスにICT活用の対象を拡大、2020年度には港湾工事における基礎工・ブロック据付工等にICT活用を拡大、2021年度には各種マニュアル・手引きを改正し、更なる生産性の向上を目指す。あわせて、生産性向上に関する効果の把握、KPIの達成に向けたプロセスについて検討を進める。	国土交通省調べ	国土交通省
56	国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020年頃までに20%、2030年までに100%とする	—	N	KPIの進捗評価に必要となる2018年度の実績について調査中であり、今秋までに公表の予定。新技術等を導入している施設管理者の割合の目標達成に向け、官民を挙げた技術開発や技術基準類の速やかな整備等を引き続き推進する。	国土交通省調べ	国土交通省

57	2020 年までに都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る	３位 （2018 年）	A	東京の都市総合力ランキングは 2016 年に３位を達成し、2018 年も 2016 年、2017 年に引き続き３位である。	森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング 2018」	内閣官房（日本経済再生総合事務局）
58	2025 年までに既存住宅流通の市場規模を８兆円に倍増（2010 年４兆円） ※可能な限り 2020 年までに達成を目指す	４兆円 （2013 年）	B	既存住宅流通市場の規模は 2010 年から 2013 年までほぼ横ばいとなっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、買取再販に係る特例措置（登録免許税：2014 年４月～2020 年３月、不動産取得税：2015 年４月～2021 年３月）、住宅金融支援機構のフラット 35 における中古住宅の取得費用に対する融資（2015 年４月～）、「安心Ｒ住宅」制度（2017 年 12 月～）等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。	住宅市場動向調査（毎年）、住宅・土地統計調査（５年ごと）	国土交通省
59	2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増（2010 年６兆円） ※可能な限り 2020 年までに達成を目指す	７兆円 （2013 年）	B	リフォーム市場の規模は直近の 2013 年に７兆円（2010 年から約１兆円増加）となっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、長期優良住宅化リフォーム推進事業（2014 年２月～）、住宅リフォーム事業者団体登録制度（2014 年９月～）、住宅金融支援機構のフラット 35 におけるリフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資（2015 年４月～）等の施策を実施している。今後これ	住宅・土地統計調査（５年ごと）、建築動態統計調査（毎年）、家計調査年報（毎年）、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（毎年）、リフォーム	国土交通省

				らの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。	に関する意識・意向調査（毎年）	
60	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%(2005年)→３～５%(2020年)】	2.4% （2017年）	B	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、2017年度において、2.4%となっている。目標達成には高齢者向け住宅の供給を促進することが必要であるため、サービス付き高齢者向け住宅の建設費への補助や税制特例措置等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。	・高齢者人口：総務省「人口推計」 ・高齢者向け住宅：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（毎年）、国土交通省調べ（随時）、厚生労働省調べ（毎年）	国土交通省

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 ［３］「行政」「インフラ」が変わる
施策群：PPP/PFI手法の導入加速

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
61	10年間（2013～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、７兆円を目標とする	事業規模：約13.8兆円 うち公共施設等運営権	A	関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等をはじめとした大型のコンセッション案件等により、目標達成期間の経過割合以上のKPIが目標達成に向けて進捗している。	内閣府調べ	内閣府（PPP/PFI推進室）

		方式を活用した事業：約5.7兆円（2013～2017年度）				

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 ［４］「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
施策群：農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
62	今後10年間（2023年まで）で法人経営体数を2010年比約４倍の５万法人とする	22,700法人（2018年２月）	B	目標達成時期が2023年で、目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で５年が経過。法人経営体数は、1万4,600法人（2013年２月）から2万2,700法人（2018年2月）まで増加したものの、目標達成に向けては、3万2,300法人まで増加していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」	農林水産省
63	今後10年間（2023年まで）で全農地面積の８割が担い手によって利用される	56.2%（2018年度末）	B	目標達成時期が2023年で、目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で５年が経過。担い手への農地集積割合は、48.7%（2013年度末）から56.2%（2018年度末）まで増加したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で64.4%まで増加していることが望	農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省経営局農地政策課調べ	農林水産省

				ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要		
64	今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比４割削減する	個別経営[8]：10,995 円/60kg（2017 年） 組織法人経営[9]：11,859 円/60 kg（2017 年）	B	目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。2017 年産の担い手のコメの生産コストは、個別経営で 10,995 円/60kg、組織法人経営で 11,859 円/60kg となっている。 2011 年産米の生産コスト 16,001 円/60kg（全国平均）と比べて３割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で、個別経営で 10,664 円/60kg、組織法人経営で 10,999 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	農林水産省「農産物生産費」、「米及び麦類の生産費」、「組織法人経営体に関する経営分析調査」	農林水産省
65	今後 10 年間（2025 年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により 2013 年全国平均比２倍に向上させる（担い手の 60kg 当たりの生産コストを５割程度削減）	10,400 円/60kg（2017 年）	B	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で２年が経過。2017 年の担い手の飼料用米の生産コストは 10,400 円/60kg となっている。 2013 年産米の生産コスト 15,229 円/60kg（全国平均）と比べて３割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 9,915 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	農林水産省「農産物生産費」、「米及び麦類の生産費」	農林水産省

[8] 認定農業者のうち、農業就業者１人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）
[9] 米の販売金額が第１位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 22ha）

66	６次産業の市場規模を 2020 年度に 10 兆円とする	7.1 兆円（2017 年度）	B	目標達成時期が 2020 年度で、６次産業化の市場規模の射程を見直した 2013 年度から起算した目標達成期間が７年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。６次産業化の市場規模は、4.7 兆円（2013 年度）から7.1 兆円（2017 年度）まで拡大したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で7.7 兆円まで拡大していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。	農林水産省「６次産業化総合調査」等	農林水産省
67	酪農について、2020 年までに６次産業化の取組件数を 500 件にする	461 件（2018 年 4 月末）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が６年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。酪農の６次産業化の取組件数は、236 件（2014 年）から461 件（2018 年４月末)まで増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である 412 件を上回った。	農林水産省調べ、一般社団法人中央酪農会議調べ	農林水産省
68	2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践	—	N	KPI の進捗把握については、2020 年以降、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。	農林水産省「農林業センサス」等	農林水産省
69	ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現	－	F	遠隔監視による農業機械の無人自動走行システムの実現に向けた研究開発を「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」において実施中。 有人監視下で自動走行する農業機械の市販化に向けては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を2017年３月に策定。複数の農機メーカーが市販又は試験販売を開始。	－	農林水産省

70	2019 年に農林水産物・食品の輸出額１兆円を達成する。また、2030 年に５兆円の実現を目指す	9,068 億円（2018 年）	B	目標達成時期が 2019 年で、目標達成期間が７年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。農林水産物・食品の輸出額は、4,497 億円（2012 年）から 9,068 億円（2018 年）まで増加し、特に 2017 年から 2018 年までの 1 年で 997 億円増加したものの、目標達成期間に対する経過期間の割合を基に進捗を整理すると、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 9,214 億円まで増加していることが望ましいため、施策の更なる推進等が必要。	財務省「貿易統計」	農林水産省
71	2028 年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる	—	N	目標達成時期が 2028 年で、目標達成期間が 11 年であるところ、KPI の進捗評価に必要となる 2018 年の実績は、2020 年３月頃に確定することから、現段階での評価は困難。	総務省「産業連関表」、農林水産省「木材需給表」「木材統計」等	農林水産省

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［４］「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
施策群：まちづくりと公共交通・ＩＣＴ活用等の連携によるスマートシティ実現

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
72	2020 年度末までに地域の防災力を高めるＬアラート高度化システムやＧ空間防災情報システムを、それぞれ 15 の都道府県、100 の地方公共団体に導入する	都道府県：-、	Ｌアラート：N	Ｌアラートの高度化については、2018 年度における実証実験を通じて、Ｌアラート情報の地図化に必要な都道府県防災情報システムへ追加するための標準仕様	総務省「地域 IoT 実装状況調査」（2018 年 3 月末）	総務省

		地方公共団体：72（2018年３月末）	Ｇ空間防災情報システム：Ａ	を策定し、次年度以降、その普及展開を図る予定としており、現時点では進捗の評価が困難。 Ｇ空間防災システムについては、総務省「地域IoT実装状況調査」（2017年３月末）において、利用事例があるという回答が45団体から得られたところ、同調査（2018年３月末）においては、同様の回答を72団体から得ており、順調に進捗している。		
73	2020年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する	272(2018年３月末)	Ｂ	総務省「地域IoT実装状況調査」(2017年３月末)において、既に取組を実施しているという回答が128団体から得られたところ、同調査（2018年３月末）においては、同様の回答を272団体から得ている。	総務省「地域IoT実装状況調査」（2018年３月末）	総務省

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［４］「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
施策群：中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
74	サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す	0.18%（2015年～2017年の平均の伸び率）	Ｂ	2015年から2017年までの３か年で約0.18%の伸び率となった。目標達成に向けて更なる施策の推進が必要であり、中小企業・サービス産業等のIT化を進め、IT活用等支援人材を育成するとともに、関係省庁・関係業界団体との連携強化など、必要な施策を着実に進めていく。	内閣府「国民経済計算」	経済産業省

75	2020年までの３年間で全中小企業・小規模事業者の約３割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す	－	N	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が３年であるところ、KPIの進捗評価に必要となる2018年の実績は確認中であることから、現段階での評価は困難。 生産性革命の実現のためには、政府の補助だけではなく、民間等における支援体制が拡がることが必要とされるため、当該KPIを設定した。 今後、本KPIの達成に向けて、IT導入補助金等の政府による直接支援に加え、認定情報処理機関等を通じた間接支援など必要な施策を着実に進めていく。	経済産業省調べ	経済産業省
76	2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす	954,546社（2016年度）	B	2016年度実績は約954,546社である。目標達成期間（８年間）に単純増加するとした場合の2016年度の数値である約1,050,000社を約100,000社下回っている。目標達成に向けて、更なる施策の推進が必要であり、引き続き、ものづくり・商業・サービス補助金・IT導入補助金や「中小企業等経営強化法」に基づく支援、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税を軽減する制度（ゼロ～1/2）等により、黒字中小企業・小規模事業者の増加を着実に促進していく。	国税庁「会社標本調査」	経済産業省
77	開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。 【補助指標】	開業率：5.6%廃業率：3.5%（2017年度）	N	開業率・廃業率は2012年度に4.6%・3.8%であったところ、2017年度は5.6%・3.5%となっている。本KPIの達成に向けては、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後10年間を見据えた補助指標とし	厚生労働省「雇用保険事業年報」及び「雇用保険事業月報」	経済産業省

	起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる	【補助指標】 4.7% （2017年度）	【補助指標】 B	て、起業活動指数を設定した。当該補助指標は2017年度調査において4.7%となり、2014年度調査結果（3.8%）を2024年度調査結果で倍増させることとした場合に望まれる数値（4.9%）を下回っている。引き続き起業意識の改善状況を見据えながら、本指標である開業率・廃業率の目標達成に向けて、関連施策を講じていく。	【補助指標】 経済産業省「起業家精神に関する調査」	
78	中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする。	1.03倍 （2016年）	N	目標達成時期が2023年で、目標達成期間が６年であるところ、KPIの進捗評価に必要となる2018年の実績は、2020年７月頃に確定することから、現段階での評価は困難。	中小企業庁「中小企業実態基本調査」	経済産業省
79	産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目安に、５年間で約1,000支援	207件 （2016年度） 282件 （2017年度） 270件 （2018年度）	A	2016年度は207件、2017年度は282件、2018年度は270件のプロジェクトを支援している。	経済産業省・文部科学省調べ	経済産業省

Ⅰ.「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　［４］「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる
施策群：観光・スポーツ・文化芸術

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
80	訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とすることを目指す	28,691,073人（2017年確定値） 31,191,856人（2018年暫定値）	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。 訪日外国人旅行者数は、2018年は一連の災害の影響により、９月にはマイナスになるなど伸び率が落ち込んだものの、各種対策を講じたことにより伸び率が回復し、KPI達成のため2018年時点で必要である3,190万人を下回ったが、年末には3,000万人の大台に到達し、3,119万人となった。 今後とも、多言語対応や無料Wi-Fi等の着地整備、新たな観光コンテンツの開発等を進めることにより、2020年4,000万人の目標を達成できるよう訪日外国人を確実に増加させる。	日本政府観光局「訪日外客統計」	国土交通省（観光庁）
81	訪日外国人旅行消費額を2020年に８兆円、2030年に15兆円とすることを目指す	4兆4,162億円（2017年確定値）	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。 訪日外国人旅行消費額は、2018年も着実に増加し、4兆5,189億円となった（※）が、KPI達成のため2018年時点で必要である6兆1,908億円を下回った。	観光庁「訪日外国人消費動向調査」	国土交通省（観光庁）

		4 兆 5,189 億円（2018 年確定値）		（※）なお、従来は空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018 年からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映した。従来ベースの推計方法で 2018 年の訪日外国人旅行消費額を推計すると、４兆８千億円となる。 今後とも、多言語対応や無料 Wi-Fi 等の着地整備、新たな観光コンテンツの開発等を進めることにより、2020 年８兆円の目標を達成できるよう訪日外国人旅行消費額を確実に増加させる。		
82	地方部での外国人延べ宿泊者数を 2020 年に 7,000 万人泊、2030 年に１億 3,000 万人泊とすることを目指す	3,266 万人泊（2017 年確定値） 3,636 万人泊（2018 年速報値）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。 地方部での外国人延べ宿泊者数は、2018 年も着実に増加し、3,636 万人泊となったが、KPI 達成のため 2018 年時点で必要である 5,206 万人泊を下回った。 今後とも、多言語対応や無料 Wi-Fi 等の着地整備、新たな観光コンテンツの開発等を進めることにより、2020 年 7,000 万人泊の目標を達成できるよう地方への誘客や消費拡大に取り組む。	観光庁「宿泊旅行統計調査」	国土交通省（観光庁）
83	外国人リピーター数を 2020 年に 2,400 万人、2030 年に 3,600 万人とすることを目指す	1,761 万人（2017 年確定値）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。	観光庁「訪日外国人消費動向調査」及び日本政府観光	国土交通省（観光庁）

		1,938 万人（2018 年確定値）		外国人リピーター数は、2018 年で 1,938 万人となっており、KPI 達成のため 2018 年時点で必要である 1,904 万人を上回った。	局「訪日外客統計」	
84	日本人国内旅行消費額を 2020 年に 21 兆円、2030 年に 22 兆円とすることを目指す	21.1 兆円（2017 年確定値） 20.5 兆円（2018 年確定値）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。 日本人国内旅行消費額は、2018 年で 20.5 兆円となっており、KPI 達成のため 2018 年時点で必要である 20.8 兆円を下回った。 今後とも、日本人にも魅力ある観光コンテンツの開発や、ビジネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討等を進めることにより、2020 年 21 兆円の目標を達成できるよう国内観光の振興に取り組む。	観光庁「旅行・観光消費動向調査」	国土交通省（観光庁）
85	地方の免税店数を約 6,600 店（2015 年４月）から、2018 年に 20,000 店規模へと増加させる	18,096 店（2018 年 10 月）	A	目標達成時期が 2018 年で、目標達成期間が４年であるところ、「最新の数値」の時点で３年６か月が経過。 地方の免税店数は、2018 年 10 月で 18,096 店となっており、KPI 達成のため 2018 年 10 月時点で必要である 18,319 店をおおむね達成した。	国税庁集計	国土交通省（観光庁）
86	2030 年にはアジア No. １の国際会議開催国として不動の地位を築く	アジア１位 ※世界７位	A	国際会議開催件数は、2016 年に引き続き、2017 年もアジア第１位となった。	ICCA（国際会議協会）「ICCA Statistics Report」	国土交通省（観光庁）

		国際会議開催件数：414（2017 年）				
87	スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す	5.5 兆円（2015 年）	N	株式会社日本政策投資銀行が中心となり、スポーツ市場規模を国際比較可能かつ安定的に算出する手法について欧州の先行事例を参考に検討を行い、産業連関表を活用してスポーツ市場規模を推計するという方向性を得たところであり、「最新の数値」が得られ次第評価を行う。	株式会社日本政策投資銀行の調査を基に文部科学省作成	文部科学省
88	全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する。	－	N	KPI の対象となるスタジアム・アリーナの選定基準について、今後、関係省庁及び外部有識者等の意見を踏まえて速やかに選定基準を策定する。同基準策定後、認定を行う。	文部科学省調べ	文部科学省
89	成人の週１回以上のスポーツ実施率を、2015 年の 40.4%から、2021 年までに 65%程度に向上することを目指す	55.1%（2018 年度調査）	A	成人の週１回以上のスポーツ実施率は、2015 年度は 40.4%であったところ、2018 年度は 55.1%となっている。 65%の達成に向けて 2015 年から 2021 年までの６年間で単純増加するとした場合の数値である 52.7%を上回っており、進捗が十分である。目標達成に向けて、今後、更なる施策の推進が必要であり、「スポーツ実施率向上のための行動計画」（2018 年９月策定）に基づき、子供、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障害者を主な対象とした施策などを着実に実施していく。	「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（2015 年度）、「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（2018 年度）	文部科学省

				例えば、官民の連携によりビジネスパーソンが運動・スポーツに気軽に取り組める気運の醸成に取り組む。		
90	2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比３%程度）に拡大することを目指す	8.9兆円（2016年）	B	2016年の数値（速報値）は8.9兆円であった。今後、目標達成に向けて、付加価値を生み出す文化芸術の支援を充実するとととともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野との連携を強めていく。 なお、文化芸術産業の経済規模（いわゆる文化GDP）については、現在、ユネスコ（国連教育科学文化機関）において文化の経済的な価値を測る国際的な指標づくりが進められているところであり、この国際的枠組みの議論に積極的に参画しつつ、目標値も含めてKPIの再検討を進める。	平成27年度文化庁委託事業「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」（ニッセイ基礎研究所）を基にした2016年度速報値	文部科学省
91	2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の役割が約40%まで増加することを目指す	鑑賞活動をする者の割合：59.2% 鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：28.1%	N	2016年度「文化に関する世論調査」においては、鑑賞活動をする者の割合：59.2%、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合：28.1%となっている。 今後、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として「日本博」をはじめとする文化プログラムを推進するなど、あらゆる人々が文化芸術活動に参加する社会の実現を目指した施策を一層推進する。	「文化に関する世論調査」（2016年11月　内閣府）	文部科学省

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　[１]データ駆動型社会の共通インフラの整備
施策群：基盤システム・技術への投資促進

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
92	業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を2020年度までに30事例創出する	25事例（2019年３月末）	A	生産性向上特別措置法における特定革新的データ産業活用については、所要の制度整備を2018年７月に完了しており、引き続き認定事業の創出を促進する。また、「産業データ共有促進事業費補助金」により、複数の企業間で連携してデータの収集・共有を行う事業を25件創出した。これらの取組により業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例は、順調に拡大している。	生産性向上特別措置法における特定革新的データ産業活用制度、経済産業省事業により創出された業種・事業者を横断するデータ共有を行う事業数	経済産業省
93	2020年までに、情報処理安全確保支援士登録数３万人超を目指す	17,360名（2018年10月１日現在）	A	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、2017年４月から半年ごとに情報処理安全確保支援士の登録を実施。2018年10月には、8,214名の登録があり、累計17,360名が登録されており、順調に進捗している。	IPAによる集計	経済産業省
94	OECD加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で、現在の１位を引き続き維持することを目指す	第１位（2014年９月）	A	2015年７月に公表されたOECDデジタル経済白書において、OECD加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で引き続き１位を維持。	OECD「デジタル経済白書（OECD Digital Economy Outlook 2015）」	総務省

95	避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019 年度までに約３万箇所の Wi-Fi 環境の整備を目指す	整備済み箇所約 2.4 万箇所（2018 年 10 月 1 日）	B	2017 年 10 月 1 日において約 2.1 万箇所が整備済みであったところ、2018 年 10 月 1 日においては約 2.4 万箇所が整備済みとなっている。今後、目標達成に向け、「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」に基づき、Wi-Fi 環境の整備の更なる推進が必要。	総務省「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」（2018 年 12 月）	総務省

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　[１]データ駆動型社会の共通インフラの整備
施策群：AI 時代に対応した人材育成と最適活用

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
96	「新たな IT パスポート試験」の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする	N	N	2018 年度から新たに KPI として設定。2019 年度から試験を開始するため、2018 年度に制度設計を行ったところ。	経済産業省調べ	経済産業省
97	海外への大学生等の留学を６万人から 12 万人に倍増	55,969 人（2016 年）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が６年間であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。大学生等の留学数は、55,946 人から 55,969 人と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である約 8.3 万人を下回っている。独立行政法人日本学生支援機構の調査により把握している我が国の大学等に在籍しながらの短期留学者数（2013 年度：69,869 人→2017 年度：105,301 人）も考慮しつつ、施策の更なる推進が必要。	日本人の海外留学者数（文部科学省調べ）	文部科学省

98	授業中にITを活用して指導することができる教員の割合について、2020年までに100%を目指す	76.6% （2017年）	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が６年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。当該教員の割合は、71.4%から76.6%と上昇しているものの、KPI達成のために現時点で必要な値である85.7%を下回っており、施策の更なる推進が必要。	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	文部科学省
99	無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%とする	38.3%（2017年度）	B	目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が６年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。当該整備の割合は、27.2%から38.3%と上昇しているものの、KPI達成のために現時点で必要な値である63.6%を下回っており、施策の更なる推進が必要。	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	文部科学省
100	学習者用コンピュータを2020年度までに３クラスに１クラス分程度整備する	（参考：2017年度） 児童生徒 5.6人に１台	N	2018年度から新たにKPIとして設定。児童生徒5.9人に1台から児童生徒5.6人に1台に上昇しているが、進捗が芳しくないため、更なる施策の推進が必要。	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」	文部科学省
101	都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率について、2020年度までに100%を目指す	73.9%（2017年度）	A	目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が６年であるところ、「最新の数値」の時点で３年が経過。都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率は、38.3%から73.9%へと大幅に上昇しており、KPI達成のために現時点で必要な値である66%を達成している。	文部科学省調べ	文部科学省
102	2020年までに英語教員の英語力強化（CEFRのB2レベル以上　中学校：28%から50%、高校52%から75%）	中学校 36.2%、	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が７年であるところ、「最新の数値」の時点で５年が経過。前年度の数値に比べ、中学校が33.6%から36.2%、高	文部科学省「英語教育実施状況調査」	文部科学省

		高等学校 68.2%（2018年12月現在）		等学校が65.4%から68.2%と上昇しており、KPI達成のために現時点で必要な値である43.7%及び68.4%を、中学校は下回り、高等学校はほぼ達成している。特に中学校の英語教員について更なる施策の推進が必要。		
103	生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上，高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を2022年度までに５割以上にする	中学校卒業段階42.6%、高等学校卒業段階40.2%（平成30年12月現在）	B	目標達成時期が2022年で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で１年が経過。生徒の英語力は、前年度と比べ数値が中学校卒業段階で40.7%から42.6%、高等学校卒業段階で39.3%から40.2%に増加しており、KPI達成のために現時点で必要な値である42.6%及び41.4%を、中学校卒業段階は達成しており、高等学校卒業段階は下回っている。特に高等学校卒業段階について更なる施策の推進が必要。	文部科学省「英語教育実施状況調査」	文部科学省
104	国際バカロレア認定校等を2020年度までに200校以上	国際バカロレア認定校等138校 （候補校等含む。2019年3月）	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が７年であるところ、「最新の数値」の時点で５年が経過。認定校等の数は54校から138校に増加しているものの、KPI達成に向けては、最終年である2020年度までに62校の増加が必要であり、施策の更なる推進が必要。2018年度以降は、国内の国際バカロレア(IB)普及促進の核となる環境整備として、コンソーシアムの構築を行い、一条校等におけるIB導入・運営に係る支援を引き続き促進。	文部科学省調べ	文部科学省

105	第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする	（参考：2019 年 4 月） 54 講座	N	2018 年度から新たに KPI として設定。2018 年４月時点の 23 講座から、2019 年４月時点では 54 講座まで増加しており、KPI 達成のために現時点で必要な値を達成している。	経済産業省調べ	経済産業省
106	AI 分野等に係る職業実践力育成プログラム(BP)認定数を 2023 年度までに倍増する	（参考:2019 年 4 月） 10 課程	N	2018 年度から新たに KPI として設定。2017 年度の７課程から３課程増加しており、順調に進捗している。 なお、2019 年 10 月１日より新たに４課程認定されるため、これにより目標を達成。	文部科学省調べ	文部科学省
107	大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする	約 50 万人 （2016 年）	B	目標達成時期が 2022 年度で、目標達成期間が７年間であるところ、「最新の数値」の時点で１年が経過。大学・専門学校等での社会人受講者数は約 46 万人[10]から約 50 万人と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である約 54 万人を下回っている。昨年度より「人生 100 年時代構想会議」等での検討を踏まえ、社会人向けプログラムの新規開発・拡充等の具体的な施策の充実を図っているところであり、これらの効果が反映されるよう、更なる施策の推進が必要。	文部科学省「学校基本調査」、「短期大学教育の改善等の状況」、「大学における教育内容等の改革状況について」、文部科学省調べ（私立高等学校等の実態調査）	文部科学省
108	2022 年：専門実践教育訓練給付の対象講座数を 5,000 とする	3,275 講座 （2019 年 4 月現在）	B	目標達成時期が 2022 年で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で２年が経過。 2,417 講座から 3,275 講座に増加しているが、KPI 達	厚生労働省調べ	厚生労働省

10 未来投資戦略 2018 策定時点での数値は約 49 万人であったが、その後確定値を基に再計算した 2015 年の数値は約 46 万人。

				成のために現時点で必要な値である3,450講座を下回っている。2018年度に専門実践教育訓練の対象講座の指定基準の見直しを行い、2019年４月指定講座から指定対象講座を拡大したところ。今後、目標達成に向け、更なる施策の推進を図る。		
109	2020年：上場企業役員に占める女性の割合　10%	（参考）4.1%（2018年）	N	2018年度から新たにKPIとして設定。上場企業役員に占める女性の割合の「最新の数値」は2018年７月時点のものであり、現時点で評価することは困難。	東洋経済新報社「役員四季報」	内閣府（男女共同参画局）
110	2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合　15%	（参考）11.2%（2018年）	N	2018年度から新たにKPIとして設定。民間企業の課長相当職に占める女性の割合の「最新の数値」は2018年６月時点のものであり、現時点で評価することは困難。	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」	厚生労働省
111	2020年：25～44歳の女性就業率　77%	76.5%（2018年）	A	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。女性就業率は68%から76.5%まで上昇しており、KPI達成のため現時点で必要な値である74.8%を達成している。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
112	2020年：第１子出産前後の女性の継続就業率　55%	53.1%（2015年）	A	「最新の数値」は、目標達成に向けて着実に前進しており、取組状況は順調である。	国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」	厚生労働省
113	2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備	－	N	2018年度から新たにKPIとして設定。保育の受け皿の「最新の数値」は2018年４月時点のもの（294.4万人）であり、現時点で評価することは困難。	厚生労働省「『待	厚生労働省

					機児童解消加速化プラン』集計結果」（2018年９月７日）	
114	2018年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿を整備するとともに、2023年度末までに更に約30万人分整備する。	297,914人（2018年５月１日）	A	登録児童数は936,452人（2014年度（初年度））から1,234,366人（2018年５月１日）と297,914人増加し、「2018年度末までに約30万人分」を達成している。	厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」	厚生労働省
115	2020年：男性の育児休業取得率　13%	5.14%（2017年）	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が９年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。男性の育児休業取得率は2.63%から5.14%まで上昇したものの、KPI達成のために現時点で必要な値である9.54%を下回っており、施策の更なる推進が必要。	厚生労働省「雇用均等基本調査」	厚生労働省
116	2020年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率80%	55.9%（2016年）	B	目標達成時期が2020年で、「最新の数値」の時点から残り４年間となっており、目標達成のためには、2016年以降、年平均約６%上昇することが望ましく、施策の更なる推進が必要。	委託調査研究（内閣府）	内閣府（子ども・子育て本部）
117	2020年：60～64歳の就業率　67%	68.8%（2018年）	A	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。60～64歳の就業率は57.7%から68.8%まで上昇しており、KPIを達成している。	総務省「労働力調査」	厚生労働省

118	2022 年：障害者の実雇用率　2.3%	2.05% （2018 年 6 月 1 日）	A	本 KPI については、2013 年の「日本再興戦略」では、2020 年に 2.0%との KPI としていたところ、2018 年４月からの法定雇用率の引上げに合わせて「未来投資戦略 2018」において「2022 年：障害者の実雇用率 2.3%」に改定した。それに伴い、2018 年以降の KPI 達成に必要な数値も改定した。 目標達成時期が 2022 年で、KPI 改定後の目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で障害者の実雇用率は 2.05%であり、KPI 達成のため 2018 年に必要な値である 2.04%を達成している。	厚生労働省「障害者雇用状況報告」	厚生労働省
119	2020 年度末：不本意非正規雇用労働者の割合 10%以下	12.8%（2018 年）	B	目標達成時期が 2020 年度末で、目標達成期間が６年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。不本意非正規雇用労働者の割合は 18.1%から 12.8%まで減少しているが、KPI 達成のために現時点で必要な値である 12.7%を上回っており、施策の更なる推進が必要。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
120	2020 年：転職入職率　9.0%	8.6% （2017 年）	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が７年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）は 8.7%から 8.6%まで減少し、KPI 達成のために現時点で必要な値である 8.9%を下回っており、施策の更なる推進が必要。	厚生労働省「雇用動向調査」	厚生労働省

121	2020 年：20～64 歳の就業率　81%	81.8%（2018 年）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。20～64 歳の就業率は 75.2%から 81.8%まで上昇しており、KPI を達成している。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
122	2020 年：20～34 歳の就業率　79%	80.5%（2018 年）	A	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。20～34 歳の就業率は 74.4%から 80.5%まで上昇しており、KPI を達成している。	総務省「労働力調査」	厚生労働省
123	2020 年：テレワーク導入企業を 2012 年度（11.5%）比で３倍	19.1%（2018 年）	B	2018 年度から新たに KPI として設定。目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が８年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。テレワーク導入企業の割合は、11.5%から 19.1%と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である 28.8%を下回っており、施策の更なる推進が必要。	総務省「通信利用動向調査」	総務省（厚生労働省）
124	2020 年までに外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増	208,901 人[11]（2018 年５月１日）	B	当該 KPI の達成期間は 2013～2020 年であるところ、「最新の数値」の時点で５年が経過。我が国の高等教育機関に在籍する外国人留学生数は 135,519 人から 208,901 人まで増加している（約 7.3 万人の増加）が、KPI 達成のために現時点で必要な増加数（約 11.7 万人）を下回っている。なお、高等教育機関への進学等を前提として日本語の学修を目的に日本語教育機関に在籍する外国人留学生は 90,079 人となっており、	（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」	文部科学省

[11] 大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程における外国人留学生数

				それを加えた外国人留学生数は 298,980 人となっている。 高等教育機関における留学生受入れの増加に向けて、海外における日本留学の魅力の統合的な発信、奨学金の充実、留学生の就職促進を図る大学の取組の支援等を実施し、日本留学の魅力向上を図るとともに、国際化を徹底して進める大学を重点支援する等の取組を総合的に実施していくことで KPI 達成を目指す。		
125	2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す	15,386 人（2018 年 12 月）	A	10,000 人の高度外国人材の認定については、目標達成時期が 2020 年末であるところ、2018 年 12 月末までに認定された高度外国人材が 15,386 人となり、前倒しで目標を達成。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指していく。	法務省入国管理局調べ	経済産業省

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　[１]データ駆動型社会の共通インフラの整備
施策群：イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
126	今後 10 年間（2023 年まで）で世界大学ランキングトップ 100 に我が国の大学が 10 校以上入ることを目指す	THE 誌 1[12]：２校 THE 誌 2[13]：５校 QS 社[14]：５校 上海交通大学[15]：３校	B	現時点では各ランキングにおいて目標達成に必要な数値に達しておらず、今後取組を進め目標達成を目指す。	最新の数値覧のそれぞれの脚注で示したランキング等を参照	文部科学省
127	大学の特許権実施許諾件数を 2020 年度末までに５割増にすることを目指す	15,798 件[16]（2017 年度）	A	大学の特許権実施許諾件数については、2013 年度実績の 9,856 件に対して、2020 年度末までに５割増の 14,784 件を目標としているところ、2017 年度実績は 15,798 件であり、目標を達成した。	文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」	文部科学省
128	国内セクター間の研究者移動者数を 2020 年度末までに２割増にすることを目指す	国内セクター間の研究者移動者数：	B	総務省の調査によると、2013 年度実績の 10,150 名に対して、2017 年度実績では、2016 年度実績を 117 名上回	総務省「科学技術研究調査結果	内閣府（政策統括官（科学技

[12] Times Higher Education "World University Rankings 2019"
[13] Times Higher Education "World Reputation Rankings 2018"
[14] QuacquareIIi Symonds Ltd "WorId University Rankings 2019"
[15] "Academic Ranking of World Universities 2018"
[16] 大学等（国公私立大学（短期大学を含む。））、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関の特許権実施等（実施許諾または譲渡した特許権（「特許を受ける権利」段階のもの含む。））

		10,506 名（2017 年度）		ったものの、KPI 達成のため現時点で必要な値である 11,310 名を下回った。		術・イノベーション担当))
129	国立大学法人の第３期中期目標・中期計画期間（2016 年度～2021 年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013 年度～2015 年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を４割程度とすることを目指す	38.2%（2017 年度実績、配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合について、文部科学省において算出）	A	2017 年度の数値は 38.2%で、目標とする４割程度の達成に向けて着実に進捗しており、第３期中期目標・中期計画期間を通じて目標達成を目指す。	文部科学省において算出	文部科学省
130	2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を３倍増にすることを目指す	1,361 億円（2017 年度実績）	B	2016 年度実績 1,244 億円に対し、2017 年度 1,361 億円と推移しているが、KPI 達成のため現時点で必要な値である 1,799 億円を下回っている。今後、民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究開発支援手法やオープンイノベーションの更なる推進等により、KPI 達成を目指す。	総務省「科学技術研究調査結果」	内閣官房（日本経済再生総合事務局）
131	2020 年度末までに 40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増にすることを目指す	43,153 人（2016 年度）	B	本 KPI は 2016 年 1 月に閣議決定された「第 5 期科学技術基本計画」において国公私立大学全体に課せられた数値目標であり、2013 年度の数値（43,763 人）を基準としているところ、2016 年度は 2013 年度を 610 人下回っており、目標達成に必要な数値に達していない。今	文部科学省「学校教員統計調査」	文部科学省

				後、優れた若手研究者が安定かつ自立したポストに就いて活躍することを促す「卓越研究員事業」や、国立大学が実施する年俸制、クロスアポイントメント制度などの人事給与改革の推進とその進捗状況の運営費交付金への反映（共通指標として設定）等を推進することで、KPI達成を目指す。		
132	2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を４％以上とする	3.48%（2017年度実績）	B	2017年度実績は2016年度実績から0.05%上昇した。今後、「第５期科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」等に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施や2016年12月に策定した「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化等を通じて、KPI達成を目指す。	総務省「科学技術研究調査結果」	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当））
133	大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに倍増にすることを目指す	大学等との大型共同研究[17]：1,052件（2017年度） 研究開発法人との大型共同	A	2013年度実績は大学において600件、研究開発法人において90件であったところ、2019年２月に2017年度の「大学等における産学連携等実施状況について」が公表され、大学等における民間企業との大型共同研究件数は2016年度より134件増加した。 一方、内閣府が2017年度に実施した調査によると、2016年度には研究開発法人における民間企業との大型共同研究の総件数は233件となっている。	1）文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」 2）内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当））

[17] 大学等（国公私立大学（短期大学を含む。）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関）と民間企業との大型共同研究（1,000万円以上のもの）

		研究[18]：233 件（2016 年度）			等に関する調査」	
134	企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出	—	N	特に未上場企業については、価値算定が難しく、様々な調査結果が出ているところ、適切な方法・出典の選択について引き続き検討する。 【参考値】 ・未上場ベンチャー企業：２社（JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018(2019 年２月現在)） ・上場ベンチャー企業：５社（内閣府調べ（2019 年４月現在））	内閣府において算出予定	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当））
135	ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す。	0.030%（2015 年 - 17 年の 3 か年平均）	B	KPI 達成のため現時点で必要な値である 0.0358%（３か年平均）を下回った。2017 年単年では、2014 年と比べ 0.013 ポイント増加の 0.036%となった。引き続き、ベンチャー・エコシステムの構築を進めることで、KPI 達成を目指す。	内閣府「国民経済計算」、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書」	経済産業省

[18] 研究開発法人と民間企業との大型共同研究（1,000 万円以上のもの）

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　[１]データ駆動型社会の共通インフラの整備
施策群：知的財産・標準化戦略

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
136	中小企業の特許出願に占める割合を2019年度までに約15%とする	15% （2017年）	A	2013年には12%、2014年には13%、2015年には14%、2016年には15%であったところ、2017年は15%となっており、順調に推移している。	特許庁調べ	経済産業省
137	2020年度までに１年当たりの地方における面接審査件数を1,000件とする	836件(2018年度１月末)	A	年間を通じ、出願人等からの要請に応じて出張面接審査を実施。 2015年度から開始した特許庁の知財支援イベントである「巡回特許庁」における出張面接審査の普及及び実施、並びに2017年７月に大阪府に開設された独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部における出張面接審査の実施に取り組んでおり、順調に推移している。 目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が６年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。KPI達成のため2018年度時点で必要である810件程度を上回った。	特許庁調べ	経済産業省
138	国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす	101件 （2017年末）	A	2017年末の時点で、2020年度末までの目標値を上回っているが、この水準を引き続き維持するよう努める。	経済産業省調べ	経済産業省

139	2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する	19 件（2018 年度実績）	B	中堅・中小企業等が「新市場創造型標準化制度」を利用し、標準化に至った規格数を計数。 現在、日本工業標準調査会での標準化承認済案件は JIS 案件が 37 件、ISO 案件が２件、IEC 案件が１件ある。既に JIS 規格として制定済の案件は 2018 年度時点で 19 件存在。 今後も引き続き、制定準備段階の案件の標準化を着実に進めつつ、更なる新規案件の掘り起こしや制度の周知を図ることで、標準化件数を増加させる予定。	経済産業省調べ	経済産業省
140	今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする	平均 14.1 月（2017 年度）	A	2016 年度の権利化までの期間は 14.6 月であったところ、2017 年度においては 14.1 月まで短縮しており、概ね順調に推移している。	特許庁調べ	経済産業省

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　［２］大胆な規制・制度改革
施策群：サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
134（再掲）	企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出	―	N	特に未上場企業については、価値算定が難しく、様々な調査結果が出ているところ、適切な方法・出典の選択について引き続き検討する。 【参考値】 ・未上場ベンチャー企業：2 社（JAPAN STARTUP	内閣府において算出予定	内閣府（政策統括官（科学技術・イノベ

				FINANCE REPORT 2018(2019 年 2 月現在)) ・上場ベンチャー企業：５社（内閣府調べ（2019 年 4 月現在))		ーション担当))

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　[２]大胆な規制・制度改革
施策群：投資促進・コーポレートガバナンス

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
141	大企業（TOPIX500）の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す	2018 年度 日本：4.0%（TOPIX500） 米国：6.2%（S&P500）： 欧州：4.2%（BE500）	B	目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が９年であるところ、2018 年度の時点が２年目に当たる。日本の ROA は 2016 年度が 3.8%、2017 年度が 4.0%、2018 年度が 4.0%と推移しており、未だ欧米企業の ROA 水準から乖離している。	経済産業省調べ	経済産業省

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　[２]大胆な規制・制度改革
施策群：国家戦略特区の推進

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
47 （再掲）	2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国３位以内に入る	25 位（2019 年	B	目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が７年であるところ、2017 年の時点で５年半が経過。2019 年の順位は、25 位（昨年比１位下落）である。KPI 達成	世界銀行「Doing Business 2019」	内閣官房（日本経済

				に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。現在、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、裁判手続等の IT 化等について事業環境の改善に向けた取組を推進中。今後も、「事業環境改善のための関係省庁連絡会議」において整理された項目ごとの取りまとめ省庁が中心となって、事業環境の改善に向けた取組を推進することで、KPI 達成を目指す。		再生総合事務局）
57 （再掲）	2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が３位以内に入る	３位 （2018 年）	A	東京の都市総合力ランキングは 2016 年に３位を達成し、2018 年も 2016 年、2017 年に引き続き３位である。	森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング 2018」	内閣官房 （日本経済再生総合事務局）

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　［３］海外の成長市場の取り込み
施策群：「Society 5.0」の国際展開と SDGs 達成

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	主担当省庁
142	我が国企業の 2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円（2010 年約 10 兆円）	約 21 兆円 （「事業投資」による収入額を含む。）（2016 年）	B	2010 年の受注実績が約 10 兆円であるのに対し、2016 年の実績は約 21 兆円であり、目標達成のため、2010 年以降受注実績額が毎年均等に増加したと仮定した場合の値である 22 兆円を下回っており、インフラシステム輸出戦略など必要な施策を更に着実に実施する。	内閣府「機械受注統計」等の統計値や業界団体へのヒアリング等	内閣官房 （副長官補室（経協インフラ担当））

143	首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上	95件（2017年）	A	毎年10件以上が目標のところ、2017年は95件（総理30件、閣僚等65件）、うち８件には経済ミッションが同行するなどしている。	関係省庁からの報告	内閣官房（副長官補室（経協インフラ担当））
138（再掲）	国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす	101件（2017年末）	A	2017年末の時点で、2020年度末までの目標値を上回っているが、この水準を引き続き維持するよう努める。	経済産業省調べ	経済産業省

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　［３］海外の成長市場の取り込み
施策群：日本企業の国際展開支援

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
144	2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「中国、ASEAN等」：２倍	115.6　兆　円（2016年度） ※内訳：輸出額12.9兆円（現地法人の日本からの調達額を除く）、 現地法人売上高102.6兆円	B	KPIの進捗については、輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く）と現地法人売上高の合算値により評価。目標達成時期が2020年で、目標達成期間が９年であるところ、「最新の数値」の時点で４年が経過。 ・「中国・ASEAN等」については、2011年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は15.4兆円、現地法人売上高は73.9兆円、合算値は89.4兆円。2016年度の輸出額（現地法人の日本からの調	輸出額:財務省「貿易統計」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省

145	2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：２倍	23.8兆円（2016年度） ※内訳：輸出額2.6兆円（現地法人の日本からの調達額を除く。）、 現地法人売上高21.2兆円	B	達額を除く。）は12.9兆円、現地法人売上高は102.6兆円、合算値は115.6兆円であった。中国では前年度より９％程度減少、ASEANでは５％減少している。 中国に関しては、2016年前半の民間投資の大幅な下落等によって、中国経済の経済成長が伸び悩んだことが要因の一つと考えられる。 またASEANについても、資源価格が低い水準で推移したことや、中国の経済成長の減速等による貿易の停滞が影響したと考えらえる。	輸出額:財務省「貿易統計」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省
146	2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「アフリカ地域」：３倍	2.0兆円（2016年度） ※内訳：輸出額0.4兆円（現地法人の日本からの調達額を除く。）、 現地法人売上高1.6兆円	B	・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」については、2011年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は5.0兆円、現地法人売上高は17.0兆円、合算値は計22.0兆円。2016年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は2.6兆円、現地法人売上高は21.2兆円、合算値は23.8兆円であった。中南米地域では前年度より５％増、CISでは28%増加となっている一方で、南西アジアでは2%減、中東は17%減、ロシアでは１%減となった。 資源価格が低い水準で推移したことや、米国の利上げの影響等で、新興国経済が低迷したことが要因の一つと考えられる。	輸出額:財務省「貿易統計」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省

				・「アフリカ地域」については、2011 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 0.4 兆円、現地法人売上高は 1.6 兆円、合算値は計 2.0 兆円。2016 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 0.4 兆円、現地法人売上高は 1.6 兆円、合算値は 2.0 兆円であった。同地域は、前年度より 8%減となった。日本企業が現地のニーズや所得にあった製品がつかめない、現地の商制度や法律が分からない、安全面のリスク等、様々な懸念により、我が国企業のアフリカ向け進出が進んでいない。 各地域・国において経済規模、経済成長や外生的な政治自然リスクの存在は、それぞれ異なるため、数値に加えて各地域・国における経済発展や当該国への他国企業の進出状況に比較し、我が国企業の海外展開の進捗を評価していくことが重要であり、そうした観点も踏まえて引き続き推移を注視していく。		
147	2018 年までに、FTA 比率 70%以上	51.6%[19] （2018 年貿易額ベース）	B	本件 KPI は、日本の貿易総額に占める EPA・FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合を測るものである。経済連携の推進については、TPP11 が 2018 年３月８日に 11 か国で署名され、12 月 30 日に発効し	財務省「貿易統計」	内閣官房（副長官補室（外務担当））

[19] 日本の貿易総額に占める、2018 年 12 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合

				た。また、同年７月 17 日に日 EU・EPA が署名され、2019 年２月１日に発効した。さらに、政府として RCEP 等を含む現在交渉中の EPA・FTA も早期妥結に向け，精力的に交渉を進めている。		
148	2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効	76 か国・地域	B	2018 年２月に日アルメニア投資協定が、同年４月には日アラブ首長国連邦（UAE）投資協定が、同年 11 月には日ヨルダン投資協定が、そして同年 12 月には日アルゼンチン投資協定が署名に至っている。さらに同年、エチオピア、タジキスタン、パラグアイの３か国及び 2019 年２月にアゼルバイジャンとの間で新たに正式交渉を開始し、現在交渉中の投資関連協定が全て発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。これらの投資関連協定を着実に進めるとともに、新規交渉国を拡大しつつ KPI の達成を目指す。	外務省投資政策室調べ	外務省
149	2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比２倍	20.6 兆円（2016 年度）	A	目標達成時期が 2020 年度で目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で６年が経過。中堅・中小企業輸出額及び現地法人売上高の合計（中堅企業は資本金 10 億円以下と定義）は 2010 年度～2016 年度の６年間で 12.8 兆円から 20.6 兆円に増加しており、目標達成のため、2010 年度以降毎年輸出額及び現地法人売上高が均等に増加したと仮定した場合の現時点での値である 20.48 兆円を上回っている。	輸出額：経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」、現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」	経済産業省

124 （再掲）	外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増	208,901 人 （2018 年５月１日）	B	当該 KPI の達成期間は 2013～2020 年であるところ、「最新の数値」の時点で５年が経過。我が国の高等教育機関に在籍する外国人留学生数は 135,519 人から 208,901 人まで増加している（約 7.3 万人の増加）が、KPI 達成のために現時点で必要な増加数（約 11.7 万人）を下回っている。なお、高等教育機関への進学等を前提として日本語の学修を目的に日本語教育機関に在籍する外国人留学生は 90,079 人となっており、それを加えた外国人留学生数は 298,980 人となっている。 高等教育機関における留学生受入れの増加に向けて、海外における日本留学の魅力の統合的な発信、奨学金の充実、留学生の就職促進を図る大学の取組の支援等を実施し、日本留学の魅力向上を図るとともに、国際化を徹底して進める大学を重点支援する等の取組を総合的に実施していくことで KPI 達成を目指す。	（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」	文部科学省
125 （再掲）	2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。	15,386 人 （2018 年 12 月）	A	10,000 人の高度外国人材の認定については、目標達成時期が 2020 年末であるところ、2018 年 12 月末までに認定された高度外国人材が 15,386 人となり、前倒しで目標を達成。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指していく。	法務省入国管理局調べ	経済産業省

Ⅱ．経済構造革新への基盤づくり　[３]海外の成長市場の取り込み
施策群：日本の魅力を活かす施策

整理No.	KPI	最新の数値	KPIの進捗	KPIの進捗の詳細	KPIの出典	主担当省庁
150	2020年における対内直接投資残高を35兆円へ倍増（2012年末19.2兆円）	30.7兆円（2018年末）	B	KPIであるストックベースの指標については、統計基準の改訂により、2013年以前と2014年以降を比較することはできない。統計的に比較可能な2014年末の実績を基点とし、2020年に35兆円の目標達成のため2014年以降残高が均等に増加すると仮定した場合の2018年末時点の値は31.2兆円となるが、実績の30.7兆円はそれを下回っている。他方で、「地域への対日直接投資サポートプログラム」の支援対象として24自治体を決定し、政府及びJETROによる各地域の特色を活かした誘致戦略の策定や誘致活動支援等を実施するなど、地域での取組を強化しているところ。今後も、対内直接投資誘致の強化に向けた施策に取り組む。	財務省・日本銀行「国際収支統計」対外資産負債残高	内閣府
151	2020年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を500億円に増加させる。	444.5億円（2017年度）	A	目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が５年であるところ、「最新の数値」の時点で２年が経過。放送コンテンツ関連海外売上高は2015年度～2017年度の２年間で288.5億円から444.5億円に増加しており、毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である373.1億円を上回っている。	総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」	総務省

152	日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す	198.6 % 増（ 2012 ～ 2018年） 618億円（2018年）	A	2012～2018年の伸び率は、農林水産物・食品の輸出額の伸び率（101.6%増）を上回っている。	財務省貿易統計	内閣府（知的財産戦略推進事務局）